

平成18年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3.	3	金	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（一部議案審議） ・陳情 ・発議 ・報告 ・所管事務調査報告		
	4	土	休	会		
	5	日	休	会		
	6	月	休	会		一般質問通告期限
	7	火	休	会		
	8	水	休	会		
	9	木	本会議	・一般質問		
	10	金	本会議	・一般質問		議会全員協議会
	11	土	休	会		
	12	日	休	会		
	13	月	本会議	・一括質疑 ・一部議案審議		
	14	火	常任委員会	（午後から）		中学校卒業式
	15	水	常任委員会			
	16	木	常任委員会			
	17	金	常任委員会			
	18	土	休	会		
	19	日	休	会		
	20	月	議会運営委員会			議会全員協議会
	21	火	休	会		春分の日
	22	水	本会議	・追加議案審議		
	23	木	休	会		小学校卒業式
	24	金	議会運営委員会			
	25	土	休	会		
	26	日	休	会		
	27	月	常任委員会			議会全員協議会

月	日	曜	日	程	備	考
	28	火	本会議（最終日）	・常任委員会委員長報告 ・議案審議 ・発議 ・報告 ・議員派遣 ・継続調査		
			閉 会			

平成18年第2回さつま町定例会審議結果

開会 平成18年 3月 3日

閉会 平成18年 3月28日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 2	さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	18. 03. 03	18. 03. 28	原案可決	総務
3	さつま町国民保護協議会条例の制定について	〃	〃	〃	〃
4	さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について	〃	〃	〃	〃
5	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
6	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	18. 03. 13	〃	—
7	さつま町健康ふれあい公園条例の制定について	〃	〃	〃	—
8	さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について	〃	〃	〃	—
9	さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について	〃	〃	〃	—
10	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について	〃	〃	〃	—
11	さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について	〃	〃	〃	—
12	さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	〃	18. 03. 28	〃	文教
13	さつま町課設置条例の全部改正について	〃	18. 03. 13	〃	—
14	さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	〃	18. 03. 28	〃	総務
15	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
16	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
17	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
18	さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 19	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	18.03.03	18.03.28	原案可決	文教
20	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
21	さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
22	さつま町企業立地促進条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
23	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設
24	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
25	さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について	〃	〃	可決	〃
26	さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
27	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教
28	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
29	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
30	さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
31	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
32	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	建設
33	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
34	さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
35	さつま町平川郷の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
36	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 37	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	18.03.03	18.03.28	可決	建設
38	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
39	さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
40	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
41	さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教建設
42	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	建設
43	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
44	さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	総務
45	さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	建設
46	平成18年度さつま町一般会計予算	〃	〃	原案可決	総務 文教建設
47	平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	文教
48	平成18年度さつま町老人保健医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
49	平成18年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
50	平成18年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
51	平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算	〃	〃	〃	〃
52	平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
53	平成18年度さつま町水道事業会計予算	〃	〃	〃	建設
54	平成18年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 55	さつま町総合振興計画の策定について	18. 03. 03	18. 03. 28	原案可決	—
56	町道路線の認定及び廃止について	〃	18. 03. 03	可決	—
57	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する 地方公共団体の数の減少について	〃	〃	〃	—
58	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村 職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
59	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村 職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃	〃	—
60	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分 について	〃	〃	〃	—
61	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組 合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿 児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合 規約の変更について	〃	〃	〃	—
62	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組 合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿 児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合 規約の変更について	〃	〃	〃	—
63	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組 合の財産処分について	〃	〃	〃	—
64	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合 を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島 県市町村議会議員公務災害補償等組合規約 の変更について	〃	〃	〃	—
65	さつま町固定資産評価員の選任について	〃	〃	同意	—
陳情 3	畜産政策・価格に関する陳情書	〃	〃	採択	—
発議 1	畜産政策・価格に関する意見書（案）の提出 について	〃	〃	原案可決	—
報告 1	平成17年度さつま町土地開発公社事業変更 計画及び事業会計補正予算（第4号）につい て	〃	18. 03. 28	報告済	—
2	平成18年度さつま町土地開発公社事業計画 及び事業会計予算について	〃	〃	〃	—

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
	所管事務調査報告の件	18. 03. 03			
議案 6 6	さつま町介護保険条例の一部改正について	18. 03. 22	18. 03. 22	原案可決	—
6 7	平成 1 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）	〃	〃	〃	—
6 8	平成 1 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
6 9	平成 1 7 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
7 0	平成 1 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃	〃	—
7 1	平成 1 7 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	—
7 2	平成 1 7 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 5 号）	〃	〃	〃	—
7 3	平成 1 7 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）	〃	〃	〃	—
7 4	さつま町教育委員会委員の任命について	18. 03. 28	18. 03. 28	同 意	—
発議 2	さつま町議会委員会条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
3	道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件				
	閉会中の継続調査について				

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月3日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制 定について	6
（提案説明）	
議案第 3 号 さつま町国民保護協議会条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 4 号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 5 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 7 号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 8 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 9 号 さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第10号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第11号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について	7
（提案説明）	
議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	7
（提案説明）	
議案第13号 さつま町課設置条例の全部改正について	7
（提案説明）	

議案第 1 4 号	さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 1 5 号	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 1 6 号	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 1 7 号	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 1 8 号	さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 1 9 号	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 2 0 号	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 2 1 号	さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 2 2 号	さつま町企業立地促進条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 2 3 号	さつま町営住宅等条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 2 4 号	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	7
(提案説明)		
議案第 2 5 号	さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 2 6 号	さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 2 7 号	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 2 8 号	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 2 9 号	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 0 号	さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 1 号	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 2 号	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		

議案第 3 3 号	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 4 号	さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 5 号	さつま町平川郷の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 6 号	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	7
(提案説明)		
議案第 3 7 号	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 3 8 号	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 3 9 号	さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 0 号	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 1 号	さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 2 号	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 3 号	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 4 号	さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 5 号	さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	8
(提案説明)		
議案第 4 6 号	平成 1 8 年度さつま町一般会計予算	8
(提案説明)		
議案第 4 7 号	平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	8
(提案説明)		
議案第 4 8 号	平成 1 8 年度さつま町老人保健医療特別会計予算	8
(提案説明)		
議案第 4 9 号	平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	8
(提案説明)		
議案第 5 0 号	平成 1 8 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	8
(提案説明)		
議案第 5 1 号	平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算	8
(提案説明)		
議案第 5 2 号	平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	8
(提案説明)		

議案第 5 3 号 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計予算	8
(提案説明)	
議案第 5 4 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算	8
(提案説明)	
議案第 5 5 号 さつま町総合振興計画の策定について	8
(提案説明)	
議案第 5 6 号 町道路線の認定及び廃止について	2 5
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 5 7 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少 について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 5 8 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 5 9 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 6 0 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 6 1 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約 の変更について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 6 2 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約 の変更について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 6 3 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 6 4 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変 更について	2 7
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 6 5 号 さつま町固定資産評価員の選任について	2 9
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
陳情第 3 号 畜産政策・価格に関する陳情書	3 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 1 号 畜産政策・価格に関する意見書(案)の提出について	3 1
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 1 号 平成 1 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 4 号)について	3 2

(内容説明)	
報告第 2 号 平成 18 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	3 2
(内容説明)	
所管事務調査報告の件	3 3
散 会	3 4
○3月9日(第2日)	
一般質問表	3 5
会議を開催した年月日及び場所	3 8
出欠席議員氏名	3 8
出席事務局職員	3 8
出席説明員氏名	3 8
本日の会議に付した事件	3 9
開 議	4 0
一 般 質 問	4 0
宮之脇金次郎議員	4 0
防災(火災)対策について	
簡易水道未普及地域の促進対策について	
日高 政勝議員	4 6
総合振興計画について	
平成 18 年度予算編成について	
平田 昇議員	5 6
町民のリーダーとして、町長の政治姿勢を問う	
2 株式会社(ヘルシーランドつるだ・パーク観音滝)について	
川口 憲男議員	6 7
食育の取り組みは	
楠木園洋一議員	7 2
農林業対策について	
高嶺実樹雄議員	7 9
地域防災について	
延 会	8 8
○3月10日(第3日)	
一般質問表	8 9
会議を開催した年月日及び場所	9 1
出欠席議員氏名	9 1
出席事務局職員	9 1
出席説明員氏名	9 1
本日の会議に付した事件	9 2
開 議	9 3
一 般 質 問	9 3

新屋敷 浩議員	9 3
施政方針について	
市来 修議員	1 0 3
南高梅の生産面積拡大の考えはないか	
内之倉成功議員	1 0 5
町道整備について	
指定管理者導入について	
室内運動場について	
柏木 幸平議員	1 1 2
鶴田ダムの環境について	
内水面漁業の振興について	
麥田 博稔議員	1 1 7
施政方針と予算案について	
平八重光輝議員	1 3 0
子育てプロジェクトについて	
定住促進プロジェクトについて	
散 会	1 3 7

○ 3月13日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 3 9
出欠席議員氏名	1 3 9
出席事務局職員	1 3 9
出席説明員氏名	1 3 9
本日の会議に付した事件	1 4 0
議案付託表	1 4 2
開 議	1 4 6
議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制 定について	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	
議案第 3 号 さつま町国民保護協議会条例の制定について	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	
議案第 4 号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	
議案第 5 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	
議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	
議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正につい て	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	
議案第15号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 4 6
（一括質疑・委員会付託）	

議案第16号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第17号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第18号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について ……	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第19号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第20号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について ……	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第21号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第22号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第24号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正 について ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算 ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第47号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第48号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計予算 ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第49号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計予算 ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第50号 平成18年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第51号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算 ……………	1 4 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第52号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 ……………	1 4 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第53号 平成18年度さつま町水道事業会計予算 ……………	1 4 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第54号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計予算 ……………	1 4 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について……	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第26号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について……	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第27号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	

.....	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 2 9 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 0 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 1 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 2 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 3 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	1 6 6
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 4 号 さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 6 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 7 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 3 8 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 4 1 号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 4 2 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 4 3 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 4 4 号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について	1 6 7
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 2 8 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	1 7 4
(質疑・委員会付託)	
議案第 3 9 号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について	1 7 4
(質疑・委員会付託)	
議案第 3 5 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	1 7 4
(質疑・委員会付託)	
議案第 4 0 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について	1 7 6
(質疑・委員会付託)	
議案第 4 5 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	1 7 7
(質疑・委員会付託)	
議案第 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に關す	

る条例の制定について	178
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 7 号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定について	178
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 8 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について	178
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 9 号 さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について	178
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 10 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について	178
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 11 号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について	178
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 13 号 さつま町課設置条例の全部改正について	180
(委員会付託省略・質疑・討論・討論)	
議案第 55 号 さつま町総合振興計画の策定について	182
(質疑)	
散 会	184

○3月22日(第5日)

会議を開催した年月日及び場所	185
出欠席議員氏名	185
出席事務局職員	185
出席説明員氏名	185
本日の会議に付した事件	186
開 議	187
議案第 66 号 さつま町介護保険条例の一部改正について	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 67 号 平成 17 年度さつま町一般会計補正予算(第 7 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 68 号 平成 17 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 69 号 平成 17 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第 2 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 70 号 平成 17 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 71 号 平成 17 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第 2 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 72 号 平成 17 年度さつま町水道事業会計補正予算(第 5 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 73 号 平成 17 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)	187
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	

散 会	2 0 5
○ 3 月 2 8 日 (第 6 日)	
会議を開催した年月日及び場所	2 0 7
出欠席議員氏名	2 0 7
出席事務局職員	2 0 7
出席説明員氏名	2 0 7
本日の会議に付した事件	2 0 8
開 議	2 1 0
議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 号 さつま町国民保護協議会条例の制定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 5 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 6 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 7 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 8 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 9 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 0 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 1 号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 2 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 3 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 4 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正	

について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 5 号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 6 号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 7 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 9 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 0 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について	2 1 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 1 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 2 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 3 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 4 号 さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 6 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 7 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 8 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 1 号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 2 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 3 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 4 号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 6 号 平成 1 8 年度さつま町一般会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 7 号 平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 8 号 平成 1 8 年度さつま町老人保健医療特別会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 4 9 号 平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 0 号 平成 1 8 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 1 号 平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 2 号 平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 3 号 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 4 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算	2 1 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 8 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	2 2 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 9 号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について	2 2 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 5 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	2 2 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 0 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について	2 3 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 5 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について	2 3 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 5 号 さつま町総合振興計画の策定について	2 3 2
(質疑・討論・採決)	
議案第 7 4 号 さつま町教育委員会委員の任命について	2 3 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 2 号 さつま町議会委員会条例の一部改正について	2 3 4
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 3 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書(案)の提出について	2 3 5
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 1 号 平成 1 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 4 号)について	2 3 6
(質疑)	
報告第 2 号 平成 1 8 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	2 3 6
(質疑)	
議員派遣の件	2 3 6
(決定)	
閉会中の継続調査について	2 3 7

(決定)		
閉	会	2 3 7

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成18年3月3日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
6番	木 下 敬 子 議員	7番	米 丸 文 武 議員
8番	麥 田 博 稔 議員	9番	平八重 光 輝 議員
10番	新 改 秀 作 議員	11番	楠木園 洋 一 議員
12番	宮之脇 金次郎 議員	13番	柏 木 幸 平 議員
14番	久 保 道 夫 議員	15番	別 府 静 春 議員
16番	舟 倉 武 則 議員	17番	日 高 政 勝 議員
18番	田 中 伸 一 議員	19番	柳 田 隆 男 議員
20番	山 崎 文 久 議員	21番	岩 元 涼 一 議員
22番	新 改 幸 一 議員	23番	中 尾 正 男 議員
24番	東 哲 雄 議員	25番	川 口 憲 男 議員
26番	内之倉 成 功 議員	27番	木 下 賢 治 議員
28番	濱 田 等 議員		

欠席議員(1名)

5番 肥 後 紀 康 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	総務課 長	湯 下 吉 郎 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課 長	永 田 清 信 君
鶴田総合支所 長	長 福 節 治 君	建 設 課 長	前 囿 義 広 君
薩摩総合支所 長	山 口 正 展 君	農 政 課 長	久保蘭 純 隆 君
福祉介護課 長	福 永 城 君	耕地林業課 長	脇黒丸 猛 君
介護保険対策室 長	小椎八重 廣樹 君	水 道 課 長	楠木園 建 雄 君
健康増進課 長	中 村 政 己 君	消 防 長	田 上 泉 君
環 境 課 長	桑 園 憲 一 君	税 務 課 長	二階堂 清 一 君
商工観光課 長	橋之口 幸 男 君		
開 発 課 長	北 原 美 義 君		
企画広報課 長	和 気 純 治 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 さつま町国民保護協議会条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定について
- 第 11 議案第 8 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について
- 第 13 議案第 10 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について
- 第 14 議案第 11 号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について
- 第 15 議案第 12 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について
- 第 16 議案第 13 号 さつま町課設置条例の全部改正について
- 第 17 議案第 14 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 15 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 16 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第 17 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 21 議案第 18 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について
- 第 22 議案第 19 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 23 議案第 20 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 24 議案第 21 号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
- 第 25 議案第 22 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 26 議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 27 議案第 24 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 28 議案第 25 号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 26 号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 27 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 28 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 32 議案第 29 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 33 議案第 30 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について
- 第 34 議案第 31 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 35 議案第 32 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 36 議案第 33 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 37 議案第 34 号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について
- 第 38 議案第 35 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について

第 3 9	議案第 3 6 号	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
第 4 0	議案第 3 7 号	さつま町宮之城ちくりん館の管理者の指定について
第 4 1	議案第 3 8 号	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
第 4 2	議案第 3 9 号	さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について
第 4 3	議案第 4 0 号	さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について
第 4 4	議案第 4 1 号	さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について
第 4 5	議案第 4 2 号	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について
第 4 6	議案第 4 3 号	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
第 4 7	議案第 4 4 号	さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
第 4 8	議案第 4 5 号	さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について
第 4 9	議案第 4 6 号	平成 1 8 年度さつま町一般会計予算
第 5 0	議案第 4 7 号	平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
第 5 1	議案第 4 8 号	平成 1 8 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
第 5 2	議案第 4 9 号	平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
第 5 3	議案第 5 0 号	平成 1 8 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
第 5 4	議案第 5 1 号	平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算
第 5 5	議案第 5 2 号	平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
第 5 6	議案第 5 3 号	平成 1 8 年度さつま町水道事業会計予算
第 5 7	議案第 5 4 号	平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算
第 5 8	議案第 5 5 号	さつま町総合振興計画の策定について
第 5 9	議案第 5 6 号	町道路線の認定及び廃止について
第 6 0	議案第 5 7 号	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
第 6 1	議案第 5 8 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 6 2	議案第 5 9 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 6 3	議案第 6 0 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について
第 6 4	議案第 6 1 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について
第 6 5	議案第 6 2 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更さらについて
第 6 6	議案第 6 3 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について
第 6 7	議案第 6 4 号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第 6 8	議案第 6 5 号	さつま町固定資産評価員の選任について
第 6 9	陳情第 3 号	畜産政策・価格に関する陳情書
第 7 0	発議第 1 号	畜産政策・価格に関する意見書（案）の提出について
第 7 1	報告第 1 号	平成 1 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算

(第4号) について

第72 報告第 2号 平成18年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

第73 所管事務調査報告の件

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成18年第2回さつま町議会定例会を開会します。

5番、肥後紀康議員から本日の会議に欠席する旨、また教育委員会委員長及び農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、高嶺実樹雄議員及び27番、木下賢治議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月28日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月28日までの26日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

去る2月21日、第57回鹿児島県町村議会議長会定期総会において、自治功労者表彰が行われ、県議長会15年以上在職表彰として、本町議会から中尾正男議員及び柳田隆男議員が表彰されました。誠におめでとうございます。

また、本総会では16年度決算及び18年度予算等が承認・決定され、併せて市町村合併の進展による町村数の減少に伴い本会の規約改正を行い、役員14名を7名体制に構成替えがなされ、会長に不肖私が選出されました。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査及び財政援助団体の監査について、結果報告がありましたので印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4、行政報告を行います。

町長の報告を許します。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、補足して御報告を申し上げたいと思います。

先ほど濱田議長のほうからございました2月21日の濱田議長の議長会会長就任に引き続きまして、2月23日に開催された第93回鹿児島県町村会定期総会におきまして、不肖私が引き続き鹿児島県町村会会長職を仰せつかりました。

御承知のとおり、地方分権の名のもとに始まりました平成の大合併によりまして、県内82の町村が、本年3月末では32町村に減少いたします。加えて、国の昨今の改革の実情はあたかも地方の弱体化を図るかのような厳しい行財政運営を強いるものであり、少子高齢化や人口減少が一段と進むなかにおきまして、このままでは離党や過疎地域など、人口規模の小さい自治体の運営はますます厳しいものになると感じ、危機感を抱かざるを得ませんでした。

このようなことから県・国に対して、町村を代表する会長として発言し、行動をしていくべき使命と責任は一層大きくなってくると考えております。合併後の大事な時期であることは十分に承知いたしておりますが、それにとどまらず、町村部の存亡をかけた行動が求められる大変重要な時期に直面していると感じております。

言うまでもありませんが、このことにより町政の執行に影響がないようスタッフや職員としてしっかりスクラムを組みつつ、さらに町村会会長職が本町の懸案の打開と振興発展のために、より大きな力となるように最善を尽くして働きたいと考えております。議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、町長報告とさせていただきます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5 「議案第2号 さつま町行政手続等における
情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」、
日程第6 「議案第3号 さつま町国民保護協議会条例
の制定について」、日程第7 「議案第4号 さつま町
安全・安心まちづくり条例の制定について」、日程第
8 「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する
条例の制定について」、日程第9 「議案第6号 地方
自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例の制定について」、日程第10 「議案
第7号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定につい
て」、日程第11 「議案第8号 さつま町老人福祉セ
ンターいぬまき荘条例の制定について」、日程第
12 「議案第9号 さつま町薩摩農産物加工センター
条例の制定について」、日程第13 「議案第10号
さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定につい

て」、日程第14 「議案第11号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について」、日程第15 「議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、日程第16 「議案第13号 さつま町課設置条例の全部改正について」、日程第17 「議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」、日程第18 「議案第15号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第19 「議案第16号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第20 「議案第17号 さつま町手数料条例の一部改正について」、日程第21 「議案第18号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」、日程第22 「議案第19号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第23 「議案第20号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第24 「議案第21号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、日程第25 「議案第22号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第26 「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第27 「議案第24号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第28 「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」、日程第29 「議案第26号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」、日程第30 「議案第27号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第31 「議案第28号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第32 「議案第29号 さつま町柏原地区集会所の指定管理者の指定について」、日程第33 「議案第30号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」、日程第34 「議案第31号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第35 「議案第32号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第36 「議案第33号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第37 「議案第34号 さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について」、日程第38 「議案第35号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第39 「議案第36号 さつ

ま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第40 「議案第37号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第41 「議案第38号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第42 「議案第39号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第43 「議案第40号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」、日程第44 「議案第41号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について」、日程第45 「議案第42号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第46 「議案第43号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第47 「議案第44号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、日程第48 「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」、日程第49 「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算」、日程第50 「議案第47号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第51 「議案第48号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第52 「議案第49号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第53 「議案第50号 平成18年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第54 「議案第51号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算」、日程第55 「議案第52号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第56 「議案第53号 平成18年度さつま町水道事業会計予算」、日程第57 「議案第54号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計予算」、日程第58 「議案第55号 さつま町総合振興計画の策定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」から日程第58「議案第55号 さつま町総合振興計画の策定について」まで、以上の議案54件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成18年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平成18年3月議会定例会の開会に当たり、平成18年度の町政運営についての基本的な考え方や各会計の当初予算をはじめとする諸議案について、その概要をご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまの町政に対するより一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

また、本町が合併して早くも1年を経過しようとしておりますが、町政の各般にわたり関係各位の一方ならぬご支援とご協力を賜り、新生さつま町が概ね順調にスタートできましたことに對しまして、改めて厚くお礼を申し上げる次第であります。

ところで、国の平成18年度予算編成は、構造改革に一応のメドをつけるものと位置づけられ、同時に一層の改革を加速させるための予算編成がなされたところであります。また、昨年末の税制改正大綱や地方財政対策並びに政府予算においては、「国から地方へ」の改革の具体化を図るとして、地方分権を進めるうえでの大きな指針が示されたところでありますが、平成18年度の地方財政については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然として高い水準で推移し、さらに社会保障経費の自然増等により、引き続き大幅な財源不足が見込まれております。

このため地方財政計画では、国の改革予算と歩を一にして見直すこととされ、職員定員の純減、給与構造改革、地方単独事業費等の抑制を通じて、地方財政計画の規模の縮小を図り、財源不足に対する調整が行われております。

このようななかで、今回の予算編成に当たっては、中・長期的な視点からの財政運営ということなどを勘案し、慎重な編成作業に努めたところであります。

なかでも基金の取り崩しについては、健全財政の観点からゼロを目指すとして努力したところでありますが、地方交付税等の大幅な減額など予想を超える歳入不足が見込まれ、また、合併のシミュレーションで見込んでおりました財政計画と乖離が大きく、昨年に引き続き基金の取り崩しを行わざるを得ない状況となったことから、合併協議で申し合わせた事項等についても一部見直しが必要になったところであります。

このため、議員各位をはじめ町民のご理解とご協力を得ながら、新生さつま町が将来にわたって安定的な行財政運営を図っていくためにも、行財政改革は、私に課せられた最大の政策課題であると認識するところでありますので、引き続き行政改革大綱を基本としながら、積極的な改革に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、新さつま町のまちづくりの基本方針となります総合振興計画についてであります。この策定に当たりましては、薩摩東部地区合併協議会で策定されました「新町建設計画」を基本として、住民のご意見、要望等を可能な限り反映させた計画となるよう配慮いたしましたところであります。

特に、今日の厳しい財政状況のなかでまちづくりを進めていくためには、町民の皆様のご理解とご協力は不可欠のものであるとの考え方から、町内すべての地区において町民懇談会を開催して、提言や要望等を伺い、また、議会における振興計画策定対策調査特別委員会、地域審議会、振興計画審議会におきましても委員の皆様方からたくさんの提言や要望をいただいたところであります。

これらを踏まえ計画の取りまとめを行い、将来像を「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」、基本理念を「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」とし、重点プロジェクトにおいては、オンリーワンの町づくりを目指して次の3つを定めたところであります。

まず第一は、定住促進プロジェクトであります。町の個性と魅力を発揮した定住促進と積極的な企業誘致、住む人のニーズに応える宅地の供給を目指してまいります。

第二に、資源活用プロジェクトであります。さつま町の誇れる農林業資源や歴史・文化遺産、そして自然環境など豊富な資源を最大限に活用し、積極的な情報発信に努めながら、個性と魅力を高める町づくりを進めてまいります。

第三に、健康・子育てプロジェクトであります。町民が健康への意識を高め、軽スポーツなど

健康づくりによる町づくり、また、子供を安心して生み育てることのできる子育て支援や環境づくりを推進してまいります。

これら総合振興計画に定めた目標に向かって取り組みを進めていくうえでは、行政と町民が手を取り合い、一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があると思っております。

なお、総合振興計画につきましては、今議会に提案したところでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

次に、行財政改革の推進についてであります。

国・地方ともに財政改革を中心とした行財政全般にわたる構造改革は避けて通れない現状であります。特に合併後においては、同規模団体と比較しましても組織規模や予算規模は膨らんでおり、併せて国・県の改革により歳入は一層減少の方向であります。

このような状況のなかで、今後も行政サービスの水準を維持・確保していくためには、効率的で簡素な組織機構、職員数の適正管理、事務事業の見直しなど総合的な改革を進めていく必要があります。さらに、前例主義的な発想から知恵と工夫で創造力ある事務事業の展開と職員マンパワーの積極的な活用ということなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本年度の主な施策について、ご説明申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」であります。

まず、基幹産業である農林業について申し上げます。

昨年10月に「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策の見直し」「農地・水・環境保全向上対策」の3つの政策からなる「経営所得安定対策等大綱」が示されました。これは先に策定された「新たな食料・農業・農村基本計画」のやる気と能力のある担い手を重点的に支援する政策や消費者の視点に立った政策の具体化であり、19年産からスタートいたします。

特に「品目横断的経営安定対策」は、農業の構造改革を加速化し国際ルールの強化に対抗できる対策とするため、これまで全農家を対象に品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手としての認定農業者や集落営農を対象を絞り、その経営安定を図る対策に転換するもので、戦後最大の農政改革と言われております。

本町の農業就業人口は、この5年間で16％減少し、高齢化率は約7割に達し、耕作放棄地も増加しつつあります。今後も農家戸数、農業就業人口とも減少が続き、急速な農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大が予測されますことから、地域農業・農村の持続的な発展を図るために、本町でも担い手としての認定農業者の確保・育成、集落営農の組織化が喫緊の課題であり、早急にその対策を講じる必要があります。

このようなことから、農政対策においては、緊急的かつ重要課題の施策を推進するため、農政課内に「担い手育成支援室」の設置を図り、関係する「JA」「普及センター」などの関係機関と十分連携して事業の推進を図るため、ワンフロア化し、集落営農組織の育成など時代に即応した農業・農村の振興を図っていきたいと考えております。

次に、農産物のブランド確立については、いちご・トマト・新ごぼう等の経営安定に向けた収量・品質向上対策を進め面積拡大を図るとともに、初期投資が少なく収益性も高い「さつまいも」としての南高梅の面積拡大と品質の向上による産地拡大に取り組んでまいります。

また、新生地区の温州みかんが「かごしまの農林水産物認証制度」の認証を本町での第一号として取得されましたが、ハウス金柑をはじめ他の農産物につきましても、消費者ニーズに合った「安心・安全」の生産を基本に認証取得に向けた取り組みや地産地消・高齢者の生きがい農業などを生産者・関係機関団体と連携して、ブランド確立に努めてまいります。なお、秋には本町を中心に「鹿児島県果樹振興大会」が開催されますので、関連する準備も進めてまいります。

次に、全国に誇る「さつま牛」の産地づくりであります。平成17年全国子牛取引の市場価格ランキングで、薩摩中央家畜市場が全国1位の栄誉に輝きました。本年度におきましても、町畜産振興大会を開催し、さらに畜産農家や関係機関、町が一丸となった取り組みを進め、さつま牛ブランドの振興を図ってまいります。

また、本町は全国に名高い種雄牛に恵まれていることから、優秀な雌牛の確保、商品性の高い子牛づくりを進めていくためにも、優良牛の保留対策など一部補助制度の拡充を図り、今後においても産地の維持・振興に努めてまいります。さらに19年度には、全国和牛能力共進会が開催される年となることから、その対策に向けた取り組みを進めるため、所要の措置をしたところがあります。

なお、統合家畜市場の誘致は、議会のご協力もいただきながら、薩摩畜連・JAさつまなど関係機関団体と連携し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、農業基盤の整備であります。農村地域の快適で豊かな農村空間を形成し、生活環境改善や生産基盤の整備を図るため、引き続き県営事業により薩摩地区の整備、柏原地区の平成20年度からの実施に向けた計画書の策定、杵野地区ほか6地区の農道改良舗装等整備、農業用ため池改修事業など、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

林業関係では、森林・林業の中核的担い手である森林組合を中心に素材生産者との連携を図りつつ、森林の適正な管理施業の普及啓発と生産性の高い健全な森林育成に努めるため、昨年度から創設されました森林環境税の活用や補助事業等により、除間伐事業を実施してまいります。

また、北薩森林管理署の移転につきましては、誘致運動を進めてまいりました結果、去る1月12日にさつま町へ新築移転の方針が正式に国から報告されたところであり、18年度中に旧県立宮之城高等技術専門校跡地に新築移転されることになりました。

今後、川薩農林事務所等関係機関との連携や事務の効率化が強化され、北薩地域の森林・林業行政全般にわたる振興発展が期待される所であり、町といたしましても、新築移転整備がスムーズに実施できるよう積極的な協力・支援をしてまいります。

また、倉内工業団地の北薩材プレカット事業協同組合が、プレカット材の需要拡大に対応していくため、林業・木材産業構造改革事業により、プレカット加工施設の増築整備が予定されておりますが、森林資源の循環利用による林業の持続的な発展と森林の健全性及び活力の維持に寄与するものと期待しております。

次に、特用林産物の振興であります。早掘り筍の生産振興をはじめ、緑竹等の導入・技術支援などにより、年間を通じた旬の筍が味わえる生産体制の早期確立に向けて取り組んでまいります。また、昨年度からJAさつまが中心になり取り組んでおります「ちくりんオーナー制度」や鹿児島大学のプロジェクトチームによる竹の飼料化の研究等が進められているところであり、今後とも豊富な竹林資源を活かした新たな産業興しに取り組んでまいります。

林道整備につきましては、新たに二渡地区において計画延長7,200メートルの林道整備を県代行で実施する計画であり、今年度は全体計画書を策定する予定であります。

次に、商工業の関係であります。4月1日に新たにスタートする「さつま町商工会」とも十分な連携を図りながら、商工業の振興に積極的な支援をしていく必要があります。今日の商工業を取り巻く状況は、大型店舗や郊外型店舗の進出、空店舗の増加等による商店街の空洞化の進行、消費者のニーズやライフスタイルの多様化など厳しい現状にはありますが、「出来ることから取り組む」ことを基本に、商店街の維持存続、消費者に足を運んでもらえる魅力ある商店街づくりに、商工会と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

特に、宮之城地区の屋地・虎居商店街における中心市街地活性化対策については、新たに4通

り会からなる「まちなか再生委員会」が設立され、「将来にわたってどのような魅力ある街並みにしていくか」「消費者のニーズにどう応えていくか」など、研究がなされております。

町といたしましても、地域商店の自助努力に対し、できるだけの支援をしてみたいと考えておりますが、本年は、虎居町商店街のアーケード撤去をはじめ、昨年度から全町的に取り組んでおります中小売店舗改造等に係る助成措置等の支援を引き続き行うことにいたしております。

観光面については、本町が有する豊かな資源のなかから、さらに多くの魅力を発掘し、最大限に活かしていく努力が重要であると考えております。そのためにも竹、梅、ホテルといった素晴らしい素材をはじめ、恵まれた自然と豊富な温泉、イベント、特産品、観光農園等を有機的に結びつけ、本町の良さを活かした情報発信に努めるとともに、各関係機関・団体との連携を図り、交流人口200万人を目指した観光交流と地域活性化に積極的に取り組んでまいります。

なかでも、奥薩摩水と緑の郷づくり、ホテルの里づくり、さつまツーリズム、広域観光ネットワークの整備などを積極的に推進してまいります。

また、コンベンション関係につきましても、コンベンションタウンさつま推進協議会と薩摩地区スポーツ団体歓迎行事等実行委員会の組織を統合し、スポーツ、カルチャーの両面から更なる合宿誘致活動を展開するとともに、これまでの参加団体との絆をより一層強化し、コンベンションの町「さつま町」の情報発信を図りながら、交流人口の増大に努めてまいります。

次に、定住促進対策であります。長期にわたった国内経済もようやく回復の兆しが見え、事業が好調な一部の企業では設備投資も積極的に行われておりますが、地方においては依然として厳しい状況にあります。

若者たちの雇用の場の確保とともに、産業基盤の整備は地域全体の活力の源であり、新たな働く場の確保は本町が将来にわたって発展していくための最重要課題のひとつとして位置づけ、組織の再編による専門部署の創設、スタッフの配置を行い、積極的な推進を図ってまいります。

また、企業誘致活動は、一早い情報の入手や企業・関係機関との密接な連携が重要な要素になりますので、これら必要な経費について所要の措置を講じたところであります。

また、企業の立地しやすい環境を整備するため、新たな施策として工業団地における開発公社所有の土地に対する用地賃貸制度の導入を図ってまいります。

次に、定住環境整備のひとつとして進めております宅地の供給であります。本町にはそれぞれ旧町で整備された住宅団地があります。今後も早期完売を図るため、これらの情報については、町のホームページや広報紙への掲載、郷土会、業者等への情報提供など積極的に取り組んでまいります。また、新たに用地取得条件を緩和し、購入者の希望によって賃貸制度を選択できる制度を導入することにいたしております。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

保健・医療については、近年、町民の方々の健康への関心が高まり、公民館や公民会単位あるいは地域における運動や食生活改善など、健康づくりへの取り組みの輪が次第に広がっております。現在、町の健康づくりの道しるべとなる「健康さつま21」の策定作業を進めており、18年度からはこの指針に基づき、町民の方々が健やかに、そして心豊かに過ごせるよう、各種の健康診査や健康相談、訪問指導、その他健康に関する取り組みを促進してまいります。

また、地域での健康増進活動への取り組みについても積極的に支援してまいります。このため、町民の方々が、年齢に応じた適切な健康づくりが推進できるよう、サポートする保健師や職員の専門性の向上に努めてまいります。

社会福祉については、少子・高齢化が急速に進み、核家族化や地域における交流機会の減少など、生活サイクルが多様化し社会環境が大きく変化するなかで、温かい心でお互いを支え合うこ

とのできる地域福祉のネットワークを構築し、町民がこの町に住んで良かったと感じられる福祉のまちづくりを目指してまいります。

高齢者福祉であります、町の高齢化率は平成18年1月1日現在で34.7%となっており、高齢者数の推計では人口減に伴い総体的には減少しますが、75歳以上の後期高齢者の割合が増加傾向にあります。

このことは、介護へのニーズの高まりにつながることになりますので、高齢者が健やかに、住み慣れた自宅や地域での生活を継続され、地域社会を構成する一員としてあらゆる分野に参加できる機会が得られるよう、地域福祉の充実に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、本年4月1日から介護保険法の改正により大幅な制度改正がなされますが、今回の改正は「介護予防」「自立支援」が重点化されているところであります。このため、制度改正に対応できるよう介護保険対策室を設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など、3職種の専門職員を配置し準備作業を進めておりますが、新制度の主要施策となる地域支援事業の新設や地域包括支援センターの開設によりまして、総合的な介護予防システムの確立を図ってまいります。

さらに、現在の福祉介護課と介護保険対策室を再編し、社会福祉、地域福祉及び児童福祉を担当する課と高齢者福祉を一体的かつ連動的に進められる課を設置し、組織体制の充実に努めてまいります。

また、介護保険法の改正や関係法令に基づき、現在さつま町の高齢者福祉施策の基本的な考え方をまとめた第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定中であり、概ねまとめの段階にあります。この計画に基づき、高齢者が健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

障害者福祉であります、国では従来の施設中心の政策から、障害者が一般社会に積極的に参加し、自ら自立した生活が送れるよう政策の転換が進められており、平成17年度に身体、精神、知的障害の三つが一本化され、18年度から障害者自立支援法が施行されることになりました。これに基づき、今年度は、障害者福祉施策の基本的な考え方をまとめた障害者福祉計画を策定し、障害者に対するきめ細かなサービスを推進してまいります。今後におきましても相談業務等の支援体制の充実に努め、障害者にやさしいまちづくりに努めてまいります。

児童福祉であります、少子化時代のなかで子ども達は将来を担う大切な宝であり、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりのため、国の制度における児童手当事業につきましては、これまで小学3年生までの支給でありましたが、6年生までの支給に拡充されたところであります。

今、社会的に問題になっております低年齢層の犯罪や児童の虐待など、子どもを取り巻く環境が変化し、子育てに関する悩みや負担は依然として多いことから、児童相談業務をはじめ、多様化する保育ニーズに対応するため、地域子育て支援センター事業や特別保育事業を引き続き実施し、さらには近年、女性の社会進出に伴いニーズが高まりつつある延長保育事業など、子育て世代の支援にも努めてまいります。

次に、人権問題であります、同和問題をはじめあらゆる人権問題への正しい理解と認識を図るため、学校や家庭、地域、職場など様々な場における啓発活動の充実、人権に関する取り組みを推進しております。町民の人権擁護に対する意識を高め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者並びに障害者等に対する偏見やいじめのない思いやりと優しさに満ちあふれた町づくりのために、一層の努力を傾注してまいりたいと思っております。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

まちづくりの究極の目的は、そこに住む人々の「幸せ」の実現であると言われます。それには、各地域の振興を推進する人的資源の開発など、人づくりが大切であります。変化の激しい今日、心身共に健康で心豊かな町民の育成を目的に、今年度も全町的な生涯学習の推進に取り組んでまいります。

次に、最近、青少年の健やかな成長を妨げるような事件・事故が多発し、社会環境の悪化など青少年を取り巻く情勢は深刻であります。また、今の子どもたちは社会体験、自然体験が不足しているとも言われております。

新たな時代を切り拓いていく青少年が、明るく伸び伸びと健やかに成長していけるよう、青少年団体の組織の強化に努め、家庭・学校・地域社会・企業など、全町的に次代を担う個性豊かであってほしい青少年の育成に取り組んでまいります。このため、青少年育成町民会議において「さつまの日」の開催やアドベンチャー事業において、地域の良さを見つめ直すための「さつまふるさと体験塾」や「青少年種子島交流事業」を新たに進めてまいります。

また、住民総意による事業の実施や住民の学習、親睦、健康づくりなど住みよい地域づくりを進めるため、公民会合併を推進するとともに、区公民館、公民会の自治組織活動の育成と、より良い地域コミュニティの形成や地域の自立活動を促すため、地域支援事業につきましては、引き続き従来規模の補助金を確保したところであります。

学校教育においては、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めながら、「心の教育」の充実にも努めるとともに、「確かな学力」や豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成に努めます。

「確かな学力」の育成については、校内研修の充実や町教育研究会、町小中高連携研究会等を活性化させ、教師の指導力の向上を図るなど、学力を向上させるための創意工夫に満ちた取り組みを進めてまいります。本町の課題である少人数・複式指導についても、研修会を実施し指導法の工夫改善を図ってまいります。

また、道徳教育の充実、中学校におけるキャリア教育の推進、体験活動や読書活動の推進、食に関する指導の充実、教育相談員配置事業の実施等を通して、「知」「徳」「体」のバランスのとれた心身共に健全な児童生徒の育成に努めてまいります。さらに、「一校一自慢」など各学校の特色ある教育活動を積極的に推進するとともに、余裕教室等の開放による地域住民とのふれあい活動の展開等に努めてまいります。学校としての責任を果たすとともに、保護者や地域住民の声を学校運営に反映するなど、安全で、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めてまいります。

特認校制度については、引き続き保護者、地域住民の期待に応える学校運営に支障が生じないよう所要の措置を講じたところでありますが、今後、環境の変化等も見極めながら制度の運営に当たってまいります。

文化の振興といたしましては、これまでに受け継がれてまいりました伝統的な文化を大切に、町民自らが文化にふれる機会づくりや、文化協会を中心に各文化団体の個性ある文化活動の支援と、県内に誇れる吹奏楽の町づくりを推進してまいります。

また、動植物など自然への興味・関心を高めていくために、本年度は県立博物館のご協力をいただき「移動博物館」の開催や歴史民俗資料館では、収蔵資料の保存はもちろんのこと、歴史を通じた郷土学習の機会づくりや、本町の特色を活かした特別展の開催などを計画しております。

次に、スポーツの振興であります。本年は県民体育大会川薩大会が開催され、本町でも7種目の競技が予定されております。この大会運営や受け入れ体制については万全を期してまいります。

また、スポーツによる町民の健康づくりをテーマに、町内全域において高齢者のスポーツ教室や転倒予防教室、さらには地域におけるスポーツ普及活動などの事業展開ができるよう、組織体制の充実に努めてまいります。また、町民の一体性を醸成するには、スポーツ交流やレクリエーション等の活動が効果的であることから、本年も関係団体と連携しその支援に努めてまいります。

交流については、これまで学童疎開を契機として続けられてきた中種子町との交流を、お互いの風土や地域性を尊重しながら、相互の理解と友情を深めるため「友好・交流に関する協定」を締結し、疎開交流・青少年交流・情報交流などを新たに推進してまいります。

第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。

道路交通網などインフラの整備は、住民の利便性の向上や産業活動の活性化を図るうえで重要でありますので、年次的、計画的に整備を推進してまいります。また、合併による地域間の主要道路の整備をはじめ、地域的なバランスにも考慮しながら、引き続き整備促進に取り組んでまいります。

また、国・県道や河川についても整備促進を積極的に働きかけるとともに、建設後40年が経過した鶴田ダムを中心とした環境改善や利活用の推進、主要幹線道路の整備促進に努めてまいります。なお、地域高規格道路（北薩横断道路）の薩摩道路は順調な進捗状況であり、泊野道路についても本年度から本格着工の運びとなり、関係の皆さんの力を結集し、今後の整備促進と一刻も早い完成に向けて積極的な要望活動を展開してまいります。

町営住宅の整備では、平成16年度から東谷住宅団地の整備を進めており、引き続き居住水準の向上と質の高い居住空間の整備に努めてまいります。

次に、情報化・情報通信に係る公民会放送施設の整備であります。この問題につきましては、地域社会の高齢化・自然災害等に対する対応、公民会合併等の推進などの観点から無線放送施設の整備に係る補助について多くの要望があったところであります。これらを踏まえ、18年度から補助要綱を定め、必要な財源についても過疎対策事業債で対応することとしたところであります。

消防についてであります。町民の生活にとって、毎日を安全・安心に暮らせることが基本的な要件であります。

消防本部では、複雑多様化・大規模化する各種災害に対応するため、組織力を最大限に生かした防火・防災及び救急活動の展開に向けた施策に取り組んでまいります。一方、消防団においては、合併後2年目を迎え、さらに組織の一体化に努めるとともに、住民の生命、財産を保護するという重要な使命を果たすため、消防車両等の整備に加え、効率的な組織運営に期すべく分団・部の再編に取り組んでまいります。

防災・防犯についても、町民の安心と安全の町づくりを一層推進するため、現在策定中の地域防災計画及び災害危険か所を表示した防災マップを活用して、砂防・治山・治水など適切な防災対策や体制を整備することとしております。また、犯罪の防止に関し「さつま町安心・安全町づくり条例」及び「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」に基づいた「さつま町国民保護協議会条例」についても、提案申し上げているところであります。

交通安全対策については、地域や行政関係機関と一体となり町民の意識啓発や安全施設の整備に努めてまいります。

水道については、電気やガスなどとともに住民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、「安全・安心」でおいしい水を安定して供給し続けることが求められています。

このようななかで、鶴田中央簡易水道事業をはじめとする4つの簡易水道事業にかかる将来の水の需要予測や水道事業の運営に必要な人件費、動力費、地方債償還費等全ての経費の算定を行

い、簡易水道の料金を統一し平成18年4月分から適用することとしております。これによって、水道使用者間の不公平感が解消されるとともに、新町の一体性が早期に確立されていくことに大きな期待をしております。

一方、水道事業の運営にとりましては、需要予測に基づき着実に料金収入が確保できるかが大きな課題であります。このため、給水区域内で給水可能な地域の皆さんの加入促進と水需要の増大のための啓発活動を進めてまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化のまち」であります。

環境保全・環境問題は、人々が健康で安心な生活を維持していくために、ますます重要な課題となってきております。地球規模で温暖化や自然破壊などが進むと共に、大量生産、大量消費、大量廃棄と言われるように、日常のごみは増大し空き缶などの不法投棄が後を絶ちません。このような状況のなか、人々の生活と自然環境が調和した循環型社会を目指して積極的に取り組んでまいります。

環境美化については、環境美化条例の施行により、町民の意識改革を高めるため行政や環境美化推進員による環境パトロールを実施し、また、町衛自連や地域住民と一体となり清掃活動及び不法投棄防止啓発看板等の設置を行い、美しい町づくりに取り組んでまいります。一方、容器包装リサイクル法が施行されて5年が経過し、一般廃棄物のなかの資源ごみ回収も毎年横ばいの状況にありますが、ごみの分別と出し方に対する意識をさらに高めながら、町衛自連と一体となって家庭から排出されるごみ減量化に努めてまいります。

河川対策につきましては、河川汚濁の原因とされる家庭排水の浄化対策として小型合併浄化槽の設置事業を推進し、また、食用廃油を利用した石けんづくりの製造及び普及に取り組んでまいります。

し尿処理施設である環境センターやごみ処理施設のクリーンセンターにおいても、開設から年数が経過し、機械器具の点検整備や修繕等が毎年増加傾向にありますので、日々の整備点検をより徹底しながら維持管理に努めメンテナンスを強化し、延命化をはかることで経費削減につなげてまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

住民参画については、住民が自ら行政や地域行事等に自発的に参加し、住民主体の個性的な地域づくりを進めるという発想から、行政が押しつけるのではなく、公民会や公民館並びにNPO法人などによる自発的な「地域再生」、活力ある地域にするための活動が必要とされており、行政への意見・提言を含めての住民参画は時代の潮流になりつつあります。

特にこれから、人口の半分以上を占める女性の参画は、町の活性化に大きな意味合いをもつものであり、多種多様なライフスタイルのなかで、町づくりに関する情報を共有しながら、住民参画・住民と行政との協働はますます重要となってまいります。このようなことから、情報公開、住民参画、男女共同参画社会の一層の促進を図ります。

次に、指定管理者制度ですが、地方自治法の改正により、公の施設の管理については、直営で行うのか指定管理者で行うかの二者択一を迫られております。このようなことから、健康ふれあいセンター（あびる館）と健康ふれあい広場、観音滝公園と観音滝公園交流センターにつきましては、公募により指定管理者を募ったところであります。

両施設とも4法人からの応募があり、指定管理者選定委員会での審査を経て、それぞれ指定管理者候補を選定し、今議会に提案をいたしているところであります。

次に、平成18年度予算編成の概要について申し上げます。

国が地方財政の総枠を定める平成18年度の地方財政計画の総額については、国の歳出予算や

構造改革と歩調を合わせて大きく見直しが進められ、その規模は5年連続で縮小されてきております。

また、多くの地方自治体において財政運営の根幹をなしている地方交付税については、18年度予算においても国の総額ベースで5.9割の減少となっており、歳入の大きな落ち込みが見込まれるところであります。

このような状況のなかで編成いたしました平成18年度さつま町の一般会計歳入歳出予算の総額は、138億1,300万円となり、前年度の当初予算と比較しますと13億8,600万円、率で9.1割の大きな減となったところであります。

歳出予算を性質別経費で見ますと、義務的経費が80億235万円で1億1,133万円の減、投資的経費が23億9,247万円で8億6,512万円の減、物件費などのその他の経費が34億1,817万円で4億955万円の減となっております。

予算規模が減少となった主な理由としましては、前年度においてバイオマス利活用フロンティア整備事業など臨時的な大型事業があったことや、「さつま町行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進による事務事業の見直しなど経常的な経費においても全体的に削減を図ったことが影響しているものであります。

歳入であります、三位一体改革により国庫補助金、地方交付税、税源移譲等の一体的な見直しが図られており、補助金の廃止や地方交付税の削減など歳入も大きく減少してきております。

歳入を自主財源と依存財源の占める割合を見ますと、町税や使用料、手数料をはじめとする自主財源が32億3,607万円で全体の23.4割、国庫補助金や地方交付税などの依存財源が105億7,694万円で76.6割となっております。このように依存財源の占める割合が高いことから、財政運営が国庫の動向や改革に大きく影響する状況にあります。

また、一般財源の大きな不足を生じていることから、5億8,000万円の基金繰入れを行うものであります。

今後も地方自治体を取り巻く財政状況は、当面厳しさが続くものと予想されますことから、引き続き徹底した行財政改革を進め、より簡素で効率的な行財政運営に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業は、保険医療制度改革が進められる一方、増え続ける医療費に歯止めがかからない状況にあります。また、長引く不況の影響から、所得低迷による保険税収入の減少が予想されるなど、極めて厳しい事業運営を強いられているところであります。

本年度の予算総額は28億540万3,000円で、前年度の当初予算と比較して6,085万9,000円、2.1割の減となっております。医療費の所要額については、財政逼迫の折り、17年度実績に基づき11か月分を計上したところであります。本年度もさらに保険税の収納率向上に努めながら、保健事業の取り組みによる医療費適正化、さらには健全な財政運営に努めてまいります。

次に、老人保健医療特別会計予算についてであります。

保険医療制度改革により老人保健医療の受給対象年齢が75歳以上となり、対象者数が減少しているものの、医療費は増え続けている状況にあります。

本年度の予算総額は50億5,768万7,000円で、前年度の当初予算と比較して1億610万円、2.1割の減となっております。減額の主な要因は、17年度医療費精算金が未確定のため未計上となったことによるものです。

本年度も医療費適正化事業などの保健事業に取り組みながら、医療費の抑制と適正化に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

今回の介護保険制度の改革は、「住み慣れた自宅や地域での生活継続を可能とする」ことを基本的な考え方としております。このようなことから従来の老人保健事業、介護予防・地域支援合い事業及び在宅支援センター運営事業を再編し創設された地域支援事業費が新たに加わっております。

本年度の予算総額は24億3,069万3,000円となり、前年度の当初予算に比較して5,042万9,000円、2.0割の減となっております。保険料につきましては、予算編成と計画策定の時期の関係上、現行の第5段階の保険料基準額3,600円で編成してありますが、現在、策定中の第3期介護保険事業計画で、第6段階による保険料基準額が決定されますので、これについては補正予算において調整いたします。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本会計につきましては、介護保険制度改革に基づき新しく編成した特別会計であります。地域支援事業を実施する組織として地域包括支援センターを直営で設置いたしますが、その場合の指定介護予防支援事業の会計区分は、介護保険事業特別会計の保険事業勘定とは別に介護サービス事業勘定で計上処理することとなっておりますので、介護サービス事業特別会計として編成してあります。

地域包括支援センターにおいて、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な軽度者を対象とする新予防給付に係るケアマネジメント業務を実施する事業会計であります。本年度の予算総額は1,398万7,000千円となっております。本事業の実施により、予防重視型システムの確立に努めてまいります。

次に、町立薩摩診療所特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は1億4,543万2,000円で、前年度の当初予算に比較して1,337万2,000円、8.4割の減となっており、医業収入の見込減による診療所業務委託料の減が主なものであります。

平成6年度に建設した診療所施設の過疎対策事業債の償還が本年度末で終了するとともに、診療所業務受託者との10年間の契約も本年度末で満了となることから、早い時期に現受託者と協議を進めながら、今後の診療所運営等についてより良い方向づけに努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は5,943万6,000円で、前年度の当初予算と比較して1,083万3,000円、15.4割の減となっております。これは公債費の減によるものであります。今後も生活雑排水等による水質汚濁防止と佐志地区の未加入者対策を積極的に進めてまいります。

次に、水道事業会計予算についてであります。

本年度の予算総額は収益勘定で収入総額1億6,261万3,000円、支出総額で1億5,492万1,000円と定めております。資本勘定においては収入総額220万1,000円、支出総額3,458万8,000円と定め、不足する額3,238万7,000円については、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしております。

本年度の給水量については、給水戸数4,701戸、年間総給水量118万立方メートルを予定しております。

次に、簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の予算総額は収益勘定で収入総額2億9,248万6,000円、支出総額で2億8,498万9,000円と定めております。資本勘定においては収入総額4,779万9,000円、支出総額1億7,138万7,000円と定め、不足する額1億2,358万8,

000円については当年度分損益勘定留保資金などにより補てんすることとしております。

本年度の給水量については給水戸数5,619戸、年間総給水量133万立方メートルを予定しております。今後におきましても、経営の効率化と良質で安定的な水の供給に努めてまいります。

以上、平成18年度の町政運営について、私の施政の概要並びに各会計予算の概要を申し述べました。今後、国・地方ともに行財政を取り巻く環境が一層厳しくなるなかにおきまして、町民の皆さまと知恵と協働で創造し、新しい時代にふさわしい、元気で快適な活力あるまちづくりを推進するため、議員各位をはじめ町民の皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。開会をおおむね10時45分にしますので。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時44分

○議長（濱田 等議員）

休憩以前に引き続き会議を開きます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは予算案以外について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」であります。これにつきましては、電子情報処理組織等を利用して町の機関に対する申請、届け出、その他の手続等を行うことができるようにするため、共通する事項を定めようとするものであります。

次に、「議案第3号 さつま町国民保護協議会条例の制定について」であります。これにつきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための法律第40条第8項の規定に基づき、さつま町国民保護協議会を設置しようとするものであります。

次に、「議案第4号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について」であります。これにつきましては、個人の生命、身体、または財産に危害を及ぼす犯罪を防止し、町民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため本条例を定めようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。これにつきましては、現在の厳しい経済並びに雇用情勢、また本町の厳しい財政状況等を考慮し、町長、助役及び教育長の給料月額を一定期間減額しようとするものであります。

次に、「議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。これにつきましては、地方自治法の一部改正による公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴い、本町が設置する公の施設の管理について関係条例の整備をしようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定について」「議案第8号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について」「議案第9号 さつま町薩摩農産物加工セ

ンター条例の制定について」「議案第１０号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について」「議案第１１号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について」、以上議案５件につきましては、それぞれの条例の定める施設について指定管理者制度を導入しようとするものであります。

次に、「議案第１２号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」であります。これについては、町民センターつるだ荘の温泉利用料金等について適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第１３号 さつま町課設置条例の全部改正について」であります。これについては、効率的で効果的な組織再編を図るため本条例の全部を改めようとするものであります。

次に、「議案第１４号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」であります。これについては、定住促進住宅団地審査委員会を廃止するとともに、佐志ニュータウン、湯田原ニュータウン及び鶴田赤坂ニュータウンの一部を新たに貸付けの用に供しようとするものであります。

次に、「議案第１５号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。これについては、町長等の給与改定に伴い、各種委員会の委員等の報酬を適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第１６号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これについては、国家公務員の給与改定等に伴い、地方公務員の給与等について適正な額等に改めようとするものであります。

次に、「議案第１７号 さつま町手数料条例の一部改正について」であります。これについては、戸籍及び消防手数料に関する免除規定等の適用について今回改めようとするものであります。

次に、「議案第１８号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」であります。これについては、３人以上の児童を養育する者に対して支給するすこやか子育て支援手当について、国の児童手当の改正等に合わせ支給金額を改めようとするものであります。

次に、「議案第１９号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。これについては、乳幼児医療費助成金の支給要件について今回見直しを行うものであります。

次に、「議案第２０号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。これについては、障害者自立支援法の施行に伴い本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２１号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」であります。これについては、さつま町クリーンセンター及び最終処分場使用手数料を適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第２２号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。これについては、企業誘致を促進するため、買い取り前提の賃貸方式を制度化しようとするものであります。

次に、「議案第２３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これについては、宮之城東谷団地の一部完成及び広橋団地の用途廃止に伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第２４号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。これについては、消防団員の出動等に係る費用弁償の額を適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第２５号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」「議

案第26号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」「議案第27号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」「議案第28号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」「議案第29号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」「議案第30号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」「議案第31号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」「議案第32号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」「議案第33号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」「議案第34号 さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について」「議案第35号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」「議案第36号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」「議案第37号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」「議案第38号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」「議案第39号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」「議案第40号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」「議案第41号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について」「議案第42号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」「議案第43号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」「議案第44号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」の、以上議案21件については、それぞれの町有施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に該当施設の管理を行わせるため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第55号 さつま町総合振興計画の策定について」であります。これについては、さつま町総合振興計画について、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、内容の説明については、それぞれ所管の課長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○企画広報課長（和気 純治君）

「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第3号 さつま町国民保護協議会条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、「議案第4号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○開発課長（北原 美義君）

「議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の

制定について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後１時１５分とします。

休憩 午前１１時３０分

再開 午後 １時１４分

○議長（濱田 等議員）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（前園 義広君）

「議案第７号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉介護課長（福永 城君）

「議案第８号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（久保蘭純隆君）

「議案第９号 さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

「議案第１０号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（橋之口幸男君）

「議案第１１号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

「議案第１２号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第１３号 さつま町課設置条例の全部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○開発課長（北原 美義君）

「議案第１４号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第１５号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、「議案第16号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次の「議案第17号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉介護課長（福永 城君）

「議案第18号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第19号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉介護課長（福永 城君）

「議案第20号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（桑園 憲一君）

「議案第21号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○開発課長（北原 美義君）

「議案第22号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（前園 義広君）

「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（田上 泉君）

「議案第24号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○開発課長（北原 美義君）

「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」から「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」まで、21件の議案でございますが、一括して指定管理者の関係でございますので、説明を申し上げたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね２時４０分とします。

休憩 午後 ２時２２分

再開 午後 ２時３９分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長（中村 政己君）

説明に入ります前に、まことに申しわけございませんが、国民健康保険の予算書の３３ページ、給与費明細書の２、一般職職員数の比較欄を、４をゼロに訂正をお願いいたしたいと思います。３３ページ、一般職総括欄の職員数、比較の一番下でございますが、４をゼロに訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは、「議案第４７号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

引き続きまして、「議案第４８号 平成１８年度さつま町老人保健医療特別会計予算」を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第４９号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

引き続きまして、「議案第５０号 平成１８年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第５１号 平成１８年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算」について御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（桑園 憲一君）

「議案第５２号 平成１８年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」につきまして内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

「議案第５３号 平成１８年度さつま町水道事業会計予算」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

「議案第５４号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計予算」について御説明を申し上げます。

す。

〔以下議案説明により省略〕

○企画広報課長（和気 純治君）

「議案第５５号 さつま町総合振興計画の策定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね１５時４５分とします。

休憩 午後 ３時３０分

再開 午後 ３時４４分

○議長（濱田 等議員）

休憩以前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、３月１３日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第５９ 「議案第５６号 町道路線の認定及び廃止
について」

○議長（濱田 等議員）

日程第５９「議案第５６号 町道路線の認定及び廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第５６号 町道路線の認定及び廃止について」であります。これについては、道路台帳整備及び道路改良事業等に伴い、認定及び廃止をしようとするため、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（前園 義広君）

「議案第５６号 町道路線の認定及び廃止について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、議案第５６号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。東議員。

○東 哲雄議員

確認しておきますけれども、さっき説明がありました町道認定の方の2の221番、鶴田停車場線でありますけれども、この路線については、町道鶴田佐志線と停車場線の三差路から267号線に向けての100メートルの区間、これまで県のほうに要望してきました、用地等の同意もいただきまして、ここ数年かけて改良を進めるということになっているということを聞いているわけでございますけれども、先ほど説明がございましたように、県のほうで維持管理その他は進めるということでございますので、そういった改良工事等の条件整備等が一応終了した後、町のほうで引き受けるということで、その工事関係につきましましては、県のほうで実施をしてもらうということによろしいでしょうか。

○建設課長（前園 義広君）

ただいまの質問であります、現在、今年度から用地買収等が本格的に始まっておりますので、残った区間についてはなるべく早く整備をしていただいて、その条件整備が済んでから町のほうはダブル認定の改良を行いたいということでございます。

今回、町道認定をしますと、また、うちのほうとしましても、県のほうにもそういうことですので要請も強くしていけるんじゃないかと思っておりますので、また、県のほうも少しでも早く済まして、できる路線については町のほうに認定替えをしていただきたいというのが出ておりますので、工事については県が責任を持ってやるということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

廃止のことでお伺いしますが、廃止すると後の管理は区ですとか、その意味がわからないもんですから、済みません基本的なことで申しわけありませんが。

○建設課長（前園 義広君）

路線の廃止のことでございますが、今回16路線廃止を上げておりまして、13路線は再認定をしております。あと残ったのが3路線でございます。この3路線については、もう現に別な路線名でダブル認定をしております。再チェックをしたとき、この3路線だけはもうほかの路線で町道として認定をしておりますので、ダブル区間を今回廃止するというところでございます。

○麥田 博稔議員

56の1ページの、1の1022、湯田の50メートルですけれども、これはダブルですか。

○建設課長（前園 義広君）

湯田の4の3号線につきましましては、ダブル路線になっております。湯之坊線ということで認定がもうされております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。お諮りします。本案は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって議案第５６号は、可決されました。

△日程第６０ 「議案第５７号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、
日程第６１ 「議案第５８号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、
日程第６２ 「議案第５９号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、
日程第６３ 「議案第６０号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」、
日程第６４ 「議案第６１号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」、
日程第６５ 「議案第６２号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」、
日程第６６ 「議案第６３号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について」、
日程第６７ 「議案第６４号 鹿児島県市町議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」

○議長（濱田 等議員）

日程第６０「議案第５７号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」から日程第６７「議案第６４号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」まで、以上の議案８件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第５７号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」であります。これについては、市町村合併により平成１８年１月１日から鹿屋市、指宿市及び志布志市が設置されたことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減少しようとするものであります。

次に、「議案第５８号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」「議案第５９号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」「議案第６０号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」であり

ます。これについては、平成18年4月1日から阿久根市及び阿久根地区消防組合を加入させることに伴う数の増加、同じく同年4月1日から徳之島3ヵ町と畜場組合が解散することによる同組合からの脱退に伴う数の減少による規約の変更並びに財産処分について定めるものであります。

次に、「議案第61号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」「議案第62号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」であります。これについては、平成18年4月1日から阿久根市、大口市及び垂水市を加入させることに伴う数の増加、同じく同年4月1日から徳之島3ヵ町と畜場組合が解散することによる同組合からの脱退に伴う数の減少による規約の変更をしようとするものであります。

次に、「議案第63号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について」であります。これについては、平成18年4月1日から徳之島3ヵ町と畜場組合の解散に伴う同組合からの脱退による財産処分について定めようとするものであります。

次に、「議案第64号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」であります。これについては、平成18年4月1日から枕崎市、阿久根市、大口市及び垂水市を加入させることに伴う数の増加による規約の変更をしようとするものであります。

以上、議案8件につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項及び地方自治法第286条第1項に基づくそれぞれの組合の規約の変更または地方自治法第289条の規定に基づく財産処分について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の57ページをお開きください。「議案第57号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について」内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

178ページから181ページにわたっておりますのでお開きいただきたいと思います。「議案第58号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」「議案第59号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」「議案第61号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」及び「議案第62号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について」を一括して内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第60号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」及び「議案第63号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について」を一括して説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第64号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第57号から議案第64号までの議案8件については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号から議案第64号までの議案8件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案8件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号から議案第64号までの議案8件を一括して採決します。お諮りします。ただいまの議案8件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号から議案第64号までの議案8件は、いずれも可決されました。

△日程第68 「議案第65号 さつま町固定資産評価員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

日程第68「議案第65号 さつま町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第65号 さつま町固定資産評価員の選任について」であります。さつま町固定資産評価員に、助役の宮之脇尚美氏を選任しようとするものであります。地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容については、税務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○税務課長（二階堂清一君）

「議案第65号 さつま町固定資産評価員の選任について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は同意することに決定しました。

△日程第69 「陳情第3号 畜産政策・価格に関する陳情書」

○議長（濱田 等議員）

日程第69「陳情第3号 畜産政策・価格に関する陳情書」を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

当委員会に付託されました「陳情第3号 畜産政策・価格に関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、宮之城町虎居745番地さつま農業協同組合代表理事組合長永福喜作氏及び同住所で県農民政治連盟さつま支部支部長永福喜作氏から平成18年2月15日に提出されたものです。

陳情の趣旨は、国の畜産施策を踏まえ、生産者・生産団体・行政等関係者が一体となり、畜産の振興に取り組むなかで、本県畜産の将来が展望でき、かつ、畜産に関わる農家の経営安定と生産基盤の維持が図られるような施策の確立に向けて、政府に対して意見書の提出を求めるものです。

当委員会といたしましては、執行部の説明や意見など参考に慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第70 「発議第1号 畜産政策・価格に関する意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第70「発議第1号 畜産政策・価格に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

ただいま議題となりました「発議第1号 畜産政策・価格に関する意見書（案）の提出について」の趣旨の説明を申し上げます。

畜産政策・価格に関する意見書（案）につきましては、先に採択されました「陳情第3号 畜産政策・価格に関する陳情書」の内容とほぼ同じであります。お手元に配付してあります案のとおり、国の畜産施策を踏まえ、生産者・生産団体・行政等関係者が一体となり、畜産の振興に取り組むなかで、本県畜産の将来が展望でき、かつ、畜産に関わる農家の経営安定と生産基盤の維持が図られるような施策の確立に向けて、諸施策を実施されるように関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第1号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号については委員会付託を省略することに決定し

ました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議の提出先は記載のとおりであります。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第71「報告第1号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」、日程第72「報告第2号 平成18年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（濱田 等議員）

日程第71「報告第1号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」及び日程第72「報告第2号 平成18年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」以上の報告2件について内容の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「報告第1号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」「報告第2号 平成18年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」以上報告2件につきまして、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、開発課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○開発課長（北原 美義君）

「報告第1号 平成17年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○開発課長（北原 美義君）

続きまして、次に「報告第2号 平成18年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの報告に対する質疑は3月28日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

△日程第73 「所管事務調査報告の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第73「所管事務調査報告の件」を議題とします。

総合振興計画策定対策調査特別委員会から、調査中でありました事項について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、特別委員会の報告を受けることに決定しました。

総合振興計画策定対策調査特別委員長の発言を許します。

〔山崎 文久議員登壇〕

○総合振興計画策定対策調査特別委員長（山崎 文久議員）

総合振興計画策定対策調査特別委員会は、平成17年7月8日の第2回定例会において、新町の町政推進の具体的な方向づけや推進方策等を定める総合振興計画の策定に対する取り組みについて調査・研究を行う必要があるため、9人の議員により設置され、同日第1回の委員会を開き、委員長に不肖私が、副委員長に肥後紀康委員が選任されました。

本委員会は、これまで6回にわたり委員会を開催し、執行部に出席を求め、計画策定に対する取り組みについての報告等に基づき調査を行ってきたところであります。

本日、新町さつま町の総合振興計画が提案されたことから、これまでの経過の概要を報告し、本委員会としての最終報告とするものであります。

まず、7月22日の第2回の委員会では、執行部に「総合振興計画策定の方針等」について説明を求めたところ、「計画の策定に当たっては、『さつま町建設計画』を基本として策定作業を進めていく。本町の今後10年間に於いて目指すべき将来像、解決すべき重要課題について、住民の意向等十分に踏まえた計画として、戦略的かつ重点的プロジェクトとして計画策定に取り組んでいく」との説明であります。これに対して、「地域審議会、振興計画審議会等で出された意見・要望等については、本委員会に報告を願いたい」との要請が出されております。

次に、8月26日の第3回の委員会では、執行部から「総合振興計画の構成（案）」の説明があり、「計画の目次構成として、計画の概要、策定の背景を掲げる『序論』、今後10年間の計画を掲げる『基本構想編』、5年間の計画を掲げる『基本計画編』を考えている」との説明であります。これに対して、「実現可能な計画づくりが必要ではないか」「定住対策が一番ではないのか」「団塊の世代の対策を盛り込んでみてはどうか」「次代を担う子供たちの支援がもっと必要ではないか」など、多くの意見が出されております。

次に、12月21日の第4回の委員会では、執行部から「総合振興計画（素案）」の説明があ

り、「素案は、9月から11月にかけて開催した20地区での町民懇談会、12月に開催した地域審議会の意見・要望等を踏まえ、10月に制定された『行政改革大綱』との整合性を図りながら作成した計画のたたき台である」との説明であります。これに対して、「総花的ではなく、町独自の政策をもっと掲げ、さつま町のカラーを出すべきではないか」「もっと町民にわかりやすい計画にするべきではないか」など、意見が出されております。

次に、2月6日の第5回の委員会では、執行部から「基本計画編」について説明があり、「前回の素案では、重点プロジェクトとして、分野別に『農業振興』『定住促進』『健康増進』『教育充実』『観光交流』『地域活力』『行政改革』の7つを掲げていた。その後の意見に「さつま町らしさがみえない」「目玉がない」「表現が抽象的ではないか」といった意見等があったことから、再度、執行部で協議・検討を行い、最終的に『定住促進』『資源活用』『健康・子育て』の3つに整理した」との説明であります。これに対して「今後5年間の取り組みとして最重要課題となる『行財政改革』について、『基本計画編』に明確に盛り込むべきではないか」など、意見が出されております。

次に、2月17日の議会全員協議会において、執行部から「総合振興計画（案）」の説明がなされたことから、2月22日の第6回の委員会において、全議員による意見交換を行い、最終的な取りまとめを行った次第であります。

執行部においては振興計画策定委員会、策定専門部会を設置し、計画の策定作業を進めるなか、地域審議会、振興計画審議会の意見等を聴き、さらに、町民懇談会の実施や各種団体との機会をとらえての意見交換など、意見収集に努力をしております。

また、計画自体が文章表現となることから、「町民に計画の具体性が見えにくい」といった意見も出され、特に重点プロジェクトについては本委員会でも意見が多岐にわたり、執行部においては調整作業に苦慮されたと考える次第であります。

最後に、本委員会として、厳しい財政事情のなかで、執行部が「総合振興計画（案）」としてまとめられており、今後の計画行政を進めるに当たり、「いま行政として何をなすべきか」の判断が最も重要なこととなる。町民の理解を求めながら、まちづくりの課題に対する有効な施策に取り組まれるよう申し添え、本委員会の最終報告といたします。

〔山崎 文久議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで所管事務調査報告を終わります。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。3月9日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。本日はこれで散会します。

散会 午後 4時31分

平成 18 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 18 年 3 月 9 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(12) 宮之脇金次郎	1 防災（火災）対策について (1) 火災時の消火設備等（防火水槽、消火栓、消防進入路）は十分に整っているか。また、防火水槽等の清掃管理等は、原則として地域で実施すべきであると思うが考えを伺う 2 簡易水道未普及地域の促進対策について (1) 4 月 1 日から簡易水道使用料金、給水負担金が統一化されるが、これを機会に、少しでも早い時期に簡易水道未普及地域の水道施設の設置が必要であり、また、設置済み箇所での各家庭への引き込みの促進を図るべきと思うが考えを伺う
2	(17) 日 高 政 勝	1 総合振興計画について (1) さつま町ならではの特色（個性）ある目指すべき町づくりは何か伺う (2) 5 年後、10 年後に到達すべき目標をどのようにとらえるか。数値目標を掲げて、具体的諸施策を講じていくことへの所見を伺う (3) 新町建設計画、過疎計画、行政改革大綱との整合性並びに財政計画、実施計画について伺う (4) 町域の均衡ある発展を図るため、町域ごとの振興策（土地利用構想）の考えはないか伺う 2 平成 18 年度予算編成について (1) 予算編成を終えての所感と予算のキャッチコピーを伺う (2) 議会行財政改革対策調査特別委員会の中間報告の提言をどのように反映されたか伺う (3) 予算編成に当たり、リーダーシップをどのように発揮され、また、職員の意見をどのように採り入れられたか伺う (4) 今後の財政運営の展望について、どのように把握されているか

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
3	(3) 平 田 昇	1 町民のリーダーとして、町長の政治姿勢を問う (1) 18年度、町長は、町政のリーダーとして、どのように町民の信頼を確保するか (2) 町政の先頭に立つべき町長は、その姿勢を示せ 2 2株式会社（ヘルシーランドつるだ・パーク観音滝）について (1) これまでの2株式会社に対する ① 管理運営のあり方と補助金交付のあり方について問題はなかったか ② 今後の管理運営を指定管理者制度に移行させることで、どんな利点を見込んでいるのか 以上の2点について質す
4	(25) 川 口 憲 男	1 食育の取組みは (1) 食育基本法が平成17年7月に成立し、「食」への関心を取り戻す工夫や自分たちの生きる源となる「食」を深く考える。また、健康づくりの観点からも食育の一層の推進を図る必要があると考える。家庭の食育はもちろんであるが、学校でのこうした体験が「食」を大切にする心を養うことにもなると思う。 本町での取組み状況は。また、今後推進を図られるなら、その具体的な施策の考えを伺う
5	(11) 楠 木 園 洋 一	1 農林業対策について (1) 竹林資源を活かした新たな産業興しについて 少子高齢化の進むなか、竹林の荒廃が多く見られる。全国でも有数の竹林面積のある本町として、今後竹の活用をどのように進めていくのか考えを伺う (2) 基幹産業の農業を活かしていく上での個性あふれる町として「グリーン・ツーリズム」の取組みと今後の活かし方について考えを伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
6	(1) 高嶺実樹雄	1 地域防災について (1) 消防団の再編の全体的かつ具体的な内容は (2) 鶴田役場分団の今後のあり方は (3) 費用弁償改定の内容は (4) 地域自主防災組織の充実は 以上、4点について町長の考えを伺う

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成18年3月9日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(26名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
6番	木 下 敬 子	議員	7番	米 丸 文 武	議員
8番	麥 田 博 稔	議員	9番	平八重 光 輝	議員
10番	新 改 秀 作	議員	11番	楠木園 洋 一	議員
12番	宮之脇 金次郎	議員	13番	柏 木 幸 平	議員
14番	久 保 道 夫	議員	15番	別 府 静 春	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(2名)

5番	肥 後 紀 康	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
----	---------	----	-----	---------	----

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委学校教育課長	瀬戸山 稔 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	水道課 長	楠木園 建 雄 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	消 防 長	田 上 泉 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	税 務 課 長	二階堂 清 一 君
農 政 課 長	久保蘭 純 隆 君		
耕地林業課長	脇黒丸 猛 君		
健康増進課長	中 村 政 己 君		
行政管理室長	日 高 昭 治 君		
企画広報課長	和 気 純 治 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時31分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成18年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

5番、肥後紀康議員、16番、舟倉武則議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、「一般質問」を行います。質問通告に従って発言を許可します。

まず、12番、宮之脇議員の発言を許します。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○宮之脇金次郎議員

おはようございます。先に通告しておりました2点の質問をいたします。

最近の本町の火災発生の激増が気になるところですが、一瞬にして財産をなくし、また人命を奪われる火災対策を再度見直し、最小限に食い止めるためにはほっておけない問題であります。消防署でも防災活動においては、いろいろな手段で日々努力をしてもらっており、感謝いたすところであります。予防対策はもちろん大事なことですが、いざ発生したときの消火対策も万全を期さなければなりません。そこで次の質問に入ります。

1点目の質問ですが、防災、特に火災対策について、火災時の消火設備等、防火水槽、消火栓、消防進入路は十分に整っているのか。また、防火水槽等の清掃管理は、原則として地域で実施すべきであると思うが考えを伺いたい。

次に、2点目の簡易水道の件ですが、人にとって飲料水は、一番大事なことは私が言うまでもありませんが、その大事な飲料水は、安全で保障されるものでなくてはならないと思っております。また、住民の方々も水道取水については、対等な取り扱いを望んでいらっしゃいます。

そこで、簡易水道未普及地域の促進対策について質問いたします。

この件につきましては、4月1日より簡易水道使用料金、給水負担金が統一化されますが、これを機会に、少しでも早い時期に簡易水道未復旧地域の水道施設の設置が必要と思います。また、設置済み箇所での各家庭への引き込みの促進も図るべきだと考えております。この考えを伺いたいと思います。

以上、2点を質問いたします。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま宮之脇金次郎議員から、2点の質問をいただきました。

まず、第1点の防災対策の問題であります。火災時の消火設備等は十分整っているかとの質問でございますが、町内には現在355カ所の防火水槽と386カ所の消火栓が設置されております。

消防進入路につきましては消防本部で把握しているのが72カ所ございますが、消防法上進入路の基準がないため、これ以外にも実際には進入路があるものと考えております。

火災に際しましては、これらの設備等をフルに活用し消火活動にあたっているところであります。

すが、防火水層につきましては10トン、20トンといった40トン未満の小規模なものもありますので、これで十分とはいえない地区もございます。

町といたしましては、防火水槽等の設置は、水利の乏しい、緊急性のある場所から年次的に整備していく考えであります。消防自動車の更新や拠点施設の建て替えもしていかなければなりませんので、財政事情等を勘案し、必要な箇所には水利を確保できるよう検討してまいりたいと思っております。

次に、防火水槽等の清掃管理についてでございますが、地元において清掃管理作業を行っていただいている地区もあるようですが、基本的には消防団の月2回の整備点検の日や春・秋の火災予防運動訓練式等の際に見回りを行い、必要な箇所については清掃等を実施するよう消防団の幹部会議でもお願いしているところであり、今後さらに周知徹底してまいりたいと思っております。

次に、簡易水道未普及地域の促進対策の問題であります。

本町の水道事業の現状を申し上げますと、平成16年度決算時点における人口2万6,447人のうち、給水人口が2万3,514人で、水道の普及率は88.9％となっており、これに未普及地域を解消するため、平成16年度から2カ年事業で実施しております永野金山地区の区域拡張事業の計画給水人口150人を加えますと89.5％になる予定でございます。

しかしながら、泊野区公民館の全域、求名区公民館と永野区公民館の一部の地域が、いまだに水道施設が整備されておらず、現在もお浅井戸の地表水や溪流等の自然流水を飲料水に利用されている状況であります。

このような水道未普及地域では、渇水期の水不足、高雨期の増水による濁水の恐れに加え、大腸菌等の水質管理での問題等もあります。

水は人間が生きていく上で欠かすことのできない最も重要なものであり、安心・安全な水を安定して供給し続ける水道は、ライフラインとして重要な施設であります。

未普及地域の解消は住民の衛生的な生活環境を確保する上で重要であり、簡易水道料金、給水負担金を統一したことを契機に、地元の意向も踏まえながら、給水区域の拡張や簡易水道施設の整備等のための取り組みを関係課と連携して進めてまいりたいと考えております。

また、今回の料金統一は、水道使用者間の不公平感を取り除き、新町の一体感を早急に確立すること、さらには町民が合併して良かったと喜んでいただける施策の一つとして、決断したところであります。ただ、水道事業の運営にとりましては着実に料金収入が確保できるかが大きな課題であります。

このためには、給水区域内で給水可能な方々への加入促進や、水需要の増大を図るために給水区域内の配水管新設や一層の啓発活動を推進する必要があります。

給水可能な方々へ加入を進める上では、水道料金や加入する際の給水工事等の自己負担がどれくらい必要なのかということが、一番危惧しておられるところだと思いますので、その点を具体的に御説明しながら加入を推進し、水道財政の健全化に努めるとともに、町民が安心して利用できる飲料水の供給を図ってまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○宮之脇金次郎議員

いまの話を聞いておりますと、十分整っていないというようなふうに出てくるわけですが、この整っていない箇所の、いざそういう火災が起きた場合の対処方法、例えば、タンク車なんかいろいろあると思いますけど、そういう防火水槽等の距離的に、その家から遠くて対処できない場所があるとするならば、その対処方法をどう考えていらっしゃるのか、まず聞きたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの御質問でございますが、消防水利の設置及び維持管理につきましては、消防法の第20条の規定に基づきまして、市町村の責任でもって設置することとなっております。本町におきましては、旧3町時代から消火栓や防火水槽の設置に努めてきたところでございますが、ただいま御指摘のありましたように、必ずしも十分でない地区もございます。

ちなみに防火水槽で申し上げますと、国の基準で定めております40トン以上のものが154カ所ございます。基準外の40トン未満のものが201カ所設置されております。地区別で申し上げますと、40トン以上が整備されていない地区が3カ所ほどございます。

そうしたなかで、実際の火災の場合に消火がどうだったかという御質問でございますが、昨年の平成17年の火災が24件ございましたが、このうち水利が困難なために消火が若干時間がかかったという火災が2件ほどございました。また、本年につきましては、1月から現在12件の火災が発生しておりますが、このうち4カ所の火災で、水利が不足しているために若干時間を要したということでございますが、しかしながら、結果的には延焼は阻止しているということでございます。

私どもといたしましては、そうした水利の未整備なところにつきましては、消防署のタンク自動車、あるいは旧宮之城町にあります川原分団のタンク車を有効に活用しながら、現在対応しているところでございます。

以上でございます。

○宮之脇金次郎議員

次に入りますけど、先ほど町長のほうから年次的に整備計画を組んで進めていきたいというような話がありましたけど、そこら辺を、今年度の予算書を見てみますと、そういうものはまだ全然計画はしてありませんけれども、今後のそういう整備の計画をどういう形でもっていかれるのか。

○町長（井上 章三君）

今年度の予算につきましては、大変この歳入の見込みが厳しい状況のなかで、急がなきゃいけない消防の施設整備という点で、消防車の導入をしなきゃいけない部分とかそういう面での整備に取り組むということにしたところでございます。この防火水槽等の整備に関しましては、また今後、必要な箇所、必要度を、予算ともよく検討しながら段階的に取り組んでいくというふうにせざるを得ないのではないかとこのように思っております。

○宮之脇金次郎議員

次に、現在ある防火水槽等で、結構大雨なんかが降った場合に、防火水槽自体に泥が流れ込んで、防火水槽の底面にヘドロ等がたまって、その清掃が、さっきの1回目の質問でもしましたけど、その清掃等を地域でやっているわけですが、その前に、そのヘドロ等を入らないような処置といたしますか、例えば、原材料費でもいただいてブロックを1段積み上げて、その泥が流れ込まないような処置をしたいというような地域も2～3あるわけですが、そこらあたりの補助といたしますか、原材料費といたしますか、そういう形のものができるのか、そういうものを考えているのか聞いておきたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいま防火水槽の維持管理についての御質問でございますが、防火水槽355基のうち、無蓋の水槽が171カ所ございます。無蓋ということになりますと、ただいま御指摘のありましたように、雨水等で土砂等の流れ込み、あるいは子供の安全管理の問題等がございます。

したがって、私どもとしましては有蓋化に向けて現在取り組んでおりまして、平成17年

度におきまして、京塚原の防火水槽の有蓋化を図ったところでございます。今後におきましてもそうした事情を勘案しながら、実際の火災の場合に重大な影響を与えないような取り組みについて、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○宮之脇金次郎議員

安全面の問題がありましたが、例えば、幼児等はそういう形のなかで、もし事故等が起きた場合の対処方法といいますか、責任問題はどうか。例えば、いま地域で防火水槽等については管理をするのが原則ですけども、例えばさくとか何とかいうのの古びたところなんかの点検とか、あるいはそれも地域でやるべきなのか。それと、その点検の度合い、それと点検をどの程度のときに、どういう形で、地域で判断をしてやるべきなのか、それとも行政のほうでチェックをする機関があって、チェックして、地域にここは直してくださいとか、そういう指導がなされるものか、そこを聞いておきたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいま防火水槽の安全管理についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、無蓋の水槽 171カ所あるというふうに申し上げました。また、防護さくのないところが 111カ所ございます。したがって、私どもとしましては大変危険な要素を抱えているということでございますので、今後、予算の許す範囲内において、順次そうした防護さくの設置に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、その点検の考え方でございますが、基本的には市町村が責任を負うべきであるというふうに、これまでの判例のなかでも示されておりますので、したがって、地元の消防団、そして私ども消防本部が連携を取りながら、そういった安全対策について検討していきたいと、このように考えております。

○宮之脇金次郎議員

次に、この防災マップの作成が計画をされているわけですが、この火災関係についてのマップは作成されないものか。例えば、各地域の防火水槽、消化栓、進入路等はどこどこにありますよというような形のものも一緒に処理されるものか、伺っておきたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

防災マップにつきましては、本町の総務課のほうで所管をいたしておりまして、17年度でもって策定をするということで現在作業が進められているというふうに伺っておりますが、そのマップのなかに防火水槽等の表示がされるかどうかにつきましては、ちょっと把握いたしておりませんので、総務課長のほうから回答をいただけるというふうに思っております。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま消火栓、あるいは、そういった防火水槽の防災マップへの登載というのは現在のところ考えておりません。防災マップにつきましては、土石流危険箇所でありますとか、そういった土砂崩れ崩壊箇所、そういったところの表示をするようにしておりますので、消防との関連はちょっと考えておりません。

○宮之脇金次郎議員

いまマップの関係ですが、最近近くで火災が発生いたしまして、その地域外の方々が応援にみえられた場合に、どこに防火栓があるのか、どこに防火水槽があるのか、なかなかわかりにくかったと、そういうことで大分手間取ったというお話を耳にしております。たまたま学校のプールがあったからというような話も聞いております。そういうことから、団員の方々はそういうものがあつたら、即対応しやすいのではないかなということも考えているんですが、そこらあたりをちょっと伺いたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいま地域の防火水槽、あるいは消火栓の位置について、しっかりと把握できているかというところでございますが、基本的には地元の消防分団のほうに地図を渡してございます。しかしながら、隣接の分団につきましては、当該区域外の分団の水利施設についての地図等については配付してございませんので、大変重要な問題でございますので、今後そういったことも含めまして、18年度以降について、そういった方向性で取り組みを検討しているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

次に、いま防災無線等で火災発生が、異常発生したということで、それぞれ呼びかけをしていらっしゃる。また、前にはチラシをもって各家庭に配布されたわけですが、ちょっと私が気になるのは、今こっちでいう戸主と隠居ということで、戸主のほうには防災無線もちゃんと設置してありますし、このチラシについても、戸主のほうには配布されるんですけど、隠居のところまでは行き着かないと、そういう家庭が結構あるんじゃないかと、二世帯住宅にしても同じなんです。そういうことから考えますと、現在この出火原因がややもしますと高齢者の方々の原因が多いと、そういうふうに出てくるわけですが、そこら辺の対応の仕方、隠居の方にちゃんと戸主の人が連絡をとって、その年配の方にも、そういう呼びかけをしてもらえれば大変結構なことなんです。防災無線もいま言ったそのチラシ関係も、完全に高齢者の隠居のほうまで行き届いているのかというのが、そういうことをいつも考えておるものですから、そこらあたりをどう考えていらっしゃるのか。

○消防長（田上 泉君）

ただいま防災行政無線を利用した防火PRについての対策はどうなっているかという御質問だったわけですが、基本的には防災行政無線の設置については、世帯に1カ所というふうに理解をいたしております。これについては消防本部の所管ではございませんので、後ほどまた総務課のほうで回答があると思いますが、私どもといたしましては、あくまでも防火チラシの配布につきましても、世帯を中心とした考え方で、現在配布をさせていただいておりますので、その世帯の方が、そうした高齢者のほうには伝達、通知徹底をしていただければというふうに思っているところでございます。

また、本町につきましては防災行政無線が、戸別がございませんので、その辺のところは今後の大きな課題になるというふうに考えておりますが、そういったことで、現在のところは消防本部としては、それ以上のことはちょっとできかねるということでございます。

○宮之脇金次郎議員

いずれにいたしましても、この火災の件については大変重要な問題ですので、大変だとは思いますが、十分検討して対処していただくように要請をして、この件については終わりたいと思います。

次に、簡易水道の件ですが、いま未普及地域から直接、設置してくれというような要望がどのくらい上がってきているものか。

○水道課長（楠木園建雄君）

現在、水道管が入っていない未普及地域のところから要請が出されているものが、いま把握しておりますのが2カ所、2地区でございます。その地区につきましては、旧町時代に議会に対して要請として出されて、そしてそれが採択されて引き継がれたものもあるわけでございますけれども、ただこの両地区につきましても、相当な管の布設の延長になってくる関係で、この水道財政に大きく影響してくるということで、どのようにするのか検討を進めているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

なかなかこの問題も、いろいろ経費の問題とか、いろいろあると思いますけれども、設置の難しい地域、経費的にあるいは場所的に難しい地域があったとしたならば、その住民の方々への説明とか、そういうものを十分なさっているのか。また、そこらへんをしっかりと行なうべきだと思っておりますけど、そこらあたりの流れはどうなっているのか。

○水道課長（楠木園建雄君）

いまこの要請が出ておりますところにつきましては、現場を調査し、設計をして、そしてどれくらいの経費になるのかどうか、そういう積算をいたしております。そのようななかで、この給水を受けられる見込みの方、申し込みをされている方といえますか、そういう方につきましても、こういう状況だというようなことは話をしております。ただ、そうであるからということで、要請があつて、すぐこれを実施するというようなことまではまだ、現段階では地元のほう、受益者の方には話をしていないということでございます。

先ほども言いましたように、ここのところは水道財政との問題がありますので、ここら辺が片がついてくる、また、いままでのそういう遠いところを布設をされた方との負担の公平というような問題等もございますから、そういうことを十分検討しながら、結論が出た段階で地元のほうには、先ほど町長のほうからもございましたとおり、本管からの引き込み工事費がどれくらいになるのか、あるいは料金がどうなるのか、こういったことも含めてまた話をし、理解を得て、実施をしていくというふうに考えておるところでございます。

○宮之脇金次郎議員

現在、設置されている箇所、今後の引き込みの促進の計画等がありますか。

○水道課長（楠木園建雄君）

現在、給水区域になってるところにつきましては、先ほど町長のほうからもございましたとおり、まだ90％満たない給水普及率でございます。全国ではもう97％程度に達しているという状況のなかで、我が地域につきましては、まだ水道の恩恵を受けてない方がおられるということでございます。

この未普及地域の問題は給水区域内の未普及地域の問題と、給水区域に含まれていない未普及地域の問題と、分けて考える必要があると思うんですけれども、給水区域に含まれてるところの未普及地域の方につきましては、アンケート調査をするなりして、そして本当にこの水道の布設を望んでおられるというようなことであれば、そのところは10人以上のその未普及地域、といいますのは、給水区域内の未普及地域の解消対策事業という事業もございますので、こういった国庫補助事業、起債、またそれに対する起債も充当もされてきますから、こういう有利な事業等を導入しながら進めていきたい。

あくまでもそういう事業を進めるにつきましても、アンケート調査とか地域の皆さん方の希望がないと、この料金の負担という問題がありますので、水道事業としてはそこら辺は慎重に進めていかなければならないのではないのかなというふうに思っているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

いずれにいたしましても強引に促進を図っても、また後々水道料金の徴収とか困難をきたすようだとまた、返って問題になることもあり得るので、判断が難しい点があると思いますけれども、そうした判断を含めたなかでできるだけ努力をして、地域住民の方々の平等性また要望に応えられるように要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、17番、日高議員の発言を許します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

合併をして早くも2年目を迎えようとしております。その平成18年度のスタートにあたり、先に町長から施政方針が示されましたので、私は2項目について質問をいたします。

まず、第1項目は、総合振興計画についてであります。

今回、新生さつま町が未来に向かって飛躍発展していくための、町政運営の最も基本になる羅針盤ともいうべき、総合振興計画案が提案されました。策定にあたってはコンサルタント依存でなく自前で、我が町の特徴なり今日の社会経済情勢等の時代の潮流を見据えながら、まちづくりの課題を的確にとらえ、まちづくりの方向性を明らかにして、基本構想、基本計画をまとめられましたことに敬意を表するものであります。職員の皆さんにおかれましては、自己啓発、政策能力を高める絶好の機会になったと思っているところであります。

また、作成の過程においては、町内外からの数多くの意見を聞くパブリックコメントの機会をはじめ、議会においては総合振興計画策定対策調査特別委員会が設置されまして、各面からの意見を反映していただいたものと考えております。

基本構想の将来像は「人々が織りなす元気で快適な活力のあるまち」、基本理念は「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」、そして、将来像を実現するために柱となる6つの基本目標が掲げられております。合併による新しいまちづくりに対しては町民等しく、大きな夢と期待が託されております。うたわれている将来像や基本理念、そして6つの基本目標はそのまま新町建設計画との整合が取られているようであります。

新町建設計画策定の際も議論した経緯がございますが、今回は議会特別委員会の委員長報告にも、調査・研究の過程で「さつま町のカラーを出すべき」「目玉がない」などの意見が出されて、それなりの整理がなされたようであります。示されている将来像「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」が決して悪いとは言いませんけれども、何か抽象的な印象で、将来像というよりも、どちらかというともまちづくりのための理念という感じを受けるのは、私だけでしょうか。

合併した新しいさつま町の核となるものは何なのか、その核となるものを座標軸にして、どのような町にしたい、どのような町を目指すんだということを町民にわかりやすく示すことで、それこそそうたわれているような住民と行政が協働するまちづくりの取り組みができていくのではないかと考えております。さつま町ならではの特色というか、個性というか、その辺をもっと強くアピールするものがほしかった感じであります。外から本町を見たときも、さつま町はなるほど、そういう町を目指しているのかというインパクトある特徴、個性をあらわす象徴的な町のイメージであります。

そこで町長にお尋ねいたします。いま提案をされている将来像の文言の再検討をとまではいいませんが、町長は町制運営のトップリーダー、最高責任者として、合併したこの新しい町の未来を展望して、どのような町にしたい、目指すべき町はこうあるべきだという根本的な哲学なり、ブランドデザインの熱い思いがおりだと思しますので、この際率直に、端的で結構ですので御披瀝いただきたい。

次に、総合振興計画は向こう10年後を目指した基本構想、それを5年ごとのタームで前期・後期に分けた基本計画において、将来像の実現に向けた施策の展開が行なわれていくこととなりますが、今回、前期5カ年の基本計画も示されております。そこで、10年後はこの行政部門においてはこういうところまでの水準に到達をさせたい、そのためには前期の5年後においては少なくともこの辺までは到達させたいという数値的な目標を掲げて、取り組むことがより実効性を高めることになると思いますが、いまのところその辺が示されておられません。数値目標を掲げることについての町長の見解をお伺いいたします。

この数値目標を掲げることにについては、すべてにわたってということは難しいかもしれませんが、今回の計画で新たに打ち出されたまちづくりの重点プロジェクト、1つに定住促進プロジェクト、2つに資源活用プロジェクト、3つに健康子育てプロジェクト、これらの3項目については少なくとも数値目標を掲げて、諸施策を講じていくべきであると思いますが、考えを伺います。

次に、今回の計画は合併に際して策定した新町建設計画がベースになっているようでございます。先に策定されました過疎地域自立促進計画、それと行政改革大綱、これらとの関連についてであります。総合振興計画は町の最上位の計画でありますので、これらとも十分整合をとられたと思いますが、その辺のすり合わせの状況がどうであったのかお示しをいただきたいと思います。

また、計画に伴う財政計画の策定は18年度に行なうということでございましたけれども、構想の10カ年分か、前期5カ年分か、それとも実施計画の3カ年分で策定するのか、お考えを伺います。

次に、3町が合併して、面積的に303.43平方キロメートルという県内でも広大な面積を有する町になりました。一体感のもとに均衡ある発展を図っていくためには、今回の総合振興計画とあわせて、町全体もしくは旧町ごとでも結構ですが、土地利用構想を打ち立てて、秩序ある計画的な町域の振興を図るべき時期ではないかと思っておりますけれども、町長の基本的な考えを伺います。

続いて、2項目の平成18年度予算について質問いたします。平成16年度から平成18年度までのタームにおいて、国庫補助負担金4兆円を削減し3兆円を地方に税源移譲すると、そして地方交付税の見直しをするという国、地方の税財政改革、つまり三位一体改革が進むなかで、町財政にとっては過去経験したことのない大きな変革を迎えての予算編成になったと考えております。

また、町にとりましては行政改革大綱の実施計画も踏まえながら、しかも一方では町振興計画推進のスタートの年としての本格予算ということもございまして、いろいろと心労の深い編成作業であったろうと推測いたすところであります。

18年度は、予算要求の上限枠を各課に配分するという予算編成手法の改革を行なって、課単位の自己決定、自己責任による所管課権限の拡大に努めたということでありまして、評価に値する取り組みだったと考えております。その結果、一般会計の予算規模は138億1,300万円、前年度当初予算額が151億9,900万円でございますので、それと比較しますと13億8,600万円の減額、率にして9.1%の減となっております。

町長は今回の当初予算を振り返って、どのような感想を持たれたか、大変厳しいなかでよくここまで削減できたと思われたのか、こんなもんだろうと思われたのか、それともまだまだ削減しなければならなかったのではないかと思われたのか、率直な所見を伺います。また、138億1,300万円の予算のキャッチコピーをどう考えられたか併せて伺います。

次に、議会行財政改革対策調査特別委員会が去る12月議会の定例会において、中間報告のなかで執行機関に対して提言しました事項を、予算編成の段階でどのように反映されたか伺います。もちろん中長期的な提言もございましたので、単年度では難しい面もあったと思いますが、その足がかりとして取り組んだ事項があればお示しをいただきたいと思います。

次に、先ほども申し上げましたように、いま地方財政にとりましては大きな転換期に入っております。地方分権時代に即した自立の経営を目指すという崇高な目標もありますけれども、実態としてはかなり厳しい状況下に立たされているのが、現実の姿ではないかと思っております。

組織は、ボトムアップとトップダウンの意思決定がうまくみ合って初めて活性化するといわ

れます。通常のときはボトムアップでよいかもしれませんが、このような非常時においてはスピーディーにことを運ぶため、トップが改革目標を明示し、政治姿勢にぶれがなく、批判の矢面に立ち、職員を成功体験に導いていくというトップダウンが要求され、トップリーダーの果たす役割は極めて大きいと考えます。

町長は、各課が抱えている諸々の行政課題について職員との意見交換の機会をどのようにしてつくり、意見をどのように取り上げてきたのか。またトップリーダーとしての適切な指示をどのようにされたかお伺いをいたします。

次に、予算編成の調整の方針によりますと、基金繰り入れは原則行なわない編成方針ととなっておりますけれども、施政方針によりますと、地方交付税などの予想を超える歳入不足が見込まれたために、昨年に引き続き基金の取り崩しを行なわざるを得なかった旨の説明がございました。例外という受けとめ方でいいのか、財政調整基金を4億円、減債基金を1億5,000万円取り崩す計画となっております。財政調整交付金は17年度末で9億300万円、これに17年度決算剰余金の2分の1以上の法定積み立て、約1億5,000万円を想定して加えた金額は10億5,300万円、これから今回計画の4億円を取り崩しますと、残り6億5,300万円になります。本町の歳入財源の最も大きい地方交付税については、今後ますます減額の方向が予測されます。

また、予期しない災害の発生に備えて、臨機応変に対応するための必要な蓄えも準備していく必要がございます。18年度でどのくらい積み立てができるかわかりませんが、もし積み立てができないとなりますと、財政調整基金がこの金額では平成19年度予算の編成が精いっぱい、平成20年度は予算が組めない、組めたとしても空財源の赤字予算の編成に陥るまことに厳しい状況が予測できます。合併して夢のある希望に満ちたまちづくりが、基礎づくりの段階で脆弱な状況になったら、それこそ町民に申し開きのできないことであります。

また、自主財源である町税については、当初で18億7,100万円余り計上されております。17年度現計予算では19億4,700万円ありますが、今日、景気回復の兆しがみえたといわれておりますけれども、ただこれは大企業等が集中する都会のことで、我が町も含めた地方においては、まだまだその気配はみえないと思います。現在、確定申告中ではありますが、申告を通じて、今年度の税収入見込みがどのような感触でとらえておられるのかを含めて、町長は今後の財政運営の展望について、どのように把握されているかお伺いして、第1回目の質問を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま日高政勝議員から大きく2つの問題、総合振興計画と予算編成について質問をいただきました。

日高議員は行政に長く携わって、行政のプロとしてやってこられた方でありますから、行政のいろんな経緯についてはよく御存じでございます。通告書に基づいて回答を準備いたしましたが、ただいま聞いてみると、非常に細かい、いろいろな御指摘あるいは質問もございますが、それに対応はしていないと思いますが、とりあえず回答をしたいと思います。

まず、総合振興計画についての御質問であります。新しいさつま町の総合的かつ長期的視点に立ったまちづくりを進めるため、将来の目指すべき姿を示すとともに、これらを実現するための具体的な振興方策や基本的な計画を明らかにするため「さつま町総合振興計画」を策定し、本定例会に計画の基本構想について御提案をしております。

まず、第1点目のさつま町ならではの特色ある目指すべきまちづくりについて、どう思ってる

かという御質問であります。

本計画の策定にあたっては時代の潮流を的確にとらえ、まちの特徴やまちづくりへの課題、方向性を検証してきました。

本町ならではのさまざまな地域資源や多様で優れた人材など、「さつま町」の個性や魅力を十分に発揮した新しいまちを創造するために、「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」という言葉を将来像として定めたところであります。

また、将来像を実現するため基本理念や基本目標を定め、さらにその目標を横断する重点的かつ戦略的な取り組みを行うために3つの重点プロジェクトを定めたところであります。

人口減少時代に対応するため、住みやすい、住んでみたいと思えるような定住促進によるまちづくり、全国に誇れる「さつま」の資源を活用したまちづくり、町民みんなが健康で生きがいをもって安心して暮らせる元気なまちづくり、以上3つの重点プロジェクトによるオンリーワンのまちづくりに挑戦することにいたしております。

次に、2点目の数値目標を掲げて、具体的諸施策を講ずることへの御質問であります。

御承知のように基本構想は10年間、基本計画は5年間をそれぞれ計画期間としております。また、実施計画については、基本計画に定めた各施策を展開するため具体的な事業を示し、おむね3年間を計画期間として毎年度見直すこととしております。

さつま町にとって向こう3年間は、10年後のさつま町を方向づける極めて重要な期間であるとの認識に立ち、基本構想及び基本計画の実現に向けた実施計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、本計画の進行管理については事務事業評価システムを確立し、町民にわかりやすい指標や数値目標の設定、施策・事業の進捗状況など、できることから積極的な情報の公表に努めてまいりたいと考えております。

また、町民の意見、評価などを施策・事業に十分反映させるとともに、振興計画審議会においても検証・評価をしていただき、基本構想、基本計画、実施計画、単年度予算まで、一貫性を持った考えで計画目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の新町建設計画、過疎計画、行政改革大綱との整合性についての御質問であります。

合併前に薩摩東部地区合併協議会が策定した「さつま町建設計画」は、10年間を基本計画としております。振興計画の策定にあたっては、建設計画を基本としながらも、さつま町としての特色を出し、町民の意向等を十分踏まえた計画として策定をしております。

過疎計画につきましても、振興計画の目標達成に必要な計画でありますので、過疎計画に記載の事業等につきましても実施計画に反映していく必要があると考えております。

振興計画と行財政改革は、車でいうとアクセルとブレーキに例えられます。未来の子供たちに自信と誇りをもって継承できる豊かなまちづくりを創造するためには、行財政改革というブレーキを踏みつつも1歩でも2歩でも進まなければなりません。

また、町の発展と持続可能な行財政運営を進めるためには、大胆な行財政改革も必要不可欠であります。

町民・地域・行政が一体となって行財政改革を着実に実行しながら、計画の実現に向けた取り組みを行う必要があります。

このような各種計画と連動しながら、振興計画にありますまちづくりの将来像を実現してまいりたいと考えております。

次に、4点目の町域の均衡ある発展のための振興策、土地利用構想等の考えはないかという御

質問であります。

3町が合併して誕生したさつま町は、先人たちが築いてきた歴史と山紫水明の自然豊かな町として、さまざまな地域資源に恵まれております。

この恵まれた「まちの宝もの」を最大限に活用することが、それぞれの地域の振興策につながるものと考えております。

振興計画の策定にあたっては、地域ごとにおけるまちづくりの方向も検討してまいりましたが、旧町とも同じような土地利用状況となっておりますので、町域ごとのゾーンを設定するのではなく、地域が持つ特徴を連携しながら有機的に結びつけていくことを基本に考えております。

現在、さつま町では森林整備計画や農業振興地域整備計画を策定、または策定中でありますので、都市計画区域と併せて、これらの計画相互間の土地利用の調整を図るとともに土地利用関連の諸計画が円滑に推進できるよう努めてまいりたいと考えております。併せて、さつま町総合振興計画との十分な整合を図り、今後展開される施策・事業等が土地利用の面で反映されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の予算編成について、第1点の予算編成を終えての所見と予算のキャッチコピーを伺うということでございます。

平成18年度当初予算編成につきましての基本的な考え方としましては、中長期的に持続可能な予算ということを念頭においた予算編成に努めたところであります。特に今年度は、基金繰入れを行わないことを目標にいたしました。歳入の大きな不足から引き続き基金に頼らざるを得ず、合併の協議事項につきましても見直さざるを得なかったことは、将来的な財政運営を考慮したとはいえ、大変苦しい判断になったところであります。

その意味では、重点的に必要な部分の予算は措置しながらも、国県の改革と歩調をあわせた「改革の始まりの予算」という意味で、「改革元年予算」といえるのではないかと考えております。

次に、議会行財政改革対策調査特別委員会の中間報告の提言をどのように反映されたか伺うということであります。

提言については、1、組織機構の見直し、2、定員管理の適正化、3、職員給与の適正化、4、財政規模の適正化、5、事務事業の見直し、6、公共施設の管理方法の見直しの6点について提言をいただきました。

これらの行政改革の推進につきましては、議会あるいは執行部も一緒になって取り組みを進めているわけですが、今回の議会からの提言も踏まえ、組織機構、各種事務事業の見直しなどをはじめ積極的な取り組みを進めたところでございます。

歳出予算における性質的経費について、前年度予算額との比較で見ていただきましても、人件費をはじめ、物件費などの一般管理経費、補助費などの裁量的事務事業など数値的にも全体的に見直し・改革が進められているとみることができることや、関連する条例改正も含めて提案しているところでございます。

今後におきましても、議会、執行部一体となった行政改革を進めることにより、将来の安定した行財政運営の基盤を確立することが重要であると考えております。

次に、予算編成にあたりリーダーシップをどのように発揮され、また職員の意見をどのように把握されたか伺うとのことであります。

当初予算編成作業にあたりましては、平成18年度当初予算編成の方針につきまして、予算編成説明会で私の基本的な考え方について職員に述べ、具体的な編成作業に入ってもらったところであります。

そのなかで、効率的な予算編成についてはもちろんのことですが、特に今日の地方自治体を取り巻く厳しい状況を踏まえると、従来の延長線上に安定して予算が組めるという時代は終わり、合併したからといって安心しないで、何事にも職員の意識改革が重要であると同時に、住民自治の強化と住民協働の観点も視野に入れた取り組みについても強く求めたところであります。

また、職員の意見については、各課分野の課題や振興策につきましては、日ごろからの協議に加え、本年度、新さつま町の総合振興計画の策定に併せて各課の抱える課題、今後の対策・方針など検討いたしております。併せて、事務管理経費や町単独事務事業などにおきましては主管課での調整機能を拡大する意味で、要求上限枠を設けた調整手法も取り入れたところであります。

これらを踏まえまして、各課において予算編成にあたったところでありますが、最終的には町長査定において調整したところであります。

次に、今後の財政運営の展望について、どのように把握されているかということであります。

国の抱える大きな財政赤字や財政構造改革の推進、地方財政計画の縮小などを踏まえますと、今後においても財政環境は厳しく、その地方への影響も大きいものと認識するところであります。

特に、依存財源が大きい自治体では、国県の動向に左右されやすい面があるなかで、地方財政の根幹をなしている地方交付税などの総額は毎年度ごとに国の予算折衝で決められており、展望がたてにくいという面があります。

このような状況のなかで、現行の財政シミュレーション、平成17年の8月に調整したものでございますが、これによりますと、計画の最終年度の平成26年度が歳出規模で122億円の計画額となっておりますが、平成18年度の当初予算規模では約138億円となり、この金額は計画ベースからいうと2年先の平成20年度に想定した計画額となっております。

今後の展望といたしましては、行政改革大綱等に基づき行財政改革を進めるなかで、特に職員定数の管理計画等による義務的経費の縮小のスピードと、国県などへの依存財源部分の歳入の動向がどうなるかが最も大きなキーポイントであると思っております。

そのため、コストと効果を踏まえた事務事業の見直しはもちろん、今後さらに効率的な組織機構を確立していくことで、長期的に持続可能な行財政運営が確立できるものと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○税務課長（二階堂清一君）

18年度の税収の見通しであります。当初予算で18億7,166万4,000円計上いたしております。前年度と比較しまして、3,565万円の増となっておりますが、今ありましたように、非常に景気が回復基調にあるとはいえ、都市部のことでありまして、過疎化、少子化が進む本町にとっては依然として厳しいものがあります。

税政の改正につきましては浅く広く、広範囲にわたって課税されるという改正が、今後占めていくと思いますので、そういった形での町民税の増収というものは少しは期待できますが、固定資産税につきましては、18年度が評価替えの年であります。ですから、比較的この新築部分とかあったわけですが、それも落ち着いてきておりますし、土地の下落傾向というのも依然続いておりますので非常に厳しいものがあるというふうに考えております。

以上であります。

○日高 政勝議員

1項目の総合振興計画についての個性なり、あるいは特徴ということをお尋ねいたしましたけれども、重点プロジェクトの3つの柱、これを中心にしながら、いわゆるオンリーワンの町をつくりたいというようなことを述べられました。

町長はかねてからオンリーワンのまちづくりも唱えていらっしゃるわけですが、いま

ございましたとおり、この計画のなかにも幾つかその言葉が散見をされております。まさしくそのことが特徴であって、個性だと思っております。どこの町にもない、さつま町ならではの目指すべき町の方角づけの哲学なり、あるいはブランド、デザインというのが出てくるのかなという期待をいたしましたけども、いまこの計画に盛られた事項以外には見当たらないようでございます。

なかなか明確なイメージというのが浮かばないところでございまして、町長がこの振興計画策定にあたって、先ほども職員等にもいろいろ指示をしたという話もございましたけれども、為政者として、職員あるいは町民の皆さん方に対して、どのような情熱でもって、この振興計画を策定にあって臨まれたのか、その辺の心意気というんですか、再度お聞かせいただきたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

総合振興計画というものは、本町のこれから目指すべき方向を示すまちづくりの一番中心となる計画であります。

昨年合併をいたしまして、3町が1つになって、どういう町を目指していったらいいかと、これを定めていくということは大変重要な作業でありまして、これを17年度中にまとめ上げなきゃいけないと、時間的には限られた期間でございました。そしてこれを、コンサルを入れてというのではなくして、自分たちのマンパワーといいますか、自分たちの力で、みんなで知恵を集め、そして各地域を回ったり、あるいは審議会の方々の意見を何度も何度も聞いたり、いろんな方向からの意見を練り合わせて最終的な一つの計画を策定したということでありまして、これが定まらないと、これからの本格的なさつま町のまちづくりの第一歩が踏み出せないというような重要なものでありますから、そういう点に対しては私も格別の関心も持ち、そしてまたこの町をどういう観点から、どういう特色のある町にしていっていいのかということは、いろんな角度から私なりにまた考えたところでもあります。

ほかの地域もそれぞれ努力をしておられるわけですが、この町なりのオンリーワンというのは何なのか、そしてこの町なりのものをつくり上げるというのは、その可能性、素質というのはどこにあるのか、素材がどんなものがあるのか、そういう点において、いろんな角度から大変貴重ないろんなたくさんの意見をいただきましたし、私もそれに強い関心を持って臨んだところであります。

○日高 政勝議員

町長の姿勢もわからんまでもないんですけども、計画を見たなかでは、将来像、基本理念というのは大体似たような表現で、どうしても理念という感じを受けたもんですから、まちづくりの目標というのは、将来像というのは確固として、このさつま地区ならではの個性を打ち出すべきではなかったのかなという感じを受けたもんですから、そのようなお尋ねをしたところでございます。

次に、重点プロジェクトの3項目について数値目標をとということでお願いをいたしましたわけですが、お願いというか、すべきではないかということで申し上げましたけども、具体的には実施計画なり、あるいは事務事業の評価制度をとりたいというようなことでありますが、評価制度については、今後、行政運営としては当然やらなければならない課題であると思っております。これだけ厳しい財政状況になると、本当にやってみて、町民のためになった事務事業なのかというのが、この時点で評価をする、これはもう大事だと思っておりますので、これはもう是非取り組んでいただきたいと思っております。

要は、せっかく重点プロジェクトを掲げたわけですから、例えばいままでは人口にしましても、

将来10年後の人口のフレームは大体これぐらいの目標を掲げて、努力をしていくんだというようなことでやりよったんですけど、今回の場合、何も数値的なもの、数値目標というのは出ておりません。そういうことで、例えば定住促進プロジェクトであれば、いま2万6,000人余りでございますが、それをどういうところまで伸ばしていくのか、あるいは現状を維持するためにどういう施策を講じていくのか、こういうことが大事じゃないかと思っております。

明らかに数値を出すことによって、その目標がしっかりとできてくるわけですから、いろんなその施策、戦略、戦術というのができ上がってくるかと思えますけれども、その辺のことを掲げるべきではなかったかなというのがございます。そういう数値を掲げることによって、途中での進みの具合、進度、あるいはそういうものも測定しやすいということも出てくるかと思えますので、今後、事務的な段階でも結構ですから、重点プロジェクトについては数値目標を掲げて、努力をしていただくように要請をいたしておきます。

次に、いろんな計画との整合性の関係ですが、先ほど申し上げましたとおり、今度策定をされる総合振興計画は町の最高位の計画ですので、当然いままで出ましたいろんな計画との整合というのは、すり合わせはやっていただくということで、そのような方向も取られたところでございます。いまは行政改革という大きな柱がございまして、行政改革と総合振興計画、いわゆるこの計画とは相反するものでは私は決してないんだと思っております。ブレーキじゃないと、私は思っております。行政改革を進めることによって、振興計画のいろんな抱えたものが実現するようなことになっていくんだと思っておりますので、行政改革を軸を上げることによって、ここに掲げた計画が実現すると、そういう方向で視点をとらえていかないと、行政改革はブレーキだ、後退のイメージだ、振興計画はいろいろするんだ、そういう相反するものでは私はないと思っておりますので、その辺をしっかりとした、あれを立てて進めていただきたいと思っておりますのでございます。

それから、財政計画の関係でございまして、実施計画を今後策定するということになりますけれども、いままで財政シミュレーションというのが策定をされておまして、若干修正もあったわけですが、特に今度の当初予算をみて、見直しをせざるを得んのかなという感じはしますけれども、実施計画を今後3年間を立てるとなると、当然またいろんな変動が出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の財政計画の見直し、シミュレーションというのは、行革の大綱のときに示されたあれ以外、振興計画にあたっては、財政計画をつくる、見直しをする計画はないのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長（井上 章三君）

今後の財政計画をどう考えてるかということでございます。財政計画につきましては、国の地方財政計画の影響を、もう全く受けるのが地方の状況でありまして、依存財源が大きいということでもあります。

特にいま国の財政改革の変化が激しいだけに見通しが立たないと、1年先がなかなか見えないというのが、もうどの自治体、どの県においても、いま深刻に悩んでいる問題であります。ですから国の財政改革の状況をみて、歳入の見込みを立てながら、その年の計画を考えると。いまのところはもう1年1年、この見直しをしながらいかないといけないというのが、手探りのような状態でいかないといけないというのが実情ではないかと思っております。

○日高 政勝議員

いまお答えをいただきましたが、非常に混沌とした社会、経済情勢でありますので、おっしゃるとおり先の見通しを的確にということは、非常に難しい面もあるかと思えますけれども、ただ、こうして10年後の計画をつくる。こういう町を目指したいということで提案をされている。そして、この実現のためにはどうしてもこの財政ということを抜きには考えられないと思っているわけです。

そうなりますと、国の動向を見極める。依存財源が7割以上ですから、おっしゃるとおり、そういうことは十分わかりますけれども、現時点で、そのわかる範囲での展望というのは、しっかりと把握をしながら計画を立てるべきだと、そうじゃないと計画的な行政も進められないということになりますので、その辺は見通せる段階にも限界があるかと思えますけれども、見通せる範囲内で的確な計画を立てるべきだというふうに思いますので、その辺はまた要請をいたしておきます。

土地利用構想の関係でございますが、せっかくこうして303平方キロですか、かなりの豊かな風土、土地の面積を有しているわけですから、先ほどから申し上げておりますとおり、個性ある特性のあるまちづくりのためにも、全体的な像というのを、土地利用構想をもって臨むべきだということを考えているわけです。それがないと、いろいろ盛られた計画も画餅に帰するということになりかねませんので、やはりこの基本となるようなこういう土地利用構想をもった上で、この地域はこういう形で振興を図りたい、農業振興を図りたい、ここの部分は中心市街地と活性化をしなければならない地域だと、例えばそういう利用構想を、今後は中心市街地の構想につきましてもどういう形で取り組むかということも課題でありましょうけれども、やはり郊外型の形にもっていくのか、あるいは従来どおり中心市街地でいくのかということもありますので、その辺を含めて、全体的な土地利用構想、あるいは町域ごとの土地利用構想はどうあるべきかということ視野に入れて、検討をすべきだということで、つくるとなりますと、この振興計画のいまの時点が最もタイミング的にはいいんではないかと思っておりますのでございますが、その辺のところをもう一回お尋ねをしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

土地利用構想をどう考えるかということでございますが、おっしゃる観点はよくわかるわけですが、現段階で中心市街地をどういうふうにする。あるいはこの地域をこうするということを考えることは、今後やっていかなきゃいけないと思いますが、大きな取り組みとしてやっていける状況に現在ないということもあり、いま大きな総合振興計画の枠組みができた。ようやく、もうぎりぎりできたという段階でございますから、今後の課題として、これは考えさせていただきたいと思います。

○日高 政勝議員

今後の課題として受け止めて対処をするというようなことでございます。時間がありませんので、なかなか突っ込んだところまでいけませんけれども、いまお答えいただきましたとおり、現在非常に日本の社会全体が、少子化を反映して、人口減少の時代を前倒しで突入をしたということが言われております。

特に、この地方の過疎地域については、その傾向が顕著なために、また極めて厳しい財政環境から、これまでの政策であった均衡ある発展策から一極集中の発展策に政策転換をするという考え方のところも出ております。しかし、私どもの町というのは、せっかく合併をしていいまちづくりをしようと言っている段階でございますので、将来発展していくための基礎、基盤づくりをする非常に大事な期間があるがゆえに、均衡ある発展ということは必要なことであると、そのためには土地利用構想というのは、全体像をしっかりと作り上げていく必要があると、私は考えますので、早い機会でのこの策定を要請いたしまして、第1項目の関係については終わりたいと思います。

次に、予算編成の関係についてでございますが、当初予算の編成を終えての所見というのは、持続可能な予算として続けていきたいと、基金を取り崩したけれども非常に苦渋の判断をしたというようなことでございます。確かに大変な御苦勞をされたと思っております。相当な減額になって、非常に評価に値すると思っているところでございますが、具体的にこれで良かったとか、まだやるべきだったというその辺の表現はありませんでしたけれども、それなりの苦渋の判断をしながら組んでいったということで理解をいたします。

キャッチコピーについては「改革元年の予算」だというようなことでございますので、一つの足がかりとして、これからも本当に決断をもって臨んでいただきたいと思います。

行政改革大綱に基づいたこの関係については議会のほうからも提言をして、おおむねそういった方向で真摯に受けとめて、この予算のなかにも反映をしていただいたということでございます。これからについてはまた議会のほうからも、あるいは議会内部においても、いろいろ同じ立場に立って議論をするということになっておりますので、ともども努力をしていかなければならないことだと思っているところで。

予算編成にあたっての町長のリーダーシップでございますが、予算の編成にあたりましては、当然町長の考え方というのは申すべきところでございます。私が申し上げているのは、いろんな機会というのがあるわけですので、課長の皆さん方に対しては町長の考えというものを的確に、夢なり情熱を傾けて語って、リードをしていく、そういう姿勢が大事じゃないかと思っておりますので、いろんな機会をとらえて考えなりを周知をしながら、引っ張っていただきたいと思いますところなんです。ちょっといまの段階では、いろいろ要職についていらっしゃるということで、そういう機会も薄いのかなという感じがいたします。そういうことで、そういうところはやむを得ないところがありますが、助役2人制もできておりますし、ともに手を取り合って、こういう体制については、強力なリーダーシップをとっていただくように要請をいたしておきます。

それから、今後の財政運営の展望についての把握でございますが、税収の関係も御存じのとおり、非常にこういう景気は回復してきたといいましても、地方の場合はなかなかそういうわけにはいかない。2～3年後だということになろうかと思えますけれども、やはり歳入の確保というのは、さつま町にとっては新たなものというのはなかなか難しいなというふうに思っております。税制改革で所得税を、国税である所得税を地方にやるということになっておりますけれども、その辺がどうなるか見通しははっきりしないと思えますけれども、歳入を抜本的に確保するということは非常に難しい、そうなりますと歳出を見直さざるを得ないということになってくるかと思えます。

先ほども申し上げましたが、人件費をはじめとしまして福祉関係の社会保障の経費である扶助費、そして過去の建設事業のために充てた長期の借入金の返済の公債費、いわゆるこれらの義務的な経費というのが全体の58％を占めております。経常収支比率も昨年が100％を超えているということで、非常に財政的には弾力性のない財政構造になっておるわけでございまして、ま

さしく非常事態、自治体にとっては危機であると考えております。予算規模を圧縮すればするほどこの義務的経費というのは突出をしてくると、目に見える形でそこが出てくるということになりかと思しますので、やはりこの義務的経費まで手をつけなければ仕事は何もできないという結果になるということになりますので、あらゆる事務事業については評価主義ということも言われましたので、「選択と集中化」こういうことで、主要な経営課題として取り組んでいただきたいと思います。

危機管理の世界でよく引き合いに出される言葉というのが、「予測できなかったことが起きたことについては社会から受容されやすいが、予測されていたことが起きたことについては社会から受容されにくい」というのがございます。天災とか、不測の災害とか、事故というのは前者でございすけれども、それ以外は後者になろうかと思っております。やはり「転ばぬ先の杖」として、行政改革大綱の実施計画の着実なこの実行に向けて努力をして、予測できる危機を不退転の決意で乗り切っていけるように、議会ともども努力しなければならない極めて大きくかつ喫緊な課題であると認識をいたします。

最後に町長の強いリーダーシップと行動に期待するものでありますが、その決意のほどをお聞かせいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

エールを送っていただきましてありがとうございます。今回の予算編成は、これだけの縮減を図ったという点においては大変厳しいものがありましたが、この予算編成につながる総合振興計画、これもみんなの力でいいものができたと思っておりますし、計画の目標は大体設定された、あるいはそれをこの時代のなかで、どこからどういうふうに取り組んでいけるかというのが、今後の私たちの力の見せどころだと、知恵の発揮のしどころだというふうに思いますし、これを行政だけでなくして、また住民と協働という形のなかで、しっかりとしたまちづくりを進めていきたいと、その責任の先頭に立つ気持ちはいささかも揺らいでもいないし、そういう気持ちにかけりはございませんので頑張りたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、3番、平田議員の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私も今定例議会で、総合振興計画と来年度当初の予算について一般質問を準備しようとしていました。ところが急きょ変更せざるを得なくなりました。私は12月定例議会で、町長に質問したこと、それに対する町長からの答弁の内容を、文書にして町内に配布することを宣言し、現にそれを実行しています。

ところが、私のこの行動について町長は、課長会の席で「これは20年前のことであり、事実と違うところが強調されている。鶴田町時代はこんな迷惑をかけたことはなかった。悪意と偏見で行動している。大事なときだから冷静に対応してほしい」とのコメントを出したという。この内容は10人近い出席者の目と、または記憶から引き出して要約したものです。町長が課長会で指摘したとおりなら、町民と行政の間はズタズタになる。なぜなら、私の現在の行動はもう私一人だけではない。多くの理解者、一緒に町が間違いのない道を進ませないために、やりましょうということになっているわけです。

したがって、質問をこのほうに切りかえることにしました。私の文書についてコメントしたということは、それに目を通した、文書に目を通した上でのことだと理解して質問します。

まず20年前というのは、具体的にどの部分を指して言われているのか。20年前のことをい

まごろ持ち出すのはおかしいというのか、20年前、いやそれ以前のことを問題にすべきではない、そんなに昔のことを問題にするのはおかしいというのか、そのことからお尋ねします。

私、課長会であったコメントについて尋ねているわけです。

○議長（濱田 等議員）

平田議員、通告の2点目についてはいいんですか。

○平田 昇議員

2株式会社について、質問をいたします。以上です。

○議長（濱田 等議員）

その内容は。通告してあることについて、2点目まで言っていただいて、そしてあとは一問一答でいきましょう。

○平田 昇議員

まず、町長は、株式会社と地方自治体は別個の法人格を持つ法的に独立した組織であることを認識されているはずですが、この補助金の扱いについてどうなのか、これでいいのか、全く直営と同じ扱いではないのか、これが第1です。

以上、ほかに、あとは。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平田議員から12月議会ないしは9月議会に関連する質問をいただきました。私は、この過去の経歴という問題について、そのなかで事実を申し上げたわけですが、12月議会のなかで一方的に、突然具体的な部分を取り挙げて言われました。私はそのときに、ちょっとおかしいなという部分もありましたが、後であちこちに配布されている文書を見て、内容が余りに一方的で、憶測と偏見、拡大解釈で決めつけられているということに対して、憤慨を感じたものであります。

特に昭和60年以降の経歴のところでは、私が実際に、自分のことですから、身に覚えのない会社の名前が2つ入ってるし、また、そこらの年数の、この表記されてるものも、これは違っておるなというふうに思ったところであります。しかし、それを前提にして一方的な結論にもっていかれていると。これは、私としては非常に不本意に感じたところであります。

ですから、20年前と申しますのは、私が、大体国会議員の秘書になる前の話ということになるわけですが、私は、かいつまんでちょっと申しますと、30歳の半ばまで宗教運動あるいは思想運動のなかに身を投じて、自分を磨きながら、その方面から世のなかのために生きようとしていました。それが、統一教会ということでしたが、統一教会に対して非常に、この言われてること、平田議員が出された文書、あるいは書かれていることというのは、統一教会に対する反対運動の人々の論調そのままで、一方的なイメージを植えつけながら統一教会を誹謗（ひぼう）しているというような書き方になってるというふうに感じました。

統一教会というのをどのぐらい御存じかどうか分かりませんが、統一教会に私は共感して、若いころにそういう活動に参加したということの理由は、この統一教会は、今日までの世界の歴史のなかで、紛争とか、あるいは戦争とか、こういういろんな争いというものの大半は宗教に起因するもの、あるいは思想に起因するものが多いのであります。現在もキリスト教とイスラム、あるいはその他いろんな思想的な戦いという問題が根底にある、あるいは最近はやっともう薄まりましたが、共産主義と自由主義といわれる、共産主義という問題、これを、このために大変多くの方々が殺されたり、戦争が行なわれました。こういうような宗教とか思想の問題をどう解決

するかというのは、人類の未来にとって非常に重要な問題であると。

そういうなかで、統一教会の理念というのは宗教の統一、あるいは思想の統一ということを目指し、そしてそのことによって世界を一つの世界をつくるんだと。愛と真理による世界をつくるんだということを提示していました。その内容は非常に革新的な内容をもつものであり、そういう立場からの出発であるだけに、その動き、運動に対して、あるいはその出発に対して、反対運動とか、中傷とか、バッシングというのは大変大きかったわけであります。そういうなかで、統一教会のそのような宗教統一、あるいは思想の統一、世界を一つにしようという運動が小さなところから始まったと。日本においてそれが受け入れられにくい一つの要素は、その運動が韓国から始まった。韓国人の方が教祖であったというところから始まったんだらう。それも多分にあっただらうというふうに思っています。

そういうようななかで、私は30の半ばまではそういう運動をしておりましたが、その後数年間、事業の世界に従事しました。そして、そこでは商品の企画や開発、あるいは製造に取り組んだわけであります。そのなかで、言われるような何か犯罪的なことを行なったということはありませんし、捕まったこともありません。ただ、そのような事業の関係のいろんななかで、販売の現場の動きのなかで、非常に過激な、行き過ぎというような実態があって、そして、それが靈感商法といわれ、そしていろいろと問題になったということはありませんが、そのことは、すべてが、その統一教会全体がそういうことを行なっていたといわけでもないし、そのことが一時期の、いまで言えば一時期のある時期のそういう非常に盛り上がった運動であったと思っています。しかしこれは、批判を受けながら、またそのことは是正されていったんだらうと思っていますが、私はそういうなかで自分自体の人生の問題として、生きる方向を、そのいままで活動してきたそういう方向から、自分を変えようと……

○平田 昇議員

それはいまから尋ねるんです。私がいまから。

○町長（井上 章三君）

私の流れですから。

○平田 昇議員

いやいや、延々とそういう的外れの、尋ねたことだけ答えてください。私が尋ねると、今から。

○町長（井上 章三君）

私もちゃんと説明しないと、ただ物切れに、言われたことだけに説明をしたんじゃ、わかりにくくなりますから。

○平田 昇議員

前回の質問は私が20分、あなたが40分だったんです。

○町長（井上 章三君）

やむを得ないでしょう。

○平田 昇議員

そんなのがありますか。

○議長（濱田 等議員）

簡単に願います。

○町長（井上 章三君）

はい。そして、国会議員のもとで政治を学び、地方行政の何かを学びながら、縁あって郷里でこの道に生きることになったということでもあります。地方行政の現場というのは、特定の宗教とか思想をどうこうする場でもないし、そういうものと接点もないし、関わりもないし、その必要

もないし、隠す以前の問題であります。そういう点で私は政治家として、いまこうして立つようになったわけですが、この町行政、郷土の発展ということのために一途に、愚直に頑張ってきたというのが、私のいままでの、この20年間の歩であると思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

この文書は、私はここに謄本もあります、出しましょうか。これを見れば事実には劣ることはない。議長、届けていいですか。はい、わかりました。

それから、さらにさかのぼること20年、いまから約40年前です。昭和40年、あなたの経歴には、鹿大入学となっている。しかし、それからの学歴が記されていない。なぜなのか。

私の文書を読んだある御婦人は、「あら、この方は鹿大卒かと思っていた。うかつに信用できないのね」と言われる。自分を少しでも立派に見せるための町民に対する巧みな技だとは受け取れるが、あなたが出した経歴を見て、鹿大卒だと受け取っている人はかなりいる。しかし、それは40年も昔のことだから、問題はないというんですか、そうでしょう。学歴を最後まで書いてないでしょうが。それはなぜかというんです。

○町長（井上 章三君）

私は鹿大入学、そして中退というふうに、いろんなところで書いております。

○平田 昇議員

私がいうのは町内に流した紹介です。就任のあいさつの下に書いた履歴です。それに書いてないわけです。だから、「ああ、大学を卒業された方なんだ」という誤解、そしてそれが暴露されれば、不信感につながる。私はそれを言うわけです。

お尋ねしますが、私の配布している文書に間違いがあるということですが、事実と違う部分があれば、それをはっきりしてください。はっきりしなさい。そして、人間だから間違いはあります。私も弁護士から受けた文書ですが、間違いがあるかもしれない。そのときは調べておわびをします。それを指摘しなさい。

○議長（濱田 等議員）

町長、少し待ってください。質問者に申し上げますが、質問に通告に従って質問してください。そしてまた答弁も、質問通告に対して答弁をお願いします。

○平田 昇議員

議長、質問通告と言われますけれども、これは非常に行政と密着した町長の行政姿勢、基本姿勢を尋ねるつもりなんです。

○議長（濱田 等議員）

ですから、ここにありますように、18年度町長は町政のリーダーとして、どのように町民に信頼を確保するかと、これなんです。通告書は。ですから、これと、2番目が町政の先頭に立つべき町長は、その姿勢を示せということですから、これに従った質問をしていただきたい。そして、それに対して町長は答弁をしていただきたい。議会の運営上そういうことになっていますので、御協力をお願いします。

○町長（井上 章三君）

先ほどちょっと答弁漏れがございました。質問の第2点の問題であります。2つの株式会社について、管理運営のあり方と補助金交付のあり方について問題はなかったかということでございます。

さつま町健康ふれあいセンターは、旧鶴田町において健康増進、福祉向上、交流機会の増加を進める目的で建設されたものであります。経営のあり方につきましても、当時、議会や町民の意

見等をいただいたなかで、さまざまな経営方法を総合的に判断、町の１００％出資の「株式会社ヘルシーランドつるだ」が設立されたものであり、現在、経営の効率化、合理化を進めながら運営されているところであります。

また、観音滝公園につきましては、旧薩摩町において町民が利用できる温泉施設や出郷者の帰省中等の宿泊施設がなかったことから、温泉施設・宿泊施設建設の要望が出され、議会においても建設に対する承認を得て、平成９年に建設され、町の１００％出資の「株式会社パーク観音滝」を設立し運営を行ってきております。

両施設とも、運営経費の不足する額については町からの補助金を支出しておりますが、内容を分析いたしますとプールの維持に係る経費や温泉施設に係る経費、観音滝公園については観光施設としての公園清掃業務等の経費もあり、健康増進や保養施設等の位置づけもなされることで、町民の福祉向上にも対応する施設とし、また一方では町の観光推進の拠点施設として位置づけられていることから、公益性のある施設として、補助金の支出については問題はないものと理解しております。

○平田 昇議員

さらにお尋ねいたしますが、経歴を尋ねてはいけませんか、議長。非常に大事なことなんです。代議士の秘書になるまで２０年間の空白がある。その空白の部分で自分で説明しようとしないので、私は議会で尋ねたところ、行政には関係はない、私的なこと、違和感を覚えると言いながら、昭和４８年ごろから東京中央区にある本社のあった国際宝章という系列で働くようになったとの答弁を受けております。１２月です。

ところがこれも本当ではない。その会社は当時はまだない。設立されたのは、それから約１０年後のことである。あなたが答えたことが事実でなかった。これは、一体何を信用すればいいのか、こうなるわけです。だから、私は町長の行政に取り組む基本姿勢というものを質そうと、そう思ってるんです。

あなたはここで事実を言わなかったことを認めますか。

○町長（井上 章三君）

ちょっと質問の内容からは違うと思いますが、せっかくこういうことを言われておりますから、私もはっきり言わないといけないと思います。

国際宝章が、いま言われたような事実は全くありません。私は実際やってきたんですから。そして、私はその平田議員がその文書で出された内容がどこまで本当かなと思って、法的にも調べてみました。しかし、そうであるという事実がどういう資料から出てきたのか、ぜひ私も見たいなと思ったんです。私の事実の、実際にやってきたのは言ったとおりのことで、国際宝章にもいつごろいた、そしてその後、日本念珠というところにおいて、その後は石橋事務所にいたというそれだけのことで、それ以外のいろんな会社というのは、私は直接かかわった覚えは全くない。また年数的な、いま言ったその、いつだったのかということは、私はそれはちょっとおかしいんじゃないかと、それは事実私がやってきてるんですから、そんなこと言われたって、それはちょっと私も納得できません。

○平田 昇議員

あのですね、そこが変なんです。ここら辺が一番残念なところ、町民にとって。私は町民の代表です。事実を曲げて説明する。信頼感はできません。ちゃんと弁護士から与えられた登記簿謄本があります。あなたが在籍したのは昭和５７年、これは就任そして辞任の謄本です。ちゃんとした謄本があります。お手持ち、さし上げましょうか。本当に、ここら辺をすっきりしたいわけです。

ある県のところで、井上町長が会長である県の町村会に届けられている経歴を聞くと、昭和55年4月から昭和61年8月まで国際宝章という会社の役員だったとのこと。しかし、ここで正しいのは、取締役を辞任したという昭和61年というこのところだけが正しくて、あとは全部違う。違ってらんです。就任したという年にはまだ会社もできてない。まだない。設立されたのはそれから2年後だから、これも正しくない。町長、こうなれば詐称じゃないですか。あなたはそう思わないんですか。どうにでもなるということなんですか。

あなたにとっては軽いことかもしれない。しかし受け取るほうは本当に重く受け取るんです。今度の町長は本当を言わない。何かいうことが違うと、事実と違うではないかと。そこから大変な不信感が出てくるんです。これは町にとって非常に損失です。

○町長（井上 章三君）

その登記の内容をぜひ見せていただきたい。そして、私もそういうふうにもしなっているとすれば、それはなぜそうなったのか、それは事実と違うから、それはぜひ調べたいと思いますが、私は自分の経験から、その会社がいつごろどこにあったということで、ずっと司法書士のほうに行って、そしてその当時のことを調べようとしたが、そこを通して調べようとしても、いまデータが出てこないんです。もうちょっといろいろやれば出てくるのかもしれないんですが、それで、いまだこから入手されたその文書が知らないけれども、それを持って、私のほうが間違っているんだと、詐称しているというふうに言われるというのは、これは私は心外です。それで、私は自分の経験を踏まえて、実際のことを言っているんですから。

○平田 昇議員

じゃあ昭和48年から、もう40年も昔です。かなり昔です。東京中央区に本社のあった国際宝章という系列で働くことになった。これは事実ですか。事実であるということと言われるんですか。それと、県の町村会に提出した履歴も間違いないと、こう言われるわけですか。この確認です。

○町長（井上 章三君）

それは、私が出したのはそうだということです。

○平田 昇議員

はい、わかりました。じゃあもう一回お尋ねします。

○議長（濱田 等議員）

議長の許可を得てください。

○平田 昇議員

議長。

○議長（濱田 等議員）

平田議員。

○平田 昇議員

本当にこういう質問をしながら悲しいんです。本当は政策論争をしなければならない。でも、いま私が問いかけているのは、基本的な、本当に町民と行政、町民と町長をつなぐ信頼、それがおかしい。それをしているのは町長のほうだ。私はそれで、こういうことを言っているわけです。20年間、もういいだろう。

経歴の衆議院議員の秘書という字句が目をついた。多くの町民は実力を持った指導者という期待をあなたに持った。期待だけに終わっている。町長は公設の秘書だったのか、私設秘書だったのか。秘書という役目はその事務への、事業への見識、洞察力と、そして人臣、この場合は自分の部下である職員です。職員のしっかり掌握力を身につけるといわれる。そして、それがなかなか

か見えてこない。そして、本当に政策を勉強したんだろうかという疑問が出てくる。何も見えてこない。

10年近い国会議員の秘書という仕事で身につけたものは何であったと自負されるか、あるいはこれをやったと、こういうものを身につけていると、だから経歴に、表面に出したんだと、20年間の空白はつくりながらも、それを打ち出したんだと、あなたが一番自負されるものは、国会議員秘書時代の身につけた自負されるものは何ですか。

○町長（井上 章三君）

一つ言っておきますが、この選挙に際して、経歴を全部、細かく残らず書かなきゃいけないという定めはないんです。ですから主だったものを、それは、それを出して都合のいい場合もあったり、悪い場合もあったり、人によってはすると思います。ですから、私は自分というものを偏見なく、それなりに理解してもらえる経歴を記したということであります。

国会議員の秘書として、私は私設の、途中から入って私設の秘書として取り組みましたが、私はその国会議員という人がどういう仕事をしているのか、国に対してどういう姿勢でもって、どういう取り組みをしているか、地元に対してどのような取り組みをしているか、そして私がお世話になった、支持したその石橋一弥という代議士の人間性、人柄、いろんなものを勉強しました。大変気骨のある国のことを思う、郷土を思う、大変すぐれた政治家だったと思っております。そういう政治家としての姿勢というもの、そしてまた非常に見識を広く持ちながら、どう事に処していくかという、そこらのところをいろいろと学んだというふうに思っております。

○平田 昇議員

そして言われたことが、鶴田町ではこういうことはなかったと、迷惑をかけるようなことはなかったとコメントされたそうです。恐らく、鶴田町ではこういう大騒ぎにはならなかったということをおっしゃりたいだろうと思うんですが、その理由はなんだとお考えですか。

○町長（井上 章三君）

先ほども申し上げましたとおり、地方行政をやるということにおいて、統一教会とか、靈感商法とか、何かその思想的なこととか、そういうことを、そこに持ち出す隙間もなければ、そういうことを考える必要もないし、地方行政というのは、その町の、そしてその地域の、そして人々のいろんなことを問題とするのであって、それはまた次元の違うというんでしょうか、全然違った観点で仕事をするわけでありますから、私は話のなかで、統一教会のことを知ってる人の話が出てきた場合もあります。私はそれに対するコメントはしませんでした。そのことをあえて言うとも思わなかったし、それとは全く関係のないところで、地元に対して一生懸命、その問題に取り組んだと。ですから、いま言われるようなことに対して疑問を持ったり、そして問題視したりということは一切なかったというふうに思っています。

○平田 昇議員

私は考えたところ、鶴田町でこのような騒ぎにならなかったという原因を、私は町民に事実が伝わらなかったと、これに起因すると思うんです。なぜなら、私が配布した文書を目にされた方から、鶴田の方から驚きの声が出ているんです。なぜ、彼は隠したんだろうと。私は緻密なこと、小さなことを言っているつもりはない。本当に不信感、それを立ち切りたい。そのためにはまず全部オープンにして、実は私はこうだというものを示さないといけないんじゃないですか、どうですか。

町民の心は町長からだんだん離れようとしている。私はこう見ております。もちろん熱烈な支持者があなたにはいることは認めます。私に名を告げない人の電話がありました。「あなたは議員としての資格はない。やがて地獄に落ちるでしょう」。いや、本当にそう言われたんです。名

前は告げずに。しかし、当然あるべき姿の町長、町民、つまり行政から正しい情報を受け取り、それを検討し、自ら判断する自治意識、そして行政が進める計画に自主的に参加していく町民、これからの地方分権社会に当然あるべき姿の町民と、あなたとは離れようとしている。なぜなら、町長に対する信頼感が薄れていくから、信頼感へつながっていけないから、あなたが真剣に物事を進めようとすれば、それを素直に受け取ってもらえないだろう、不信感があるから。

例えば、例を挙げましょう。あなたが会長をしているという防犯協会からの「皆さん、悪徳商法業者には気をつけましょう」というチラシを見て、なんだ白々しいと、鼻で笑った人が多かったのです。残念なことです。不信感があるんです。信頼感で成り立っていないからです。町にとって大変なマイナスです。これでは町民の心は一つになりません。町長が信頼されずにどうするんですか。この原因をつくり出したのはあなたなんです。都合の悪いところは隠そう、受けのよいほうを表に出そう。この御都合主義が不信感を生み出した。期待された力も身につけてはいない。

町長、こういうことで、こういう体質で行政を推進できますか。町民に不審の目で見られながら、まちづくりができますか。町長が言っていることは、どこまでが本当なんだろうかという目で見られるようになる。私もその一人になりました。あなたについてくる人、目をただつぶってついてくる人、そういう人たちだけでまちづくりができますか。

お答えください。

○町長（井上 章三君）

合併した新しい町が、さつま町が誕生して、そしてみんな合併というのに、合併に対していろいろと痛みを感じながら、しかしこの町に対する期待を持って見ていただいているわけですが、このような見方、そして一方的なことが言いふらされるということに対して、私は、この町は、ちょっと不幸だなと思っております。ほとんど、統一教会あるいは靈感商法ということを公平に判断できない、情報のない人々があのような文章を急に見た場合に、びっくりするのは当然です。びっくりするように書いてあるわけですから。そして、その内容がどこまでが正しいのか、どうなのかということ判断するすべのない人たちに対して、混乱と、戸惑いと、そして結局そのことによって不信感を植えつけていく。そのことが、町政をみんなで一丸となって推進しなきゃいけないというときに大変なマイナスを与えていると、これは不幸なことだと、私は思っています。

しかし、住民はバカではないですから、そのまま、例えばこの怪文書とか、いろんな批判的な文書が出て、それをそのままのみにして影響を受ける人もあれば、しかし本当だろうかと、あるいは私の日常の姿、いろんな言動を見て、それを違うんじゃないだろうかと、それを批判できる能力を持つ人もいらっしゃるというふうに思います。

ですから私は、いろいろな世のなかの情報が氾濫しますけれども、それに対して、自分の目と心で、しっかりと判断する、確認をするということができないと、これは間違ってしまう。最近も国会のほうで大変な騒ぎがありましたけれども。ですから、こういうものを、こういう文書なら文書、これが本当にそうなのかどうか、それは私のプライバシーの問題、私の人権の問題も含めて、それは非常に影響のあることです。それを町内だけでなく県内のあちこちにまで配布されるというのはどういう意図があるのか、それをどこまで確認して、ただその弁護士のどこから入ったという、それをどこまで確認ができて、そしてまたその内容は本当にそうなのかどうか、意図的なものではないのか、それをどこまで確認をして、それを出されるのか。私は、それは責任があると思います。私のプライバシーの問題、人権の問題にも関わってくると思っています。そういう意味でこの問題は慎重にしなきゃいけない問題じゃなかったのかなと、そうい

うふうに思っています。

○平田 昇議員

私の出した文書が、善良な人を一方的に責めつけていると、信じさせているという言い方ですが、私はそれ以前に、善良な市民を、それこそ善良な市民を靈感商法という悪徳商法で食いつぶした歴史を持つ、実績を持つ、そういうことをまだまだ重視して、それと縁は切れているのかと、それをはっきり言っているんです。聞いているんです。

町長、まだお答えがないようですが、この統一教会から脱会したのは何年の何月何日ですか。それを聞かせてください。

○町長（井上 章三君）

それは、いろいろあります。例えば、どこかのお寺に入るとい場合何月何日に入会しますと、あるいは脱会しますと、こういうことをやる場合もない場合もあります。

私は、自分がそれこそ自分の人生の重要な問題として真剣に取り組んだ若いころのその気持ち、しかし、そのいろいろな情勢を見ながら、私の人生として、ある時期から、そうじゃない方向で自分はもっと勉強もし、そして行き方を変えるんだというふうに決意したわけであって、それを出した出さないという手続の問題としては、私はとらえてなかったんです。

ですから今日まで、例えば、その会員であれば会費を払うとか、あるいはいろんな連絡をするとか、もう20年ぐらいの間そういうことは一切ありませんし、そしてそのことが切れてるのかどうなのかと、そういうことを云々される、これは私の心の問題ですから、そして私も自分が真剣に歩んだ内容であるだけに、自分としてもこれをどう評価するか、あるいは判断するか、それはいろいろと自分なりに迷うところもあるし、また考えてるところはあります。そういう意味で、これはもう私の心の問題として、こういう生き方をしてきたということでもありますから、手続云々といわれて、きちっと手続として、ただ表面的にやってきたということではありません。

○平田 昇議員

私が聞いた、受けた答弁は、「いまはもう一切かわりはない」と言われた。そのことについて、当然あの人のことだから本当は言わんだろうという疑問を同時に持つわけです。それを確認したい。確認したいという気持ちがこう言わせているんです。

それと、先ほど県外に文書が走ったということでございます。私は文書を配布しました。すると、名を告げない方々からいろいろ電話が来ます。これをコピーして配布していいか、あるいは友だちに読ませたい、取りに来ると。あるいは切手代にしてくれと、こういうものもあります。私は、ただ目的は一つ、町の歩を誤らせてはならない。これが、目的が一つ。それが一緒なら、行動をとともにしてください。電話の主には私はそう言っているんです。それが、そういった文書として走ってるんだろうと思います。止めようがない。

あなたも、もうこれはよかろう。

それと、最高裁が使用者責任として非とくだした一連の事件に、まことに我が所属した団体は済まないことをしたんだと、済まないことをしたというざんげの念はお持ちですか。本当に、自分は直接加わらなかったかもしれないが、その商品を卸す会社の取締役だった。そのことについて関与がなかったとは言ってはいけない。どうですか。

○町長（井上 章三君）

私は、自分の取り扱った商品がいろんな形で人を苦しめたり、困らせたりするようなことになった部分があるということに対しては、心の痛い思いをしています。

ただそのことが、私も一緒に犯罪者集団だと。犯罪を犯したかのような一律の目でもって言われるということは心外です。そうであれば私はこんなところにはいないと思います。

あの文書の書き方からすれば、私は全く靈感商法を行ってきたその責任者の一人ではないかと。そして、このいろんな経歴を偽って云々ということで、私自体が、それと全く同一視されてるじゃないですか。それを読んだ人は誤解するでしょう。そういうところは法的にも、実際的にも、峻別しなければ人権の問題になります。

そして、この問題に関して、私は、ことが非常にデリケートな問題だけに、ただ受け売りで、いろんな情報を自分がどこまで確認されたか、わからないけれども、それをそのままのみにして出すようなことでは、余りにもこれは失礼なことにならないかと。ただ問題だけを引き起こして、騒ぎだけを巻き起こして、迷惑をかけることに、町民に迷惑をかけることにならないかと、こう思っています。

○平田 昇議員

その靈感商法の直接現場に携わらなかったという言い方はできません。使用者責任というのはどういう意味か、考えてください。それと、まずどうやってこれからこういった疑惑、疑いの目で見られるということを意識されていこうとされるのか。疑問があります。疑問視されてるわけです、今でも。はっきり明確に答弁、これを否定しようとはされない。あっちでもとれる、こっちでもとれるというような言い方、いつもそのとおりなんです。いや、私はこうだと。あなたの言い分は間違っている、出てこいと。じゃあ、街頭で討論をやろうかというぐらいのファイトがあっればいいんだ。

先ほど私は、人臣、部下の掌握に触れました。町のトップに立つ町長として非常に大事なことであると思います。

ここで思い出すことがあります。就任間もないころ、あなたが新しいまちづくりは職員の意識改革からだ、大きく出たことがありました。職員の意識改革と。では町長とは何のためにあるポストなのか。自分では町長という役をしっかりと果たしているのか。職員という部下の心をしっかりとつかみ、方針を伝え、号令を発し、先ほど日高議員からも出ましたか、これを奮い立たせているのか。私はいろんな職員に聞きます。ないと、それはないと、町長の考え方が出てこない。自分はこういう町をつくるために町長になったから、一つこういう方向で進む。こういう協力をしてくれ、努力をしてくれという声を本当は聞きたいんだと、それがまるで聞けないと。

町長、意識改革を要していたのは、あなたが先ではなかったか。町長の役職、役を果たすためにしっかりしているかと、クエスチョンマークです。

○町長（井上 章三君）

人にはいろんなタイプがありますから、強力なリーダーシップをもって、その推進を図る人もあれば、いろんな形をつくりながら、みんなが動きやすいように盛り上げていくタイプの人もあるし、また時期もあります。合併直後でまだいろんなことが、状況がよくわからないなかで、私だって3町の状況をどこまでわかっているかと、よくわかってないです。そういうなかで、ただ闇雲にこうすべきだとか、こういくなだというようなことを大言壮語できる時期ではないです。だから実情をよく把握する。みんなで一緒に知恵を集めながら計画づくりをする。そのためにいろんな人の意見を集めていくという努力をしてきたわけであって、時期的なこともあります。私の性格的なこともあります。

しかし、私にリーダーシップがないと言われれば、それは人の見方ですから、それはどうしようもありませんが、私は一応曲がりなりにも鶴田町の町長として約10年やってきて、立派だったとは自分では言いませんが、それなりの信頼された歩はしてこれたのではないかと、またいろんな方々から信頼をいただいて、いろんな役にも引き立てていただいたと。それはそれなりの評価をしていただいたということなのかなと思っておりますし、私は私なりにこの仕事というのを、

誠意を持って取り組んでいきたいと思っております。

○平田 昇議員

自分なりに自分なりのリーダーシップはとってきたと考えているという言い方でございますが、これは大変なことです。残念なことです。

昔です。プロシヤという国に、19世紀、モルトケという陸軍総参謀がいた。その話はよく聞くわけですが、この陸軍総参謀が陸軍を近代化するために、天才的な才能を発揮した人であると言われている。それが言っている。最高指揮官にふさわしいもの1、次にふさわしいもの2、次にふさわしいもの3、こういう人を指揮官につけてはならないというのが、その地位に就きたい、しかし能力がない。私は、だれかを見るような気もするわけです。

これについて最後の質問です。町民から不信の目で見られながら、不信の目で見られているということを自分では感知されませんか。

行政を進めようとしても、前に進みません。町民が仮に動いても、心からの協力ではないからです。これは動員です。これではダメです。

町長、町民の疑いの目を晴らすため、自分のいままでのことをすべてオープンにして、さらけ出して、そしてもう一回町民の真を問う考えはないか。私はその場をつくろうとします。考えはないですか。

○町長（井上 章三君）

私は町民から信頼されてる部分もあれば、非常に批判的に見られてるところもあるだろうと。これは選挙というのがありますから、選挙で戦うと、やっぱりそうでないときは仲が良かったとしても、選挙をやると、非常に対立の構図になってきます。そういうものがいろいろ引きずってくるがあります。しかし、私は鶴田町長のときもそうでしたが、選挙での反対をした人というのに対して露骨な何か制裁とか、そういうことはしませんでした。

今回、新町においても、相手が不信感を持っておられようと、私はできるだけいろんなところに出て行って、信頼する気持ちのなかで接したいと思っています。そして実際の私の行動、言動、そして働きを見て、やがて私の実際の姿をわかる人はわかってくれるだろうと。しかし、わからない人もいらっしゃるかと思います、それは私の不徳のいたすところだろうと思います。

そういう点で、私はいまどの程度、どういうふうに見られているかということは、今回こういう文書もいろいろ流されたことですから、不信の目が多くなったのかなとは思いますが、そういうことを全く気にしないで、町政を黙々と、そしてみんな町民ですから、信頼感をもって接しながら、取り組んでいきたいとこういうふうに通じます。

○平田 昇議員

もう時間もないそうでございます。ここで締めますが、自分について、私たちが主張していることが間違っていると思ったら堂々と反論してください。それでないと、日ごろいままで黙っていて、課長会でそういうことを言う、全く真正面に向かって、相手の目を見てそういうことをいう町長であってほしい。

それと、指定管理者制度でございますが、公募型申し込み方式、プロポーザル、このなかで、いろいろ応募された方々がいると思いますが、それを選択する基準は何であったのだろうか。公募する上で、応募者に示された条件とはどういうものだったのだろうか、この2点についてお伺いしておきます。

○企画広報課長（和気 純治君）

今回の指定管理者につかましての管理者の公募を行なったわけですが、これの選定基準といいますのは、従来の公の施設の設置目的がございますので、これをしっかりと管理運営のできる方、

そして民間のノウハウをもって効率的な運営のできる方というのが、基本的な公募の考え方、応募の審査の考え方であるというふうに思います。

そういう意味で、審査委員会を設けまして、民間の方々も入った審査委員会のなかで、それらの観点のもとに審査をいたして、候補者というのを決定いたしましたということでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時03分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。10番、柏木議員から本日の会議に途中退席する旨の届け出がありましたのでお知らせします。

次は、25番、川口議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私は、先に通告をいたしました食育の取り組みについて、教育委員長のほうに質問をいたします。

食育基本法が平成17年7月に成立し、「食」への関心を取り戻す工夫や自分たちの生きる源となる「食」を深く考える。また、健康づくりの観点からも食育の一層の推進を図る必要があると考えられる。家庭の食育はもちろんであるが、学校でのこうした体験が「食」を大切にする心を養うことにもなると思う。本町での取り組み状況。

また、今後の推進を図られるなら、その具体的な施策の考えを伺う。

〔川口 憲男議員降壇〕

○教育長（福満 隆徳君）

ただいまの川口議員の食育についての取り組みについての質問でございますが、お答えいたします。

御存じのように食生活を取り巻く社会環境というのは大きく変化し、子供たちの食環境というのも偏った栄養摂取、朝食欠食などの不規則な食事、子供だけで食事をとる家庭の増加など、食生活の乱れが大変問題になってきております。

このようななかで食育の充実を図り、子供たちが将来にわたって健康を保持増進していくことができる能力を育成していく必要がございます。

本町での食育への取り組みですが、まず、昨年11月に食習慣の実態調査を行いました。その結果を見ますと、毎日朝食を食べる子供は小学校6年生で91.4％、中学校2年生で89.8％、高校2年生で74.4％と、学年が上がるにつれて朝食を取らない子供が増えていることがうかがえます。また、朝食をほとんど食べない児童生徒は小学校6年生で1.6％、中学校2年生で2.2％、高校2年生で9.6％と、これも学年が上がるにつれて増えてきております。

さらに、子供だけで食事を取る傾向は学年が進むにつれて増加傾向にあるようであります。

学校における食育の取り組み状況ですが、各学校において給食時間はもちろんであります、学級活動、家庭科のなかで栄養指導やマナー指導を行うなど、望ましい食習慣の形成について指

導したり、総合的な学習の時間等での米や野菜の栽培等を行っており、自然の恵みや働く人々への感謝の心を育てることに努めております。中学校では農業体験を実施し、小学校でももちろんですが、生産活動等を実際に体験して、「食」についての認識を深めているところでもあります。

農業体験をした中学生からは、「私たちの食べ物と、農家の人がつくる作物が密接に関係していることを知ることができた」とか、「目の前にある稲は、いずれ自分たちが食べるのだな」とい、食と農産物の関わりを改めて学んだ」といった感想を述べております。

さらに、家庭に対する啓発であります。学校保健委員会や家庭教育学級において、栄養士や食生活改善推進員による指導、料理教室、一家庭一家訓運動を行ったり、学校給食展を実施したりして、家庭や地域と連携した指導を行っているところでもあります。

学校栄養職員の活用については、各学校を巡回して、給食時間に指導したり、教科や学級活動等で指導していますが、すべての学校で実施できるよう学校栄養職員の活用を推進していきたいと考えております。

平成18年度から順次栄養教諭が配置されることに、本県は栄養教諭が配置されることとなりますが、配置されますと、学校における「食に関する指導」の中核的な役割を担っていただけるのではないかと期待しているところでもあります。

今後、食育を進めるために関係各課、関係団体、関係者と連携を密にしながら、学校における食育や体験学習の充実、家庭や地域への啓発など、現在実施している実践をさらに充実してまいりたいとそういうふうに思います。

児童生徒一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、「食」を通じて自らの健康管理ができるよう、本地域の農業を主体とするこの地域を考えますと、体験的な学習を各学校で取り入れながら「食」に関する指導の充実や啓発に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

○川口 憲男議員

教育委員長に代わりまして教育長のお答えをいただきました。教育長は、私の同じ地域でもありますし、いろいろ先輩でありますし、今後さつま町の教育にも経験を豊富にお持ちですから、十分力を発揮していただけることをお願いしておるわけですが、いま食育教育のところで質問いたしました。ほぼ私が考えておりましたと言いますか、質問内容的には十分網羅されて実施をされるような状況が、説明をいただきました。

そこで2～3点、ちょっと教育長のほうに質問をお伺いしたいと思います。

先ほど、朝食を食べない児童生徒が小学校、中学校、高校とあるということでした。それに関連しまして、学校給食で残飯がどれくらい出るものか、おわかりでしたらお示ししたいと思います。

○教委学校教育課長（瀬戸山 稔君）

学校給食の残食の状況ですが、具体的な数字は把握はしておりませんが、宮之城センターで1日1,500食程度つくっておりますが、大体1日に20キロから30キロ程度残食は出ているというようなことを聞いております。ただ4月当初から比べますと、だんだん減ってきているというような状況であるようでございます。

それから、その残食のうちの大体3分2程度は中学生の生徒の残食、3分の1程度が小学校というふうに、センターのほうからの数字が出ているようでございます。

○川口 憲男議員

中学生になれば自分の体を考えたりする女の子がいて、そういう実態が出てきてるんじゃないかと思えます。

先ほど教育長のお答えのなかにもありましたように、「食」の大事さと言いますか、家庭、地域で啓発していきながら、あるいは食育の体験学習をさせながら「食」の大事さということを訴えていこうと、今後も取り組んでいくというお答えがありましたんですが、いま現在と言いますか、大体20代、30代の若者に物すごく食事を取らない人たちが多いいんだということが強く言われております。

そのためには小学校、中学校でこういう「食」に対する大事さとか、命の次にというぐらい水、食べ物、そして命、もちろん3つ必要なわけですが、そこあたりでもう少し教育の方法をどういうふうに考えていかれるのか、あるいは今後、栄養職員を配置し、そこあたりでも従事していかれるということでしたけれども、もう少し具体的に、考えがありましたら示してほしいと思います。

○教育長（福満 隆徳君）

子供たちの健全な育成につきましては、知、徳、体ということが、いままで言われていたわけですが、それを支えるのはやはり「食」であるという観点で、「食」ということを考えているわけですね。これは、ここにも議員のほうからもございましたように、食育基本法のなかで、このことがまず最初に出されていることでございます。

したがいまして、やはり「食」の大切さということ、いろいろな体験的な学習を通して、米づくりとか、いろいろ農産物等をつくることにおいてその大切さ、そしてそれを自分たちで食べるということにおいて、その重要性、そういうものを進めるとともに、先ほど申しましたいろんな各種団体等との連携をしながら、学校のいろいろな教育活動、PTAはじめ家庭教育学級、それから地域でのいろんな集会等でも、できれば今回栄養職員が配置されますが、今年度は本地区には、来年度はされないかもしれませんが、そういう職員が出てきますと、そこでの連携を図りながら、その食育に関する基本的な生活習慣と言いましょ、食生活習慣と言いましょ、そういうものを啓発していきたいなと、そういうふうに思っているところです。

○川口 憲男議員

地域を巻き込んだ活動を進めていくということを申されましたので、ぜひそこあたりのところはお願いしておきます。

12月の一般質問のときに、健康づくりの町の推進ということで、私強く町長に質問した経緯があるんですが、「食」は健康づくりの第一の原点じゃないかと考えております。そのなかで、子供たちの心から食べ物に対する感謝の気持ち、そこあたりは重々いろんな教育、学校の現場のなかで指導の必要があるんじゃないかと思えます。先ほど申されましたように、食改善の推進員の方々とか、あるいは地域の方々と一体となって、それを進めていくということをおっしゃいました。

それともう1点、我が町には地域の特産物販売所が5カ所と、あるんですが、私が調べたところによりますと、いろんな給食センターでもそういうところからの野菜とか、あるいはお米とか、そういうようなのを仕入れて、給食のほうに活かされているという、あれをもらっております。そういったなかにありまして、いま経済課のほうなんかですか、地産地消の進めとか、農村のツーリズムとか、いろんなことで地域を盛り上げようというような観点が非常にあります。

そういった意味でも、子供たちに地域の良さと言いますか、地域で取れる安心安全な野菜を提供して、その大事さをわかっていただくということが大事かと私は考えるんですが、教育長のほうは、そういう、いま推進を取り入れてもらってますが、さらに、いま米食で週3回ですか、というような方法ですが、ある中学校じゃ弁当持参ですか、年に数回でしようけれども、弁当持参ということで呼びかけをしたところ、非常にこういう欠食とか、ものに対するありがたさが伝わってきたということの情報を、ちょっと調べた結果があるんですが、その地産地消の件と併せ

て、そのところはどのようなふうにお考えですか。

○教育長（福満 隆徳君）

議員のおっしゃるとおりだと思います。本地区の子供たちにつきましては、学校給食センターにおきましては、ほとんどが地場産の食材を使っていると、そういうふうに思います。いろんな安心安全な野菜、そういうものをどんどんどんどん供給していきたいと思うんですが、給食費も限られておりますし、そういう例えば無農薬の野菜を使うとした場合にコスト高になるとか、いろいろそういうふうな弊害もございます。

そういうふうなこともございまして、センターのほうとしては、そういうものを、子供たちに安全な、安心して食べられるものを選択しながら、いま給食をしているところでもありますので、安くて、バランスのとれたそういう食材を選びながら学校給食を進めたいと、そういうふうに思います。

それから弁当持参につきましては、いまのところ考えておりませんので、センターとも話をしながら、できるところからまた、そういうものも検討してみたいと、そういうふうに思います。

○川口 憲男議員

弁当のほうはまだ、いま私が申し上げた段階で、これからのことではないかと思います。いろいろ学校の現場がございますので、あるいは給食センターとの話し合いがあると思いますけれども、事あるたびに、この後は教育長がどのようなふうにして、そういう「食」の教育を学校に植えていくかとか、子供たちにもっていくかということのなかで、一例として取り組むことができればいいんじゃないかと思います。

それともう一つ、いま学校ではこのようなふうにして、いろんな物産展より、いろいろな「食」として取り入れて、いろんなことをやってるわけですが、一番大事なのは家庭じゃないかと思っております。家庭のなかでどのような、先ほども答弁のなかにもありましたけれども、家庭も同じようにPTAとか、あるいは家庭学級のなかで、そういう考え方を進めていくんだということがありましたけれども、家庭における食育について、ちょっと触れていただけたらと思います。

○教育長（福満 隆徳君）

子供たちの食事をつくるのは家庭でありますので、家庭で生活するそういう分が多いわけありますので、食事は主にお母さん方がつくられると思いますけれども、そういう母親に対するあるいは父親も交えてですが、親に対する指導というのは重要だと、そういうふうに思います。そういうことから、学校では学校保健委員会とか、あるいは保健教室、あるいは学校給食の試食会とか、あるいはPTAとか、あるいはある学校においては親子で料理教室をすとか、そういうのが、いろいろなことをやっているわけであります。

もっと加えて言いますと、先日2月18日に見られた議員の方もたくさんあると思いますが、学校給食展を行ないました。このような形でいろいろとその学校給食の内容、それから栄養に関すること、そういうものを啓発しているところでもあります。

今後もやはりそういう各教科とか、あるいは当然学級PTAとかいろいろあると思いますので、そういう機会をとらえて、学校教育のなかで、先ほど言いました知、徳、体プラス食育だということを学校のほうにも啓発しながら、また親への啓発を促していきたいと、そういうふうに思っております。

○川口 憲男議員

いろいろ取り組みの方法を申されました。私たち、合併する前の旧鶴田町では議員と子供たちを交えた試食会も開催したことがありますし、実際給食を食べてみて、子供たちの気持ちを知るということをいたしましたけれども、今後できるならば、全員でなくてもいいし、そういうこと

もしていただきたいと思います。

それから学校給食展のほうも、私ちょうど都合が悪くていけず、栄養士の方にその状況を説明していただきまして、ここにもいろんな資料をいただきましたけれども、非常にいいことだと思います。そして、地域全体が「食」に対する思いといいますか、そこをもうちょっと強くしていけば、ここの農家の人たちの意気込みもまた、高まるんじゃないかと思っております。

それともう一つは、なぜ家庭の教育、食育を強く言いたいのかというのは、ある新聞にも載ったんですが、先般のテレビのニュースのなかで、子供たちにこういう食育のことの報道があったんですが、これは父兄の方々ですから、この町の父兄に該当するとは申しませんが、給食のときに、子供たちが「ありがとう、いただきます」とか、あるいは終わったら「ごちそうさま」という言葉を言うんですが、ある父兄の言葉のなかに「なぜそれを言わんにやいかんか」と、「私たちは給食費を払ってるから、あえてそういうのは言わんでよかたっど」という言葉がありましたけれども、そこで家庭教育がちょっと薄れてるのかなと私は感じたんですけど。そういう意味で、ぜひ先ほど申されましたいろんな場所で、家庭に対するそういう教育もしていただければ、また健康に対する意識も変わってくるんじゃないかと思います。

いま平均年齢が男子でも73歳ですか、女子で80歳ぐらいの、いま現状に言えば寿命年齢で、あると言われますけれども、あと10年か15年しますと、私たちの年代まで、いまの若い子供たちはもつだろうかと、言われるぐらい危惧されております。そこあたりは、いまの子供の時代から、こういう「食」についての大事さを教えるべきだと私は考えております。

そういった観点から、いろいろ御答弁いただきました。ぜひ学校教育のなかで給食を組んで、また家庭教育までに及んで、いまお答えいただきましたことを、ぜひ実行に移していただきたいと思います。生活習慣病が子供たちまでに増えるなかで、私と同じように肥満が増えてるということも申されております。そのためには野菜不足、あるいは運動不足ということが言われております。

先ほど教育長の答弁のなかに欠食児童、私が全国平均のを持つとると、町内ののからいきますと、さつま町内の欠食児童は少ないです。しかしこれは、もうこれを増える方向でないようなシステムづくりが私は大事だと思いますので、今後の教育行政のなかで、ぜひそういうところを取り入れていただけるよう要望するんですけれども。

最後になりましたけれども、体験学習がいろいろございます。私も調べたところ、町内ほとんどの学校、大なり小なりいろんなことをやっております。農園づくりとか、あるいは職場体験とか、こういう教育は総合学習のなかで取り入れられるものなのか、それとも学校独自の考え方、あるいは町教育委員会のほうで指導要領的なので学校に示されるものか、そこあたりをちょっと伺いたいと思います。

○教育長（福満 隆徳君）

いろんな体験活動というのは、各学校における総合的な学習の時間がありますが、主にこの総合的な学習の時間を通して行なっております。一部ではいろんな学校行事も使ったりしていると思うんですが、十分な時間が取れない場合はやはりそういう学校行事のなかにもそういうものを取り入れながら、学校で時間を捻出して取り組んでいただいているというのが現状だと思います。

これは、各学校が教育計画のなかでやることでありまして、町の教育を推進していくなかでも、本地域の実情に応じた内容を取り入れていく、そういうことが大事かということで話し合いをしているところでありますので、今後も、そういう体験的な学習は、ぜひ取り入れていくような学校への指導はしていきたいと、そういうふうに思っているところであります。

○川口 憲男議員

最後に1点だけ質問し、お答えいただいて、私の質問を終わりたいと思いますが、18年度から順次栄養教諭が配置されるということのお答えがあったんですが、当面全学校にとはできないでしょうけれども、当面18年度は何名ぐらいなのか、お聞きして質問を終わりたいと思います。

○教育長（福満 隆徳君）

県の栄養職員というのが、県下約180人ぐらいあるんですが、3年がかりで3分の1ぐらいずつ、そういう栄養教諭にかえていくという方針であります。そういう面からしまして、現在、今年の場合59名だったと思います。栄養教諭として任命されると、そういうふうに思います。本地区に配置されるかどうかは、まだ発表がございませんので、実際にこちらのほうに、本町に配置されるかどうかということは、ちょっとまだわからない状況でありますけれども、ざっと学校数を頭割りしますと、1人の栄養教諭が5校ぐらいですか、を担当するという形が出てくるのではないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○川口 憲男議員

済みません。もう一回、質問。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

ちょっと1回目の質問で、そこをちょっと詳しく聞き逃したんですが、180人ぐらいで、今年59名の採用だと。この地区に採用されるかは、わからないということだったんですが、こういう食育を考える時点では、ぜひ我が地域にも、5校に1名ぐらいちゅやったですけども、さしずめ、全体で1名ぐらいは配置していただけるような努力をしていただきたいと、要望しておきます。

終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、11番、楠木園議員の発言を許します。楠木園議員。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

ただいま川口議員が、食育の取り組みについて質問がありましたが、「食」の原点は「農」にあると言います。「農」の原点は地域の風土、文化にあると言われております。現在、厳しい財政のなか、今回の予算編成にあたっては、中長期的な視点からの編成をされたと思います。

住民の意見、要望を踏まえ、町の基本理念であります「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」、そして3つの重点プロジェクトを定めてあります。先般、3月7日ですか、南日本新聞の支局長が「記者の目」に書いておられました。「守ろう、育てよう『町の宝』」として、これは吹奏楽でしたけども、「いま『町の宝』を守り育てようという雰囲気づくりが迫られる」と書いておられました。

それでは、先般通告しました農林業対策について、2点ほど質問いたします。

我が町でも少子高齢化が進むなか、竹林の荒廃が多く見られる。全国でも有名な竹林面積を誇る本町として、竹林資源を生かした新たな産業興しについて、今後どのように進めていくのか考えを伺います。

また、基幹産業の農業を活かしていく上で、個性のあふれる「グリーン・ツーリズム」の確立についての取り組み、今後の活かし方についての考えを伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕
〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの楠木園議員の2つの質問に対して、お答えしたいと思います。

第1点目の竹林資源を活かした新たな産業興しについてでございます。

御承知のとおり、本町は竹林が豊富にあることから、現在まで竹を活かしたまちづくりに取り組んできたという経緯がございます。

特に早掘りたけのこの生産や竹製品等特産品の製造、また現在ではさつま農協が中心となり「竹林オーナー制度」を実施したり、地元の菓子店でも健康ブームということもあり、竹炭を使ったお菓子の開発・販売も行われているところであります。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、少子・高齢化が進んできていることから、荒れた竹林も増加してきているところであり、竹林の管理が今後の課題となっております。

このようなことから、現在、鹿児島大学のプロジェクトチームが中心となり、竹の飼料化について、竹の分野と畜産の分野に分かれて研究・検討がなされているところであり、今年度から積極的に取り組んでみたいと言われる畜産農家の方もおられたようであります。今後につきましては、宮之城農業高校も一緒になりながら取り組みができないか、働きかけをしたいと思います。

また、今議会におきまして提案しております「さつま町総合振興計画」でも、資源活用プロジェクトのなかで、「日本一の竹資源にこだわったまちづくり」に取り組むということにしているところでございます。

次に、グリーン・ツーリズムの取り組みと今後の活かし方についてであります。

グリーン・ツーリズムの展開策については、昨年の6月定例会でお答えしたところでありますが、その後の動きといたしまして、8月に関係機関・団体等からなる「さつま町グリーン・ツーリズム推進協議会」を設置し、実践活動や具体的な推進に係る検討を行ってきております。

本年度の実践活動については、各旧町での取り組みを基本に、新町としての広域での体験活動も含めて5回実施してきており、地域での交流活動の掘り起こし等の支援も行っております。

また、グリーン・ツーリズムの素材となる本町の豊かな地域資源の発掘・再評価や大分県安心院町での事例調査を行ったところであり、去る2月に策定した「農村休暇法」に基づく市町村計画も踏まえ、本町でのより具体的な取り組みの方策を検討しているところであります。

グリーン・ツーリズムは農業・農村における社会的・経済的な効果が期待されることから、今後、本町におけるさまざまな取り組みのネットワーク化や情報の一元化と発信を行いながら、新たな取り組みを推進することにしております。

なお、農林業体験民宿等での修学旅行受け入れについては、県内では宿泊なしでの酪農体験が実施されており、また農家民宿の多い大分県安心院町では、学校側の要望もあり、教育旅行としても活用されてきております。

これらの先進的な事例においても、グリーン・ツーリズムを実践する人材の育成が最も重要となっており、本町においても町内から広く人材を募り、継続的な人材育成研修を行うような体制を検討してまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○楠木園洋一議員

新生さつま町として、井上町政の施政方針だと思います。

いま言われました早掘り、早掘りをやるによっても、年間の竹林として生きていく方策がほし

いと生産者は言っているんです。それと、「ちくりんオーナー制度」です。その「ちくりんオーナー制度」はいいんだけど、いまは所有者の確保、不在地主との関係があるということ。それで、旧宮之城にありました伝統工芸センターです。伝統工芸センターはいま、今年8月で20周年となるとそうです。いままで87万人ぐらい、年々減ってきたということです。それと、受講生がいままで1,300人、現在98人だそうです。問題として、指導員の高齢化、それとちくりん館に入ってきたときに、入館者の方々から、竹林の町として、竹の活用はですけど、竹林を活用してほしい。いま鶴田にもありますけど、そういうのをしてほしい。それぞれの問題が幾つかあるんです。

それは行政として、どのようにやっていく考えがあるか、町の運営責任者として、また、町職員のリーダーですので、自分の考えでいいですので、簡潔にお願いいたします。

○町長（井上 章三君）

この竹林資源をどう活かすかということについては、全国的な関心の高まり、そしてまた本町が特に「竹のまち」ということを標榜してまいりただけに、本町においてどのような町興しができるかということについて、いろいろな問い合わせとか、あるいは提案とか、いろいろな動きがございます。ただ、どれをみても、まだ産業として成り立つところまでの動きにはなっておりませんし、まだいろんな取り組みが検討の段階、あるいは発想の段階、そしてこれからさらに思考を進めていくというような段階のものが多いうふうに感じておりますし、そういう点で、ほかの町に負けないように、「竹のまち」といつてきたそういうことの成果を何とか出したいものだというふうに思っております。

宮之城工芸センターのことを言われましたが、このたび指定管理者制度に基づいて、これを指定管理への移行をするということで話を進めて、提案もしてるところでございますが、御指摘のように竹細工教室も、指導人が高齢化しており、これの後継者をどう育成していくかということは、これは課題として、いろいろと語られております。今度の指定管理者においても、そういうところを踏まえて、指導人の若返りなども取り組んでいくといわれておりますし、この工芸センターを基点として、町内のいろんな竹資源、あるいは竹林とか、いろんなところにつながるような情報の発信基地になればいいなど。あるいはまた、その竹林関係だけでなく、町内の観光施設と連携した一つの拠点として、これがもっと活用される場所になってほしいというふうに思っております。そういうことを含めて、指定管理者の候補の方々ともいろいろと意見交換をしているところでございます。

○楠木園洋一議員

この前の一般質問のとき、検討とか、努力とか言われましたので、ちょっと調べてきました。検討ということは「詳しく調べ、当意を考える」ということになってます。見ましたらです。それで、産業としては検討の余地があると言われました。産業で見るじゃなくて、活力になるんだと思います。今後、地域が活力が出てくる。

次に入りますけど、活性炭に、竹を持ってこられる人がおるわけです。「竹山を手入れして持ってきて、銭をもろやなっち。こらよかこっじゃっ」と言われるんです。もう産業、それもスタンスもありますけど、そういう住民の活性化です。それが基本じゃないかと思います。

それで、活性炭にも今度は入りますけれども、活性炭はいま大体1,000トンほど入ってくるそうです。まだまだほしいと言われてます。それで販売量が大体90％は粉炭だそうです。その粉炭はいま、ボードが多いんだんですけど、いま蒲生と、また財部にできたそうです。こっちにも一緒にボード工場でも誘致ができれば、活性炭としてできるんじゃないか、そうした場合、竹を持ってくる量も違ってくる。まだまだほしいと言われますので、そういうところを活性化の

意味で、そういうことを受け入れてほしいと思います。

それと、この活性炭はもういま、月曜日から金曜日まで24時間操業だそうです。それで、この前言い方でした。相当熱源を使っている。いま熱源を使っていけば、またいろいろ発電システムができるんじゃないか。いまバイオマスエネルギーのプロジェクトがありますけれども、それをもうちょっと、事業をもう少し掘り下げて考えていく。バイオマスエネルギーのプロジェクトです。

それといまハウス農家なんかに、油がちょっと上がっているんです。それで、ペレット燃料製造とか、いまいろいろあるんです。どこでしたか、岩手県の衣川村はこういう資財を提供して、日立造船所、大手がちょっと入ってきて、そういう会社をつくったという事例があります。そこまでやっていくようなバイオマスエネルギーの、そういう事業に取り入れていくという考えはないか。町長の考えでいいのです。

○町長（井上 章三君）

いまバイオマスのことを言われましたが、バイオマスについては、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」というものが閣議決定されて、また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令改正により、新たにバイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造が新エネルギーに追加されたことに伴いまして、助成措置を含め総合的な推進対策が取られたということで、現在、全国各地でエネルギー利活用や製品利活用等の取り組みがなされてきているというところでございます。我が町におきましてもアクセシブルのほうで、鶏ふんを利用したバイオマス発電の施設がほぼ完成をいたして、大変大きな施設になっております。

この竹を含めまして、切り捨てられている間伐材とか、枝などの林地残材の活用やいろんな建設発生木材等の資源などを利用したバイオマスのいろいろな発電というようなこともあり得るというふうには聞いておりますが、まだそこらの具体的な検討の段階には立っておりません。

家畜排泄物のこのバイオマスの発電をきっかけにして、この排泄物の問題をさらにどこまでこれで整理できるのか、そこらの推移もみたいと思いますし、今後どういう可能性があるかということについては、さらにこれは研究を進める必要があると思っているところでございます。

○楠木園洋一議員

考えていく。いま若者が、大学生なんかがこういう地域の特性を活かしたら、すぐ飛びついてくるそうです。いま大学の、いま鹿大から大学生が教授なんかと来てますけども、卒論を書くために努力している。卒論を書いたら自分でベンチャービジネスをやりたい。そのためにはどうですかと言ったら、地域が受け入れ態勢をつくっていく。こんなものもありますと、出していけば、若者たち、それとまた学者、知識人は相当来るんだそうです。

そういうシステムをつくっていかないと、いま水俣もそういうシステムをつくって頑張っておられます。それで、今後はそういうものを前向きに進めていくように、と考えてやっていただきたいと思います。

それと、せっかく合併いたしましたして、合併したら行政改革、即やるのは人件費の削減が現実ですけれども、町長がいつも「合併の模範となるような地域づくりを目指す」と言われます。それで、いい職員が多いわけですね。職員を活用して、町長がこれとこれといきます、プロジェクトを頑張りますと、動かしていく、そういうプロジェクトチームです。ハード事業じゃなくて、ソフト事業でいいですので、組織の再編によりまして専門部署の創設、それとスタッフの配置、そして研修をさせて、そして情報を発信していく、竹林資源活用プロジェクトチームを創設する考えはないか。

○町長（井上 章三君）

現在の行政課題に伴いまして、この組織の再編、そして新たな専門部署の設置ということは議会のほうにもお伝えしているとおり、幾つかの問題に対して新しい取り組みをするように、推進を図っているところでございます。

あとはこれに対して、どのように適材適所で人材を配置して、新たな取り組みをするかという課題が残っているわけですが、そういう点では、必要に応じたその組織の体制をつくっていくということは必要だと思っておりますが、現在、言われましたこの竹林を、竹材ですか、これを活用した何とかのプロジェクトというものに関しては、まだ検討はしておりませんので、そういう点でのいろいろな知恵があれば、担当課のほうにも語っていただきながら、いろいろともんでみる必要があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○楠木園洋一議員

昔、NHKで「プロジェクトX」というのがありましたけども、プロジェクトとは、いま行政はガバメントじゃない、ガバナンスなんです。協調、町長がいつも言われます横のつながりを深めていくんだ。このプロジェクトになったら奥が深いわけです。ただ、この3大プロジェクトをつくった。「プロジェクトX」をみて、何年、何十日かかってやっているわけです。せっかくプロジェクトをつくったんだから、チームを編成して、多方面から寄せるわけです。竹だから農林課じゃなく、農林も、教育委員会も、また給食もです。そういう観点から、ものを180度、360度で見れるようなプロジェクトチームです。人員が余ってる。どうしようか。削る。そうじゃなくて活用です。今後、一番それが求められているんです。

いま農地の活用、人の活用、削るのはだれでもできます。もう多かで辞め。それをいかに井上体制で活用していくか。せっかく井上体制、新しい町のリーダーとして、今度の予算もでしょう、新しい町として今度はこう頑張るんだ。3つのプロジェクトを掲げたんだ。そうしたら、プロジェクトチームをつくって、もう方々から、ただもう農林課に設けるじゃなくて、プロジェクトです。総務課から税務もあるし、もう双方から、観点から見ると。せっかく定住プロジェクト、いろいろあるんですけど、そういうことをもっていかないと、ただこっちばかり見て、こっちだけじゃダメです。

町長、そこまで考えて、私はあなたと政策論を交わしたいもんですから、そこを出してほしいんです。そういうことをもう一回、検討はさっき言いましたけど、詳しく調べられるということ。もう私も何回も努力とか言われましたので、今度また努力と言われましたら、努力をしたら結果を出すというつもりで、検討になりますので、もう一回、これに対してプロジェクトチームの作成について、検討していく、考えていく。

○町長（井上 章三君）

言葉の使い方がなかなか難しいですが、一つの具体的なプロジェクトをつくっていくには、それだけの必要性、あるいは段取りがいろいろと条件がありますから、条件整備をしながら、推進を図らないといけないということでございますので、ここですぐやるとか、やらないとかっていう結論は出ないものだと思います。

ただ、楠木園議員は非常に夢を語る、夢に向かって前向きに歩んでおられる方だと思いますから、そういう御意見は御意見として拝聴しながら、ただ一つ言っておきますのは、人材を削るだけでなくという、活用を考えるべきだということですが、財政という事情のなかで、私たちはいま、非常に厳しい状態に立たされておりますから、人件費の削減という、もうここを考えないと町が成っていかないということでの非常に苦しい努力をしなければいけないという立場に立たされているということは、御理解をいただきたいと思います。

○楠木園洋一議員

言われればそうですけども、若い人じゃなくて、ちょうど言うじゃないやっどんかん、肩をたたっじゃろかいちゅう、そういう人たちに生かすんです。そのためにやったら、今度はNPO法人でも、自分でもやろうか、天下りじゃないけど、新規事業の設立です。そのくらい考えていくんじゃないかと思います。そのために私は研修させたり、勉強させたり、横のつながりを持ったり、情報は情報係とか、総務とか、いろいろ分野があるでしょう。福祉とか、そのためのプロジェクトじゃないかと思っております。検討するという事です。

続きまして、グリーン・ツーリズムです。昔グリーン・ツーリズムといえば、上げ膳据え膳のそういう感覚があったわけです。もういま田舎の自然と暮らしを体験してもらう滞在型余暇活動となっています。いま現在、人々は、もう今まで、あんまり贅沢をし過ぎた。その豊かさのなかで進行してきた環境や環境破壊エネルギー危機、そして何よりも大切な食料問題、そしてやってきた高齢化社会、それらをすべて金で乗り切ろうという高コスト社会の年ゆえに展望はあるのか、厳しい現実がつけつけられるそうです。

都会の人々はその間かけと反省のなかから、人々はもう一つの豊かさを求めている。模索し始めているそうです。町長の好きなスローライフ、スローフード、エコロジー、それが新しい豊かさの道だと、都市の人は言い始めてきています。

そして、都市を離れて、農山村を目指す若者たちは着実に増えているんだそうです。これは民俗学者の結城登美雄さんが、人は再び農村で生きて、こういう要求を出しているんだそうです。ありのままの姿の地域を発展していく姿勢で、グリーン・ツーリズム体制を充実して、都市と農産村の交流を進めていくことが、いま求められているそうです。

それで、いまさっきグリーン・ツーリズム推進協議会、あったわけです。いままでの各町のグリーン・ツーリズムでやっていけるのか。また新規、滞在型ですので、ありのまま、いまさっき出しましたけど放置林、もう一番多いそうです。ちくりんオーナーでも一番荒れた竹山を借るのが一番多いそうです。それからまた、せっかく竹山を借ったんだから、畑も貸してほしい。そしてまた畑を貸したら、今度は空き家も貸してほしい。また水道も貸してほしい。もうそうなったらグリーン・ツーリズムの滞在型になるんじゃないか、そこまで深くいって、物事を考えていくような生かし方、そういうことが一番もういま求められるそうです。

それで、いまグリーン・ツーリズムをどう生かすか、いま方々に「農」を中心とした特区というのがあるそうです。特区構想。自然環境保全の豊かな田舎の形成として、地域産業の複合化、交流農業の環境整備である地域資源である農地の保全や新たな農業への参入者を、交流人口を拡大して確保していくということ。そういうのが、特区研究会を発足して中山間地の活性化を作成したとなっています。今後、グリーン・ツーリズムを進めていくうえで特区研究会、そのような会を取り入れるとか、その考えはないか。

○町長（井上 章三君）

本町におきましては、このグリーン・ツーリズムを推進するために、さつま町グリーン・ツーリズム推進協議会ということで、旧3町が一緒になった新しい取り組みが始まっているというふうに思っております。そして、その協議会のほうでは、先般もこのグリーン・ツーリズムの先進地であります大分県の安心院という町に研修に行かれて、直接農家民泊をしながら、いろんな勉強をしてきたということを知りました。

我が町においても、そういう本当の意味でのグリーン・ツーリズムというのが育ってくればいいなと、素材はたくさんあるんですけども、それを取り組んでいくには人材の育成から、研修から入らないといけないといういろんな勉強もしてきたようでございます。また、そのところは担当のほうで把握しておりますので、聞いていただきたいと思います。そういう点で、我が町

も農林地帯として、いろんな素材を生かしたグリーン・ツーリズムの町、そして、できれば修学旅行なんかも呼べるぐらいの町になればいいなという目標を持ちながら、さらに勉強をして推進を図っていききたいものだというふうに願っているところでございます。

○農政課長（久保蘭純隆君）

大分県の安心院町での研修ということでございますが、本町のほうから推進協議会の委員、それから幹事ということで、28名の方が参加いたしております。

安心院町におきましては、農家民泊が14戸あるということでございます。将来は33戸に向けて取り組むというようなことでございまして、これにつきましては、特に北九州方面からの中学生、高校生、小学生、そういう方が体験を求めて、宿泊をしながら、学校教育の一環として来られるということです。

そのなかで一番印象に残ったのが、学校で、あるいは地域でのツッパリ仲間が、この民泊に来て農業体験をしながら、そして御家族の方と夕食そういうものをつくりながら、そして食べながら、期間のなかで、もう帰るときにはツッパリのかけらもないというような形で帰られるということであります。

そのようななかで私も泊ったわけですが、部屋のなかには、その学校の生徒さん方からの手紙とか、写真とか、そういうものがいっぱい張ってございました。そういうことで進めておられました。

2日間でしたけど、泊ったのが28名と言いましたが、これが3名から4名という形で分かれて泊っておりまして、夕食をつくりながら、あるいは食べながら話をして、そしてパンづくり、あるいはコンニャクづくりとか、草木染とか、そういう体験をされております。

私が泊ったところは、そういう体験はなかったわけですが、散策をしたということでございます。民泊におきましては女性の方が代表になっておられまして、肩のこらないそういう民泊のようでした。14軒のなかでもいろいろ食事はそれぞれのメニューがあると、普通の家庭の料理と、そういうことでございますので長続きするんだなというように感じたところでございます。

以上であります。

○楠木園洋一議員

いまのあれは大分県だそうです。私の調べたところは新潟県の浦川原村というところでした。特区の研究会を設立して、どうあるべきかということを研究したそうです。それで特区を申請するにあたり、だれでもが市民の農園を開くこと、また廃屋等を活用した簡易宿泊所を開設することにより体験交流型産業、グリーン・ツーリズムの育成と拡大を図る。そして地元酒造会社と提携して「ワイン」「どぶろく」の製造販売や農家民宿で「どぶろく」を製造し、「食」として提供することにより、地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業を育成する。宿泊となると消防法がありますので、特区だったらできるんだそうです。それと「ワイン」づくりも特区だったら酒税法も通るんだそうです。

そして、いま南日本でいま7回ぐらい載ってきますけど、交流定住です。そのために、そこは小規模農地と宅地、建物をセットして販売することによって新たな担い手の確保と新規定住促進を図るんだそうです。そして目指すは地域の農業の継続だそうです。

町長、今後そういう特区研究会をつくって、特区をやっていかうかという考えは、再度ですが、ないか。

○町長（井上 章三君）

特区というふうには、すぐにはまだ、そういうところまで話が煮詰まっているわけではありま

せんから、すぐどうこうということは言えませんが、楠木園議員もグリーン・ツーリズムに対して、これだけ研究もし、意欲的なわけでございますから、ぜひ「さつま町グリーン・ツーリズム推進協議会」に入っていて、その内部から、そういう意見をどんどん出して、さらに発展させるように頑張っていたいただければと、願っております。

○楠木園洋一議員

早くからそれを言われれば、私も余り追及しなかったんですけど。

最後に、終わりたいと思いますけど、この前も言いましたけども「島津いろは歌」にあります「弓を得て失うことも大将の 心一つの 手をばはなれず」という言葉があります。「すぐれた武将のもとには弱者はなし」と言います。これはまさにそれと同じだそうです。また、「類は類を呼ぶ」と言いますが、いつの世でもすぐれたリーダー、町長のもとにはすぐれた人材が集まっております。子供が親を見て育つように、メンバーは、リーダーを見て育つものです。リーダーが信念と目標をちゃんと示して、頑張っていたくように、町長は、すぐれたリーダーがたくさんいますので、それを生かして、町民の期待に応えて、基本理念であります「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」、そして将来像「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」を目指して邁進されますことを、政策論争をされますようによろしく願います。グリーン・ツーリズムの係にもなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後２時１５分とします。

休憩 午後２時０６分

再開 午後２時１６分

○議長（濱田 等議員）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。次は、１番、高嶺議員の発言を許します。高嶺議員。

〔高嶺実樹雄議員登壇〕

○高嶺実樹雄議員

先に通告しました地域防災について質問いたします。

本町の消防団にあつては２３分団８部、定員５４２名の団員にて、訓練及び防災有事の際の任務にあたっておられる。日々の住民の安全はもとより、有事の際にいち早く駆けつけ、被害を最小限度にとどめる任務として、地域において重要な団体であることは言うまでもありません。

また、自主防災組織にあつても地域の危機管理、防災の啓発等重要な役割を果たしていると考えます。

施政方針のなかで、「消防団においては、合併後２年目を迎え、さらに組織の一体化に努めるとともに、住民の生命、財産を保護するという重要な指名を果たすため、効率的な組織運営に期すべく分団・部の再編に取り組んでまいります」としてあります。

また、今定例会中に費用弁償の改定と条例の制定も提案されております。そこで、次の点について考えを伺いたい。消防団の再編の全体的かつ具体的な内容は、鶴田役場分団の今後のあり方は、費用弁償改定の内容は、地域自主防災組織の充実はどのように考えておられるか、以上を質問します。

〔高嶺実樹雄議員降壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの高嶺実樹雄議員の質問の第1点、地域防災についてであります。

まず、消防団の再編の全体的かつ具体的な内容ということにつきましては、現在のところ具体的に方向性を示したものは、まだ作成しておりません。団本部会議のなかでは再編について協議を行ったところですが、十分協議が整っておりませんので、今後、消防力の整備指針等や類似団体の状況も勘案し、また地域性、効率性を含めて、総合的な判断を行い、再編について検討していかなければならないと考えております。

次に、鶴田役場分団の今後のあり方についてであります。機構改革に伴い役場分団の職員が、本庁または薩摩総合支所に異動になれば、分団を維持していくことが困難になることが考えられます。

このことにつきましては、消防団幹部の分団長会議でも話を通してあり、廃止はやむを得ないとの認識で一致していただいております。消防本部といたしましては、今後、住民の皆様の御理解を得て、平成18年度末をもって役場分団を廃止する方向で検討をしているところであります。

役場分団を廃止することにより消防力の低下が懸念されるところであります。他の分団が駆けつけるには道路事情も改善されておりますし、役場分団員につきましては、本人の意向も尊重し、希望する者は地元の分団員として消防団活動を続けてもらおうと考えているところでございます。

次に、費用弁償改定の内容についてであります。団員は本来の仕事の傍ら、非常時には出動していただいているところであり、その御苦勞には心から敬意を表するところであります。しかしながら財政事情が非常に厳しいなかで、消防力を維持していくためには、訓練も重ねなければならないところであり、やむを得ない措置として、場合によっては費用弁償を半額支給とさせていただくよう今回提案をさせていただいたところであります。

具体的には、例えば、火災のため出動をしたが、到着したときには既に火は消えており、消火活動の必要がなかった分団に対しては半額支給とか、行方不明捜索で捜索活動を行ったところ、2時間以内で発見できた場合には半額支給とか、2時間以内の会議については半額支給とさせていただきたいと考えております。

県内の状況をみてみますと、出動に対して全額支給しているところや半額支給としたり、水出しがなければ支給しないといった措置をとっているところもあり、やむを得ない措置として御理解を賜りたいと考えております。

なお、火災現場における消火活動を行ったかどうかの判断につきましては、現場指揮本部の長と団本部、それに出動分団長等の意見を聞いて、現場で判断しようと考えております。

それから、自主防災組織の充実はという問題でございますが、自主防災組織とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと、災害発生時に被害の軽減及び被害の拡大防止を図るため、住民自ら防災活動をする組織であります。過去に発生した阪神淡路大地震の被災地においても地域住民が多くの人命を救った事例等もあり、自主防災組織の結成の重要性が改めて認識されたところであります。

災害発生時においては、初動時の対応が被害状況を大きく左右し、特に初期消火活動や高齢者並びに障害者等の災害時要援護者の安全確保、避難誘導など、地域住民が組織的に行動することによってその効果が最大限に発揮されるものであります。

現在、町内には公民会・公民館を単位とする77の自主防災組織が結成されております。結成されている地域に居住する住民の比率からみると約60％であり、この比率は鹿児島県の結

成率53.6％より高いものの、全国平均の62.5％から見るとまだ低い状況であります。

県においても、今後、結成率の目標を75％以上と掲げており、町としましては各公民会等で、地域住民の皆さんが参集する多くの機会をとらえて、自主防災組織の結成に向けてのお願いと、既に結成されている組織においては、県や町の主催する防災訓練への参加を呼びかけるとともに、災害時要援護者の避難誘導や初期消火活動等の訓練を実施される場合の指導・助言など、積極的に支援してまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○高嶺実樹雄議員

再編にあつては、合併前、それぞれ編成・統合された経緯がありまして、現在23分団8部と、定員542名、実員512名となっているようでございます。ただいまの答弁で、当面の再編は役場分団が主体であろうと。また全体的な再編においては、まだ協議中であると、今後において検討していくということのようにとりました。

地域防災、あるいは消防団の果たす役割等の面から考えますときに、この消防団員というのは当然減らしてほしくないと思うわけですが、全体的な面からいきますと、整合性、格差是正から見ますときに、やはり今後、避けて通れない問題であると考えます。方面隊ごとに見てみますと、宮之城東部方面隊定員1人当たり104.12名、宮之城西部方面隊定員1人当たり32.24名、鶴田方面隊定員1人当たり48.4名、薩摩方面隊定員1人当たり31.3名であり、平均52.26名となっているようでございます。なかでも宮之城東部方面隊の虎居分団では226.29名と。中央分団では204.87名と、平均の4倍を抱えておられる。これには人口密度とか、地域的な面等もあるかと思えますけれども、これに対しまして、少ないところで終野分団の19.93名から20名台の分団部が10あります。

この辺の方面隊の格差というものが今後検討材料になってくると考えますが、全国的な指導方針、あるいは全国の例、県の例、近隣市町村の例などから、その辺把握しておられましたら伺っておきたいと思えます。

○消防長（田上 泉君）

ただいま議員のほうから消防団の再編問題についての御質問があり、全国の状況、あるいは近隣の状況について調べてあるかという御質問でございます。まず、そちらのほうから先に回答をさせていただきます。

先般3月6日に調査をいたしまして、全部で10市町村、調査をいたしましたけれども、このうち近隣の町村についてのみ報告をさせていただきます。

大口市におきましては人口が2万2,417名に対しまして、団員の定数が291名でございます。団員1人当たりの負担人口が77.03でございます。旧串木野市におきましては1人当たりの負担人口が124.10となっておりまして、現在210名で運営をいたしております。始良町につきましては負担人口が214.21ということで、団員数が209名でございます。

このようなことから、本町におきましては542名ということで、かなり充実した消防力を維持しているということが明確であるというふうに理解をいたしております。

また、地方交付税における10万人当たりの行政経費におきましては566名という線が出ておりますので、本町におきましては10万人当たりに相当する団員が現在いるということに、これはあくまでも経費的な面での算定でございますので、一概に言えない部分がございます。

したがって、国のほうでは昭和36年に「消防力の基準」という基準を設けまして、団員の算定にあたってきておりますが、昨年の6月に「消防力の整備指針」という新たな基準を設けまして、そのなかで算定にあたっての3つの条件を付しております。

1つは、消防自動車の種類によってその操作要員を算出する方法。これは、ポンプ自動車につきましては5人掛けるその3倍をその要員とする。可搬ポンプにおいては4人掛ける3倍をその要員とする。なぜ3倍にするかと言いますのは、稼働率がおおむね30分であるというそうした統計的な数字でもって、そのように算出いたしております。

2つ目の要素は、大規模な地震、あるいは大規模な火災等に対応するための要員、いわゆる避難誘導要員という考え方が、平成7年の淡路阪神大震災以降、新たな算出の方法としてあらわれております。団員1人当たりの避難誘導人口として、住宅あるいは田畑の面積に応じて、団員1人当たり0.06から0.09で除した人員を避難誘導要員として、消防団員の算定に加える。このような算定方法。

3つ目の要素は、それぞれの地域の特性に応じた災害発生に対応するための要員。例えば、水災とか、土砂災害とか、そういった要員に応じた算定する方法。この3つの要素でもって、消防団員の総数を算定することとなっております。

しかしながら、冒頭申し上げました1のポンプ自動車の要員算定につきましては、明確な算定ができますが、2の避難誘導要員並びに3の特性要員につきましては、かなり裁量的な部分がございますので非常に難しい面がございます。

したがって、近隣の市町村におきましては、基準をどこに求めるかということで、まず、冒頭第1のポンプ自動車あるいは可搬ポンプ自動車の操作要員をもって、分団部の算定要員として算出すると、それを基礎にしているようであります。

先般、阿久根のほうで消防団の再編の記事が出されておりました。18年度から20年までの3年間におきまして、現在の定数を120名減にする。あるいは21分団を8分団に編成替えするというふうな方針が出されたようであります。その考え方は、やはり適正規模というのが一つの理由でありまして、もう一つは財政的な問題というのがあるようであります。

したがって、私どもとしましては、そういうことを踏まえまして、短期、中期、長期の3つの段階によって、この再編に取りかかろうということで、現在、部内で検討をいたしております。

若干長くなりますけれども、その計画についてお示しをいたしておきますが、これはあくまでも案の案ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

まず、再編の理由、なぜ再編をしなければいけないかということでございます。3つの要因がございます。先ほど議員指摘のとおり分団員数の定数の平準化を図る。2つ目は消防サービスの均一化を図る。いわゆる負担人口の格差によってサービスの格差が生じているということでございますので、それを解消すると。3つ目は分団統合によりまして出動区域を見直すことによって、消防団運営の公立化を図ると、この3つの理由でもって再編を計画しようとしております。

まず、短期計画につきましては、18年度からおおむね3年以内をメドに、役場分団の取り扱いをどうするか、先ほど町長のほうから18年度末をもって廃止の方向で検討するという答弁がございました。もう一つは薩摩方面隊の再編ということで、部の廃止を検討し、分団に再編できないかどうかを考えております。

中期計画につきましては、18年度からおおむね5年以内をメドに分団員定数の平準化を図る。これは、先ほど申し上げました「消防力の整備指針」に基づく、定数の平準化を行ないたいと思っております。

2つは方面隊の再編ということで、構成分団数の平準化、いわゆる合併効果をどういうふうに結びつけていくかということで、方面隊の再編にあたりたいというふうに考えております。

長期計画につきましては、平成18年度からおおむね10年以内をメドに分団の統廃合、これ

は、いわゆる人口推移による分団の適正配置というのが当然議論されてくると思っております。したがって、分団の統廃合を検討していく。それから防災行政無線の一元化による出動区域を見直していくと、これについては財政の問題、それから時期の問題等がございますので、長期計画でもって対応していきたいと、このような検討案を、現在、部内で検討いたしておりますので、18年度になりましたら早速、それぞれの部署、部門、あるいは幹部会、そして議会はもちろんですが、地域の関係機関におきまして議論をしていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○高嶺実樹雄議員

ただいまある程度具体的に、今後の方策を答弁をいただきましたけれども、この再編問題、すぐにできるものではない。非常に困難を極めるものであると考えておるわけですが、やはり再編に向けて、いま答弁があったようなことを、今後参考にされて検討されると思いますけれども、例えば、旧町時代の地域性、合併したいま、そういった境というものを越えた編成というものも必要ではないかと考えるわけですが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○消防長（田上 泉君）

ただいま御指摘がありました旧町を越えての編成替え、当然、議論していかなくちゃいけないというふうに考えておまして、予想されるところは、旧宮之城飛び地でございます柵野分団の鶴田方面隊の編成替えとか、あるいは現在さつま西部方面隊に所属しております一ツ木分団を東部方面隊のほうに所属替えするとか、そういったこと等も当然考えていく必要があると考えております。

○高嶺実樹雄議員

全体的な再編につきましては、国、県の指導方針、あるいは近隣市町の状況、地域性、地域の声等を十分考慮されまして、幹部会等での意見集約をもって、地域防災体制を十分充実できるよう慎重に進めていただきたいと。

また団の幹部の方々に意見を聞きますときに「再編はやはり今後やむを得ない」と。「分団というものは地域性を考慮して再編してあるので、人員は若干減らしても、分団自体は残してください」といったような声が大半でございました。こういうことも今後検討材料にしていきたいと思えますし、また、ただいまも申しました合併したいま、旧町時代のこの地域性というものを越えた編成というものも十分考慮されまして、今後、十分慎重に協議していただきたいと思えます。

次に、役場分団についてですが、具体的に平成18年度末をもって廃止の方向でというような、出されました。これについてですが、やはり人事配置の面や業務の面から見ましても困難であるということは理解いたしますけれども、例えば、役場分団にあってはポンプ車、可搬も設置してありますし、消防機材等も十分整備されております。そういった点から、例えば、本町における配置、あるいは協力隊としてみたいな、そういったような編成、そういったものは、そういった方向での何らかの検討はなされなかったのか、またそういったことは今後考えられないかという点からはどのような考えでしょうか。

○町長（井上 章三君）

ただいまのことにつきましては、人事は、消防団ということをはきにして考えなきゃいけない面がありますから、どういう結果になるかということは予断を許さないわけでございますので、基本的に分団として存続するということは難しいのかなと。ただ、いま御指摘がありましたよう

に協力隊という形は可能ではないのか、あるいはそういう火災の場合に、どういう形での協力が望ましいのかというそこらに対しては、さらに検討の余地は十分あると思っておりますので、このところは検討させていただきたいと思っております。

○高嶺実樹雄議員

大変前向きな答弁をいただいたと思っておりますので、この辺は十分検討の余地が残されていると思いますので、前向きにひとつ協議していただきたい。役場分団の、現団廃止後の現団員等の処置につきましては、各方面隊に残ってもらうといったような答弁もございましたので、やはりこの役場分団については、今年度をメドにということですが、いろんな面から方向性を探っていただきまして、円滑な体制づくりというものに鋭意取り組んでいただきたい。

次に、費用弁償改定についてであります。これに対する積算基礎ですか、全国あるいは県近隣市町の例等、参考にされたと思えますけれども、これらを把握しておられれば伺っておきたいと思えます。

○消防長（田上 泉君）

ただいま費用弁償の関係につきましての御質問でございます。近隣市町村の実態でございます。大体本町と同程度額がほとんどでございますが、低いほうは3,800円から高いほうは5,100円の間で推移をいたしているようであります。このなかで半額支給という方法を取り入れていらっしゃるところが1カ所、それから訓練、出会等については支給額を格差をつけていらっしゃるところが2カ所、あるいは火災については、建物火災のみしか出動をさせないという出動制限をさせている市町村、そういったさまざまな工夫がされているようであります。今後、こういった取り組みが広がりを見せるんじゃないかなという気はいたしております。

そういったことを踏まえまして、私どもとしましては、先ほど町長のほうからもありましたように、支給基準案を一応つくりまして、これで運用をさせていただきたいということでございます。

その種類でございますが、まず火災の場合、あるいは風水害等出動警戒及び搜索、3つ目が訓練、4つ目が出会について、全額もしくは半額支給を考えております。火災につきましては、半額の場合は、町長のほうからもありましたように、水利部署等の一連の消火活動等の必要がなかった火災については半額とさせていただきたいということでございます。ただし書きがございまして、現場指揮本部の要請に応じて他の分団、あるいは常備の消防署の応援をしたところについては全額支給はいたしますという、ただし書きが設けてございます。

風水害等の出動警戒及び搜索関係でございますが、半額支給の場合についてのみ申し上げますと、秋春の火災予防運動期間中における巡回広報については短時間で終了しているということでございますので、これについては半額、行方不明搜索、水難事故を除きますが、2時間未満の場合については半額支給、それから町が関与する花火大会等における2時間未満の警戒業務については半額支給させていただければというふうに考えております。

訓練につきましては、ラッパの訓練、そして2年に1回、鹿児島県消防学校で行なわれております消防職団員のバレーボール大会がございまして、平成19年度がさつま町、本町の出動となっておりますので、そうしたバレーボールの練習、そういったものについては半額支給をさせていただければというふうに思っております。

また、会議につきましては、現在は大体夕方6時ごろから会議をいたしておりますので、勤務時間外でございます。なおかつ飲酒を設ける会議が大分少なくなっておりますので、おおむね1時間以内で会議は終了いたしておりますので、それに対しては半額支給という考え方で、基準を設けてございます。

しかし、以上申し上げましたこの4つの支給基準につきまして、それによりがたい場合については、その都度協議をしながら、対応をさせていただきたいということで、ある程度含みを持たせてございます。

以上でございます。

○高嶺実樹雄議員

今回の費用弁償改定につきましては、出動の際の現場状況等に応じて判断すると、大まかに受け取ったわけです。今回の改定は出動4,500円を4,500円以内とするものでありますけれども、野焼き等とか、現場到着後すぐ解散する例もあれば、あるいは深夜等の火災で、水利の関係上、水を出せなかった分団とか、そういうところも、対応とかあると思いますけれども、状況に応じ勘案するとなっておりますので、そこで、いつ、だれが、どこで判断するのかというところを、具体的にお示しいただきたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

ただいま御指摘のございました現場でだれが判断するのか、どの時期に判断するのかという御質問でございますが、通常火災が発生しますと、現場に指揮本部を設置いたします。特に人家火災等の場合は、必ず指揮本部を設置いたします。段階的に部長さん、あるいは分団長さんを集まりをいただきまして、その消火の方法等について検討協議をいたしております。

したがって、そうした時期をとらえまして、最終的にはその活動が終了する間際、あるいは終了して消防団員が集まる前等に、分団長、部長に集まっていいただいて、その分団・部の活動の状況等について把握をさせていただきたいと。そこで、常備本部の現場最高指揮者、あるいは消防団の幹部等において協議をしながら判断させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○高嶺実樹雄議員

火災時において、幹部の方々が現場にて判断するというふうに理解しておきます。このところに関しましては、後々問題の起こらないように十分協議をされ、円滑な対応を図っていただきたいということを要請しておきます。

今回の費用弁償改定を含め、過去にも団の手入等、減額をされた経緯がございます。これらの財政上やむを得ない措置であるとは認識いたしますけれども、今後のやはり団員確保、あるいはこの団の運営・活動において、重要な関連性が出てくるのではと考えるわけです。

消防団にあっては個々それぞれ仕事を持って任務にあたり、定期的な訓練・大会等のもとより、いざという有事の際に住民の生命、財産を守る上で大変重要な団体であることは言うまでもありません。いざサイレンになると、深夜であろうが、団員の仕事内容によっては夜勤明けであろうが真っ先に駆けつけます。そのようななかで、地元住民の方々の期待、信頼も厚く、現場において任務の重要さというものを再認識されると思います。また先の北西部地震の際も、団員個々の家もままならない状況、あるいは家族の不安のなかにも、住民の生活を一番に考え任務にあたった姿も見ております。

以上のようなことを勘案しますときに、消防団という組織はもっと手厚く守っていかなければならない団体であると考えます。そういったなかで、手当等の減額は、先にも言いましたけれども、今後の団員確保、あるいはこの運営等に支障をきたすのではないかと懸念し、質問したわけです。

ここで消防団の果たす役割、任務等を含めた形で、町長の消防団への考えというものを伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

消防団の任務、その町における役割というのは、これは町においては消防本部というのがございますが、地域の消防団活動というのは、防災などの非常事態において、大変これは重要な職務であるというふうに認識しておりますし、いまでも、住民からも大変期待もされ、喜ばれているというふうに認識をしております。

そういう点で、住民の安全を図っていくということ、それとこういう時代の流れのなかで、どのような適正な編成、あるいはその規模というのを、あるいはまた内容にしていけるかということについては、これは慎重にやはり対応を図っていかないと、住民の皆さんに負担を与えてはいかんというふうに思っているところでございます。

そういう点では、いろんな会議等を通して、慎重な検討、そしてまた住民の皆さんにも、よく周知を諮るところまで、責任を持たなきゃいけないんじゃないかと思っているところです。

○高嶺実樹雄議員

いま地方分権社会のなかで、自分たちの地域は自分たちで守る時代になってきております。災害というものはいつ降りかかってくるかわかりません。いざ降りかかってくる、その恐怖と直面することになります。そういったなかにおいて、住民の方々にも、この危機意識というものを持たせることも重要ではないかと考えます。

以上のような観点から、一つ提案ですけれども、住民の方々から何らかの協力費なり、負担をいただき、運営していく制度は考えられないかということです。これは必ずしも、住民に負担を強要するということではございません。地方分権社会にあって、財政難のなかに、やはり今後、このような何らかの制度というものも考えていく必要があるのではないかという観点から、質問いたしますけれども、どうでしょうか。

○消防長（田上 泉君）

ただいま消防団に対する住民の負担についての制度を勘案できないかという質問でございますが、ちょっと正確な把握はいたしておりませんが、旧宮之城におきましては、後援会組織が組織されております。そのなかで、公民館費のなかに、消防団の協力費ということで拠出をされているというふうに私自身は理解、記憶をいたしております。旧鶴田におきましては、そうした制度、仕組みが、いまのところないというようなことを聞いておりますので、現在、消防本部のほうで、消防団後援会の連合会組織づくりについて、いま鋭意努力をいたしておりますので、ただいま御提案がありました、そうした問題も含めて、今後、後援会のほうとも連携を取りながら、また本庁とも協議しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○高嶺実樹雄議員

ただいまの答弁で、やはり可能性を秘めているようでございますので、その方面につきましても慎重に取り組んでいただきたいということを要請しておきます。

次に、自主防災組織の充実についてですけれども、消防とは原則的に異なるわけですが、公民館単位で結成されており、地域の防災活動等に対して密接な関係を持ち、必要不可欠な組織であると考えます。

加入促進については、2月24日付で早速各公民会に周知依頼してありますが、結成状況を見てみますと77の組織があり、全体の50％であるようです。平成17年6月定例会時の報告では72組織で48％であったと。最近の加入率を見てみますと、平成16年加入が8組織、平成17年加入が4組織と、年々徐々に加入率も上がってきておりますけれども、加入促進にあたっての周知、推進を、先ほど答弁をいただきましたけれども、文書通達のほかに何か行なわれているものか、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

文書通達のほかに、いま活動においては、防災訓練でありますとか、非難訓練をしておりますけれども、今後におきましては、本町でも防災計画をつくり、防災マップも、いま作成途中がありますから、それらを活用して、公民会長研修会そこらで説明をしながら、住民によく理解していただきながら、その結成の促進にあたっていきたいと考えております。

○高嶺実樹雄議員

未加入の公民館にあっては、行政からも、集落会合時等に出向いて行って、この必要性の説明なり推進を図ることが必要ではないかと考えますけれども、ここについてはどうでしょうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

大変大事な、先ほど言われましたように、自分の地域は自分で守ることが原点にありますので、そういう地域には率先して職員が出向いて、説明していきたいと考えております。

○高嶺実樹雄議員

各組織においても、そろそろこの総会時期を迎え、年間の事業計画ですか、活動計画なりも上がってくると思いますが、計画のなかでは、訓練や研修等も出てくると思います。町においても、その支援体制はできているようでございますけれども、そういった、ただいまも答弁がございましたが、研修のなかで、消火器等の訓練はなされていると思います。高齢化になるなかでの対策、避難誘導、危険箇所の把握、応急処置のやり方、心肺蘇生など、また近年技術が発達してくるなかで、先の定例会での同僚議員の一般質問でもあったAEDの導入です。今予算にも計上してあるようでございますが、それらを活用した研修、指導を周知していくことで、より充実した組織運営が図っていけるのではないかと考えますけれども、これらについてはどうでしょうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

避難誘導、それから救助につきましては、専門的な知識を有するもの、あるいは住民が初動体勢においてできるものというふうに分別できると思うんですが、いまの自主防災組織のあり方につきましては、やはり最近、高齢化が進んでおりますが、住民がどのように避難をして、どこにどういう高齢者がおられて、どこに避難すればいいのであろうかというようなことをまず最優先に、住民の安全を最優先に考えながら、そういったAEDの利用でありますとか、あるいは初期消火の問題でありますとか、そういうことについては専門的な消防本部でありますとか、消防団にお任せするというような基本的な考え方に立ちながら、進めていきたいというふうに考えております。

○高嶺実樹雄議員

この自主防災組織の加入率からいいますと、県の目標が75%であるとは伺っておるところでございますけれども、限りなく100%に近づけるように、今後においても周知活動の徹底を図っていただきたいと。

また、研修等の内容にも工夫を凝らすことで、より充実したこの運営が確立できると考えますので、その方面にも御努力をいただきたいということを、要請しておきます。

最後に、町民の安心と安全のまちづくりを一層推進するために、地域防災計画及び災害危険箇所を表示した防災マップを策定中であると、この防災マップについては宮之協議員からも触れられましたけれども、この防災マップの内容はどのようなもので、いつごろまでに策定されるのか、またそれをどのように活用される計画があるのかというのを伺っておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

午前中の宮之協議員の質問のなかで防災マップという話が出ました。この防災マップのなかでは、洪水が起こった場合に避難場所はどこか、あるいは土石流の危険渓流はどこか、あるいは地

すべり危険箇所はどこかということで、このように、これよりも大きいマップを作成します。

3月末をメドに策定中でありますけれども、住民に対しましては4月下旬に行なわれます公民館長会で説明をして、そして全戸に配布したいと考えております。避難場所はどこであるのかとか、あるいは地すべり箇所はどこであるのかというふうに、細かく表示した地図を配布して、町民に防災意識の高揚を図りたいと考えているところです。

○高嶺実樹雄議員

やはりその防災マップにいたしましても、地域防災という点からも、やはりこの消防、あるいはこの自主防災組織ですか、こういった組織と密接なかかわりを持ってくると思いますので、十分見やすく、理解しやすい内容でなくてはいけないと思いますけれども、防災面に幅広く活用できますように、またそれらを使った指導体制というものも今後強化なり図っていただき、地域防災がより充実したものになりますよう鋭意進めていっていただきたいということを要請いたしまして、質問を終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。本日はこれで延会します。

延会時刻 午後2時58分

平成 18 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 18 年 3 月 10 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(4) 新屋敷 浩	1 施政方針について (1) 行財政改革について ① 町長自身が早急に取り組み、実行したい改革事案を伺う ② 職員の適正配置と定数管理（機構改革を含む）について ③ 公用車の適正管理について (2) 農業政策（集落営農推進と「担い手育成支援室」の具体案）について (3) 町立診療所の今後の考え方について
2	(2) 市来 修	1 南高梅の生産面積拡大の考えはないか (1) 加工場建設が進んでいる最中、本町で生産面積の拡大を図るべきだ。旧鶴田、宮之城に普及する考えはないか。また、その考えがあれば、作付面積目標と普及手段についての考え方を伺う
3	(26) 内之倉 成功	1 町道整備について (1) 3町合併及び公民会合併による合併道路等の町道の整備について伺う 2 指定管理者導入について (1) 指定管理者の導入によって、公共施設の職員の雇用問題はどうか (2) 鉄道記念館について伺う 3 室内運動場について (1) ゲートボール、グラウンドゴルフの競技は、既存の体育館を利用して進めるとあったが、その後の対応を伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
4	(13) 柏 木 幸 平	1 鶴田ダム環境について (1) 鶴田ダムの水質・堆積土砂の状況や現在取り組まれている水質保全など環境改善について伺う 2 内水面漁業の振興について (1) 川内川で魚釣りや魚捕りをする光景が少なくなった。今後の振興策を問う
5	(8) 麥 田 博 稔	1 施政方針と予算案について (1) 予算編成に町長の思いはどのように反映されているか (2) 歳入の増加策は (3) 総合的な地域活動の支援について (4) 少子化対策について (5) 予算編成のなかでのその他、見直した事項や重点事業について
6	(9) 平 八 重 光 輝	1 子育てプロジェクトについて 少子高齢化社会の到来が言われ、国においてもいろいろと対策がなされている。しかし、いまだ抜本的解決策のない状況にある。町独自の子育て支援策を実施する考えはないか 2 定住促進プロジェクトについて 定住促進のため、住宅団地の販売も重要だが、定住対策として住宅建設助成の考えはないか。また、年次的数値目標をもってやるべきではないか

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成18年3月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(26名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
6番	木 下 敬 子	議員	7番	米 丸 文 武	議員
8番	麥 田 博 稔	議員	9番	平八重 光 輝	議員
10番	新 改 秀 作	議員	11番	楠木園 洋 一	議員
12番	宮之脇 金次郎	議員	13番	柏 木 幸 平	議員
14番	久 保 道 夫	議員	15番	別 府 静 春	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(2名)

5番	肥 後 紀 康	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
----	---------	----	-----	---------	----

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委社会教育課長	永 田 清 信 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	建 設 課 長	前 囿 義 広 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	環 境 課 長	桑 園 憲 一 君
農 政 課 長	久保蘭 純 隆 君		
福祉介護課長	福 永 城 君		
健康増進課長	中 村 政 己 君		
開 発 課 長	北 原 美 義 君		
行政管理室長	日 高 昭 治 君		
企画広報課長	和 気 純 治 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成18年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

5番、肥後紀康議員、16番、舟倉武則議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、一般質問を2日の会議に引き続き行います。

ここで、執行部から3月9日の高嶺議員の一般質問に対する答弁発言の訂正の申し入れがあります。これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、執行部からの発言訂正の申し入れを受けることに決定しました。

執行部の発言を許します。

○町長（井上 章三君）

昨日、高嶺議員の答弁のなかで、消防協力隊という表現で、役場分団員の今後のことについて表現をいたしました。防災協力員という形で、既に取り組んでいる面がございますので、そのような形のなかでの取り組みになるかと思っておりますので、訂正させていただきます。

○議長（濱田 等議員）

それでは、4番、新屋敷議員の発言を許します。

〔新屋敷 浩議員登壇〕

○新屋敷 浩議員

おはようございます。通常国会も姉齒耐震偽装事件に端を発し、牛肉偽装、ライブドア事件など4点セットの疑惑追及で、野党第1党の民主党の勇み足とも思える偽メール事件により、本年度の国の予算案も衆議院を通過となり、あとは参議院の審議を残すのみとなっております。そして成立目前の状況のなか、本町も平成18年第1回定例議会も始まりましたが、ちょうど1年前の昨年3月22日、新生さつま町が多くの方の期待を寄せるなか誕生し、丸1年が経とうとしております。この1年間の歩みは、町民はもとより、町長、職員、そして議会は、まさにあっという間の1年であったように感ずるのは、私一人ではないと思っております。

合併後1年の間に私たちが描いていた理想のまちづくりとして、長い期間と幾多の会議を重ねた法定協議会での基本協定の作成、そして事務局サイドですり合わせた細部の協定項目、さらに目標年度を設定した財政シミュレーションも国の構造改革、行政改革の波のなか大きな転換の危機になろうとしております。国の債務が800兆円に至ろうとして、構造改革の名のもとに地方交付税の削減をはじめとして、各種の補助金削減、税源移譲を盾に、諸々の施策で地方切り捨ての方針に、私どもは怒りさえ感じているところでございます。

そうした厳しいなかで、町長は平成18年度の施政方針を述べられ、各議案の提案、18年度予算案を提案されましたが、その心中察するものがございます。これらを踏まえて、先に通告いたしました町長の施政方針に対し、5項目について質問いたしますので、町長の町政に対する基

本的姿勢、そして考え方、施政方針を具体的に実行するに当たり、職員にどのように指示されようとしているか、簡潔、明瞭に答弁いただきますようお願いをいたしまして、質問に入らさせていただきますと思います。

本年度予算案を一見し、大変な苦勞のもとに編成がなされたことは、私どもにも容易に察するところでございます。国、県の予算も限りなく抑制編成とされるなか、本町の予算案も一般会計歳入歳出予算は138億1,300万円となり、前年当初予算に比べ13億8,600万円の減、率にして9.1%と、大きく減額をされています。

歳出予算を見ますと義務的経費1億1,133万円の減、投資的経費が8億6,512万円の減、物件費とその他で4億955万円の減額となっており、予算編成上それぞれの各課の苦衷を痛く感じるところでございます。

そこで第1点目に、町長は施政方針で行政改革は自分に課せられた最大の政策課題であると述べておられます。小泉総理はもろもろの改革に取り組み、昨年政治生命をかけて、長年の政治信念であった郵政改革を、反対を押し切り断行されました。昨年、井上町長は、就任以来、このことは政治生命をかけてでも早急に取り組みたいと思っておられる改革事案を、最初にぜひ聞かせていただきたいと思います。

2点目に、職員の適正配置と定数管理について質問をいたします。

前段述べましたが、合併初年度となった17年度は、すべてにおいて見切り発車的な要素がたくさんあったと思っております。平成18年度は、1年を経過し、それぞれの課、局、室の仕事の内容等もそれぞれ把握できたものと考えます。職員の配置については、それぞれの事務量に基づいてされるものとは思われますが、合併後1年を経過した現在、反感度の差の激しいところもあらわれてきたように聞いております。確かに仕事は人がするに違いございませんが、今日の行政運営は、組織の良否にかかっていると考えます。

私は、常に企業も、地域も、すべての組織は人でもっておると考えております。人は石垣、人は城の気持ちが必要と考えます。単なる定数云々だけでなく、適正配置により、その人の才能を十分に引き出すことが一番大事なことでないかと考えております。行政改革の一つに、定数削減もありますが、むやみに定数削減をすれば、それぞれの生活の侵害になると考えますが、今回の機構改革と照らし、相応勘案したときに、町長はいかなる対処を図っていかれる考えかお伺いをいたします。

3点目に、公用車の適正管理について質問いたします。

昨年の決算監査時点で消防車の関係、あるいは特別な車をのかしまして、本庁で55台、鶴田支所で14台、薩摩支所で20台、合計89台となっております。昨年上半期よりガソリンをはじめとする軽油、灯油等の燃料は値上りをし、その傾向はとどまることなく、経費の増は目を見張るばかりであります。

現在その対策に、担当課においては検討中とは聞き及んでおりますが、専門部署を除き、経費削減のため早急な対策が求められますが、改善への対処等をいかに考えておられるものかお伺いをいたします。

4点目に、農業政策について質問いたします。

現在、国においては、新たな食料・農業・農村の基本計画を昨年3月閣議決定し、10年後の指標を設定し諸々の政策を打ち出しております。

まず食糧自給率で、2004年度で、カロリーベースで7年連続となり40%、2010年度を45%としております。我が国の人口は年次的に減少傾向にありますが、世界的には今後増え続け、食糧危機が言われているなか、我が国は国民性として、余りにも危機意識が低いと言って

も過言ではないと思っております。

農業批判をする一部の国民もあり、税収が少ないから、所得率が低いから云々言う方もありますが、町長は公約で基幹産業としての農業振興は強調されましたが、その考えにいまも変化はないものと確信しておりますが、いかがでしょうか。現在、我が国の農業政策の最重要施策として、19年度より品目横断的経営安定対策を導入することを明記し、これは、価格政策から所得政策への大きな転換だと考えております。このことは、現在進めている米政策改革の生産調整支援策の見直しとなり、さらにはこの品目横断的経営安定対策と同時に、農地、水、環境の保全向上対策を新たにすることになっております。

いま農村、農業をめぐる環境は、高齢化、過疎化による後継者と担い手不足と、大変厳しい状況下にあることは申すまでもございません。この2つの大きな施策の対応を誤ると、将来に大きな禍根を残すことと考えますが、いかがお考えでしょうか。今回の施政方針のなかで、農政課内に重要課題の施策推進のため「担い手育成支援室」設置を図り、JAや普及センターと関係機関との連携を密にし、集落営農組織の育成等、時代に即応した農村、農業の振興を図るとの方針でございますが、対策室の概要やワンフロア化するための設置場所等、関係機関との話し合いは、現在までにどの程度まで進捗しているものかお伺いをいたします。

次に、施政方針で重要施策としてとらえながら、本年度予算に予算項目として、このための予算が計上されなかったのはいかがなものかと思いますが、いかにお考えかお伺いをいたします。先ほど触れましたが、本町の高齢化率が約34%弱、農業に就業する者は65歳以上が59.5%、75歳以上になりますと53%であることをとらえれば、今回の集落営農への取り組みを心して啓発、実践に踏み込んでいかなければ、大変難しいものと見ております。このようなことから、地域リーダーの育成は避けて通れないものと考えておりますが、いかに取り組まれるものかお伺いをいたします。

集落営農と同時にもう一つの重要施策の農地、水、環境保全向上対策は、手挙げ方式となっており、国が10アール当たり2,200円、残りを県と町が2,200円負担し、地域農業の維持と環境保全に努めるというのですが、今後いかに取り組んでいかれるものか質問をいたします。最後の質問になりますが、さつま町立薩摩診療所についてお伺いをいたします。

この診療所は平成9年度より開設をされております。当時、町内に2つあった診療所を、効率化と医療技術の向上に向けて統合し、医療技術に貢献することを目標に設置し、今日に至っております。設置当初は計画どおりに運営がスムーズにいくものか、懸念をしながら運営がされてきましたが、地域の方々の御理解と行政の努力、そして委託を引き受けられました草野医師の医療技術の高さ、そして何よりその人柄が地域の方々に理解され、年ごとに利用者も増え続け今日に至っておりますが、老人医療改正に伴い本年度はやや落ち込んできたと見ております。いよいよ来年3月をもって契約期限となり、今後この施設が地域医療の拠点として残るのだろうか、地域住民の方はいろいろと不安を持って見守っております。

町長はつい先日、草野医師と会談をされたやに聞いておりますが、今後も地域住民の負託に応えるような方向に話し合いはなされたものと確信をしております。支障がなければ、草野医師の意向と、町長の今後の診療所運営についてお伺いをし、私の第1回目の質問を終ります。

〔新屋敷 浩議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま新屋敷浩議員から施政方針をはじめとする質問をいただきました。お互いに合併後1年は本当に早かったかと、私もそう思っておりますが、そういう非常に大切な時期を真摯な気

持ちで取り組んでこられた、歩んでこられた姿勢が伺えて、感銘を受けたところでございます。

通告に基づきまして回答をしまいたいと思います。

まず、第1点目の施政方針のなかで、行財政改革、町長自身が早急に取り組む実行したい改革事案は何かということでございますが、逼迫した財政状況を見ると、やはり財政基盤の安定化を図る財政改革をしっかりとやるということが最重要の課題であると考えております。

そのためには、行財政改革推進プログラムに基づき、現在取り組みを進めている職員の定数の適正化や効率的、効果的な組織機構への再編、各種事務事業等の見直しなど、年次的に確実に推進してまいりたいと考えております。

県がそうでありますように、我が町も油断をすると、またこの問題を怠ると再建団体への転落ということも危惧されるわけでありまして、こういうことになった場合には、本当に住民に大変な迷惑をかけると思いますので、この瀬戸際のなかで、この問題をしっかりとやるということが、まず前提にしなければいけないと思っているところでございます。

続きまして、2点目の職員の適正配置と定数管理についてであります。

定員の適正化計画に基づく職員の定数削減を図るため、早期退職の勧奨や新規採用職員の抑制など既に取り組んでおりますが、人件費抑制の面からも早期勧奨退職の促進は継続的に、かつ積極的に取り組んでまいらなければいけないと思っております。

また組織機構の見直しについては、議会行財政改革対策調査特別委員会の中間報告の提言を受け、行政改革推進本部においても行政改革大綱計画期間内の5年以内に、本庁方式への移行を決定いたしました。

本庁方式移行に向けては、4月1日に第1次の組織編成を行うことにいたしておりますが、これまで内部の組織検討委員会により、各課の行政課題等も踏まえた組織のあり方や各課の意見等も論議をしたところであり、その検討の結果を踏まえて、先般2月22日の特別委員会でお示したような再編案となってきたところであります。

本庁方式への移行については、定員管理計画を基本に、また支所の住民サービスの急激な低下にならないように配慮しつつ段階的に本庁への集約を図ることとし、併せて本庁機能を持つ庁舎整備について研究・検討する「庁舎整備検討委員会」を立ち上げたところでもあり、本庁方式への移行と並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、組織機構については大幅な人員削減を図るなかで、国が進める三位一体改革や国、県の各種制度改正に伴う事務事業の権限移譲など、さらに総合振興計画の推進を図るため、体制の充実が必要となる部門もあり、それらを適時勘案しながら柔軟に社会情勢に対応できる簡素で効率的な組織機構の再編を進めてまいりたいと考えております。

次に、公用車の適正管理についてであります。

本町では、建設機械用の大型特殊及び消防車を含め154台の公用車を保有しており、そのなかでマイクロバスのほか大型乗用、普通乗用等、本庁5台、鶴田総合支所6台、薩摩総合支所5台につきましては、パソコン上での集中管理を行っており、必要に応じてすべての課が使用できるようになっております。

現在、行財政改革に併せて、公用車の利用状況調査を実施しておりますので、調書を集約しながら、各課の意向を踏まえ、事業にかかる現地調査等で頻繁に使用する公用車以外は、できる限りすべての課が利用できるよう18年度から集中管理を行うことにいたしております。

今後におきましては、燃料費等の経費削減を基本とし、効率的な運用を図っていききたいと考えているところでございます。

続きまして、農業政策の集落営農推進と担い手育成支援室の具体案についてということであり

ます。

集落営農対策については昨年の9月定例会でお答えしたところでありますが、その後、10月に、国が「経営所得安定対策等大綱」を示し、平成19年産から米、麦、大豆等においては認定農業者と一定の要件を満たす集落営農を担い手として位置づけ、その経営安定を図る施策、すなわち品目横断的経営安定対策への転換することを公表し、今国会において関連する法律案が提出されているところであります。

本町におきましても大綱で示された対策については、座談会や各種研修会及び町広報誌による情報提供等を行ってきております。

とりわけ「米どころ」である本町において効率的で継続性のある水田農業を展開するためには、国の新たな経営安定対策を積極的に活用し、徹底したコスト低減と地域の調和を図れる営農形態の構築が必要であることから、地域ぐるみで認定農業者や集落営農といった地域の担い手を明確にし、農地の利用調整等を行う組織を育成することが急務となっております。

この利用調整組織の育成については、これまでの各地域での取り組みを活かしながら、新・農村振興運動のむらづくり委員会を核に、中山間集落協定等も含めて地域での推進体制を再整備して支援してまいります。

この地域への支援の核となる「担い手育成支援室」については、本町の農業構造の実態や国の政策転換を踏まえ、農業公社の検討を進めてきたなかにおいて、本町農業を担う認定農業者や集落営農の育成・支援を行う緊急性が高まり、担い手育成のためのより強力かつ高度な支援体制を緊急的に整備する必要があるということから、関係機関・団体をワンフロア化し、一つの室をつくり支援を行うようにするものであります。

ワンフロア化は、各機関・団体の従来の予算と人を持ち寄り、より効率的で効果的な業務を行うことが目的であります。今後示されてくる国、県の有効な事業の活用も検討しながら進めていくこととしております。

さらには、育成目標の達成に向けた年次的、具体的な進行管理も行うこととしております。

なお、来年度、町内の6地区において集落営農リーダーの育成を行うための国庫事業の導入も予定しておりますが、これについては、県担い手育成総合支援協議会で予算措置がなされることとなっております。

次に、さつま町立薩摩診療所の今後の考え方についてであります。

町立薩摩診療所は、薩摩町国民健康保険永野診療所と薩摩町国民健康保険中津川診療所を統合し、町民が安心して医療サービスが受けられるような医療供給体制の充実と町民の一次医療確保を目的として、平成7年4月1日に薩摩町国民健康保険診療所として開設されました。

その後、平成9年度に薩摩町立診療所として特別会計を設置し、草野医師と10年間の業務委託契約を締結し、独立採算堅持の立場で効率的な診療所運営に努めてきております。

草野医師については前任の中津川診療所長の退職に伴い、平成4年4月1日に中津川診療所長として済生会川内病院より招聘し、町内全域の地域医療確保や保健指導、さらに平成5年7月からは永野診療所長の長期入院加療により、中津川診療所長と永野診療所長の兼任で業務に当たっていただいております。

平成8年11月に草野医師から、平成9年4月1日より開業の希望の意思表示があり、当初診療施設の賃貸契約での開業を検討しましたが、診療所建設時の建物及び医療器械整備の過疎債償還中は行政財産を維持しなければならない、行政財産を私人への貸し付けができないことから、草野医師の独立の意思を尊重できる運営方法として診療所業務委託を決定し、草野医師が町職員を退職して、平成9年4月1日より現在まで診療所運営に当たり、薩摩地区の地域医療確保と医療

福祉の向上に貢献してこられたところであります。

特にこれまでの患者に対する診療姿勢や高齢者の多い地域において患者さんや家族の方々のよき相談相手となり、医師としてよりよい信頼関係を深めることに日々努力しておられます。

草野医師は、高齢者の多い薩摩地区の地域医療確保のために今後も診療所運営の継続を強く希望しておられ、平成6年度に建設した診療施設の過疎対策事業債の償還が18年度末で終了すること、10年間の業務委託契約も18年度末で満了となることから、早い時期から草野医師と19年度以降の診療所の運営方法について協議を進めながら、これまで14年間の草野医師の地域医療や医療福祉の向上に貢献されてきたことを踏まえて、診療施設の財産区分を普通財産に用途変更を行い、診療施設の賃貸または譲渡等の方法を協議し、さつま町の地域医療確保と町民の健康維持増進がさらに図られるように努めていきたいと思っているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○助役（経済）（山下 彦志君）

先ほど質問のなかで、概要についてということで御質問ございましたけれども、御説明いたしたいと思います。

昨年10月大綱が農水省から出されまして、それから私どもの取り組みといたしましては、11月24日県政説明会があった後、1月、2月、3月、30何回に分けて、それぞれ、もういま説明会等を、大綱の説明会等について走っておりまして、それぞれ先ほども御質問がございましたように、フロアの設置場所等についてもJAとの協議も詰めてきております。

そういうなかで、3月1日でしたけれども町長と組合長が話しをされて、フロアの設置場所については役場のなかに設置をするということで話し合いがなされております。話し合いについては場所だけでございましたけれども、あとのスタッフの問題等については、それぞれいま案を出しているということでございまして、約JAから3名程度、私どものほうから3名程度というようなことでございますけれども、これについては今後まだ協議を進めるということにしております。緊急にまた詰めなければならない問題だというふうに考えております。

予算化しなかったのはなぜかということでもございましたけれども、これは、私どものほうが早く準備を進めておりまして、予算編成後に国、県の事業が示されておりまして、先ほども町長の説明のなかでございましたように、町内の6地区において集落営農リーダーの育成を行うための国庫事業の導入も予定ということで、答弁されましたけれども、それについては緊急の支援事業ということで、国庫の新規で18年度のみということで、100%のソフト事業が示されております。実施予定地区としましては一つ木、神子、久富木、園田、白男川、時吉の6地区ということで考えております。

それから、いまだどういふことで進めているかということでございますけれども、4月フロアが設置されますとすぐ走らなければなりませんけれども、いまやっていますのはそれぞれ集落営農組織の育成目標、それから担い手育成支援センターの振興管理なり、あるいは集落営農の組織化、法人化、こういうものを、それぞれ目標を定めながら進行管理表をつくっていくということでございます。

集落営農組織の育成目標につきましては、それぞれ町内全域を19地区から20地区というふうに考えておりまして、認定農家がいま187認定数ございますけれども、これを21年度までには243の認定農家ということで、目標を持っておりまして、そういうことで目標を定めながら、ただいま言いましたけれども、中身につきましては農業経営改善計画のフォローアップとか、あるいは品目横断的経営安定対策の推進とかそれぞれございますけれども、中身については詳細にわたりますので控えさせていただきますけれども、それぞれ今月いっぱいかけて、すぐ4月か

らについては稼働できるといいますか、フロアが動けるような準備を進めているということでございます。

それから環境の、65歳以上の高齢化が進んでると、環境保全についてはどうするのかということでございましたけれども、この問題につきましても集落営農の組織化、法人化というなかで、地域の推進体制の支援ということで、中山間地域直接支払い等制度の推進等のなかで農地、水、環境保全向上対策等の共生等というようなことで、一緒にフロアのなかで、対象の地域を絞りながら進めていくというようなことでございますので、すべてを網羅したなかで、このフロア化を中心にしながら政策的なものをつくりながら、そして下部の組織につきましては、いま農業技術員連絡協議会というのが150人ほど職員が、JAを含めて行政、それから森林組合もありますけれども、その職員に協議を重ねながら、農家全域に、そういうことで啓発を図っていくということで、いま考えているところでございます。

○新屋敷 浩議員

第1点目に、町長が一番早急に取り組みたいと考えていらっしゃることは、昨日も言われましたけれども財政改革をとにかく進めていくんだと、この決意は昨日の質問等からもこう感じおるところでございますけれども、私はいま提案されておりますけれども、町長をはじめとする三役の給料カットを提案されておりますけれども、これもひとつの町長が、やはり信念として持たれたことではなかったらうかと感じております。

そうしたなかに、昨日も答弁のなかで、国の予算のなかで動くから先が見えないというようなことを言われましたけれども、やはり私はそういうことではいけないと、私自身は感じております。やはりこの町は、この町なりの財政計画をつくって、ここはこうするんだというような基本的なものがなければ、国の予算がこうだから、交付金が少なくなるから我が町も方向が見えないというようなことでは、私はやはり町民が不安を持ってくるんじゃないかと思います。

そういうことを踏まえますと、大変こう厳しいことはわかりますけれども、町長の確固たる信念のなかで、この行財政改革は我々も協力するわけでございますし、町民にも本当に御理解をいただき、何回も町長が協働という言葉使われておりますけれども、そこあたりを啓発をしながら、真剣にこのことには取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

2点目の職員の適正配置と定数管理についてお伺いをいたしますけれども、昨日も策定事業等を自前でしたと、これらは本当に、私はすばらしいことではないかと思います。これまで諸々の施策、あるいは事をなすに当たって委託というものが、いままでのなかでは、私も委託が安上がりだと、このことはもう考えておりますけれども、いまこうして調べてみますと、町で委託をしている件数が相当量あります。

このなかには委託をしないとできないものもあるかと思います。ここに相当数の委託がありますけれども、申しましたように、できるものと、やはりこれは絶対委託に頼らなきゃならないというものもあると思います。これまで委託をすることのほうが経費的には安かったと思いますけれども、先ほど申しましたけれども人員の定数を削減をすると、これも急激に私はできないと感じております。それをするによって痛みを伴うわけでございますから、委託をできるだけいまの人材でできるものはできるだけするという方向、昨日の楠木園議員の質問のなかにも人材はたくさんいるんだというようなことがあったようでございます。私もやはり適正配置をして、むだのない人材配置をしていけば、これらは何とか解決ができるんじゃないかと思っておりますけれども、そこらを含めまして今回、4月には大きな異動等もあるということを聞いておりますけれども、適材に、そして反感度の差を言いましたけれども、そこらあたりを是正しながら人員配置ができないものか感じております。

そこで、基本的でよろしいですので、町長は今後いろいろなこういうことをするに当たりまして、人材配置、私はこのことについてちょっと聞いてみたいと思います。合併して1年経ったわけでございますけれども、やはり人事というものは町全体をみななければならないと思います。旧薩摩町の者は薩摩町、鶴田町の者は鶴田町、宮之城の者は宮之城ということでなくして、やはり大局的な、いま私はこの4年間の新さつま町の土台をつくる年ではないかと、時期ではないかと、そういうことを感じますので、そこらあたりをどのように考えたなかでされるものか、人事に関しては余り深くは突っ込みませんので、どうか簡潔な答弁をいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

新さつま町の総合振興計画が策定され、そしてまた一方で行財政の運営の改革のプログラムもつくりながら、いよいよ新生さつま町は18年度から本格的なスタートをするということでございます。厳しい財政状況のなかを、先ほど言われましたように先が見えにくいけれども、そこをどういうふうな情報のアンテナを高くして、そしてまた、そういうなかで、いかに前進できることを精いっぱい前進するかという取り組みをしてみなければいけないと思っているわけでございます。

そのためにはこの組織機構の見直しのなかで仕事がしやすい、一番仕事が効率的に進みやすい、そういう機構改革をなし、そしてまたそれを最も推進しやすい、現時点において100年ということはないと思いますが、適正な人事の配置というのが、これが仕事の推進具合を決定すると、大きな比重を占めることになりますので、これは、ここらの采配というのは非常に重要だというふうに思っているところであります。

それとともに人事配置につきましては、この旧町間の垣根ができるだけとられて、流れがいいようにする。そして旧町の枠ということに余りこだわらないで、人事の交流もできるところはやりながら、お互いの気持ちがこう流れやすいような人事の配置というのもまた念頭に置いて進めてみなければいけないというふうに思っております。

人間がすべてやることでありますから、人間の気持ちがわだかまったり、垣根をつくったりということをしてると、全体が流れにくくなりますから、そういうところをできるだけ仕事が柔軟に、そしてスピーディーに推進できるような人事配置につながるようにと願いながら、取り組みたいと思うところです。

○新屋敷 浩議員

もう一点、委託料等に関する今後の考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

委託という問題に関しましては、先ほど委託をしてる部分も相当数あるようだというお話がありました。まずこれからの地方分権時代のまちづくりというのは、自分たちで考え、自分たちでその自己責任、自己決定と、政策の立案能力を高め、そしてその実行力を高め、そして成果を上げていくということが問われているわけでありますので、自分たちで責任を持てるところは精いっぱい勉強する。

そして委託に出したとしても責任を持って、その内容に対して視野を広げながら、この全国のなかで、できるだけ先進的な、そして効率的なそういう取り組みをしていくんだという点において、気概と自負心を持って勉強しながらいくべきであると思っておりますので、そこは自前でやるべきところ、そして委託をしたほうがもっと効率的だと思うところ、よく検討しながら進めていくべきだろうと思っております。

○新屋敷 浩議員

諸々の今後取り組みをしながら、改革を進めていただきたいと思います。

もう時間もないようでございますので、次に入らさしていただきたいと思いますが、公用車につきましては、先ほど集中システムをしていくんだと。18年度中にしていくんだということでございましたので、私もこれを非常に期待しております。しかしながら台数的に見まして、昨年度の私が調査したなかで89台というのは本当に適正なのかと、一番古いのを見ても昭和何年だったですか、平成のはじめにとられた車、20何年経過した車等もあるようでございますけど、ただ車がその年数が経ったから悪いということではありませんけれども、適正管理ということになりますと本当にこの台数で適正であるのかと、無駄がないのかと、このことを感じております。システム管理をするなか、集中管理をするなかで効率的な運用ができますように、このことにつきましては要望しておきたいと思います。

次に農業についてでございますけれども、先ほど助役のほうからも補足的に説明がございました。ワンフロア化するなかで、ソフト事業であるからということでございましたので、そこは理解をいたしますけれども、いかにソフト事業であっても国の100%の補助を使うといっても、やはりこれだけの施策を抱えながら全く予算が計上されなかったというのは、私はやはりこう腑に落ちないところがございます。

と申しますのは、何の経費で出てくるのかわかりませんが、ワンフロア化すれば、当然施設というものの改良が必要になってくるんじゃないかと、そこも見ておりますけれども全く項目としてなかったというのは、私としてはやはりこの重要政策ですから、今後補正ですと言えばそれだけですけれども、検討してほしかったと思っております。

特に担い手の関係につきましては、集落営農につきましては全国的に見ましても、農協中央会、そしてJAを中心としたなかでの検討が主だったものようでございます。こうしていろいろ連日、農業新聞等にも載っておりますけれども、担い手づくりに全中の会長の談話も出ておりますし、また長野県の宮田村というところでこのような形で大きく出ております。

しかしながら、これらをこう読んでみますと、やはりこれまでの土台がしっかりしていたというふうに考えております。そういうことを考えますと、先ほど申しましたように農業に就業する人が、本当にこう長いんだと、年寄りであるんだと、いままで持ち続けていた土地を、大きな改革ですから、これをするには本当にこの啓発というものが大事になってくると。

ちょうど今朝ほど農業新聞に大きくこう見出しが出ておりました。全国生協というのは数字目標を示したと。先ほど助役のほうから、これぐらいのことでやっていくんだということが出ましたので、やはり昨日のなかでも数値目標というのは出てきましたけれども、啓発をするなかにおいては、もう4月から始まるわけですから、そして事業は19年度から始まると。農業農村の存亡にかかっているわけですから、ここらあたりはしっかりと足元を固めたなかで取り組んでいただきたいと思っております。

そしてまた今朝ほど農業新聞のなかにこういうものが入っております。これを見ましても、やはりこの組織をつくっていくなかに、非常にこう課題等もあると見ております。それらの課題解決に向けて今後どのような啓発をされていくのか、厳しいことでございますけれども、そこあたりを具体的にお話をさせていただければありがたいと思います。

○助役（経済）（山下 彦志君）

説明不足で申しわけございませんでした。予算については、改修費等についてはみてございます。ただ進める関係については、いままで既存の管理センターもございましたけれども、農協の管理センターもワンフロア化するということで、こちらのほうに受委託の調整というようなことの作業が入ってくると思いますけれども、そういうことで入ってきますので、その予算についても若干使えるのかなというふうにも考えております。

それから先ほど言いましたように、緊急支援事業が、国庫があると申しましたけれども、県単でもそれぞれ集落営農組織、組織化の促進支援事業なり、これは2分の1なんです、それから担い手農業者等の担い手の育成対策事業なり、それぞれ県が、近ごろと言いますか、私どもが予算編成した後に出てきた事業等も出てきておりまして、いずれもソフト事業なんですけれども、そういうことで出てきましたので、それについて対応していきたいというふうにも考えているところでございます。

業務をやる上で予算的に非常に不足ということになりますと、6月の補正でも御相談しなければいけないと思いますけども、あくまでもソフト事業というか、ハードと違ってソフト事業ということでございますので、そこら辺、見極めをしながらやっていきたいというふうに考えております。

それから具体的にということでございますが、先ほど言いましたようにちょうど進行管理表、工程表等については十分詰めを行っているつもりでございます。これが確実とは言いませんけれども、4月からの大綱のフロア化しながら業務を進めていく上で、いすべき仕事は何かということで、いま職員と一緒にしながら詰めておりますけれども、先ほど説明した中身と同じようなことになるかもしれませんけれども、それぞれ対象者を認定農業者、それから集落リーダー、営農組織、それから村づくり委員会、農用地の利用改善団体、そういう組織をすべて網羅しながら、来年明けて4月から毎月ごとに工程表をつくりながら、進行管理をどういうふうにしてやっていくかということでいま詰めをいたしておりますので、そういうことで4月人事があつて、フロア化した後の組織ができた後については、すぐにでも走れるような準備はいま、作業は進めているということで御理解していただきたいと思います。

それから、それぞれいま毎日のごとく農業新聞のほうで出ていますけれども、近くには伊佐の菱刈の永池等についても、永池集落等についても新聞でよく出ていますけれども、私どもの町内からももう幾度となく研修のほうにも出ておられまして、この大綱についての重要性というのは、みんなが一大農政転換ということでもございますので、みんながそういうことで位置づけをしながら頑張っていかなければならないということでやっておりますので、そういうことでJAなり、あるいは普及センター、農林事務所、私ども一緒になりながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新屋敷 浩議員

助役のほうから鋭意取り組みをして行くんだということですので、とにかく先ほど申しましたように、これが遅れていきますと将来のこの地域の農業に対して大きな禍根を残すということを考えておりますので、今後、十分に連携をとりながら頑張っていただきたいと思います。

ただ一つだけひっかかるものがございます。と申しますのは行政が、こちら3町でのさつま町でありますし、JAに行きますと川内市を含めた組合であると。ここらあたりが、JAのほうからはどんなになるんだろうかという懸念をされておるようでございます。

ここらあたりにつきましてもJAがするんだとか、行政がするんだということなくして、同じ一つの地域の農業を興すものでございますので、また川内市のほうの考え方もわかりませんので、ここらがどうなるかわかりませんが、やはりここらあたりも円満に解決ができて、この地域の農業ができるように考えていただきたいと思いますが、そのことについてどのような対応を考えていらっしゃるものと、助役のほうから最後にございましたけれども、私も永池地区は隣の町でございまして何回か行っております。先般も鹿児島県の大会のほうでも、向こうの集落営農の責任者の方の体験発表等もございましたけれども、本当に小さい集落のなかでもすばらしい協働活用するものを取り組んでいらっしゃいます。

これらにつきましてもやはり、この地区のリーダーというものを、もう本当そこですから経費等も要らないと思います。そういうところのなかで研修等ができればいいと思いますので、それらについても何か考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○助役（経済）（山下 彦志君）

ございましたようにＪＡのほうは、組織のなかで旧４町ということで、祁答院のほうも一緒だということで、再三そういうことで説明も受けて、いま協議も進めてきました。私どもとしましては、それぞれ事務所の位置の問題等についてもＪＡのほうはＪＡの事務所のほうにということでございましたけれども、農地利用の関係、農業委員会との関係の処理の問題、あるいは電算のＬＡＮの関係、それぞれ問題もあるというようなことで御説明しまして、ただ農業というのは一地域と言いますか、祁答院だけの問題じゃなくして地域全体の農業として位置づけをしなければならぬということを私どもの考え方はいつております。

と言うのは、地域農業というのはロードをつくる。信頼してつくる。そしてブランドとしてつくるにはどうするべきかということ、地域の農業というのはこの地区じゃなくして、薩摩川内市、あるいは入来、東郷、樋脇、そういうのも含めたなかでの地域農業というのを底上げをしなければいけないということで、私どもの考え方を説明しながら調整をしてきたということでございます。

そういうことで、祁答院という問題が、問題ということはおかしいでしょうけれども、ＪＡの組織のなかであるということは、ＪＡさんも説明をされてきましたけれども、一緒に頑張っていきたいということで説明はしてきました。

以上でございます。

○新屋敷 浩議員

これはいまから走る問題でございますので、どうか、申しますように真剣に取り組んでいけるような、遅滞がないようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に薩摩の診療所のことににつきましてお伺いをしたいところでございますけれども、先般の話し合いでもいい方向に話が行ったと、町長のお答えのほうも普通財産にしながら、今後１年間をかけてゆっくり検討して、双方で円満な解決ができるものと確信をいたしております。ただ合併をする時点で一番問題になりましたのが、周辺部が寂れないかというのが大きな課題であったと思っております。

そのような観点からしましても、今回のこの診療所につきましては地域の住民の方々、特に高齢者の方々はどうなるんだろうかという大きな不安を持っていらっしゃいます。今回、本日の答弁のなかで町長が、今後いい方向に検討するということでございましたので、安心をされるんじゃないかと思います。これからトップとして、やはりトップ同士の会談も必要なときもありましょうし、あるいは担当課のほうでできることもあるんじゃないかと思います。事務的なものにつきまして、どうか今後速やかに解決ができ、来年の４月にはまたそういう方向で、いままでどおりの運営がなされるように考えておりますので、もう質問とはいたしませんので、どうか今後よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、２番、市来議員の発言を許します。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

私は昨年１２月から南高梅のますますの振興について取り組んでおりますが、今回は南高梅の

生産面積拡大の考えはないかということで質問をいたします。

昨年１２月の定例議会で、梅の加工場の建設の考え方について質しましたところ、町長の答弁といたしまして、町としてはできることはバックアップしていきたいと考えている。この工場を誘致できれば地元雇用の創出はもちろんのこと、農業を基幹産業としている我が町の特産品が全国に発信され、ブランド産地として１歩踏み出すことになり、まさにアグリビジネスの展開につながると考えておるとのことでありました。

本町に加工場建設については、和歌山県の株式会社東農園さんが前向きに取り組まれ、先般、旧薩摩町の梅振興会の役員３０名ほどに集まっていたいて説明会も開かれ、皆さんは納得されたということでもあります。

そこで、現在の南高梅栽培の現状を見ますと、旧薩摩町が取り組まれて１５年を経過しております。梅の木の耐用年数は３０年と言われており、新しく作付していかなきゃならない時期に来ております。また昨年の１２月定例議会に振り返りますが、町長の答弁として、町としては高齢化するなかで、梅が高齢化のために、この産地化が消えてしまったというようなことにならないように、旧薩摩町から取り組んできた梅の里づくりに今後も力を注ぎたいと考えておるという答弁であります。

このようなことで、町長も梅の普及及び振興は前向きに考えておられます。しかしながら、旧薩摩町では高齢化が進み、梅の生産は現状維持が精いっぱいであるようであります。そこで、旧鶴田と旧宮之城町民に梅の栽培、これは大変効率がよく、売り上げの６０％は残るということでもあります。また苗木も補助対象になるようでありますので、このことをＰＲしながら作付していくことが必要であると考えます。

そこで町長の見解を伺います。１回目の質問といたします。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの市来修議員の質問に対してお答えいたします。

梅の生産については、薩摩地区において平成２年度から植栽が始まり、現在、鶴田地区とあわせて１２０ヘクタールが植栽され、約８０ヘクタールの生産が進んでとなっておりますが、平成１７年度は４８１トンが生産され、うち１割が青果用として、残りの９割を加工用として使われているという実態でございます。

現在の梅生産農家は高齢化が進み、梅園の維持管理が困難となっている状況も見られます。

梅栽培は、初期投資が少ないことや全量買い上げの契約販売により収益が安定している作物として推進しており、代表的な農家では収量２４トンで販売金額も高額となっております。

梅は、新植後５～６年で収穫ができるものの販売軌道に乗りますのは７年から８年経ってからであり、収穫寿命は３０年と言われております。

現在、薩摩地区が植栽後１５年を経過しておりますので、年次的な新植、拡大を図る必要があります、具体的な面積拡大目標を宮之城地区、鶴田地区を向こう５年間で８０ヘクタールの新植を目標に努力してまいりたいと思っております。

面積拡大については、町単の苗木補助事業等の活用を勧めながら、維持管理の困難な梅園についてはオーナー制度の活用も検討し、「さつまの梅」を全国的にＰＲできるように進めてまいりたいと思っております。

農家への普及推進につきましては、平成１７年度において薩摩地区８０アール、鶴田地区５０アールの新植が実施されましたので、晩霜被害の回避や圃場の団地化を考慮しながら町、普

及センター、JAさつま等で構成する町技連会を中心に、集落の会合や各種総会でのPRや直接農家へ出向き、栽培希望農家の掘り起こしを積極的に進めます。

また、希望農家へは春の結実時期や6月の収穫期、秋から冬にかけての剪定など、現地で説明を行い面積拡大を図ってまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市来 修議員

先ほどの町長の答弁でありました年次の作付面積、5年間で80ヘクタールという計画があるようございまして、これは本当にこの現在の旧薩摩町でやっております80ヘクタールに適合しておりますので、これは本当に計画的じゃなかろうかと、そのように評価をいたします。

しかし東農園さんは、いま生産している量、これにこだわることなく幾らでもまだまだつくってくださいということを要望されておりますので、この80アールは最低とされまして、まだまだ普及していかれることを希望するところで終わります。

それとも一つの東農園さんの特徴としまして、できた梅は全部買い取るんだと、これがまた一つの特徴じゃなかろうかと思えます。と申しますのは、過去にいろんな果樹関係を植えつけられた農家の方が出荷をするときに、等級外はとってもらえなかったと、「これは困っておつとですよ」という話です。それで私は、この南高梅のことをお話をしましたら、「それはいいことだ」と、「全部とっていただければ非常にありがたい」と、「こういうのは、いままでなかった」と言って喜んでくれた人もおりますので、こういうところもPRをされながら、作付に普及させていただければ大変いいんじゃないかと思うます。

そういうことで、私の言わんとすることはすべて回答いただきましたので、私の質問は終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、26番、内之倉議員の発言を許します。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

私は先に通告した3項目、4点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

3町合併して1年を経過しようとしていますが、町民の声として「合併して良かった」という言葉が、いまだに私の耳には聞こえてきません。17年度の予算は暫定予算で、新さつま町の振興計画も作成中で、無理なことだったと思います。しかし2年目を迎えて、井上町長の本領を発揮するときだと思います。平成18年度の予算案として138億1,300万円が提案されたが、17年度と比較しますと13億8,600万円の減額予算になっている。これは国からの交付税、県からの予算減額によるものと思われそうですが、町長の手腕が問われることだと思います。

さつま町の総合振興計画案が提案されていますが、町民に財政状況を理解してもらうよう努力

する必要があるのではないかと。また、この振興計画は行政、議会、町民が協働の力を合わせて進めることが必要と思います。

1 項目の町道の整備ですが、3 町合併と公民会の合併を今後進める上で、町民は平等な生活環境を築いてもらうことを必要と考えています。理由として、農村部では高齢化が進み、集落の維持さえ困難になってくる。広域になると機動力を生かして助け合っていくには、集落道の整備は必要かと思いますが、特に災害、風水害等において、地震など、対応できるには道路の整備が必要と考えるが町長のお考えを伺いたい。

次に2 項目の1 点目として、指定管理者の導入が行われていますが、行革の一環として民間活力を活かして安上がり行政をやるのが目的と思うが、今日まで公的施設で働いてきた従業員は一生懸命頑張ってきたと思います。新しい管理者のもとで働き続けられるのが、できないとなれば新規の職場を斡旋するのか、町長に伺いたい。

2 点目に鉄道記念館について、この施設は川内、大口間の鉄道で、宮之城線として昭和10 年6 月に大口まで開通した。昭和62 年1 月に宮之城線廃止がなされ、またこの線の町村挙げて反対したが、車社会の発展で赤字線となり、当時の町長が廃止に調印し、そのかわりにヨーロッパ風のルネサンス建築様式を取り入れて、平成元年1 月30 日に完成した鉄道記念館であります。宮之城線廃止の宝物として子々孫々まで残していくことを望む一人であります。町長の考えを伺いたい。

3 項目として、12 月議会で質問した屋内競技場について伺いますが、財政上困難であるからできないということでした。かわりに総合体育館等を利用してもらうようグラウンドゴルフ、ゲートボールはできるように検討するとのことでしたが、その対策はどうなっているのか伺いたい。なお高齢者の健康維持からも必要ではないかと考えます。

これで1 回目の質問を終わります。

〔内之倉成功議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま内之倉議員から3 項目についての質問をいただきました。

第1 点目の町道整備の問題であります。3 町合併による道路整備については現在、合併の特例債事業が使えるということで、これによって進めているところでございます。

本庁分につきましては3 路線、西河内線、滝下中津川線、長岡線を現在進めております。鶴田総合支所管内では2 路線、建場山線と川口線、そして薩摩総合支所管内では3 路線ということで、中津川佐志線、尾付野山小川田線、戸子田黒鳥線ということで既に推進を図って、早期完成に向け努力してるところでございます。

また、平成19 年度から湯田原線を予定し、合併町との交通網を、旧町間の交通網を強化し、地域間の交流及び交通安全と利便性を図っていくことにしてるところでございます。

公民会合併等による道路の整備ということでございますが、これは特例債事業を使えませんので、財政の厳しいなかであるだけに緊急度の高い路線から、合併にかかわらず地域の要望とか実情をよく調査しながら、随時整備を進めていくということにしてるところでございます。

また、維持補修等につきましても多くの要望がございますが、できるだけ住民の日常生活に支障がないように整備を進めてまいりたいということで取り組んでるところでございます。

それから2 点目の指定管理者導入の問題でございます。その第1 点目、指定管理者導入に伴う雇用の問題についてということでございますが、指定管理者制度は行政処分として、公の施設の管理権限を指定管理者に委任することにより、地方公共団体のかわりに法人または団体が施設の

管理を行うものということであります。

よって、施設を管理運営するための職員の雇用権限は指定管理者に移ることになりますので、指定管理者制度を採用する施設でこれまで勤務されていた方々については、町としての雇用ができなくなるわけであります。

したがいまして、指定管理予定者に対しましては、現に勤務されてる方々への配慮と地元雇用をお願いしてるところでございますが、最終的には指定管理者の判断によるところとなっております。

次に、鉄道記念館の問題についてでございます。

宮之城鉄道記念館については、60年余りの歴史をもつ国鉄宮之城線の廃止に伴い、資料の保存と先人の志を後世に継承していくために平成元年に建設されたものであり、今日まで宮之城線の足跡を残しながら各種会合等に広く利用されてきております。

そういうなかで、このたび3町商工会合併に伴い新町さつま町商工会の事務所として、当該記念館を使用させていただきたいと、薩摩東部地区商工会合併協議会から借用願が出されているところでございます。

これを受けまして、町といたしましてもその使用方法について種々検討を重ねてまいりました。

その結果、鉄道記念館は行政財産であるが、今後の一層の利活用を考えると、鉄道記念館の機能を維持しながら新町商工会の事務所として使用させるということも望ましいことではないかと考えておりました。

しかし、その後、鹿児島地方法務局宮之城出張所から来年3月をもって川内支局に統合されることになったので、統合後の施設についても有効活用を図っていただきたいとの申し出がありました。そこで、これも商工会の今後の事務所として選択肢の有効なひとつになるわけでございますので、その旨を、さっそく検討のなかに加えていただくように伝えたところでございます。

商工会といたしましては、将来にわたってどちらのほうがいいのかという点で、再度検討をし直すということでございます。

町といたしましては商工会の結論を待ちながら、この鉄道記念館の利活用のあり方については、記念館としての建設の趣旨ということは十分に尊重しながら、一層の利活用、効果的な利活用がされるように検討してまいりたいと考えてるところでございます。

屋内運動場の問題でございます。

先の12月議会におきまして、このゲートボールとかグラウンドゴルフ競技のできるような施設の建設の質問がございました。そのような屋内運動場の建設については、施設の建設検討に対するこれまでの経緯、場所の選定、財政的な見地から十分考慮し検討しなければならないと、回答をしたところでございました。

近隣の類似施設の建設経費を調査してみると、霧島市福山町のまきばドームは約10億円、薩摩川内市のサンドームが6億8,000万円、同じくふれあいドームは約1億9,000万円、高尾野町のきらめきドームは約2億4,000万円と面積・経費内訳の違いはございますが、いずれも多額の経費を要しております。

したがいまして現状といたしましては、行財政計画の状況を見据えるとき、当分見送らざるを得ないのではないかと考えております。

そこで、雨天時の対応ということにつきましては現在ある体育館を利用させていただきたいということを申ししておりましたが、屋内専用の用具を使っていただきますと床面の破損の恐れもありますので、町内の体育館の御利用希望があれば、体育館は総合体育館だけでなく、いろいろな場所がありますので十分対応できるのではないかと考えております。

ただ、屋内用のスティックのカバーやボール等につきましては、個人でそろえていただくようお願いすることにしております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○内之倉成功議員

2回目の質問に入ります。

合併して何か良策はないかと私は思うんですけども、420名近い頭脳集団があるこの本町の総合支所合わせていращやるわけですけども、それぞれの課で関係課が行政指導を行い、町民と協働の体制をとれば、苦しい財政状況もクリアしていくのではないかと考えます。町長をはじめ三役がトップセールスを行い、担当課も努力すると思うが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

内之倉議員のほうから「合併して良かった」という声が聞かれないと、聞かれないではないかと、そういう方面に向けての努力はどうなってるかということでございます。私も3町の合併が、住民の皆さんに少しでもいい方向に行くようにと、そして大きな合併、小さな合併いろいろありますけれども、3町の合併ができるだけスムーズにいて、モデルになるような合併のパターンにしていきたいものだと、こういう気持ちを語ったところでもございますが、17年度の段階におきましては、御承知のように計画づくりと合併した町をどういう方向に、どういう計画で、どこから取り組んでいくべきか、どの程度取り組んでいけるのかと、厳しい国、県の財政やいろんな改革の状況を見据えながら持続可能なまちづくり、そして将来のあるまちづくりという点で、将来への展望というのを振興計画のなかで、そして重点プロジェクトというなかで定めたところであります。

そういう点で、これからがスタートだというふうに思っておりますし、それに向かつては粘り強く、そしてあらゆる知恵を総動員して取り組んでいきたいと思っているわけでございます。

合併して良かったという点では、今回の水道の料金の統一という問題は、大方の方々にはまずはこれは合併の効果の一つとして、喜んでもらえることにつながるのではないかと考えているところでございますが、今後、18年度以降、一層の努力をしてまいりたいと思っております。

○内之倉成功議員

いま町長からそれぞれ答えをいただいているわけですけども、先日の宮之協議員の質問にもありましたとおり、この災害時の問題においても、やはりこの道路の、私もはっきり申しまして町内の全域を回ってみて、ああここはこうすれば消防車が通るんだけどとか、そういう地域が往々にしてあります。だから、物を言える場所はよくなっています。しかし末端に行くと、なかなか言っても聞いてくれないというそういう地域がやはり残されております。

ですからこの合併したために、町村合併、またはその集落の公民館も集めていくというひとつのなかで、ぜひここの問題は取り組みをしていただきたいと、火災に駆けつけてもそれが間に合わなかったとか、または消火栓から長くホースを引かなければダメだとか、またそういう地域が多分残っております。

そういうことですので、かねて地域の状況は役場の職員の皆さんが熟知していれば町民も協力すると思うが、その方策を考えられないか伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

道路の整備につきましては、まだまだ要望がたくさん地域からはあるということは認識もしておりますし、これはもう道路はよくなった上はないわけでありまして、特に地方のほうにおいては、全国的にそういう声はまだまだ強いわけであります。ただ国のほうはこの財政再建というな

かで、特にこの道路のほうの特定財源と言われたその財源自体を切り込んで、これを一般財源化しようということを必死にいま取り組もうとしてる面もあったり、この道路に対する財政的な面というのは非常に厳しいものもございます。

また、本町においても御承知のように財源に限られた状況になっているなかで、道路整備にどれだけ充てていけるか、ほかの面にどれだけ充てるかということは、よくそこらを配分しながら考えなきゃいけないところでございますので、お気持ちはよくわかっておりますし、財源的に有利なこの合併特例債などの使えるところは、これはもう積極的に、既に進めていると。

また、その他の道路においては先ほど申しましたように、厳しいなかを、緊急度の高いところから一步一步進めていると、そういう点で関係課に、担当課におきましては状況はもう熟知していると思っておりますし、またいろんな各区の町民懇談会などでも、さらにいろんな要望も出ました。そこらも情報を共有しながら計画のなかに、検討はしているわけでございますので、思うようにいかないところもありますが、できる限りの努力は進めてまいりたいと思っております。

○内之倉成功議員

1 問目は終りまして、2 点のこの指定管理者制度の問題についてお尋ねしたいと思いますが、現在、このいままで準民間的なやり方もやっていた場所もあると思うんですけども、いままで給食センターとか、それから敬老園そういう形ですべてのところが民間委託においていったわけですけども、今回の場合は、やはり一番弱いところの働いている皆さんが民営化される。完全なる民営化に移行していくというわけですけども、ここいらの問題については、できれば管理者と従業員、または行政の担当が真剣に話し合えば解決していけるんじゃないかと思うんですけども、そこいらの考えはどうか町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

内之倉議員に申しますが、給食センターは管理委託でなくて直営なんです。

質問するときは正確に言ってもらわんと、答える方もあれですから。それと従業員、町の場合は職員なんです。従業員じゃないわけで、そこら辺もお間違いのないようにお願いします。

○内之倉成功議員

どうも済みませんでした。先ほどの給食センター、敬老園のそういうのについては撤回いたします。

ただ私がいま申し上げたいのは、民間の指定管理者制度が入ってきたなかで、そこで働いている皆さんと本当に新しいその管理者と今後十分話し合えばスムーズにいくんじゃないかと、まずそこをお尋ねしたかったわけですけども、先ほどの質問は撤回いたします。

ですからそういう形のなかで、いまそれぞれそこで働いてる皆さんから、私はそういうのをお聞きするものですから、そういうことがないように、本当にいままでそこで生活を営んできた人たちが民間になったからといって、その職場からほうり出されるということになれば、かわいそうなことじゃないかと、ただ民間ですから、賃金についてはそれは下がる部分もあると思います。

そういうことですので、そこいらを町長としては、今後そこで働く職員の皆さんの気持ちをどう受け止められているか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

指定管理者制度に移行する施設がたくさん出てくるわけでございますが、その指定管理者に移行するというのが、民間の活力あるいは民間の知恵そういうものを利用しながら、あるいはまた町としての施策と相まって、さらに新しい動きに発展していくようにということを願いながら、いろいろと打ち合わせをさせていただいているところでございます。

いままで雇用されてた方々に対する権限の問題は、先ほど申しましたように指定管理者にごさ

いますので、指定管理者の方々には先ほど申しましたような形でお願いはしてるところであります。今後どういうふうな運営をしようとするのか、またどういう観点で、考えを進めていくかということに対しては、これは指定管理者の方々のまた考えるところでもありますから、そのまま話し合いで解決する部分とできない部分も出てくるのではないかとすることは考えられます。

特に町のほうからの委託の経費というものが、いままでよりもずっと減額されて運営をしてもらう、経営をしてもらうということをお願いをしておりますから、その分をどういう形で消化することができるかということを含めた経営という観点で、知恵をひねってもらわなきゃいけないということがございますので、そこらのところに対しては私たちが、あるいはその相互間で話し合って解決できる部分と、できない部分とあり得るのかなということは思っているところでございます。

ただ我々の希望としては、できるだけそういう配慮をしてもらいたい。あるいはまた新たな雇用にしても、できれば地元からの雇用でお願いしたいということはお願ひしてるところでございます。

○内之倉成功議員

民間活力を活かしてやっていくというのは理解しております。ただ私は、大分県の湯布院町などでは多くの観光客が訪れていますが、本町のサービス業の旅館または観音滝、それからいろんな公的な施設はたくさんあるわけですが、そこいらの問題について、もう少しやはり観光の町とする考えがあるとするならば、そこいらを十分指導していくと、とことんまで指導するということが必要じゃないかと思うんです。

地元で言いますと紫尾のほうに行くと、あそこの温泉に行くと、特に外から来ている人が多いという状況なんです。ですから、そういう意味でもこの民間活力を活かすとするならば、あび〜る館にしても、観音滝にしても、それぞれつるだ荘にしてもそういう形を、サービス本位というか、民間ですからお客さんが来るように努力していくというのが民間活用はそれだと思います。

ですからそこいらの関係を本当に担当課としては、とことんまで指導できるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

担当課がどこまで指導できるかということでございますが、これは、担当課としては先ほど申しましたように、あるいは町としてはできるだけそういう方向での要望はするわけですが、今後の経営あるいはその雇用も含めてそこをどういうふうに効果的に運営していくかということは、ひとえに指定管理者の手腕にかかってくるところでありますから、そこにあんまりとことんまで口を挟んでという束縛するというわけにはいかないんじゃないかと、思うところです。

○内之倉成功議員

いま本町ではグリーン・ツーリズムとかいろいろな形のなかで、農村地帯の活性化をやるちゅう形が出ているようですけれども、あれをこんなような形で観光農園、梅とかいろんなものがたくさんあるわけですが、これらと地域の施設とよくコミュニケーションをとって、そういう方策を考えていくなれば、その楽しむ方策として考えて、情報発信することが今後の入り込み客の増にと考えられるんですが、そこいらの関係については今後インターネットとか、そういうものを使ってやられると思いますけれども、私はこの指定管理者ができた関係でお客さんが増えた、そういう一つの形というものをつくっていただけるか、願う一人であります。

ですから、ぜひ今後の課題として民間活力を活かしたら良かったという模範的なそういうものが出てくるのが、今後の残された部分についての指定管理者制度の関係が前進してくるんじゃないかと思います。ですから今後、私たちの町はそういう形ができて、本当に安上がり行政がで

きたと、それに観光客が増えたと、そういう二面性が出てくるならば本当にいいことじゃないかと思います。

次に進みます。

鉄道記念館の運営についてであります。この問題については本当に、先ほど町長の回答にもあって、私はその強く言おうと思いませんけれども、とにかく上のフロアと下のフロアとあるわけですが、これにはやはり何というのかいまで私たちが利用してきた宮之城駅という、私も3年間勤めながら、そういう通学路に使った経緯があります。ここに参加され、この議場内にいらっしゃる議員の皆さん、職員の皆さんもこの宮之城線を使って、本当に愛着を持ってもらえることと私は考えております。

ですから、そういうなかで今後の課題として、この鉄道記念館のなかに物産館なり、または観光案内所というのはいまもあるんですけども本当に機能してるのかなと、そういう部分もあります。ですから今後、宮之城の玄関口として、この鉄道記念館は林田バス、南国交通、国鉄バス、それから学校の通学専用バスですか、こういう5校も利用しています。またタクシー会社も3社が利用してるというそういう形で、本当にターミナル的な存在にあるわけですので、ぜひここの関係をもう一度じっくり検討していただいて、またこのさつま町の特産品の販売とかそういうものをやることによって鉄道記念館が活かされていくと、それが私は住民の願いじゃないかと思うんですけども、町長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のようにこの宮之城の鉄道記念館は、我が町の玄関口と言っても、あるいはターミナルというそういう位置にありますし、非常に目立つ位置にあるわけでございます。ここはそれだけに有効に活用されなきゃいけないと、いままでどこまで有効であったかということは問われるわけでございますが、これからにおいても本当に生きた形で、有効な利活用がされるようにしなきゃいけないと思っているところでございます。

そういう点で商工会の事務所として使うということになるか、あるいはならないかにしても、そういう点での一層の利活用を図るということは真剣に考えてまいりたいと思っております。そこを物産館という形にするべきかということは、またいろんな意見もあると思いますので、そういうことも含めて今後、いずれにしろ結論がどうなるかを待って、今後の利活用については真剣に考えたいと思っております。

○内之倉成功議員

宮之城線のこの記念館は、やはり川内から大口までの間のなかに4つほど整備をした地域があるわけです。それは入来、それから宮之城、永野、大口この4つの施設は、本当にいま立派な施設ができ上がっております。しかし、なかでも宮之城にある記念館は、本当に私は永劫未来残していかなきゃならないものだと、鉄道記念館という名称を残して、ここに宮之城線が通っていたんだというそういう一つの愛着と、また宮之城線をつくる段階で、地域の住民が本当に農家が主だったということですが、この鉄道建設にはすごい多くの人たちが鶴田、薩摩、入来全部を含めて、そういう人たちが出てでき上がったこの線ですが、もういまはなくなって寂しい状況ですけども、ただそういうなかで、これが鉄道記念館として残っていくとするならば本当に幸いなことと思います。

また、農林産物の輸送、農村の生活には欠かせないそういうのだったんですけども、最近バスにかわり、また自家用車にかわっているわけですけども、ぜひこの施設を残していただきたいと思います。

次に、先ほど町長からもお話があったわけですけどもこのゲートボール場の関係ですけど

も、これは確かにおっしゃるとおり財政が逼迫してますので、なかなか難しいというのはもう十分理解しております。しかし、高齢者にとっては健康保持のために、ぜひ雨天でも、寒いときでもできるそういう施設が欲しいというのが、たつての願いなんであります。ですから、この前の12月の議会でも検討するということでしたので、法外なことは申しませんのでぜひここの問題は高齢者が楽しんで、健康保持していくと考えるならば、私は思うんですけども、いま高齢者が医者に、介護サービスとかいろんな形であそこに通ってらっしゃる皆さんのこの出費とゲートボール、グラウンドゴルフをやって自分の健康を維持していくというその一つがあると思うんですけども、ここの問題についてぜひ、これはもう町長のほうの回答でありましたとおり考え努力していきたいと、体育館を利用するようにしていきたいということです、そこいらをぜひお願いしたいと思って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、13番、柏木議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

本日は4人目の質問者ですが、既に今日は町長の回答がよかったらしくて、どんどん進んでおります。私の質問にも明確に答えていただきたいと思います。

先日、穏やかな春の日差しを浴びながら、高校生の息子と車で鶴田ダムから曾木の滝まで行ってきました。平日にもかかわらず観光客や釣り人も結構おられ、水鳥も羽ばたいて、私たちを歓迎しているようでした。おかげさまで質問内容を一生懸命考えていた重い頭も、森林浴と景観のよさに潤わされて帰ってきたところであります。

ところで、1966年より40年間、農水省管轄のダム建設是非で論議されている熊本県人吉市球磨地域の川辺川ダム建設計画で、熊本県がダムを水源とせず取水堰を利用し、川から直接取水する独自案を新たに作成して農水省に提示したことで、地元住民や自治体は揺らいでいるようです。自然環境の配慮から脱ダム宣言や有明海の問題など、各地で地元民や関係団体から歯止めがかかっている状況です。

さて、我が町の鶴田ダムは建設されてから40年で、熊本県、宮崎県、鹿児島県3県をまたぐ九州で2番目に長い、延長137キロメートルの川内川の中流域にあります。昭和47年7月の大洪水はありましたが、これまでに住民の生命と財産を守る防災の役割を果たし、また電力発電や観光面にも恩恵を受けているところであります。またホテル舟観光や龍舟祭など、川内川を利用したイベントも年々盛んになっているところであります。

しかし一方では、上流より曾木の滝に流れてくる段階から、「アオコノリ」のせいか水が薄く緑がかっておりますし、ダム湖でも夏場の高温時期や渇水期には湖底が見えて悪臭がしたり、ガスが発生したりしているとの情報もあるところです。川内川の汚濁は家庭排水や家畜の排水などが原因とされていますが、ダムもその温床になっているのではないのでしょうか。川内川全体の清流を取り戻すには時間がかかると思いますが、早い段階から取り組まないと、このまま放っておくと年月が経つにつれますますます厳しい環境改善を迫られると思われま。

これ以上の水質汚濁が進まないためにも、現在行われているダム水質改善対策検討委員会やほかの事業も含め調査や検討だけでなく、その成果を実現に向けた環境改善に国、県と連携をとり、本格的に対策を講じて、10年、20年、50年後のさつま町の住民が川内川の自然環境に恵まれたなかで快適な暮らしができるように、上流の流域自治体などの協力をいただきながら、地元でもある井上町長の積極的な取り組みに期待するところですが、鶴田ダムの水質、堆積土砂の状況や現在取り組まれている水質保全など、環境改善はどのようにされているのかお伺いいたしま

す。

次に内水面漁業の振興についてですが、6月1日は川内川の鮎解禁日で、漁業組合関係者や鮎釣りの愛好家は毎年楽しみにされております。私も毎年のように、この5,000円の漁業承認証を購入し、年に少ないですが1日から3日ぐらい川内川の支流に鮎捕りに行っておりますが、近年は年に回数も少ないからでしょうが10匹前後か、とれても20匹以内で、私の腕が劣ったのか、また私の頭が鮎より劣っているのか自信をなくしているところであります。

ところで、さつま町の中心部を流れる川内川は宮之城屋地地区、虎居地区でも洗濯や泳ぎができるほど澄んだ川でありました。川の自然の恵みを受けて育ったあのころの経験を、いまの子どもたちに体験させられないのはとても残念に思われます。また川内川は鮎の漁場としても有名でありました。県外からも釣り愛好家が訪れ、川に浸かったり、川船に乗ったりして鮎釣りをする人の光景が川のあちこちで見られ、風情を感じました。皆さんの記憶にもあると思います。

以前の一部事務組合の魚介類市場では大型の鮎の出荷もたくさんあり、鮮魚商や旅館の方に競り落され、特に月曜日は一般の釣り愛好者が休日に釣った鮎の出荷もあり、競りに活気もあったところです。また県内外からも泊まり込みの釣り愛好家により旅館業や飲食店も潤っていたのですが、現在は全然ないということで経済的な効果もなくなったわけです。

先日、隣の川内川漁協で伺いましたが、稚鮎の放流は変わらないが鮎の漁獲は毎年減っているとのことでした。毎年稚鮎を放流しても、最盛期の秋になぜ鮎が捕れないのでしょうか。川内川の水質汚濁による川藻の繁殖や長期の濁水により泥が沈下し、鮎の主食である川ゴケが河床の石にできていないのが現状であります。

また落ち鮎の時期になっても、産卵する河床が泥をかぶり産卵に適しないのではないかと考えられております。鮎の産卵、遡上、育成など専門機関に調査を依頼し、原因解明と早急な対策を講じる必要があると思いますが、今後の内水面漁業の振興についてお伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

柏木幸平議員から2つの質問をいただきました。

第1点の鶴田ダム環境について、鶴田ダムの水質・堆積土の状況や現在取り組まれている水質保全などの環境改善についてということでございます。鶴田ダムは洪水調節と発電を目的とした多目的ダムとして昭和39年に完成し、現在ちょうど40年が経過したというところでございます。これまでさまざまな豪雨による洪水調節によりまして下流域の被害を最小限に抑え、多目的ダムとしての役割は十分に果たしてきているというふうに思われます。

しかしながら近年、鶴田ダム貯水池における水質の環境基準について、富栄養化の指標となる全リンについて、平成9年度以降ほぼ毎年度、環境基準値を達成できていない状況にあります。

また富栄養化の進行によりアオコの発生による景観障害や、下流域住民から水環境への悪影響について懸念されており、貯水池水質改善の要望がなされていると聞いております。

そこで、鶴田ダム管理所では平成17年度に専門家やNPO団体、特定排出事業者等を委員とする鶴田ダム水質改善対策検討委員会を設置し、貯水池内の水質改善と水質保全対策事業に取り組まれております。

対策としては、リン負荷の削減を図る必要があることから貯水池への流入負荷量を10%削減し、環境基準値の達成を目指すということであります。

具体的には、上流にあります大型畜産事業者などの特定排出事業者等への排出規制の遵守、流域住民への情報発信、啓発活動、そして流入河川対策として曾木の滝下流に流れ込む宮人川の水

質浄化施設の設置を行うこととしておられます。

また、貯水池内の堆積土の状況であります、ダムえん堤付近の湖底には約15メートルの砂が堆積し、計画堆砂量からすると約半分になっているとの報告を受けております。

次に、内水面漁業の振興という問題でございます。本町の中心部を貫流する川内川は、古くから私たち町民の生活の一部として欠かすことのできない存在であり、鮎やヤマタロウガニ漁などの漁業面はもちろんのこと、最近では奥薩摩のホタル舟や鶴田龍舟祭などの開催により本町の観光事業に影響も多大なものがございます。

御質問のとおり、最近、川内川で魚釣りや魚捕りをする光景が余り見られなくなっており、これにつきましては生活様式の変化に伴い水質汚濁が進んだこと、外来魚の成育等により生態系が崩れ魚が減少していることなどが原因だと思われれます。

また、川内川のほとんどの水域が水難事故防止のため遊泳禁止になっており、以前と比べ身近な存在ではなくなっていることもあげられるのではないかと考えております。

今後の振興対策につきましては、何といたしましても河川浄化が第一であり、このためにも川内川の水質汚濁防止策として、国土交通省川内川河川事務所や川内川漁業協同組合など関係機関との連携を深め、生活雑排水の浄化のための合併処理浄化槽設置を一層働きかけるとともに、河川敷や水辺公園等の美化活動を推進し、定期的な水質検査を行うなど環境整備に努めなければならないと考えております。

また、魚類を増やしていくためには、生態系に影響を及ぼす外来魚の駆除事業や稚魚の放流等を行っていく必要があると考えます。

また一方で、川内川の河口のほうでシラスの稚魚を網でごっそり捕っているということがなされておりますが、他の稚魚も遡上時点の段階で、ほとんどそこで一網打尽になっていると、こういうような問題も魚類を少なくしている一つの要因になっているのかなというふうに思われるところでございます。

いずれにしても我が地域の特徴であります川内川が、住民にもっと親しまれ、そして魅力のある川に立ち返っていくことを目指してまいりたいと思うところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○柏木 幸平議員

ダム環境についてですが、いま町長もダム湖内の河床が15メートルほどと言われましたが、建設省が出され鶴田ダムの土砂堆積状況のグラフによりますと、一番堆積土が進んでるところでは、これからいきますと25メートルぐらいになっているんじゃないかと思われれます。年間の水差量の推移でも、グラフでは平成5年度の段階でもう1万立方メートルに達しておりまして、それ以後年々増加をしてるわけですが、建設省の計画では水差量の2,500万立方メートルで、計画の推定年数は100年ということですので、あと60年は大丈夫ということですが、これから見る限り、計画までに、60年もたないかという状況に思われれます。

あと60年は大丈夫ということですが、それはダムの機能のことであって、環境問題とはまた違うと思うんです。洪水後のダムの下流の濁水問題、またダム湖の堆積土砂が水質汚濁になっていないか、見えないところだけに、住民が理解できる正確な情報や8月にオープン予定の鶴田ダム資料館などでも提供してほしいと思いますが、このようなダム湖の情報について、情報提供をどのように町長はお考えかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

ダム湖の状況については、ダムの管理所においてはできるだけこれを情報を開示するというところで取り組まれておりますし、今度資料館もできるということで、8月の夏休みには資料館が開

館できるんじゃないかということでございますが、これを通してさらにダム必要性から、あるいは実態など、いろんなことがわかりやすくなるんじゃないかと期待をしているところでございます。

このダムがあることによって水質が悪くなってるのか、どうなのかという問題に関しましては、両面があると思うわけでございますが、やはり中流域にあるダムということで上流に2つの市と、そしてまた町もありますし、さらに人口を上回る大きな畜産排水が、畜産のそのふん尿というものをもたらす大きな畜舎が幾つもあるということもありまして、環境は年々悪化する傾向というのはあるんだと思われまして。

これに対して検討委員会が設置されて、いろいろと水質改善の努力が図られつつあるということでございますが、この濁水の長期化という問題に関しましては、また私もダムの所長さんなんかともいろいろ意見交換をしておりますけれども、例えば上のほうはだんだん澄んでくるけども、下のほうにはまだこの濁水が滞留していると、これを選択取水という形で、そういう装置をつけると上のその澄んだ部分を流すということができるといことになります。

最近では濁水がたまったとき、一度に放流、先に放流してしまっ、そして濁水が長期化しないような工面をされるようになりまして、これは結構効果が出ているということでございます。もう一つは清水バイパスをつくるという手法もあるようでございます。ダムの上流のほうからバイパスをつくって、濁水がたまってる間は清水を流すような努力をします。いろいろな方法も考えられるわけでありまして、ちょうどダムが40年経って、この停滞のリニューアルであつたり、見直しを図るとい一つの節目にもなっておりますので、そこらのところをさらに国交省のほうと、いろいろ意見要望、意見交換をしながら、この機会にリニューアルと同時にいろんな今後の住民の要望の出る問題の解決に向けて一層の推進を図りたい。あるいは道路の問題なども課題として残っている問題がありますが、そういうものも同時的に何とかならないかということで打ち合わせをしている面がございます。

ですから、この40年という節目を最大限に生かして、新しい方法、方向を見出したいという思いでいるところでございます。

○柏木 幸平議員

現在、いろんな管理所のほうでも取り組まれているということでありますが、国内ではダム湖内の堆積土砂のしゅんせつをされてるところもあると聞いております。土砂をしゅんせつすることで防災の貯水堆積も増えるし、水質改善にもつながると思います。そして土砂は資源として利用もできますが、そのような情報を把握しておられないかお尋ねをいたします。

○町長（井上 章三君）

関係すると言いますか、ある一部の人たちからはそういう堆積している土砂のしゅんせつと言いますか、堆積土を活用するといことの計画を検討しておられると、そしてまたそういう事業を起こしたいといような話もあるようには聞いておりますが、直接伺ったことはありません。

ただそういうことをやった場合に、逆に水が濁るんじゃないか。そして濁水の問題を長期化させるんじゃないかという問題も考えられますので、こういうことに対してはまた慎重に検討しなきゃいけないんじゃないかと思ってるところです。

○柏木 幸平議員

確かに汚泥の部分はそういう濁水につながる懸念もあると思います。またそういうことで、一時的には下流域に迷惑がかかる状況も出てくると思いますが、ここらあたりも今後検討して、清流を取り戻すための努力を要請いたしておきます。

それと18年度予算で県の補助金として電源立地地域対策費交付金が3,771万9,000円

あるわけですが、いろんな設備投資だけではなくして、いま申し上げました水質保全などの調査研究費、または対策等にも配慮して進めるべきだと思いますが、ここらあたりについて町長の考えをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この交付金は、交付金を使用できる用途というのがある程度限定をされております。最近は大分幅が広がってきたということも事実でございますが、その用途の範囲内で、やはりそういうハードだけじゃなくてもできることは検討の余地は十分あるんじゃないかと思われまので、いろんな意見をまた出していただきながら、一緒に考えていったらいいんじゃないかと思います。

○柏木 幸平議員

何とか午前中のうちに済ませたいと思いますので、次に内水面漁業の振興について伺います。

川内川の支流では洪水後の先ほどもあったんですが、天気が回復しても支流は1日から2日あたりでも濁流がとれて、水量は多くてもきれいになるわけです。それで、本流の濁水は以前は1週間から10日ぐらい長期にわたってありましたが、先ほどの町長の御答弁でそれが短縮されているというようなことでありました。

しかし、下流域の人たちが思うのは何でこんなに長く、もう雨も降っていない天気なのに濁流が続くのかという疑問は、やっぱりいまでもあるわけです。それで、平日の段階で曾木の滝からダム湖を流出するまでの日数とか、そういう洪水時の日数が、先ほども触れられましたけど、どんぐらいあるのか、情報があったら教えていただきたいと思います。なかったら結構です。

○企画広報課長（和気 純治君）

洪水後のダムの水の濁水の関係ですが、ダム管理所のほうの説明によりますと、鶴田ダムは非常に操作のほうで工夫をされまして、ほかのダムよりは早く、その濁りが下流のほうに流れないようにということで操作をしているということで、一応前説明を受けたことがございます。また詳しい資料等は、後ほど議員のほうには差し上げたいというふうに思います。

○柏木 幸平議員

次に、鮎も産卵しても、産卵する良好な河床がないわけです。それで、まれに鮎の2年物というのがありますが、このままでは川内川の鮎の高齢化はないとしても、鮎の少子化につながっていく、いつかは純川内川産の天然鮎がいなくなる可能性もあるわけです。それで、我が町の少子化の悩みと結んでいるわけですが、ここあたりも今後深刻な問題となっております。

このようなことで、さつま町振興計画にあります活力ある内水面漁業の振興は、こういう状態では図れないと思いますので、落ち鮎の時期前に川に重機などを入れて、鮎の産卵する河床の整備をして、鮎の産卵場所をつくる計画等もされてるところもあると思います。だから、そういう河床の整備をするお考えはないかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

私もこの鮎が産卵できる、しやすい河床の整備と言いますか、河床をつくるというのが大切なんだという話を聞いたことがございます。そういう点で、瀬のところにそのような何ていうんですか、何だったか、そういうような場所をつくるというようなことに対しては、漁協の皆さんと一緒に、その必要性があれば、そういうような努力をするということは、行政がというだけじゃなくて、やっぱり漁協の皆さんと一緒にやるべきではないのかなというふうに思っておりますので、今後またそういう話し合いの場があったら、話題も出してみたいと思います。

○柏木 幸平議員

やはり行政だけがやるんじゃなくて、民間とともに意見交換をしながら、よい方向でそういう河床整備にも取り組んでいただきたいと思います。18年度の一般会計予算に、外来魚被害緊急

対策事業補助に12万円とあります。内容はどのように利用されてるのかわかりませんが、生態系への影響が心配されている外来魚の調査、駆除など、それと家庭で水槽なんかに飼っていた外来魚の川への放棄、また釣った外来魚の再放流、釣りだけを楽しんで外来魚はもうそのまままた放すと、そういう禁止看板等を設置し、今後警告もしないと外来魚の関係はもう減っていかないと思うんですが、ここあたりの対策として、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

外来魚の関係でございますが、一番魚が少なくなったのは川がきれいでないということと、それから外来魚の関係というのが大きな原因だろうと思います。それから遡上を阻止してるという問題がありますが、なかでも外来魚の関係につきましては、現在のところ漁協のほうに補助金を流しまして釣っている状況でございます。なかなかこれは、全県下、全国的にも外来魚対策というのが大変な問題でございまして、いい方法がない、ただ釣るしかないというような状況でございます。

そういうことで、私たちといたしましては議員のおっしゃるとおり、要するに釣ったものに対してはリリースしないように、あるいはまた家庭の外来魚、ここら辺についても絶対放流しないような形での啓発活動というのもぜひ必要だと思います。ここら辺については、この事業と併せまして漁協のほうと一緒にしながら、積極的に取り組んでいかなくちゃならないと考えております。

○柏木 幸平議員

ぜひ、そのような方向で取り組んでほしいと思います。ダム等の共存で川内川の清流を取り戻し、全国のモデルとなるような川内川になるように期待いたしまして、もう12時が来ましたので質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時04分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、麥田議員の発言を許します。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

昨日の日高議員や本日の新屋敷議員、その他いろんな議員の方と重複するところがあるかわかりませんが、お許しをいただいて、私は先に通告いたしました施政方針と予算案について、町長にお伺いいたします。

予算編成に町長の思いはどのように反映されているかということでもあります。町長は施政方針のなかで、「今回の予算編成に当たっては中長期的な視点からの財政運営ということなどを勘案し、慎重な編成作業に努めたところであります。合併のシミュレーションで見込んでいました財政と乖離が大きく、合併協議で申し合わせた事項等についても一部見直しが必要となったところでもあります。新生さつま町が、将来にわたって安定的な行財政運営を図っていくためにも、行財政改革は私に課せられた最大の政策課題でありますので、行政改革大綱を基本としながら積極的

に改革に努めてまいりたいと考えています」と言われました。確かに合併時の新町建設計画の財政シミュレーションでいきますと、平成26年度の予算規模が138億4,500万円で、18年度とほぼ同じであります。

また、昨年の8月に策定された財政シミュレーションでも基金繰り入れを除きますと平成21年度の予算に当たるようであります。三位一体の改革など国、県の行財政改革の影響が、自主財源の乏しい私たちの町にはもろにあらわれています。

昨年度の当初予算と比較して13億8,600万円、約9.1%の減であります。しかし、昨年はバイオマス利活用フロンティア整備事業約7億6,500万円、永野小屋内運動場改築約2億2,800万円などの臨時的な大型事業があり、今年度のプレカット補助約1億4,400万円と相殺すると事務事業の見直しなどによる減は約5億3,700万円であります。このような財政状況のなかで、予算編成に町長の考え、政策がどのように反映されているのかお伺いいたします。

次に、歳入の増加策についてであります。

三位一体の改革により補助金の廃止や地方交付税の削減など、歳入は大きく減少しました。税源移譲の経過措置として、所得譲与税は1億3,100万円の増であります。自主財源が少なく、国、県からの交付税や補助金に頼っている私の町の財政状況は、極めて厳しいものであります。

このようななかで専門部署をつくり、スタッフを配置して、企業誘致対策を充実させることは非常にいいことだと思います。しかし、事業が好調な企業では設備投資が行われているようですが、勝ち組、負け組論争があるように、企業誘致は難しいものがあると思いますが、ぜひ頑張って成果を上げていただきたいと思います。

町長は施政方針で、「商工業の振興を積極的に支援していく必要があります」と言われ、商店街の振興策に触れられました。私は税収を増やすためには、企業誘致や商店街の振興ももちろん大切ですが、町内に現にある企業の振興も大事だと思います。町内にどのような企業があって、どのような技術があり、どのような仕事ができるか調査して仕事を見つけてやることも大切ではないでしょうか。

県からも総務部長通知で、18年度予算編成について自主財源の確保に努めるように指導していますが、町長は歳入の増加策をどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、総合的な地域活動支援についてお伺いします。

町長も施政方針で言われましたが、18年度の大きな課題の一つが今朝もありましたように農業の構造改革であると思います。国においては今後10年間の日本農業の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、経営所得安定対策等大綱が示されました。

まず意欲ある基幹的農家、認定農業者に、経営所得安定対策を集中する小規模農家対策は、集落を基礎とした法人化を実現したところを支援するということでもあります。町長は「担い手育成支援室を設置して、JAや普及センターなど関係機関と連携して、認定農業者の確保、育成、集落営農の組織化など時代に即応した農業、農村の振興を図る」と言われましたが、大変な仕事量になると思います。

私はこの事業を成功させるには、農協はもちろんですが、公民館長さんや公民会長さん方の協力なしにはできないのではないかと思います。しかし、現在でも非常に忙しい日々を過ごしておられます。支援室に職員を3人ぐらい配置されるということですが、これで農家と話し合いをしながら集落営農の組織化ができるのか不安であります。現在、窓口職員制度がありますが、これを一歩進めて地域振興係を設置して、集落営農組織化だけでなく、自主防災組織づくり、健康づくり事業、高校生クラブ結成、運営など、行政の末端組織の地域活動の支援をするべきではない

かと思います。

予算も地域活動支援事業費として1,000万円計上してあるわけですから、各区に1名の係を配置して、館長さんや公民会長さんと地域づくりに携わることによって、その地域の課題などもわかり、将来の町の活性化や職員としての資質向上に役立つと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、少子化対策についてお伺いいたします。

このことにつきましては、この後、平八重議員が質問されますので、具体策につきましては平八重議員にお任せしますが、私は基本的な考えについてお伺いいたします。総合振興計画策定について、去年の9月議会だったと思いますが、私は少子化対策については、都会と私たちの町では問題になることや解決策が違うのではないかと、子育て世代の人たちにアンケートをとるなどして、地域に合った子育て支援策をつくるべきだと提案をしました。

今度の議会に提案された子ども子育ての表現を見て、良いものができたと評価していましたが、18年度予算を見てがっかりしました。それは少子化対策事業費が17年度2,183万5,000円の予算が1,206万8,000円に、976万7,000円の減になっていたからです。国の政策で児童手当が小学3年生から6年生までになって、負担増が約3,000万円あります。

私は水道料金統一のときに、扶助費の増や補助金、交付税の減など、歳入歳出の動向を見極めるために安いところは上げて、2年か3年様子を見るべきではないかと主張しましたが、皆さん方の理解を得ることはできませんでした。町長は施政方針のなかで「子育て世代の支援に努めてまいります」と言われ、振興計画には子育てにかかる経済的支援ということで「子育てにかかる経済的負担など、子育てに対する消極的な家庭を増加させないため、子育てにかかる各種費用の支給、助成など、経済的支援に努めます」と書かれています。

財政の厳しさは理解しますが、一部を除いた町内の子育て世代の所得を考えたとき、ばらまきとの批判もありますが、財政援助的な少子化対策は大事なことはないかと思います。町長の少子化対策に対する考えをお伺いいたします。

次に、予算編成のなかで見直した事項や重点事業についてお伺いします。

今度の予算編成については、「各課自らが調整するように上限要求枠を設け、要求総額を削減した」と説明がありましたが、各課大変な作業であったことと思いますが、次の点についてお伺いいたします。

1つ目に各種運営補助金について、2つ目に指定管理者導入に伴う歳出削減等について、3つ目に人件費関係見直しについて、この3点については最後に具体的にお伺いいたしますので、答弁は後で結構です。

これで1回目の質問を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま麥田博稔議員のほうから質問をいただきましたので、順次答えてまいりたいと思います。

まず、施政方針と予算案について、町長の思いをどのように反映させたかということでありま

す。平成18年度の当初予算編成につきましては、先の日高議員の回答で一部述べましたが、予算編成説明会におきまして、私の基本的な考え方と地方自治体を取り巻く状況が大変厳しくなるな

かで、今後の行財政を進めていく上では特に職員一人ひとりの意識改革が重要なことであることを求めたところであります。

今後、将来におきまして、各種の施策・事業を継続し、安定的に展開していくためには、まずは改革に取り組み、財政基盤を安定させるということが必要であります。

そのため、施政方針でも述べましたように、財政改革が私に課せられた最大の政策課題としたところであり、当初予算編成におきましても改革を推進する予算となったところであります。

しかし、その内容におきましては一様一律に見直した面だけではなく、予算規模を拡充するもの、維持するもの、削減するものなどメリハリをつけた編成にも配慮したところであります。

次に2番目の歳入の増加策はということであります。

歳入においては自主財源の割合が低く、逆に依存財源の割合が全体の7割以上を占めております。近年の国庫補助金や地方交付税といった依存財源の部分が大きく削減されるなかで、いかにして自主財源を少しでも多く確保していくかということが極めて重要な課題となっておりまして。

このようなことから、行財政改革推進計画のなかで、歳入面での基本的な考え方の一つに「受益者負担の原則」ということを掲げたところであります。これらを踏まえ、平成18年度当初予算の歳入の編成に当たり一部見直しを行いました。主なものでは保育料、検診料、ごみ処理手数料などの見直しを行い、少しでも多くの自主財源の歳入確保に努めたところであります。

また、町税や使用料などをはじめとして各種歳入金において、収入未済金が発生しておりますが、この徴収対策を強化する必要があります。

このため、全町的な徴収対策を進めていくため、平成18年1月に関係各課の課長及び係長からなる「さつま町債権対策委員会」を設置し、その取り組みを進めているところであります。これらを通じまして、負担の公平性の確保と自主財源としての歳入確保に努めてまいりたいと思っております。

3点目の総合的な地域活動支援についての御質問であります。

振興計画で「個性と知恵と協働で創造する豊かなまちづくり」を基本理念として、町を構成する地域や町民自身が自らの判断と責任で地域資源や人々の個性などを生かしつつ、地域づくりに積極的に取り組むこととしております。

その推進策の一つとして現在取り組んでいる地域活動支援事業は、地域自ら行う活動を積極的に応援する重要な施策と位置づけておりますので、厳しい財政状況のなかではございましたが、引き続き従来規模の補助金を確保し、地域の活性化と魅力ある地域づくりを推進することといたしました。

また、支援事業を円滑に推進するため、地区ごとに地域窓口職員を配置し、計画策定や事業、イベント等への支援・協力を行っております。

そのほか、自治コミュニティの組織基盤の充実を図り、滞りない運営を推進するため、区公民館・公民会活動運営事業や施設整備事業に対して補助金の交付を行うこととしております。

町民と行政がともに知恵を出し合い、協働するまちづくりを行うためには、地域公民館と役場職員の連携・協力がこれまで以上に重要になってまいりますので、地域活動に対する関係各課との連携や職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策についてであります。

少子化対策につきましては、大きく言えば日本の人口減少問題とも関連してくるわけでございますが、少子化の原因と背景につきましては出生率の低下、晩婚化の進行、未婚率の上昇などが言われております。

私は、この少子化対策としては大きく言って3つあるのではないかと考えております。一つは子育て支援ということであり、一つは定住対策であり、一つは結婚対策ではなかろうかと思っております。

子育て支援というのは御承知のように産み育てやすい環境をつくるということであり、定住対策は若者の定住を確保するということで、生産人口を増やすということにつながります。結婚対策は結婚に結びつきやすい環境づくりを進めるということになるんだらうと思っております。

そういう点から、国は人口減少ということもありまして、腰を上げて少子化対策に本格的に取り組み始めました。国はそれなりに財源があるわけでありましたが、地方自治体としては限られたなかで、少子化対策をどう進めていくかということで苦慮したところでもございます。

今日までも福祉サイドを中心としてさまざまな少子化対策として、子育て支援を行ってまいりましたが、今回は国の支援も強化されたということもあり、特に子育て世代の支援という点からも町としては定住対策に力を入れるということ、この方面からも考えたところでございます。

そういう点で、定住対策は少子化対策の一環としても推進を図るという考えであるということをお理解をいただければと思っております。

続きまして予算編成のなかで、その他見直した事項や重点事項についてということでもあります。

平成18年度の予算編成におきましては、対外的なサービス経費などの各種事務事業の見直しを行うと同時に。〔「それは後でちょっと、もう時間がなくなる可能性がありますので、すみませんが、後でお伺いします。先ほど質問のときに、この3点についてはということでお願いしましたので、議長お取り計らいをお願いします。」と発言する者あり〕

○議長（濱田 等議員）

このことにつきましては、次の質問でと、ありましたから、はい。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○麥田 博稔議員

予算編成に町長の思いをどのように反映されているのかということで質問をいたしました。町長から財政的なものを一番大事にしながらということでありましたが、この質問書を通告してから組織機構改革を見えますと、やはりここにも町長の政策的な取り組みとしての再編ということで、財政部門の体制強化、企業誘致の専門的体制、徴収部門の体制強化、それから工事検査の専門的体制と、スポーツによる健康増進と、県民体育大会の組織の増強ということで、やはりここを見えますと、予算にもその辺がすべて反映されていて、苦しいなかにもいろいろと散りばめられてきたんだと。

特にこの財政部門の体制強化につきましては、財政課をつくられるということで、あとの回答にありましたが、国の予算がということじゃなくて、新屋敷議員も言われましたけれども、やはりこの町なりの、ただ国が改革のスピードが非常に早いものですから、追いつかないと。昨年の8月につくったやつが今度はダメだと。

だから18年度ぐらい、来年度ぐらいですか、18年度で大体国もそのように政策をある程度は整合性を持たせて、まとめていくというようなことですので、やはり総務省とか、それから県の地方課とか連携をとりながら、再度やはり面密なその中期的、短期的な財政の計画をつくって、もう一度いただきたいと思うんですが、その考えはあるかどうかお伺いします。

○町長（井上 章三君）

今後の財政計画につきましては、いずれにしても、本町なりにどう組んでいくかということでの計画を立てなきゃいけないということで、これは今度の財政課を中心として取り組むことになると思います。ただ状況は非常に厳しいと申しますのは、県知事も言われているわけございま

すが、18年度は何とか確保したと。しかし19年度は全く見えないと、あの知事が言われるぐらいに国の政策は、この地方交付税に対してどうなるかわからないという状況が出ております。

それだけに私もまたアンテナを高くして、そしてまた町村会長ということもございますが、やっぱり一緒になって言うべきことは言う、また我々の郷土を守るという意見をやっぱり力合わせて言わなきゃいけないというふうにも思っておりますし、全く見えないままというわけではもちろんいかないわけでありますから、そういう点では財政課を中心として、またしっかりと実情に合ったなかでこの振興計画をどう推進するかと、また見通しをどう立てていくかということは、取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

○麦田 博稔議員

いま町長が言われましたように、非常に財政の計画の見通しというか、歳入の見通しというのは、それはもう十二分に研究してやっていただきたいと。昨日も日高議員も言われましたけれども、とにかく今年の予算で財調を取り崩さないという基本にしたけれども、やはり5億5,000万円ですか、財調4億円と、それから減債を1億円。その減債基金はもうほぼゼロになってしまうということで、17年度の繰り越しがあって1億5,000万円ぐらい積んでも、やはり7億か8億円という線になると思います。そうすると、19年度は何とか組めても20年度はもう完全にアウトということになりますので、その辺は十二分に意識しながら運営をしていただきたいと思います。

そして、それをするためには歳入の増加策ですけれども、企業誘致をするということで去年の76万5,000円から、今年は262万4,000円ですか予算も組まれて、力を入れると言われてます。この前テレビを見ていたら福島県の矢祭、あれが企業誘致に成功して、税収が約1億円増えると、それで後で具体的なあれもですけど、少子化対策をすると3人目100万円と、ばらまきという話もあるけど、うちは定住対策とあれで独特の政策をするんだと、そのためには、企業誘致で税収を図るということが必要だと思うんですけれども、その辺の具体的な話があればお聞かせを願いたいと思うんですが、これはもう担当課の方でもいいですし、助役さんでも結構ですけど。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

全体的なそれぞれの課にわたる問題でございます。いわゆる従来からあります使用料手数料の見直しとか、あるいは今回財政課のなかに管財係も配置をすることにいたしておりますが、いわゆる町有財産の遊休財産の処分とか、そういうものについての具体的な検討に入りたいというように考えております。また、そこら辺のいわゆる全体的なそういう町税の確保策ということにつきましては、その固定資産のあり方という問題についても必要があるというふうなふうに思います。

例えば、その啓発等につきましても、現在は農振地域とか都市画区域とかいろいろ設定をしておりますが、町長が言われておりますのは、この農振地域の問題でございます。特に市街地に近い地域につきましては、いわゆるその開発をしたいというような希望があるわけですが、ここら辺のあり方というのはやはり農地法との関係がございますので、なかなか一挙には行かないわけですが、そういう固定資産の確保策というのは当然、できればそういう税の確保ができるわけですが、町としてはそういう部分で積極的に取り組んでいきたいというふうなふうに考えているところでございます。

さらにまたそこら辺の財源確保ができた場合にどうするかという問題でございます。これは、やはりその重点プロジェクトのなかにその適正な配分を行って、そういう定住促進を中心としたいわゆる町の振興策というのはこれはもう当然でございますので、そういう部分については今後

やはり重点的な政策というのをとるべきではなかろうかというようなふうに考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

企業誘致の状況というか、その辺をちょっとお知らせを願いたいと思ったんですけども、現状を、それと見通し。

○町長（井上 章三君）

企業誘致に対してはいろんな機会があるたびに出かけて行ったり、今日もまた川内出身の関西のほうにいらっしゃる企業の方がこちらをちょっと調査に来ておられまして、終わり次第ちょっと会う機会をと思っておりますが、いろいろなそういう進出をしたり、あるいはその考えておられるという動きはございます。また日特自体ももう少し拡大したいというような考えも持っておりっしゃるようでございますが、そうすると敷地の問題とかいろいろな手配が必要になってくるといこともございます。

できるだけ雇用につながるように、いろんな機会をとらえて、そしてこれが実るように努力をしたいというふうに思っております。

○麥田 博稔議員

企業誘致についてはどこの町でも市町村でも力を入れてますので、やはり負けないように、せっかくこういう企業誘致、誘致対策室ですか、そういうのをつくられるわけですから、成果が上がるように努力をしていただきたいと、お願いしときます。

先ほど質問のなかで言いましたが、企業誘致も大事ですけども、やはり地場産業の育成というのが非常に大事になってくると思うんです。

ですから、この地場産業の育成についてお伺いしたいんですけども、これは関係課のいまの現状を、商工観光課長お見えですから現状をどのようにとらえられているのか、その辺の話を聞いてから、町長に今後どのようにしたいという政策をおとりになるのかというのをちょっと、総合的なことをお伺いしたいんですが、企画のほうでも結構ですけども、よろしくお願いします。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

現状でございますが、商工業を取り巻く状況ということを考えてときに、確かに厳しいものがございます。ひとつ考えたところに、最終的にはどれだけ雇用を生み出していくか、所得を上げていくか、働く場を確保するかということが最終目標だろうと思います。大都会では求人倍率自体が1.6とか言っておりますが、こちらはまだ1.5を下回っている状況でございます。それだけやっぱり厳しいという状況のなかで雇用を生み出していって、所得を伸ばしていくということは大事なことだと思えます。

そういうことでいま、我々がつかんでいる数字としまして、合併いたしまして新さつま町におきまして商工業者というのが1,270でございます。そういうなかで、これも年々減っている状況でございます。建設業からサービス業、その他ございますけれども、約7割以上が宮之城という状況でございますが、そういったなかで特に今後必要なことは、企業誘致同様やっぱり既存のおっしゃるような形で、既存の企業というのもの、地場企業というののも今後育てていくことは大事なことだろうということは認識いたしております。

そういうことと併せまして、やっぱりこの地域はすばらしい資源やいろいろな特性がございます。ここら付近で業を起こす企業、こういう分野にもより一層やっぱり拍車をかけて行かなくちゃならないんじゃないだろうかと、ただ、いまある企業だけをどうするかじゃなくて、やっぱり女性からお年寄りいろんな分野で業を起こしていく、特性を生かしていく形での商工業の分野、あらゆる分野でやっぱり農業も含めて取り組んでいく必要があるんじゃないかと、ここら辺につ

いては今後におきましても、いまコミュニティさつま協議会というので、町長が会長でございますが、そういった形でいま事業に取り組んでおりますので、ここら辺は具体的な形で来年あたりから取り組んで行かなくちゃならないと考えているところで、併せましてやっぱり今後団塊の世代ということで、もう数年後には参ります。大量な退職者が出る。こういう方々をどう対応して行くかということも大きなＩターン政策、ここら付近も観光とあわせた形でやっぱりビジョンをつくっていく必要があるんじゃないかと考えております。

以上です。

○**麥田 博稔議員**

町長にもちょっと感想をお伺いしておきたいと思います。

○**町長（井上 章三君）**

町内にどういう種類のどういう地場産業が、どの程度あるのか、そしてその実情はどうかということの把握というのは私も大切だと思っております。そして鶴田町のころはそういうところを毎年訪問したりして、そこらを確認したりということもしておりましたが、新町になりましてまた新たに思ったのは、この地域は技術力のある。規模は小さいけれどもそういう何ですか、工作所みたいなのところが以外と集積してるんだと、そういうようなところ、しかしそこに仕事を何とかつないでくれないかというような要望がありました。

ですから、日特であったり、京セラであったりいろいろ大手の会社の系列とか、その下請けとかということで仕事をしておられるところがあるわけですが、やはり地元のそういうところにうまくもつつなぐ努力、あるいはまたほかのところとつなぐということでもいいんですが、やっぱり地元の実情あるいは力というものを知らない、ということもできないわけですので、そういうこともぜひやりながら、地場産業を育成するということはやらなきゃいけないと思っております。

○**麥田 博稔議員**

まさにわが意を得たりという感じですが、やはり地場産業やいろんな企業があつて、日特さんの下請なんかもいろいろありますから、技術力が相当あると思うんです。ですから仕事をつないでやるということも大事だと思いますので、いま町長の答弁で言われたように、よろしくお願いしときます。

それから歳入を増やすためには、町長も言われましたが、少子化対策あるいは定住対策だと思うんです。昨日もありましたけれども、この定住対策はやはり目標の人口を決めないと、私はまずいんじゃないかなと。旧宮之城で３万人であつて、そのときはちょっとけちをつけたんです。３万人は多過ぎると、余りにも大き過ぎると、２万人だったですか、余りにもちょっと大きいから、やはりもうちょっとこう手の届くようなところで話をしたんですが、何かそういう具体的に、やっぱり数値目標を掲げるべきじゃないか、つくるべきじゃないかと思うんですが、町長のお考えちょっとお伺いします。

○**町長（井上 章三君）**

いまのところまだそこまで話が進んでおりませんので、そのところは今後の課題として検討をさせていただきたいと思います。

○**麥田 博稔議員**

人口についても新町建設計画で平成１７年は２万７、３３１人というのが、国調で２万５、６９０人、１、６４１人の減で、これはもうまともに交付税の措置にもきますので、大体１０万円としても１億６、０００万人ですから、２億円ぐらゐの減になりますから、やはりこの定住対策は力を入れないとまずいと思いますので、企業誘致が来ると、それにくるんです。

で、両輪だと思いますから力を入れてやっていただきたいと思います。

それから昨日の質問にも出たんですが、固定資産税が6,200万円減と、先ほど助役さんの答弁でありましたけれども、やはり旧宮之城の場合が言えばバブル、ホープタウンとか、それから県立公園いろんなのができて、そしてそのときにでき上がった家ですが、3年、3年の見直しでやはり6,200万円と、だからその土地も家屋も約3,000万円ぐらいでつくったというような話ですけれども、やはりここを何とかするためにも、先ほど言われた、私も助役が言われた案にある程度賛成なんです。商店街の振興もですけれども、国道沿いの100メートルぐらいの間を、農振地を、農業が基本ですけれども理解を得ながらして、そして高齢者も1年では田んぼをつくるよりも所得が、貸したほうが良かったとかそういう話も出てますので、慎重に行う必要があると思うんですけれども、十二分に部内で検討をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それから地域支援対策についてですけれども、窓口職員制度があるということですが、なかなか機能してないんです、はっきり言って。機能してるところは非常に機能してる。その職員と館長さんと相まってるんなことをされてるところもあります。ただこれは部署がいろいろ違って、特に湯田の館長さんなんか顔も知らなかったというようなこと、この前総合振興をつくるときに私は名前聞いて持っていったんですけど、話し合いにも来ることができない、仕事が忙しくて。

ですから、今度のこの農業の改革、これには農協からも3人、普及センターとこっちが3人ぐらいですか、しますけれども、大変な事業だと思うんです。18年度中にまとめないとどうしてもまずいと、そして言えば株式会社をつくるようなものですから、総論は賛成だけど極論になると立ち止まると、1回話をして帰って次に話し合いをするとまた元に帰るという、もう極端に言うんです。ですから職員を1人そこにつけるぐらいの覚悟がないと、6つはできると思うんですけれども、あとのその19から20つくるというのは大変な作業になると思うんですけれども。

いま人を減らしてということもあって、補助金なんかも減ってますけれども、マンパワーはあると思うんです。だから21年度にする本庁方式というのやはり暫定的に予定して、そして各地域に、そういうあんたはもうここならこの時吉ですよ、時吉を何とかまとめと、そしてこの本部のほうに6人ぐらいおって調整をしながら、相談に乗りながら、1人の職員はそういうことをすると。

また、それだけじゃなくて、さっき言ったように自主防災組織もまだできてないとか、いろんなところもありますので、私はするべきじゃないかなと思うんですが、組織機構の改善をして、その辺の考えを町長に再度お伺いしときたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

内部の組織的な問題の関係もございます。これにつきまして、御指摘のとおり地域窓口職員については従来旧宮之城から現在も続けて、新町になりましても行ってるわけでございますが、地域活動支援事業につきましては旧鶴田、旧薩摩の館長さん方、それぞれ喜んでいらっしゃるところでございます。

さらにまた地域窓口職員の支援についても一定程度成果をみているということで、そういう好評をいただいているところでございますが、今後の行政のあり方、あるいは組織のあり方として、各分野ごとにそれぞれ専門性を高めていく必要もございます。ですからトータル的なその地域振興的なそういう窓口というのは当然必要でございますが、各分野におきます専門的なやはり情報の提供とかそういういろんなその地域の悩み、そういうものについては個別に相談を受けたり、あるいはまた情報提供したりというようなことも必要になってくるかと思えます。

地域窓口職員につきましては、とりあえず公民館が、主事が存在していないところについては

特に強く職員にお願いをしていくところがございますが、やはり今後の行政のスタンスとして、地域住民と接触をしながらいろんな分野でこれを推進をしていく、これは非常に重要になってくるだろうと。いわゆる九州管内でもそういう取り組みは早くからやってる団体もございますし、それなりに行政と住民の信頼関係のなかで、いろんなそのクレーム等につきましても、地域振興につきましても推進をやっているところがございます。成功してる例がたくさんありますから、私どもとしてもそういうスタンスで今後は臨んでいきたいというようなことで考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

国の制度も変われば町の制度もやはり合併して、いろいろ変わって、そして合併して何だったんだろうという不平不満もいろいろ出てますので、そういう制度が変わったりなんだかんだしたときに、地域と密着して、公民館長、公民会長さんがやはりしやすい体制を応援をしながら、だからこれは4～5年しかできないと思うんです。人は減ってきて、100人も減らしていきますともうどうしても本庁の仕事ちゅうか、そういう専門、仕事になりますから、この過渡期の間の政策、金はないけれどもマンパワーでカバーするとか、何かそういう政策をとっていただきたいというふうに要望をしときます。

それから少子化対策につきましては町長が言われましたように、子育ての支援と定住対策、それから結婚対策、結婚対策につきましては結婚しても子どもができない方とか、あります。所得も低くて、やはり2人、3人本当は欲しいんだけど、やはり後の学費とかいろんなことを考えると1人で我慢しようとか、そういうところもありますから、その辺もまた総合振興計画のなかに入ってますので、十分部内で検討しながら、町長も言われましたこの3つの柱を中心にしながらやっていただきたいと、これも要望しておきます。

それから運営補助金について、これも具体的にお伺いしたいんですが、この説明書のなかに一般予算の概要、各種団体への運営補助については一律見直しを原則として一律10%削減、それで廃止したものも675万7,000円、その他の一定削減ですか、いろいろあるんですけれども、それで合計で1,953万1,000円の削減でした。私も削減をもうするべきだという話はしてました。

結局、時限的にやって、3年とか4年で一応打ち切るんですとしないと、中身を精査していただきたいというふうに思うんです。補助金をやって、総会で食糧費に使われてる部分とかいろいろあります。だからその辺は、いろいろ精査された結果がこういうふうになったのか、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

運営補助金等につきましては一律の削減をするもの、全部廃止をするものということで、廃止するものが13件ございました。統廃合が6件ということで、全体的には数多くの統廃合あるいは廃止をしながら、今回の予算編成をしたわけでございますけれども、基本的な考え方につきましては、今回は予算の総額で10%という削減をしたわけですが、各個別の中身の精査まではいっておりません。

ですから18年度にその中身を精査しながら、繰越金でありますとか、あるいは食糧費の状況でありますとか、そこらを精査しながら、また18年度はさらにその見直しをしていくというふうに考えております。

○麥田 博稔議員

やはりこういう運営の補助金については継続的にすることが必要なのかもしれませんが、町長、首長がかかったときには政策的に、私はこういう仕事をやりたいんだと、そういう補助金

を出すからこういうことをしたいと、やはり本来ならそうだと思うんです。ですから時限的に3年とかある程度区切らないと、1回つくるとずっと来るというようなことでされますので、補助金要綱とか統一したようなものをつくって、そしてそれに乗せていくと、そういうふうな感じを思うんです。

だから補助金というのは、本来は町長というか、そういう政策的に短期的にあるもの、それから総合振興計画なんかつくってて長期的に10年なら10年、やはりこの事業やって、10年間はやりますとか、その辺も決めたりする必要があるじゃないかと思うんですが、その辺のお考えを、町長でもだれでも結構ですけれども、どうなのかお伺いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

いま麥田議員が言われますとおり、一定のやっぱり成果を見出すために、例えば3年でありますとか、5年でありますとかそういうサンセット方式、それらも積極的に、今後は補助金のあり方として考えていかなければならないというふうに思っております。

○麥田 博稔議員

ぜひ、検討をしながら、一気に変えるというのはまたショックも大きいでしょうから、十二分に考えながら、私はもう一気にやってくれというほうですけれども、やっていただきたいと思います。

それから指定管理者制度についてちょっとお伺いしますが、この指定管理者になって1,073万円の減になったということなんです。全部やって。そのことについて町長は、これはがんばって1,073万円減額になったなと思われるのか、たった1,073万円だったと思われるのか、その辺の感触をお伺いしておきたいと思います。総務課長でもいいです。

○総務課長（湯下 吉郎君）

単年度につきましてはいま言われるように、その感想をということですが、できれば多いほうが、削減率が多いほうがいいにこしたことはないんですけれども、特に地方公社の2件につきましては段階的に会社のほうが下げる提案をされていますから、トータル的に本年度、数字を言われましたけれども、それ以上の効果が5年間で出てくるものと考えているところです。

ですから私が財政サイドとして、まだまだこう期待感がありますけれども、実際、応募者のそういった経営努力からしてみますと、精いっぱい努力をされて計画をなされたものというふうに考えております。

○麥田 博稔議員

今後下がると言われますけど、いままでの行政のあり方としては、グラウンドの整備なんかこれじゃないんですか。最初話し合いをして800万円で終わってたのが、あくる年には契約するときに800万円じゃできないから900万円と、最初の計画で1,200万円だったのを800万円にまけるから私たちにさしてくれ。そしてあと技術がないからほかにさせられないと、田舎はといえば、自分の町を卑下するようなことになるんですけれども、指定管理者で一番肝心なのは田舎は下手したら難しい、失敗するという困難もいっぱいあります。なぜかという競争相手がいないわけですから、1回受けたらこれはごみの処理も一緒ですけれども、すべてが1回受けたら競争相手がいないから入札をするにもできないということで、競争が働かないんです。

ですからその辺は重々気をつけながら、指定管理者の導入もやらないとまずいので。そして公の施設、福祉目的でつくってるわけですから、例えば公共の施設で伝統工芸センター、今日もちょっと出てますけれども、民間に委託して、本当に伝統工芸センターの設置目的が果たせるのかと、この辺が非常に問題になってくると思うんです。伝統工芸センターの設置目的はちょっと忘れちゃったけれども、やはりそういう町のそういうものを残すためにつくるんだと。民間にポンと

やりますと、多分その辺が徐々にずれていって、最初の設置目的が、これはすべての施設について言えると思うんです。

だからその辺の歯止め策というかその辺を、指定管理者にされてるところとされたのか、詰めをされたかお伺いします。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

この指定管理者の問題につきましては内部でも専門部会を設けておりまして、十分そこら辺については協議をいたしたところでございます。現在、具体例を挙げられまして伝統工芸センターの問題も指摘があったわけでございますが、旧宮之城町で考えますと、その設置をした当初と、最近のここ数年の行政サイドの監視等と言いますか、そういう指導・助言というのが若干欠けた部分があったのではなかろうかというようなことで町長も数回協議をされまして、今後の運営のあり方、いわゆるちくりんの里ということで従来あったわけでございますが、その竹産業の振興という意味合いで、伝統工芸センターを中心とした振興策を図っていきたいということで、指定管理者のほうにもお願いをしていきたいというふうには考えております。

そういう部分では今後、住民の利活用を高めていくということを、それぞれの管理者のほうには強くお願いをしていく必要がございますし、当然そういう監視というのも今後も継続する必要があるだろうと、このように考えております。

○麥田 博稔議員

それぞれ設置目的と、これは例えば伝統工芸センターだけ言いましたけれども、ガラス工芸なんかもしかりだと思うんです。最初のそういう設置の目的が外れて動いていくということ。それからもうかっている施設もあるんです。それに、わざわざこうして指定管理料を、委託料を払って、貯金をしてるところもあるという話を聞きます。財政を調べると。

だから、そういうところはよく精査をして、するべきだと。それで先ほど助役が言われましたけれども、多分私たちにこう訂正する前のやつで話をされたと思うんですが、私は開発課長のところにも行って数字が間違っていると、本会議で追求というか話をしますとこの辺は、というようなことでしてもらったんですけれども、やはり歳入があるところと全然ない公の施設で福祉目的のところとは、しっかりして、そして相手の団体がこの施設でもうかっているんだったら、やはり修理を、今度ここに、ちくりん館はある程度取るようになってますけれども、こっちのほう全部ゼロになってくるわけですから、その辺はしっかりと、後でまたどうせ総務のほうで出てくると思いますから総務委員会でしますけれども、本当に十二分に検討してやっていただきたいと、これは要望しておきます。

それから人件費についてですが、国、県のほうから指導がきてます通達が、人件費については。例えば給与については「地方公務員の給与改定に関する取り扱い等について」ということで、部長通知に基づき「地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを速やかに実施すること」と、そして「特殊勤務手当にかかる総合的な点検の実施について、不適正な給与制度運用等については速やかに是正しなさい」ということを書いてあるんですけれども、これは何でこういうことをいうかといいますと、平成26年度ごろの予算になってしまってるわけです。事項別に見てみますと人件費がやはり10億円ぐらい多くなっていると、それはもう削減ができないわけですから大変な問題でありますけれども、難しいところ。

ただ旧3町間の給料格差があって、それは合併のときに現給を保障して速やかに是正するとなってたんですけれども、話を聞くと、高いところの人を下が上がるまで待たせるんだということですが、こういう指導がきた以上はやはり中身をして、人件費だけは結局もう平成26年

度のところからすると10億円ぐらい増えてると。

だからその辺を組合とも相談をして速やかな是正を、今度も出てますけれども段階的なあれで、する必要があるのではないかなと思うんですが、その辺のお考えを。これは町長にお伺いしときます。基本的な考えを。

○町長（井上 章三君）

人件費をどう減らしていくかということが今後のやっぱり削減の課題になっておりますし、今回も職員のほうとも、組合のほうとある程度交渉したという経緯もございます。これは一気にいけない問題がありますけども、やはり交渉をしながら、段階的に理解の得られるような方向には持っていく努力をしなければいけないだろうと思っておりますので、一気にというわけにはいかないと思いますけど努力はさせていただきます。

○麥田 博稔議員

先ほど町長はほかの答弁で、受益者負担というようなことを言われまして、それも書いてあるんですこの通達に。経費の節減についてということで、結局「特に補助金等については不断の見直しを行い、行政の責任分野、経費負担のあり方、補助効果等を十分検討の上、整理統合に努めなさい」と。やりやすいところはポンとできてるわけです。

ですからここにも、何て言うんですか心を鬼にしてと言うか、住民の理解を得るために、町長は自ら三役の給与を下げられたわけですけども、非常に難しい面があると思うんですが、早期勧奨退職で1人の人か、2人に肩をたいて辞めさせて、それで800万円とか700万円浮かすんじゃないくて、全員で700万円を負担しようかという考えも必要だと思うんです。

それからまた一番問題になるのは、さっき10億円と言いましたけれども、10億円人件費が減ればこの町に10億円お金が落ちないということですから、ですから僕は企業誘致も早くせんとダメだというのは、大きな会社が倒産するのと一緒だと思うんです。そしてそれがまた、いつも言いますが経常収支というか、基準財政需要額をして交付税措置が決まるとなると、1年目はいいけれども2年目になったら人件費がということで、その分は交付税が削られてきて、それをカバーするために国はまだましだと思うんですが、改革をしたところにはその分余計にやりますと、鹿児島県が2億円もらったという話ですけども、十分その総体的な枠と、その辺を気をつけながらやる必要はあると思うんです。その辺も十分吟味していただきたいと。

それからその人件費について、昨日もありましたが消防なんかは簡単に金がないからって削るんです。消防長は今日はおみえでないですけども、2,000円の手当は削られます。84万円だったですか、消防のほうです。あとまだ150円の火がついたときに出す手当は残ってるわけですけども、火事のときに出た。その辺もするべきだと思うんです。非常備の方には2時間できたときに水も出さんのだから半分にしてくれとかいう相談をしながら、本職の人は火を消しに行って手当をもらううちゅうのは、町民感情では、町長、理解を得るのは非常に難しいと思うんです。

私も消防にいる人を、何人も友達といういろんな後輩もいますけれども、やはりここは心を鬼にして、町民の理解を得ることが大事だと思うんですけど、町長ちょっと感想を町長にお伺いします。

○町長（井上 章三君）

いろいろまだまだ検討課題はあると思いますので、いろいろ御指摘のことも含めて、やはり今後どうすべきかということはまた検討させていただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

うちが火事をしたら最初にきてくれと言いたくなると思いますから、無理は言えませんが

も、やはり財政を考えたときに、理解を得ながらそういうところをやっていくということは大事だと思うんです。特に非常備の方なんかは風水害があるときは、前の日から出てきても1日4,500円です。役場の職員も皆いらっしゃいますけれども、そのときに待機のところにくれば、幾らの金になりますか。泊まりで、夜勤が出て。多分1万四、五千円、高い人は2万円ぐらいいくんじゃないかなと、私試算をするんですけれども。選挙なんかと一緒にすけれども、選挙は国から来ますから、それも税金ですが、思いませんが、こういう消防関係なんかの費用、消防が私たちは身近に物すごく感じるんです。火事があったり、災害があったときは。

ですから、そこのところは考えていただきたいと。消防団員の方に聞くと、いま湯田は16人ですけれども15人にされるのはやむを得ないけれども、経費の節減となってくると、あとの団員の見つけ方とかいろいろあると思うんです。消防は救急ですから、やはりその辺は十二分に話し合いをしないと、会議の場合はいいと思うんです。会議の場合は前の日からわかってて、ある程度考えて6時からしますとか、してもらえれば。なっていくと思いますので、ただそのときの費用があつちはそれだけですけれども、こっちはまた2割5分増しになるのか、その辺はわかりませんが、やはり十分検討しながらその辺はやっていただきたいと。

それから人件費について、道路維持のほうなんですとか削るようになってます。道路維持関係で人夫賃金の削減1,000万円。非常に道路のあれも出ましたが、道路維持は、町道は悪いところがあつて、ある程度小回りがきかんといかなと。だからここを1,000万円削るんだったら、マンパワーで、職員のなかから、それは一般行政職でいってますから、あそこの舗装なんかは技能になりますから、ですけれども、給料は払ってでもやはりその分を、何人か入れてやらないと、道路維持は非常にいまでも遅れてて、各地域で出てるわけです。

だからあの人たちは技術が上がって、よくなってるわけですが、その辺の基本的な考えをどのようにお考えなのか、これは助役さんでも結構です。数字的な問題がありますから。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

道路維持作業班の関係でございますが、この賃金等の減額につきましては、退職者がおりますが、それらに対する補充をしていくということでございます。いわゆる作業班のなかでもやはり班長さん以下、それぞれその作業能力の問題等もございます。これらについては賃金格差を設けて明確にしていこうということでございますので、全体的には年度末に、ある程度自助努力で職員がやっているようであります。これらを精査しながら今回は1,000万円近くの減額になっているということでございます。

○麥田 博稔議員

時間がちょうど来ましたが、非常に人件費とか、この改革のときになって大変な問題が出てますので、町長も苦しい立場でつらいでしょうけれども、これから3年後までに何とか道筋をつけて、そして20年の予算ですか、20年度の予算はできないというような状況ですので、やはりそこを何とかクリアするためにやっていただきたいと思います。

人的なものにつきましては、さっき言いましたように金でできない部分をマンパワーですると、だからそのためには、できるだけ早く、そういう人間を集めてやっていただきたいというふうに要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（濱田 等議員）

次は、9番、平八重議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

麥田議員が大変熱弁を振るわれましたので、私の時間を分けて与えることができるものなら差

し上げたいぐらいであります。

午前中に鮎の少子化対策というユニークな発想の発言もありましたけれども、私は人間の少子化対策のなかの子育てプロジェクト、それと定住促進プロジェクトについてお尋ねいたします。麥田議員と二つとも重なるんですけれども、どこを抜こうかなと思いましたが、どこかわからなくなりましたので、もうすべて質問いたします。

２００５年上半期、我が国は１８９９年人口の統計を開始されて以来、戦争による減少以外ではじめて人口の自然減という自体を迎えました。少子化には受験戦争の緩和や少人数学級の実現、通勤ラッシュや住宅難の解消など利点もある一方、年金など社会保障制度や労働力確保など、社会経済に及ぼす影響も重大であります。国も出生率を上げるために、いままでエンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども子育てプランなどいろいろな施策を実施しておりますが、なかなか効果が上がらずというより出生率は下がり続けているのが現状であります。

我が町も出生率を上げるために国に準じた施策を行い、出生率引き上げに懸命に努力をされておりますが、効果はなかなか見えてこないのが現状であります。平成１６年度の出生率は１．２９であり、２００５年度版の少子化社会白書は日本を超少子化社会と呼んでおります。人口は推計によりますと、２０５０年に約１億人、２１００年には６，４００万人から４，６００万人で、明治４５年の５，０００万人とほぼ同じぐらいになると予測されております。

９０年代以降のエンゼルプランでも少子化は止まらず、これからは経済的支援と地域社会による人的支援が大事であり、地域が子育て支援に取り組んでいるところとそうでないところでは出生率は違ってきている例もあり、地域も本気で取り組まないと、その地域はたそがれ社会になってしまう恐れがあります。

２００３年度の一人当たりの社会保障給付費が、高齢者が２４７万円です。子どもには幾らぐらい使っているとお思いでしょうか。わずか１７万円です。現状では国の宝であると言われる子どもへの投資が余りにも少な過ぎると思いませんか。私は町が子育てプロジェクトを立ち上げるについては、子育てに町独自の強力な対策を立てるものと期待をしておりました。

しかし、１８年度予算においては児童手当、医療費補助、保育料補助あるいはチャイルドシート購入補助等については、ことごとく後退をしております。施政方針や１８年度予算を見る限り、子育てプロジェクトの未来像、つまり５年度あるいは１０年後の明るい未来の姿が見えてきません。１７年度における乳幼児医療補助については、私はすばらしい制度であると思い、町内外の若い女性に一生懸命宣伝をしてまいりました。ぜひさつま町に来て、この制度を利用されれば非常にいいですから、ぜひ住んでくださいというお話をしてまいりましたが、残念ながらこれらはなくなり、またそういう話をした方にお断りを言わざるを得なくなっております。

これから子どもを産み育てる町内の皆さんや町外の方が、さつま町に住んで子育てをしようと思われるような、また出生率の上がるような町独自の支援策を実施する考えはないかお伺いいたします。

二つ目に、定住促進プロジェクトについてであります。平成１２年の国勢調査における合併前３町の人口の合計は２万７，３３１人、１７年の国勢調査によるさつま町の人口は２万５，６９０人です。合併前に出されたさつま町、さつま町と言いますか、３町の推計人口は１７年で２万６，６４４名、平成２２年で２万５，９０５名、２７年で２万５，０７９名、人口の減少スピードは予想よりはるかに早く、１７年度国勢調査人口は平成２２年の予測人口を下回っております。

１２年から１７年までの人口減少は１，６４１名、年平均で３２８名であります。このままでは平成１９年か、あるいは２０年中に平成２７年の予測人口以下になってしまう恐れがあります。

もはや一刻の猶予も許されない状態と思われます。宅地の販売については議会の意見も取り入れてもらい、効果も期待されますが、定住促進策の一つとして、もう一步踏み込んで住宅建設に助成を行う考えはないか、また定住促進の効果を上げるために年次的な数値目標を持ってやるべきではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平八重光輝議員から二つの質問をいただきました。

まず第1点の子育て支援プロジェクトについてお答えをいたします。

現在、単身家庭や核家族の増加で家族形態が大きく変わりつつあります。そのなかで幼児の心の成長に対する影響、子どもを取り巻く環境の変化により、子育てに対する悩みや経済面での負担感など子育て環境は一層厳しくなりつつある状況にあります。

国の少子化対策の基本的視点としては、男女共同参画の形成や次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ社会づくりとし、国民的な理解と広がりを持って子育て家庭を支援することとなっております。

町におきましては、先の麥田議員の答弁でも述べましたように各種事業を実施しておりますが、国の制度における児童手当事業では、小学校3年生までの支給を6年生までの支給に拡充された反面、負担率の改正等かつてない行財政改革の取り組み、財政不足による事業の見直しなどによりまして、すこやか子育て支援手当の半額減、保育料の5割アップを余儀なく実施することとなりました。御理解をお願いしたいと思っております。

子育ては家庭だけでなく社会全体での支え合いが欠かせないもので、町をはじめ企業、学校、保育所、幼稚園、地域社会が連携を密にし、豊かな自然環境を生かした子育て支援策に努力したいと考えてるところでございます。

国においては現在、幼稚園と保育園の一元化に向けて、両方の機能をあわせ持つ「認定子ども園」の法案も整備に向けて審議されております。幼稚園でも子どもを預かる時間を4時間から8時間にまで延長されることと共働きの児童が入所対象となっている保育所をだれでも利用可能にするとのことです。今後の動向を見極めながら対応していきたいと考えております。

次に定住対策として、住宅建設助成と年次的数値目標についての御質問であります。

住宅建設に対する助成につきましては、12月定例会において東議員の質問にお答えしておりますが、現在の厳しい財政状況等を勘案しますと助成制度の創設については、いまのところやはり慎重にならざるを得ないと思っております。

しかしながら振興計画の重点プロジェクトの一つに定住促進を掲げ、「住みやすい、住んでみたい」と思えるまちづくりを進めることとしておりますように、定住対策は大変重要な施策であると認識しております。

組織としても定住促進室を設置してスタッフの配置を行い、マンパワーによる定住対策、企業誘致活動などを積極的かつ強力に推進していくことにいたしております。

また、住宅団地の早期完売を図るため新たに用地取得条件を緩和し、購入者の希望によって賃貸制度を選択できる制度を導入することにいたしております。

今回の国勢調査で人口が1,641人減少し、減少率は6割と、前回の2倍に達しており、人口減少が加速している現状にあります。この人口減少を少しでも食い止めるためにも定住人口や交流人口など、事務事業評価に基づく数値目標を掲げ、定住対策を進めていく必要があると考えております。併せて住む人のニーズに対応した住環境の整備に努め、さまざまな交流活動を通じ

た定住促進を強力に進めてまいりたいと考えてるところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね２時３０分とします。

休憩 午後２時１４分

再開 午後２時２９分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○平八重光輝議員

１０分の休憩でちょっと気合をそがれてしまいましたけれども、子育て支援についてと、私もない知恵を絞って、支援にはなんかもしれんけど、いろんな町で施策をされております。そういうなかでこういうのはどうかと、私が考えたのを二、三、必ずやってくださいichūことじゃありません。

例えば先ほど町長が言われましたけれども、これは何年も前から私は言ってるんですけども、幼稚園、保育園に、皆さん希望者は専業主婦家庭を含めて入園さしてくださいと。今度、政府は親の職業に関係なく入れなさいichūようやく、私が言ったからなったわけじゃないですけども、なるようであります。それをもう前からぜひそうしてくださいと、専業主婦だからといって、子どもを２人も３人も幼児を家庭で育てるのはできないんです実際。２４時間見とらんにゃならんichūことは息を抜く暇もないぐらいのところ、１人はできても、もう３人もichūのは全くできないと思います。

だから、ぜひやってくださいと言いましたけれども法律上できないということで、来年度ぐらいからできるということですから、これは我が町だけの特徴じゃなくなりましたけれども。

次に保育料２人目からはもう全部無料にしてくださいと、いうのも一つの私の提案です。それと子どもさんが３人以上おられる方の、乳幼児がおられる方には固定資産か住民税を半分か、上限を設けた減免をしてくださいと。お金をやれんのだったら取るのをやめてください。それと児童手当を、国のほかにこっちもやっておられますけれども、せいぜい２万円ぐらいやってもらえませんか、３人目以降は。それとか１００万円は先ほど出まして、私も何年か１００万円を言うたら、財源もありましたけど、こういう御意見がありました。「平八重さん、１００万円もらうために赤ちゃんを産む人はいませんよ」と、皆さんはどう思われますか、私もそう思います。

でも、私が１００万円と言ったのは、１００万円もらうために産んでくださいじゃなくて、３人、４人産んだ方にありがとうございますと、お祝いを込めてやってくださいという意味の１００万円ですから、同じ１００万円でも全く趣旨が違います。

ほかにもいろいろあると思いますが、ほかの町にないような、より有効で、全国的にも注目されるような施策を取り入れないと、そういうのをやって町をアピールして、ここは子育て日本一の町だと言われるぐらいのやはり施策を持たんという、いまやっている施策では、余りよその町とは変わりはないんです。これはすばらしいと、全国の皆さんが新聞に載って、マスコミで取り上げられて、これはすばらしいというような施策ではないと私は思います。

やはりこの町を、住んでの方がこの町に住もうとか、よその方がこの町に移り住もうと思っていただくぐらいの施策を打たないという、究極の目的は先ほど町長がおっしゃったが、私も一

緒なんですけども、人口をできるだけ増やしたいと、減るのを抑えたいということですから、その施策の一つとしてこの少子化対策もするわけですから、よその横並びでは、わざわざこの町を選んでいただけるというのは非常に厳しいと思います。

それと、質問ではありませんが、先ほど麥田議員のほうからも出ましたように、やっぱり男女の出会いの場、機会こういうのをつくって、結婚をしてもらって、できるだけこの町に住んでもらうというような考え方もやっぱり大事ではなからうかと思います。今日、全国の幾つかの市町村で他にない新しい施策を打ち出して、マスコミ等で報道されて、強力なインパクトを与えているところもあります。我が町でもこういうのをやるお考えはございませんか。

○町長（井上 章三君）

日ごろから子育て日本一の町を目指さないかという激励をいただいていたわけですが、ただいまも非常に思い切った支援策と言いますか、改革案を提示していただきました。こういうような目に見えるような形の支援策というのをできればやりたいなという気持ちはあったわけですが、残念ながら重点プロジェクトに掲げながら思ったような予算編成にならなかったというのは、非常に心苦しい面がございました。

しかし、これで終わるのではなくて、これはまだ始まりですから、これからも財政的には非常に厳しいわけでありますが、厳しいだけに、子育て支援というともう即、一般財源を持ち出すということに直結しやすいものであり、あるいはまた住宅建設に対する支援というのももうそのまま財源というのが、一般財源に頼らざるを得ないところが出てまいりますので、なかなか昨今の状況のなかでは決断が厳しいなというところでありますが、今後また財政計画を立てながら、もうちょっと前向きな何か効果的な施策はないかということは研究をしていきたいというふうに思うところでございます。

またそういう面で、先ほど言われました御提案に対しても参考にさせていただきたいと思うところでございます。

それから最後に言われました男女の出会いの場、機会をつくりながら、子育てをしてもらう施策。私もこれはもう気持ちとしては同感でありまして、何かこういうような、やっぱりこう結婚したいけれどもできないと、したくないという人はいいんですけれども、したいけれどもできないという人に対して支援できるような、結婚を促進できるような道はないだろうかと、自分ながらいろいろ情報を集めたり、また担当課にもそういう何かいい道はないかと、投げかけたりしているところですが、現在のところ良しというようなものがまだ、見当たるところまで出てきておりません。

しかし、先ほど麥田議員のところでも申しましたが、少子化の原因というなかで結婚問題ということ、これは本当に何とかならないかなという気持ちをずっと持っております。そういう点でまた皆さんの知恵がありましたら、ぜひお聞かせいただければというふうに思っているところです。

○平八重光輝議員

ぜひ19年度以降もまた考えていただいて、子減らしプロジェクトにならないようにやっていただきたいと思います。二、三、皆さんも新聞に載ってましたから御存じだと思いますが、母親の7割、家計の支援を希望していると。これは内閣府がとったアンケートの結果であります。あんまり詳しく言うと長くなりますから、時間がありませんので言いませんが、それからもう一つは、これは東京のほうですけども妊娠時から手当、児童手当5,000円と、もう妊娠がわかったときから5,000円差し上げますと。これは既婚、未婚を問わず上げますというようなものもあります。産まれてからまた何歳までは幾らと、5,000円とか6,000円とか、やっていいのかどうかかわからないところもありますけれども、これぐらい少子化対策として一生懸命やっ

ておられるわけです。これもある程度インパクトはあるわけです。よそがやっとらんから。未就学児の全面的には先ほど言いました幼保一元化、これはもう当然あってしかるべきことです。

いま県単位の自治体でやっておられるのが、特に九州に関係があるのが福岡、佐賀、長崎、熊本、大分の5県では共同で小学校入学前の子どもさんがいらっしゃるところの家庭に対して、買い物をしたら割引をいたします。残念ながら鹿児島県は参加されていないようですが、こういうのもできたら鹿児島県も入っていただければ幾らかは子育てがしやすく、経済的負担が少しでも少なくなる施策ではないかと思いますけれども、これまた伊藤知事にお会いすることがありましたら、こういうのはいかがでしょうかと、また強い立場に町長はあられますから、また茶飲み話でもいいですからちょっとやってみてください。

ほかには教材の開発とか、茨城県が男女の出会いを提供するサポートセンターを設立とか、富山県は3人以上の子どもがいる世帯を対象に大学に通う子ども1人当たり最高500万円を低利融資、福井県は第3子以降の妊婦健診と3歳までの保育料の原則無料化とか、いろいろこうまだほかにもあります。

それと猪口大臣が先般出産費用をあげろというお話がありましたが、この前のニュースでは、あれは茶飲み話だったような話で、具体的にはまだ何ら話が進んでいない話だったようであります。先ほども言いましたけれども、2003年度の社会保障費の給付費が高齢者が70%、子どもや子どもの家庭向けの給付は3.8%、247万円と17万円ということですが、高齢化社会の進行で社会保障費が膨らみ財政圧迫が一層懸念されるが、少子化対策のコストを惜しんではならないと、私も本当思います。

フランスの話はちょっと合うかどうかわかりませんが、第2子以降の20歳未満の子どもに月額1万5,000円から2万円の児童手当を支給すると。フランスの出生率が最近回復している背景には、子育てへのきめ細かい支援策があるというふうにありますので、やはり最終的には財政もありますけれども、経済的な負担ちゅうのが一番のネックではなかろうかと思います。潤沢にくれと言ってるのではないです。できるだけ子育てがしやすいような環境をつくっていただくために、ぜひこういうような施策もやはり参考にさせていただいたり、まだこれ以外にも我が町の施策にもうちちょっとインパクトの強い施策があれば、皆さん専門家ですのでぜひ考えていただいて、取り入れていただければと思います。

次に定住促進についてであります。ちょっと周りの町を調べてみました。薩摩川内市、もう皆さん御存じだと思います。100万円から50万円ですか、50万円、70万円、100万円の補助を出しておられます。甕島については100万円、初年度に50万円、2年目から6年目に10万円ずつということで100万円。周りの樋脇、入来、東郷、祁答院それから川内地区のちょっと田舎、田舎のほうちゅったら失礼ですけども、はずれのほうは70万円、それから川内市内のほうは50万円、住んでいただければあげますよというのをしております。

あそこは人口も10万人以上あって、鹿児島県でも3番目ぐらいの大きさの市ですから、それでもやはり将来を心配されてこういう計画をされているわけです。だから私どもの町も薩摩川内市以上のスピードで人口が減少しておりますから、何とか手を打つべきではないかと思います。

それと新幹線利用にも1カ月当たり上限がありますけど5,000円あげますと、鹿児島なんか通勤される方です、そういうのもされております。それから蒲生町は、以前は280万円最高あったんですが、ちょっとこの前調べてみたら、いま現在100万円を限度に差し上げますと。それもまあちょっと複式学級のあるところ、小学校が複式学級のところと、あとちょこっと制限はありますけれども、そこについては町の商工会の商品券ですけども100万円を限度に差し上げますというのもあります。

このような具体的な政策ちゅうのは、町長、考えられませんか。

○町長（井上 章三君）

いい話がたくさん出てくるなと思って聞いておりますが、我が町といたしまして、今後どうい
うようなことが考えられるか、これは厳しいだけにそれだけ真剣に考えて、知恵を求めなきゃい
けないというふうに思うところでございます。考えることは大いに考えなきゃいかんと思ってい
ます。

○平八重光輝議員

もう一つ漏れておりましたけど、どっか北海道の町でありますけど、定住をすれば宅地をタダで
あげますと、ちょっとまあ寒いところですから、鹿児島から行かれる方はいらっしゃらないでし
ょうけれども、やはり向こうがふるさとに近い方は、これも当初28区画で、希望があればあと
30区画を増やすというぐらいの規模の、ちょっと寒いところですけどもこういうのもありま
す。

こういうのをして、そこに住んでもらえば、町のお金も使いますけれども、町に住んでもらっ
て、町の商店をいろいろ利用してもらったり固定資産税を払ってもらったりしたら、何年かすれ
ば元を取るちゅえばちょっと言い方悪いんですけど、やはりそれなりの見返りと言いますか、返
ってくるものはあると思います。

私は以前宮之城時代に、この町にいろいろこう宅地がありますけれども、地元の業者と地元の
木材を使ってつくられた方には、当時鶴田町が何かやっておられたようですけども、50万円
でもいいから補助をくださいと、出してくださいと。いろいろ財政的なことでできないと、その
団地の場合は道路をつくったりなんかに使つとるから、出せないということでしたけれども、私
はちょっとある団地を調べたら、60戸近くつくって、10戸ぐらいは地元で、あとの50戸近
くがプレハブメーカーとかでしたけれども、それは個人の好みで、どこでつくられてもそれは何
も言えないんですけども、もし何かの補助があつて、いまさつま町の業者を使って、さつま町
の木材を使ってつくっていただければ、例えば20軒、50軒のうちの10軒でもいいです、し
てもらえれば1億数千万円の金がここに落ちるんです。それが回り回れば2億円、3億円の金が
回ったことになるんです。

だから、そういうのを考えれば50万円ぐらいちゅうのはそんな、例えば10軒、500万円
です。そんなにべらぼうなムダな、ムダなちゅうことじゃないけど、余計な金ではないと私は思
いましたけれども、当時はできませんでした。ぜひこれも町長、考えていただきたいと思います。

それと町の皆さんに、若い女性の方に、先ほど、元に返りますけども、子育てについてはどう
いうのがネックになって、なかなか子どもちゅうのは親の、自分たちの考えですから、ぜひ産ん
でくださいちゅうわけにもいきませんけれども、どういうのがネックになって1人しか子どもが
つくれないかちゅうたら言い方が悪いんですけど、ある程度アンケートでもとって、やはりその
ネックになっている分をできるだけこう産婦人科の問題等もありますけれども、そういうのをで
きるだけ取り除いてやって、この町に住んで、この町の人口の減少をできるだけ抑えと。

先ほども言いましたけれども物すごいスピードで減ってるわけです。予測以上の早さで減って
ますから、このスピードをできるだけブレーキをかけるような施策をやっていただきたいと思
います。これは私事なんですけど、総務省なんかいろんな意見を求めています。意見を、これも
インターネットで求めているらしいんですけど、これについてはお考えをくださいと求めていま
すけれども、なかなかたくさんは来ないと思いますが、総務省は全国規模でやって、1カ月間募
集されて、私を含めて8人しかなかったというようなあれもありますけれども、しかしその回答は、
総務省では意見募集の結果を踏まえ、速やかに電波法関係ですけども、これを改正することと

しますというような、やはりこういうやった人の意見は通らんでも、参考にさせていただいて、それを実際の法律をつくるときに考え方に入れてもらう。

我が町もです。インターネットでもいいですから、いろんなそういう意見募集をして、いろんな審議会に行きますけれども、もう同じ顔ぶれなんです。同じ顔ぶれだったら同じ考えしか出てきませんから、やはり世間、たくさんの方の意見を求めて、いろんなユニークな発言も発想もありますから、そういうのをやっていただきたいと思います。前から審議会についても私はずっと言っておりますけれども、話が変わりますけれども、やはりその辺を含めて子育てについても、ぜひ皆さんの意見を求めて、皆さんが困っていらっしゃることを少しでも解決してあげるような施策をしていただきたいと思います。

これは回答は要りませんので、以上で質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

以上で通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

これで本日の日程は全部終了しました。3月13日は、午前9時30分から本会議を開き、一括質疑及び各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時50分

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開会期日 平成18年3月13日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(25名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
6番 木 下 敬 子 議員	7番 米 丸 文 武 議員
8番 麥 田 博 稔 議員	9番 平八重 光 輝 議員
10番 新 改 秀 作 議員	11番 楠木園 洋 一 議員
12番 宮之脇 金次郎 議員	13番 柏 木 幸 平 議員
14番 久 保 道 夫 議員	15番 別 府 静 春 議員
18番 田 中 伸 一 議員	19番 柳 田 隆 男 議員
20番 山 崎 文 久 議員	21番 岩 元 涼 一 議員
22番 新 改 幸 一 議員	23番 中 尾 正 男 議員
24番 東 哲 雄 議員	25番 川 口 憲 男 議員
26番 内之倉 成 功 議員	27番 木 下 賢 治 議員
28番 濱 田 等 議員	

欠席議員(3名)

5番 肥 後 紀 康 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中 村 慎 一 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 角 茂 樹 君	議事係 主査 原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
助役(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 上久保 澄 雄 君
助役(経済) 山 下 彦 志 君	教委学校教育課長 瀬戸山 稔 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	教委社会教育課長 永 田 清 信 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	税 務 課 長 二階堂 清 一 君
福祉介護課長 福 永 城 君	水 道 課 長 楠木園 建 雄 君
健康増進課長 中 村 政 己 君	環 境 課 長 桑 園 憲 一 君
建 設 課 長 前 囿 義 広 君	消 防 長 田 上 泉 君
開 発 課 長 北 原 美 義 君	農 政 課 長 久保蘭 純 隆 君
企画広報課長 和 気 純 治 君	鶴田総合支所経済課長 小久保 優 君
行政管理室長 日 高 昭 治 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	学校給食センター所長 日當瀬 修 二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 さつま町国民保護協議会条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 12 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について
- 第 6 議案第 14 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 15 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 16 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 17 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 18 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について
- 第 11 議案第 19 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 12 議案第 20 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 13 議案第 21 号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
- 第 14 議案第 22 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 15 議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 16 議案第 24 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 46 号 平成 18 年度さつま町一般会計予算
- 第 18 議案第 47 号 平成 18 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 19 議案第 48 号 平成 18 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 20 議案第 49 号 平成 18 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第 50 号 平成 18 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 22 議案第 51 号 平成 18 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算
- 第 23 議案第 52 号 平成 18 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 24 議案第 53 号 平成 18 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 25 議案第 54 号 平成 18 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 26 議案第 25 号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 26 号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 27 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 29 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 30 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 31 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 32 議案第 32 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 33 議案第 33 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 34 議案第 34 号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について
- 第 35 議案第 36 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 36 議案第 37 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 37 議案第 38 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 38 議案第 41 号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について
- 第 39 議案第 42 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第40 | 議案第43号 | さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について |
| 第41 | 議案第44号 | さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について |
| 第42 | 議案第28号 | さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 第43 | 議案第39号 | さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について |
| 第44 | 議案第35号 | さつま町平川郷の指定管理者の指定について |
| 第45 | 議案第40号 | さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について |
| 第46 | 議案第45号 | さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について |
| 第47 | 議案第6号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について |
| 第48 | 議案第7号 | さつま町健康ふれあい公園条例の制定について |
| 第49 | 議案第8号 | さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について |
| 第50 | 議案第9号 | さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について |
| 第51 | 議案第10号 | さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について |
| 第52 | 議案第11号 | さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について |
| 第53 | 議案第13号 | さつま町課設置条例の全部改正について |
| 第54 | 議案第55号 | さつま町総合振興計画の策定について |

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	2	さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
	3	さつま町国民保護協議会条例の制定について
	4	さつま町安心・安全まちづくり条例の制定について
	5	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
	1 4	さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
	1 5	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	1 6	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
	1 7	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	2 2	さつま町企業立地促進条例の一部改正について
	2 4	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
	2 5	さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について
	2 6	さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について
	4 4	さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
	4 6	平成18年度さつま町一般会計予算関係分
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 地方消費税交付金
		7 款 自動車取得税交付金
		8 款 ゴルフ場利用税交付金
		9 款 地方特例交付金
		1 0 款 地方交付税
		1 1 款 交通安全対策特別交付金
		1 3 款 使用料及び手数料（関係分）
		1 4 款 国庫支出金（関係分）
		1 5 款 県支出金（関係分）
		1 6 款 財産収入（関係分）
		1 7 款 寄付金
		1 8 款 繰入金（関係分）
		1 9 款 繰越金

委員会	議案番号	件名
		20款 諸収入（関係分） 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費 3款 民生費（関係分） 7款 商工費（関係分） 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 12款 公債費 14款 予備費 人件費全部 第2条 債務負担行為（関係分） 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用
文教厚生 （第1委員会室）	12 18 19 20 21 27 28 29 30 31 41 46	さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について さつま町鶴田地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について さつま町神子地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について（関係分） 平成18年度さつま町一般会計予算関係分 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金（関係分） 13款 使用料及び手数料（関係分） 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入（関係分） 18款 繰入金（関係分） 20款 諸収入（関係分）

委員会	議案番号	件 名
		歳 出 3 款 民生費（関係分） 4 款 衛生費（関係分） 1 0 款 教育費 第 2 条 債務負担行為（関係分） 4 7 平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 4 8 平成 1 8 年度さつま町老人保健医療特別会計予算 4 9 平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 5 0 平成 1 8 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 5 1 平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算 5 2 平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
建設経済 （議 場）	2 3 3 2 3 3 3 4 3 5 3 6 3 7 3 8 3 9 4 0 4 1 4 2 4 3 4 5 4 6	さつま町営住宅等条例の一部改正について さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について さつま町平川郷の指定管理者の指定について さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について（関係分） さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について（関係分） さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について 平成 1 8 年度さつま町一般会計予算関係分 第 1 条 歳入歳出予算 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 3 款 使用料及び手数料（関係分） 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 6 款 農林水産業費

委員会	議案番号	件名
		7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費（関係分） 1 1 款 災害復旧費 第 2 条 債務負担行為（関係分）
	5 3	平成 1 8 年度さつま町水道事業会計予算
	5 4	平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算

△開 議 午前９時３０分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成１８年第２回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

５番、肥後紀康議員、１６番、舟倉武則議員、１７番、日高政勝議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第１ 「議案第２号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」、
日程第２ 「議案第３号 さつま町国民保護協議会条例の制定について」、日程第３ 「議案第４号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について」、日程第４ 「議案第５号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第５ 「議案第１２号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、
日程第６ 「議案第１４号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」、日程第７ 「議案第１５号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第８ 「議案第１６号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第９ 「議案第１７号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第１０ 「議案第１８号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」、日程第１１ 「議案第１９号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第１２ 「議案第２０号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第１３ 「議案第２１号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、日程第１４ 「議案第２２号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第１５ 「議案第２３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第１６ 「議案第２４号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第１７ 「議案第４６号 平成１８年度さつま町一般会計予算」、日程第１８ 「議案第４７号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第１９ 「議案第４８号 平成１８年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第２０ 「議案第４９号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第２１ 「議案第５０号 平成１８年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第

22 「議案第51号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算」、日程第23 「議案第52号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第24 「議案第53号 平成18年度さつま町水道事業会計予算」、日程第25 「議案第54号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから日程第25「議案第54号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの以上の議案25件を一括議題とします。

ここで、執行部から「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算」及び「議案第47号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第50号 平成18年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」について、訂正の申し入れがあります。これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。執行部の発言を許します。総務課長。

○総務課長（湯下 吉郎君）

おはようございます。会議の冒頭から大変申しわけございません。議員の皆様には正誤表をお配りしております。

「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算」の、ページは221ページの給与費明細のところでございます。職員手当に係る部分の追加ということで、給料部分だけしか掲載しておりませんでしたので、職員手当を追加してございます。

次に、「議案第47号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」の表紙のところでございますが、3行目の予算総則部分のところで、平成17年度となっておりますけれども、平成18年度に訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、「議案第50号 平成18年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」でございしますが、ページの8ページでございします。これにつきましても、一般会計と同様、給与費明細書のところで、職員手当の部分が漏れておりましたので、この部分も追加させていただきます。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（濱田 等議員）

ただいま説明のあった箇所については、訂正されたものとして審議くださるようお願いいたします。

それでは、各議案の提案理由につきましては説明済みであります。これから一括質疑を行います。質疑はありますか。別府議員。

○別府 静春議員

「議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」、このなかで、14の1ページですが、このなかでさつま町定住促進佐志住宅団地、位置「佐志ニュータウン内温泉付区画は除く」というようなことで、温泉付住宅については除くとなっておりますが、この件についてもう少し詳細に教えていただきたいと思います。どうして除くようにされたのか。

○開発課長（北原 美義君）

さつま町の定住促進住宅の貸付け等に関する一部改正の関係についてでございますが、今回、定住促進団地として購入者の希望によって位置づけをします佐志ニュータウン、湯田原ニュータウン、鶴田赤坂ニュータウンのうち、佐志ニュータウンのうちの温泉住宅の部分をなぜ除いたのかということの質問でございますが、これにつきましては、温泉住宅につきましてはかなり坪当たりの単価が、かなり高額に上がります。そしてまたさつま町定住住宅の貸付け等に関する条例につきましては、若者定住と言いますか、生産者階層の定住を目的にした貸し付け、内容的にはそういうような状態になっております。

つまり、企業に勤める方々を対象とした貸し付けということになっておりますので、この分につきましては高額に上がるということから、若者の対象から、この条例のほうからは除外して、当分これで実施をしてみるということでございます。

今回3区画分について当初予算のなかで、大体3区画分についてお願いをしておりますけれども、この状況をまた総合的に募集状況等を判断しながら、将来的にはまた検討する部分になるかもしれませんが、当分、温泉住宅団地を除いた分だけについてこの対象としたいということでございます。

○別府 静春議員

若者ということを対象にというようなことのような聞き取りをしましたが、やはりいま2世帯住宅というのを非常につくっていらっしゃる方が多いと。結局2世帯住宅を温泉団地につくるとするならば、やはり該当をするというふうに思うわけなんですけど、結局もう2年以上経っても売れないと。まだ18区画残っていると。そして温泉の供給の施設の、温泉の結局経費はやはり1年1年、月々ずっとかかっていくというようなことですので、やはり状況をみてということですが、当初からやはりそういう若者が申し込みがあった場合は、ほかの団地と一緒に考えていただくような処方をしていただきたいということで、要望ということで結構ですが、早くその辺のところは検討してくださるように、要望しておきます。

以上です。

○平田 昇議員

総務担当の宮之脇助役に2点ほど、一般会計について伺いたいと思います。

平成18年度予算では、この点に重点を置いてある。本年度予算の特質はこれだということを、簡潔に述べていただきたい、これが第1点です。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

平成18年度の予算の特徴ということでございます。いわゆる町長のほうの答弁にもございましたが、一般質問の答弁にもございましたが改革元年予算ということでございます。いわゆる平成18年度、この新さつま町の予算の改革の年とするということでございまして、特徴的には今後さらにまた縮小をする方向にあるかと思うんですが、とりあえず今年がスタートになるだろうということでございます。

○平田 昇議員

了解しました。

平成18年度の当初予算を前にして、これがいかに厳しい数字で成り立っているかは、昨年より9.1%、13億円の減という説明でも十分であります。今後の課題は、この厳しい予算を1年後の実績と乖離させないためにはどうしなければならないか。この厳しい1年に備える心構えが必要であると思うわけです。

こういう私も総論ではわかっているつもりでも、町内からの声を受けると、その総論を棚上げ

にして、これだけは何とかなりませんかとお願ひせざるを得ないことが多々あります。その私がある課より、職員より、お金がないことは御存じでしょうがとおしかりを受けました。行政のこの職員の明確な姿勢が非常に大事であるなと思いました。

このように行政は、町内に対して財政は厳しいというこの論点を強調する姿勢を持ち続けてほしい。この姿勢で町民に当たっていき、そうあるべきと思いますが、財政担当の宮之脇助役、御答弁をいただきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

御指摘のとおりでございます。歳入が従来のような拡張はできない以上、やはり住民の方々にはそこら辺の状況を十分熟知をしていただくということが必要であるかというふうに考えております。私どもといたしましても行政改革を中心に、それぞれ座談会、それから地域審議会、都市計画審議会、総合振興計画の審議会等を通じて、こういう財政状況というのは十分周知を行っておりますが、平田議員がただいまございましたように、その住民になりますとなかなかそういう厳しい状況というのが、個々になりますと、各論になりますとなかなか理解がもらえないというような点もあろうかと思ひます。そういう点につきましては、厳しいということの周知あるいは情報提供というのを機会あるごとにやっていきたいというようなふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。東議員。

○東 哲雄議員

先ほどの議案14号の質問でございますけれども、議案書の14の2ですけれども、さつま町の定住促進の湯田原団地と鶴田住宅団地の貸し付け単価の関係でございますけれども、若干面積等も異なるところがあるかと思ひますけれども、この算出の額というのが大体わかっていると思ひますけれども、100坪でやった場合の単価がわかっておれば教えていただきたいたいと、このように思ひます。

それから一般会計のほうの農政課の中山間地域直接支払い事業の関係でございますけれども、これにつきましては、これまで5カ年間事業を進めてきて、いい事業だということで、自分たちも要望等をした経緯があつて、またさらに5年間の延長ということで、17年からまたスタートをするわけでございますけれども、一つ目は今回いろいろ制度の改正もありまして、最低限の農地管理をするということで、現行の8割、それからいろいろな農業生産活動体制の整備ということで、それと通常単価という2種類に分けられたと、このように思っておりますけれども、それらの割合と、そういう現行単価の状況のなかでの内容を示していただきたいたいと、このように思ひます。

○開発課長（北原 美義君）

貸し付けに関する坪単価の関係ですけれども、坪平均でということでだったんですが、最高と最低と平均を出しておりますので、この額でお知らせしたいと思ひます。佐志ニュータウンの関係が最高で、これは175坪ありますけれども坪単価が4万7,217円になります。貸付料でしますと211円ということになります。最低では貸付料の坪単価でしますと129円、平均で178円、佐志ニュータウンの場合です。

湯田原の関係が最高で194円、最低で128円、平均でしますと173円。鶴田赤坂の関係が最高で164円、最低で150円、平均で159円という坪単価になります。

○農政課長（久保蘭純隆君）

ただいまの質問の中山間直接支払いの関係でございますが、新制度が17年度から始まりまし

ております。16年度までにつきましては125集落が協定されておったんですけど、今度の新制度におきましては120の集落になったということでございます。通常単価を交付できます部分が18集落ということであります。残りにつきましては8割の交付ということになろうと思っておりますが、これにつきましては次年度以降、可能な限り通常単価になるような指導、あるいは集落の話し合い活動をお願いしたいと思っておりますのでございます。

旧制度にプラスされまして新しくなった部分につきましては、新対策の改正点ということで集落の将来像を明確化するという事です。マスタープランの作成、それからより積極的な活動に対しての加算措置がされるということでございます。

○東 哲雄議員

さっきの坪単価の関係は了解いたしました。

中山間地域の直接支払いの関係でございますが、今年度からまた新たにということで、地域の方もまた意欲を持って取り組んでいこうというそういう気持ちを持っておられますので、やはりこの事業を活用して、そういう中山間地域の農地の管理、それからまた今回の通常単価によります関係で、いろんな集落営農の組織化とか生産性向上、収益性の向上、そしてまた担い手の育成、また多面的な機能の発揮とかそういう部分も出てくると、このように考えますので、地域の方が自主的な活動が基本でございますけれども、また執行部として、行政としてもまたいろんな事務関係その他においても指導をしていただきたいと、このように要請をしておきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

委員会が違いますので、2～3お聞きしておきます。

今回、さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定にあるわけですがけれども、それぞれ町長10万円、助役5万円、教育長3万円というようなふうに特例として1年間ということで、一応なっているわけですがけれども、今年1年、財政的に非常に不安定ということがあった場合、来年に対する町長の意気込みと言いますか、気持は、どういう気持ちでなされるものか。一言だけ気持ちを聞かせたいと思います。

それから無線放送のことでございますが、一般会計の60ページでございますけれども、いろいろ今回の設置について優先順位がいろいろあるわけですがけれども、私はちょっと聞き損じたかもしれませんが、これを公民会の合併とか、高齢化率の40%とか、これはすべてクリアできなければいけないものか。

それと、いまするに当たりまして、業者の選定はどのように考えていらっしゃるものか、これをお聞きしたいと思います。

それから、宮之城の給食センターのことについてでございますけれども、いまちょうどできて、いま1年で、いろいろあるわけですが、いろいろ運搬のこととか、いろいろ父兄の方からの意見とかそういうものは、苦情ではないんですけど私がちょっと聞いたところが、何かちょこっと聞いたんですけど、そういうものは、いま1年間のうちで何もなかったものか、ちょっと聞かせたいと思います。

○町長（井上 章三君）

特別職の給与、報酬等に対する減額の件につきまして、今回はわかる範囲で県内の状況もまた調査をしたりするなかで、私どものこの厳しい状況のなかでの姿勢ということで、一応設定をさせていただいたところでございます。来年度以降がどういう状況になるかというのは、まだわかりませんが、これでいいのか、あるいはまだ考えるべきところがあるのか、これはまたこの1年

の推移、そしてまた来年度予算に向けての国のいろんな状況を見た上で、またその段階で考えたいということで、一応1年というふうにしたところでございます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

無線放送設備の事業補助の関係でございます。補助のあり方ということで優先順位をつけてやるんだということでございます。本年度初年度ということでございますが、先ほど言われましたように公民館合併を行った公民会でありますとか、高齢化率が40％を超える公民会を優先してやるんだということで考えておりますが、これは全体的な高齢化が進んでおりまして、本年度600万円ということでスタートいたしますけれども、大変この公民会合併、それから高齢化率に限らず、あるいは全体的に過疎で点在した集落が多いところも、なかなか有線放送の管理が難しいというようなこともありますから、今後においては私どもが考えておりますのは、やはり道路などのインフラを少し抑制しながら、そういった需要が多ければそういったのも拡大していかなければいけないのではないかなと。過疎債がこれに充当できるということですので、そのような方向で考えております。

それから業者の選定につきましては、事業主体が公民会ということでございますけれども、やはりこの整備はお金もかかるような、大変多額の費用を要しますし、また集落あるいは個人負担も要しますので、選定に当たっては私たちのほうも、行政としましても何らかの対策を講じながら、安くて質のいい無線放送の整備に当たっていきたいというふうに考えております。

○学校給食センター所長（日當瀬 修二君）

宮之城センターの父兄からの要望あるいは苦情等はなかったかということでございます。当初、宮之城センターにおきましては、初年度ということで、すべてが初めてのことで、当初、量の問題あるいは味の問題等も2～3聞かれましたけれども、その後いろいろ職員が検討いたしまして、改善等を行ってきまして、現在のところは苦情等はきておりませんし、また要望等もいまのところはございません。

○新改 秀作議員

町長のいまの気持ちを一応伺いいたしましたので、これはいいとしまして、いまの無線放送の設置の問題ですけれども、私の聞いたところは80戸で360万円ぐらいだと。私も去年からいろいろ業者がたくさん来るもんですから、いろいろ単価が違うんです。そうした場合にどんなものになるもんかなと思って、一応お尋ねしたわけでございます。それをまた、いろいろこっちで統一できましたら非常にみんないいと思いますけれども、一応600万円の予算を組んであるわけですけれども、これは私の計算では80戸あれば160戸ぐらいのあれで計画してあるのかなと思うんですけれども、いまだ大体もうわかっているわけですか。それともまだ全然そういう、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから給食センターのことでございますけども、私がちょっといま課長が言われたように、ちょっとある学校の父兄の方から子供が給食が相当残飯があると、何か味が変わったんですかという苦情を聞いたもんですから、ちょっとお聞きしたわけでございますけれども、昨日、一昨日の一般質問でもどこですか、1,500食で残飯が20キロから30キロというようなふうになったから、ほんなら落ちついたかなと思って一応聞いてみたわけでございます。これからはまたいろいろと努力されてまた、一応それだけです。ひとつお願いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

無線放送設備の予定箇所という御質問でございますが、1カ所につきましては昨年17年度に合併いたしました柊野地区を予定しておりますが、そのほかについてはいま公民会合併の動きがありまして、そういったところでも恐らく無線放送の要望が上がってくるのではないかなと思

っております。今後、4月に公民会長会のときに具体的なことを説明しながら、その事業の推進に当たっていきいたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

一般会計の関係で企画課の関係ですが、地方交通対策事業費で予算が委託料に200万円あがっているんですが、ここを見てもみますといわゆる自治体バス、これを今年10月から新たに交通体制の試験運行を行うとなっているわけですが、10月からということですから具体的に進んでいると思うんですが、その中身について現段階で説明できる分について説明をしておいていただきたいと思います。

○企広報課長（和氣 純治君）

新しいさつま町での交通体制の関係でございますが、17年度でコンサルタントをお願いしまして、新しい町での交通体制をどういうふうに確立するかということで、一応委託をしまして、現在その成果が上がってきております。基本的な考え方としましては、巡回バスと乗り合いタクシーをあわせた形での交通システムという一つの案が出てきております。

ただこれを18年度にいつからするかということで、いろいろ検討しておりますが、実は路線バスの2社のほうが現在路線の見直しを行っているというのがございまして、それが大体10月ぐらいからはっきりしてくるのではないかとことが言われております。それでそれを待ってから本町のほうを検討しないと、こちらが先走っていろんなシステムを打ち出しますと、路線バスのほうとの調整が難しくなるということがございますので、今回の18年度の当初予算には9月までの予算を計上いたしております。もう少し具体的なのはシステムのいろんな検討をしておりますが、具体的な本町での、どのスタイルで、どこをどういうふうに走っていくというのは、もうちょっと検討を要するというところでございますので御理解いただきたいと思います。

○中尾 正男議員

交通弱者にとってこの自治体バスの関係は、非常に町民も関心も高いと思います。それで、言われたように拙速ですと、後に禍根を残しますから、議会のほうにも住民にも十分その情報を流しながら、どういうものにつくってほしいという声が必ずあると思いますから、そこら辺は十分聞きながら取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

もう一点だけ社会教育課の関係で、公民館運営費関係ですけれども、今年の予算で、この問題につきましては当初から、私は不公平感が、中央公民館の分を除いて各地区の公民館の運営費が総体で400万円ほど去年からすれば減額にはなっていますが、これは当初、今年はまだ10分程度は一律削減ということだったわけですが、その削減をされたところは中央公民館の分は除いていいと思いますが、主に削減されたものは何であるのか聞いておきたいと思います。

○教委社会教育課長（永田 清信君）

公民館の削減であります。主には、今回削減いたしましたのは管理経費、特に清掃業務等について削減をいたしております。それぞれの公民館につきましてシルバー委託をやっておりますが、それを極力減らすということで、職員自らやろうということで、それぞれの公民館そういったような削減をさせていただいたところであります。

それからいろいろ警備関係の、管理人さんへの警備というのもありましたけれども、そういったようなことも金額を落したり、日数を減らしたりといったようなことで、業務に支障のない範囲での減額をさせていただいたところであります。

○中尾 正男議員

各地区、特に鶴田町の地区公民館についてはそういうものもないわけで、私はやはりいままでの答弁のなかで、4～5年かけて平準化していくというような答弁をいただいているわけです。

ただそうしたなかで予算にないところは全部、区の経費を、区費を取りながら運営をやっているわけで、せめて、一遍にポッとできないことはわかります。いわゆる光熱水費とか浄化槽の管理費とかそういうものは各自治公民館で区費を取りながら、全部もうほかのところは自前でやっているわけですから、そこあたりはやはりいきなりでは難しいですけども、4年5年先と言わずに、やはり早い段階から相談をし、少しずつでもやっぱり削減をして平準化していかないと、いつまでたってもこの不公平感というものは残りますから、こういう財政の厳しいなかと言われながら、そこあたりは全く、相談をされているのか、少しずつでもやはりそういうことを相談をしてく必要があると。一遍にはいきませんから4～5年かけてと言われているわけですから、そこあたりちょっと話し合いがもたれているのか、そのなかでどういう話が出ているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○教委社会教育課長（永田 清信君）

今後の公民館への運営のことではありますが、条例公民館がそれぞれの町に設置をされております。鶴田町のほうは設置をされておらずで、町の施設を区のほうにというか、すべてを維持管理をしていただいている状況であります。

私どもは、この公民館のあり方とか主事の配置の問題については検討をいたしております。特に薩摩地域の条例公民館のあり方については、いま薩摩支所の教育課のほうで地域等の懇談をもちながら、あと2年ぐらいの間にこういったような自治公民館移行ということで検討いたしております。そういったような方向でのいま取り組みが鋭意行われているところであります。

○平八重光輝議員

質問が3回しかできませんので要領よくやらんと、前回は言い漏れたところがありましたけれども、まず1番目に議案の第2号、情報通信の技術の利用に関するのですが、これの利用できる申請書と言いますか、その内容はどういうものを利用できるのか、中身です。

それとパソコンから申請するわけですけども、自分の委員会ですからさりとていきます。識別方法、個人の識別方法、それと利用料金、町が払う利用料金と個人が使用した場合の申請の料金、簡単でよろしいのです。

それと中尾議員のほうからもいま出ましたけれども公民会費の不平等感、公民会費ちゅうか公民会の管理の不平等感です。今度の予算見てみますと山崎が約200万円、佐志220万円、虎居が500万円、求名が410万円、永野が420万円、中津川が390万円組んであります。先ほど中尾議員のほうからもありましたけれども、ほかの公民館においてはすべて自前でされているわけです。そういうのを含めて、それともう一つ墓地公園、これも90万円ほどあります。それとバスの運行をしているわけですけども、宮之城の場合は200円と100円、旧薩摩町は無料ですか。この辺の不平等感というのが非常にあるわけですが、これについて今後どのようにお考えか、これは町長にお尋ねいたします。

それと、予算書というか説明書のなかの福祉介護の10ページのところにあります災害弔慰金についてお尋ねいたします。これはちょっと私の勉強不足で理解できなかったんですが、例えば災害に遭われて死亡された場合に、救助法が適用されたら世帯主と言いますか、主たる生計維持者の場合は500万円と、これが適用されなかったらいいのか。それともう一つ、その下にあります障害者が世帯主の場合は250万円以内と。なぜ健常者と障害者に差があるのか、この辺がちょっと私は理解できませんでしたのでお尋ねいたします。

それと予算書の143ページ、商工観光のところの中小企業振興資金融資事業2,000万円ですか、これの17年度の実績がどれぐらいあったものか。お聞きするところによりますと市中の金融機関から借りたほうが借りやすいというような話も聞くもんですから、非常に垣根が高い

ようであれば、もう利用者がほとんどないのであれば要らないのじゃないかと思うんですけども、全くゼロちゅうわけにはいかんでしょうけど、この2,000万円というお金がちょっとこれをどんどん使っていただければいいんですけども、何年も実績がないようであれば見直す必要はないかお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

公民館の管理運営の不公平感あるいは墓地公園であったり、バスの運賃等のということで、これをどう考えているかということでございます。ここらのところがやはり歴史の違いと言いますか、それぞれに歴史を持ち、経緯があって、それぞれ運営されてきた形態が合併してみると大分差が大きいということでありまして、それで一律に並べてみると不公平感が出てくるわけですけども、例えば鶴田の場合は鶴田なりにまたいろんな形で運営をサポートをしてきた経緯があると思っております。

ただ、こう並べてみた場合の不公平感というものが解消されるようにということは、これは前提として考えておりますので、段階的に解消するというところに向かって、さらに研究をしながら、少しでも早く納得していただきやすい形をつくっていきたいというふうに思うところでございます。

○企画広報課長（和気 純治君）

議案第2号の電子申請の関係のお尋ねの件でございますが、まず具体的にこの電子申請でというのが申請ができるかということでございますが、これにつきましては、基本的には現在、町のほうに届け出とか、申請とかそういうのは全部できるという形になります。

それから個人の識別方法はどうなるのかということでございますが、コンピューターの技術のなかでは個人認証とか、そういうようなシステムはありますが、今回のこの電子申請のなかではそういうような個人認証は行わない形での、言えは申請書手続だけをしてもらうということになります。そしてその申請書はこちらにインターネットを通じて来ますので、それでこれらのほうは事前にそれを準備をしておく。そうすると実際に受け付けとか、役場のほうに受け取りに来てもらうということで、その受け取りに来てもらったときにまた再度、現在も行っております免許証とか、身分証明とかそういう形での個人の確認をいたします。それからそのときにまた手数料、現在の使用料規定によります使用料を払っていただくという形になります。

そういうことで利用者のほうは、現在の使用料、手数料と何ら変わりがないという形になります。

それから町のほうはそのシステムの委託料という形で、今年で言いますと168万7,000円の委託料で運用していくという考え方でございます。

以上です。

○福祉介護課長（福永 城君）

災害弔慰金の関係でございますが、災害救助法が適用された場合には死亡者に500万円の支給があるということで、災害救助法が適用されない場合は上の災害見舞金の支給になると思います。

それと障害者の関係でございますが、これは災害弔慰金の区分がまた違いまして、災害障害見舞金の支給ということで、災害により障害になった場合の規定でございまして、障害者が世帯主の場合は250万円ということで、区分が異なっていると思います。

以上です。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

中小企業の振興資金の関係でございますが、確かにいま御指摘のとおり利用者が少ない状況で

ございます。そういうことで17年度まではこういった形でまいりましたけれども、18年度からひとつ制度を見直そうということで、いま要項改正を行っているところでございます。考え方としては、いままでの場合はなかなか利用しにくい制度であったという状況がございます。それから県の関係、県の中小企業の振興資金とかこういったものを利用する人が多いわけございまして、せっかくあるのに使われなきや意味がないんじゃないかと、預託までしとってということがございますので、今回見直しを行いまして、農林業関係のいろんな利子制度とか、融資制度がございます。それと足並みをそろえる形で、いま要項を見直しているところでございまして、今後利用者が利用しやすい形にもっていく、あるいはまた負担額が少しでも利子補給かれこれ従前よりも少なくなるような形で制度改正をいたしまして、その利子等につきましても今回、昨年からはと大幅な形で改正いたしました形で計上いたしているところでございます。

詳細についてはまだ、要項等でいま詰めているところでございますが、制度改正をしているということで取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○平八重光輝議員

順番が前後しますけれども、その中小企業のほうはできるだけ借りやすい制度で、金利も低い金利で、町内の皆さんがそれによって非常に助かったと言えば言い方が悪いですが、使えて良かったというような制度にしていきたいと思います。

電子申請のほうはちょっともう私はパソコンからまた出てくるのかと思ったんです申請書が。申請書というか証明書が。だからちょっとお尋ねしましたけれども、ただ申請が自宅からできて、もらうのはここまで来んといかんということを理解します。

それと平等感ですけれども、話は違いますけど、町長は5年、10年、20年、30年後をどうするかちゅうのは我々の責務であり、非常に強い責務を町長はお持ちなんです。それができるのは町長だけなんです決定できるのは。だからその辺は直接、平等だから不平等だからちゅうことでもないんだけれども、やはり住みよい町をつくるためにはできるところからどんどん直してやってください。

それともう一つちょっと漏れていましたけれども、旧薩摩町の梅林の維持管理が昨年まで、今年度と昨年で70万円ちょっとぐらいあったと思います。これはもう使わんようにしてくださいと、もう処分をしてくださいちゅうことと言ったんですけども、今回38万円幾らだったですか、上がっているこの金額でよろしいんですか。これももう少し考えを進めていただいて、もうただで貸してつくってくださいとか、あるいはもう管理費にお金がかかるんだったら梅をばっさり切ってしまうと、もう管理をせんでいいぐらいの、せんというと毎年40万円、今度は30何万円、前は70万円、10年間だったら700万円とか、800万円という金をどんどん出しているわけですから、その辺は今後どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○助役（経済）（山下 彦志君）

開発の委託の関係でございますが、ちょうど以前果樹を委託した方が病気になられまして、今回40歳前半の方に後継者というようなことでございましたので、一応今回の委託料ということでございましたけれども、やはり結果を、初心者というふうなことでございましたので、梅園に慣れさせて、管理の仕方、肥培管理の仕方等を勉強しながら今年1年そういうことをしていただいて、そして行く行くは、そういうことで買い取っていただくというようなこともいま視野に入れながら、いまそういうことで進めていくということでございますので、ただ本人が非常に積極的な青年でございまして、会社が倒産したということで、そういうことで仕事の内容を、ちょっと農業をしてみたいと、地元の方ですので、そういうことでいま主幹課と詰めながらやっている

ところでございます。

○麥田 博稔議員

議案第12号のさつま町民センターつるだ荘条例の一部改正についてお伺いいたしますが、指定管理料を96万円払うようになってるんです。この中身を見てみますと1泊2食で7,000円以内とか、宿泊のみは3,000円、宿泊のみの3,000円は妥当かなと、食事も4,000円以内とか、それから温泉入浴で100円以内とか50円以内とか書いてある。決めようとされてるんですけども、実際考えたときに、もういままでは70歳以上無料とかあったやつを福祉的な目的を外して指定管理者にするわけですから、極端にいうともう条例を廃止して、そしてもう民間に完全に委託だと。

向うが、受けたほうが自由にしやすいように、例えば阿久根が1億円負債があったのを、それも国にお願いしてバラにして、いま阿久根のグランビューですか、あれを経営再建に打ち出して、全然、極端にいらなくなったというか、それで7,000円では非常に私は厳しいと思うんです宿泊で。

と言うのがホテル舟なんかをするときにも、もう実際735円とかというプランをつくろうかとされてますけれども、その辺の話が7,000円以内となったらもう結局7,000円プラス1,000万以上の売上があるということで、5%の消費税をかけないというようなことになるんですが、やはり都会からみえたりするとイノシシを食べたいとか、アユを食べたいとかいろんな話が来ます。それで冷凍でとってたりすると単価が上がるんです。

だから、サービスを充実するためには8,000円か9,000円ぐらい以内とか、それとこの温泉入浴も100円というのはもう湯田の「ちさと」ぐらいですからいま。そうすると来たお客さんに湯田の区湯温泉があるんですが、あそこは年間、受けた人が350万円委託に出しているんですあの温泉だけで。だから個人がものすごくご努力されています。上がった人に冷たいお茶を出すとかいろんなことを。そしてお客さんと呼んでるんです。よそから来た人は150円ですけど。だから、それぐらいないとサービスができないんです。だから、その辺の自由さをもたすためには条例のここの改正のところのお金を、受けられる振興協会ですか、そこと十二分に話をされて、納得をされたのかどうか、その辺をお伺いしておきます。

それから議案第46号の一般会計予算についてお伺いしますが、3款1項1目の一般社会福祉費に関連してお尋ねをいたしますけれども、3月11日付の南日本新聞に、自殺者の数が全国の約2倍だという話が載ってまして、私も前から警察の方にも、非常にこの地域は多いという話は、防犯協会なんかの話し合いで聞いてたんです。それで何とか対策をとらんやいかんのじゃないかという話があったんですけども、その現状をどのように認識されて対応策を、この前新聞にはちょっと書いてありましたけれども、どういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

それから7款1項2目、商工振興費の中小小売店舗改造等に関する補助について、昨年、当初で1,000万円して、その後800万円でしたか追加してされてるんですけども、その効果をどのようにお考えになっているのか。今年が800万円ぐらいついてますけれども、お願いいたします。

そして6款1項3目、農業農村振興費、秋まつり、一括であそこですという話ですが、町のPRと農林業の発表の場にしたいということで予算を組んでありますけれども、私は一つにまとめたのはいいことだと思うんです。最初もこっちで100万円あって、150万円、200万円使ってバラバラするよりも、まとめてと思ったんですが、どのようにお考えなのか。

それから行政の係わりと出展される方の係わりです。旧宮之城の「宮之城フェスタ」の場合は、観光協会で私たちが行ってするんですけど、役場の方がいろいろ協力してテントを張ったり、宮

之城高校野球部とそれからあそこの職業訓練所いろいろやったんですけど、予算以上に裏に隠れている予算が非常に多いと思うんです。だからその辺をどのようにされるのか。

去年は、「宮之城フェスタ」の場合は商工観光課の方が何人か来て、実際それで成功したんです。ですから場所割を決めて、出品する人が自分たちでテントを持ってきて、張って、それで後片づけまですれば余り係わりはないんですけれども、去年は案外その辺が、「宮之城フェスタ」の場合は農林課の方がいなくても成功したんですけれども、その辺を、その係わりをどうするか。

それから似たようなことですが、7款1項3目、物産観光費の春まつりについて100万円計上してありますけれども、初めての試みだと思うんですがどのようにお考えなのか。

それから4款1項4目、予防費に関連してですが、インフルエンザの予防接種を2,000円から1,000円にされてると。大体2,000円だともう満額補助みたいな感じだったんですが、1,000円でもいいのかなと思いますけれども、前の説明で老人医療費の抑制に非常に役立っているという話です。インフルエンザが発生しているいろいろ流行しなくてということで、いろんな制度の改正があった。2割負担とか3割とかなんかあったからか知りませんが、老人医療費が17年度51億6,400万円が50億5,800万円、1億600万円ぐらい。実際、医療費については5,600万円ぐらいの増になってますけれども、この1,000円を落したことによってインフルエンザがはやって、医療費が上がるという恐れがないのか、その辺をどのようにお考えなのか伺います。

それから6款1項7目、畜産業費です。優良雌牛の子牛の保留対策事業費で8万円を15万円にされた。それから優良雌牛の保留導入事業これもあるわけですが、何かお聞きしますと、白紫たすきと青たすきの差があると。ただ総額では両方で20万円の減になってるんですが。だから8万円を15万円にしたりすると、総体が上がってくるんじゃないかと思ったんですが、両方で減になってるということで、その辺をどのようにとらえられているのか。

それから、このことについては畜連のほうからも補助があるというようなことで、いろいろありますけれども、やっぱりこのさつま町を畜産の町にしていくためには非常に大事な事業だと思うんです。それで子牛の売ったのについては国の政策で税金がかからないようになってるんですが、例えば町では取れないけれども畜連と相談をして手数料というんですか、いま取られてますけれども、そういう感じで話をして、温泉の結局入湯税なんかと一緒に目的税みたいな感じで畜連で取って、町では取れないから畜連で取って、その補助を、平均が53万円ぐらいですが、そのうちの1割か2割を今後の畜産振興に全部使うと。だからいま畜連が幾ら補助してるか知りませんが、乗してその分プールしたやつを。それで畜連自らも行政だけに頼るんじゃなくて、やはり農協自体も自助努力をしていただくと。そしてさつま町の畜産業を農協が主体となって助けていくんだと。町におんぶにだっこじゃなくて、こういう時代ですからやはりその辺を、何か法のすき間というんですかその辺をみて、農協と話をしてできないのかなということ。

それから歳入について、15款2項、ちょっと長くなりますけど4目の農林水産業費県補助金についてですが、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助。これが去年は当初で3,705万円、県の補助が。畜産業の補助で625万円。このことについては補助率が70%ということで、非常にいままで良かったわけですからいろんなことに。今年は桜島が爆発しないのでなくなりますというような話があったり、県にそういう話があります。報道もありました。だから要望がなくて、そういう補助のあれが入ってないのか、それとも県のほうがやはり自分たちも苦しいからと、ある程度の要望があったけどできなかったのか、その辺の活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助金の関連について、わかってたら説明をお願いしたいと思います。

それと議案第50号の介護サービス事業特別会計についてですが、プランをつくって実際やるというようなことになってます。自分たちの町は包括支援センターをつくりますという話になってるんですけども、実際は中身が、前も1回ちょっとお伺いしたんですが、筋力トレーニングとかいろんなことをしなくてはいけないと、だからその辺をどこでどのような感じでされる計画なのか、今度プランをつくられるのは予算だけですから、総体的にその辺をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから第51号のさつま町立薩摩診療所について、この前町長の答弁で一応継続という話になりましたが、あそこをするために先ほども話がありましたけど、ふれあいバスをつくってあるんです。そのふれあいバスの条例の設置目的が、通院患者の輸送及び高齢者の交通手段を確保して、併せて温泉利用等の利用拡大を図る。それで健康増進と福祉の向上となっていて、そしてそれが9月までという話だったんですが、400万円ぐらい、392万円幾ら組んでありますけれども、今後やはり先ほども話がありましたけれども、地域によって非常に差があって、町長がいま答弁で歴史の違いがあるので段階的に、少しでも早く、何とか皆が納得したいようにしたいということですけれども、ぜひそれは急いでほしいんですけれども、先ほどちょっと話がありましたように、やはり町長の指導方針でどのようなふうにするのかというのは、してほしいと。

このことについては、合併協議書で「当分の間は現行のとおりとして検討を行い調整する」となってます。前も1回言いましたけれども、当分というのは広辞苑によりますと「事があってから少しの間」とか「差し当たり」「しばらくの間」となってます。だからゴチャゴチャもめそうだったので差し当たりとなつたと思うんですけれども、片っ方はタダで通院とか温泉のあれをしている。片っ方では200円取って利用が低いとかってある。一方のほうはもうバスがあるからバスで行きなさいと、それは全額自分ですから。

だから、やはり町長ここは思い切ってやったように、水道をしたじゃないですか。だからバアンってやらないやいかんと、お金はないけどやろうと思えば、小泉さんじゃないけれども郵政のときにはあれだけやって、ほかのことにはどうのこうのと言われてますけれども、そういうふうに町民はとると思うんです。だから公平感と一体感を持つために、何とか早く解消を図っていただきたいと。それで、するなら全地域でやると。何かの予算を削ってでもです。そういう腹を決める必要があると思うんですけど、その辺の考えをお伺いしておきます。

○町長（井上 章三君）

さつま町の診療に対するバス運行がいろいろ旧町においては、やっぱり地域の施設を有効に活用できるようにということで、このような配慮をしてこられたんだと思っております。現在は、病院関係においては各病院でそれぞれもう無料バスを出していると、そういうような手配をしておられるという状況がありますから、全体的に見てどうなのかということとはちょっと、よく全体はわかっておりませんが、それで先ほどもありましたように、自治体バスの運行の話を一方で詰めておりますから、そこらとの調整をできれば早くしながらということで、このバスの問題は考えていけるんじゃないかというふうに思っております。

それぞれ歴史を持ってやってきた流れというものを全く無視もできないわけですが、皆さんが理解していただけるような形で努力は、今後ますます早目にということは思いながら取り組みたいと思います。

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

議案第12号の町民センターつるた荘の料金設定の関係でございますが、宿泊料金等につきましては12月議会で設定をさせていただいております。そして今回、入浴料の改正をお願いしたところでございますが、これにつきましては指定管理者と十分話し合いをして決めたところでご

ざいます。

ちなみに平成16年の12月から17年の11月までは宿泊者が377名ございます。その料金は180万7,850円というような状況でございます。また宿泊者につきましてはダム関係の人、それとスポーツコンベンションの関係が主であるというようなことで、このような低料金になったということでございます。

それから入浴料金につきましては町内を大人60円、子供30円、それから町外大人80円、子供50円を、大人が100円、子供が50円というようなふうに設定をしたんですが、これについても話し合いをしております。参考として薩摩川内市の入来温泉、それから市比野温泉、祁答院町の温泉が大人が100円、子供が60円で、これらを参考にして設定をしております。

○健康増進課長（中村 政己君）

インフルエンザの実費徴収を2,000円から1,000円にしたということで、これが、老人医療の抑制に役立っているものが、1,000円を下げた関係でどうかというようなことでございますけれども、御承知のとおりインフルエンザの流行というのはその年になってみないと全くわからないことございまして、まして疾病統計についても、こういった特異なものについて、特に原因究明を医療費についてやった経緯もございませんので、その年々によって医療費がどう影響があるのかということまでは、いまのところ原因を押さえておりませんので、できましたらこのインフルエンザがはやらないことを願っているということでございます。

県内の状況を見ましても2,000円というのが高いほうでございまして、県内の実態としまして500円から1,000円、1,500円というのが主流を占めておりますので、そういったことで2,000円ぐらいどうなのかなというところでございます。

それからもう一点、自殺の件でございますけれども、確かに、御承知のとおりこの川薩保健所管内と言いましても、県内でもさつま町は自殺率が高いと言われております。そういうことで、今回そういう的を得たときでございまして、保健所のほうで「さつま町心の健康づくり連絡会」というのを立ち上げていただきまして、これが平成18年の3月の10日から平成22年3月31日までの期間をもって、モデル事業として県のほうが取り組んでいただくようになっております。そういうことで、自殺の背景にはやはりうつ病が影響しているんじゃないと言われておりますので、このうつ対策ということで「自殺予防対策戦略プロジェクト5カ年計画」ということで、このさつま町を指定していただきまして、川薩保健所と一体となって事業を実施していくということになっているところでございます。

そういうことで、内容としましては地域に対する知識の正しい啓発を行いながら、うつ傾向にある住民への早期発見とフォローアップ、相談とか医療体制、それから実子、遺族等への支援、自殺人者への再発予防等と、こういったものに取り組んでいくということで、先般、3月10日、この第1回の連絡会が立ち上がったところでございますので、今後5カ年間そういうことで対策を練っていくというところでございます。

○農政課長（久保蘭純隆君）

第1点目の「秋まつり」の関係でございますが、17年度までにつきましては旧薩摩町を中心に農林業祭ということでやってきておりました。特に町のほうとしましては、直営という形で「ひっとべ薩摩藩」と一緒にやってきたということでございますが、18年度から「さつまフェスタ実行委員会補助金」という形で250万円を計上いたしておりますので、新しく「さつまフェスタ秋まつり」を立ち上げまして、それに補助をするということでございます。

特にいままで「宮之城フェスタ」ということで、二つあったわけですけど、それを一つにしまして、そういうことでいきたいと思っております。

実行委員会につきましては今後立ち上げていきますけれど、町それから観光協会、商工会なり、そういう団体の方と一緒にしていきたいと思っております。

それから取り組みの関係であります、農政課それから支所の経済課を中心に、やはり職員も一緒にやっていきたいと思っておりますのでございます。

それから畜産の関係でございますが、補助金につきましては8万円を15万円に引き上げたということでございます。畜産費のなかでも御案内のとおり財政が厳しいなかでは、やはりその畜産費のなかでもメリハリをつけるということで、こっちのほうは補助金を引き上げますけど、逆に差額分あるいは廃止じゃありませんけど今回はなくなった分もございまして、そういう状況でございます。

それから歳入の関係の活動火山の補助金でございますが、これにつきましては事業はあるわけですが、今後未確定事業で上げておりますので、6月補正なりで計上していきたいと思っておりますのでございます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

商工関係の中小小売店舗の関係でございますけれども、これにつきましては実績はどうかということでございますが、17年度は、本年度におきましては16件を対象にいたしましたところでございます。

なお、現在いま工事が終わりました完成検査等いってるわけでございますけれども、状況といたしましては店がきれいになったということで、大変喜ばれている状況でございます。

なお、我々が検査かれこれ意見を聞くなかで、やっぱり申し上げるのが、これをもとにして売上を伸ばしていただきたいということが、いろいろお願いするわけでございますが、そういうなかで大変ありがたい制度であるということで、これをもとにして店がきれいになったということで、経営者のやる気、意気込みというのを我々も感じております。ですからこれについて、もう一点につきましては、「相当売上が伸びた」と言われてる方もいらっしゃると思います。特にそういうことで、今後においては財政上の範囲内でもやっぱり取り組んでいくべきだなということを考えているところでございます。

次に春まつりの関係でございますが、いま農政課長のほうからございましたけれども、今回「さつまフェスタ宮之城会場」という形から今度「春まつり」という形でありますけれども、これにつきましては実行委員会を今後立ち上げてまいりたいと思います。

なお、御存じのとおり県立公園におきましても、4月1日から指定管理者が導入されます。ということで、これからにおいてはやっぱり民間的な活力を活かした県立公園の運営、そこに本町がどう関わっていくかということで、考え方としては5月5日の「こどもの日」を対象に考えております。一方、またかぐや姫グラウンド等ではちびっこサッカー等が大々的に開催されますので、この一帯をひとつ新さつま町の春のフェスタと言いますか、まつりに持っていきたいということで今後、いま中身については相当詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

議案第50号の介護サービス事業特別会計予算の関係でございますが、この特別会計で行いますのは、簡潔に申し上げますと、現行の「要支援」が「要支援1」になります。現行の「要介護1」が「要支援1」と「要介護1」になりますが、その「要支援1」と「要支援2」を対象にした新予防給付に係るケアマネジメント事業、いわゆる個々のケアプランを作成するという事業であります。

議員の申されました教室につきましては、これまでの介護保険特別会計のなかの、新しく創設

されました地域支援事業のなかで、運動機能、機能向上教室、栄養改善教室、方向機能向上教室とか、先ほどうつとの関係もありましたが認知症うつ予防事業とか、そういう事業を展開していきながらやっていくということで、サービス事業につきましてはケアプランをつくりながら、定期的な評価をしていくというものでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね１０時５５分とします。

休憩 午前１０時４４分

再開 午前１０時５５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。麥田議員。

○麥田 博稔議員

議案の第１２号関係ですけれども、とにかくこの料金については、私はいまちょっと支所長とも話をしましたけれども、本人がやっぱりそういう希望をお持ちです。やはり本人がちゅうか振興会がするなかにおいて、ある程度幅を与えてもらえたら、いろいろ自助努力ができると。私が話したのは、この指定管理料の９６万円を払ってるけれども、最終的にはこれを払わなくてもやっていけるような体制にしていきたいと。

いま油が上がって、非常に沸かさないかんから経営も非常に苦しいという話も聞いてますけれども、これはまた委員会のほうの審議にお任せをしますけれども、料金については本人にもいろいろ、あそこに事情を聞いて設定をしていただきたいと、要望をしておきたいと思います。

それから３款１項１目に関連して、一般社会福祉関連ですが、心配ごと相談所、心の健康いろいろありますけれども、うつ病が、私もなったことがあるんですけれども、いろいろ言いますと、自分で自分を責めるんです。あんまいやつとかです。行きました実際。「病院に自分で来たのはあんたぐらいでしょう」と言われたんですが、治療も受けました。非常にやっぱり苦しいんです。相談もできないし、何かこう静かにしていると、「頑張れよ」とか言われるとなおショックなんです。ですから非常に苦しい病気ですので、相談所というのものなかなか大変、やっぱり周りの方のそういう心配ごと、今度いろいろ県のそれでもあるそうですけれども、やはりぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

それから商工振興費に関連してですが、売上が伸びるようなというように、やはり後の追跡調査というか、どのようになったかということで、事業効果を十分に把握しながらやっていくということで、要望をしておきたいというふうに思います。

それから春まつり、秋まつりについては先ほども言いましたけれども、非常にいいことだなあと。秋に集中して同じ日にやるよりも、春にもやはりさつま町で春を生かした、地域を生かしたイベントがあるよと、秋もありますよと。ですから、いろんな抵抗があるかもしれませんが、やはり秋は旧薩摩町のあそこでやるんだと。春はこっちでやると。鶴田が一つ抜けてきますけど何かまたその辺もダムのジョギング大会とかなんかを考えながら、均衡あるというか、何かそういうふうにまとめてやっていただければありがたいかなというふうに思います。

それと健康の予防費については、先ほど課長が言われましたように宮之城の２，０００円は非常に高いというあれがありました。病院のほうにも聞いてみると３，０００円だったのをいま２，０００円にしてるところとか、１，５００円とかいろいろあって、１，０００円あって、した

らというような話もありますけれども、この辺も言われたように費用対効果というかその辺で追跡をしながらしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

それから畜産業費ですが、畜産の町を標榜していくためにはさっきも言いましたけれども、町も金がないということで非常に切迫していますので、農協さんと、自助努力と、こっちの補助と、うまく生きていくようにやはり指導もしながらやっていただきたいと。特に種雄牛というんですか。それも「平茂勝」がいて非常に活況を呈していると言うんですか、全国でもナンバーワンになったとかいろいろありますけれども、次の対策もまた必要だろうと。結構いい種牛が出てきつつあるということですので、試験種つけについても畜連のほうなんかと十二分にあれをしながら、そういう後の対策も必要じゃないかと思いますので、またこれも要望しておきます。

それから歳入について、活動火山ですけれども、非常に国も桜島が爆発しないからという先ほど言いましたように、それと山中先生が死なれたということは非常にこの、あれには響いてると思うんです。はっきり言っておられましたから。「僕が目ん玉が黒いうちは絶対残す」と、「自然災害だから向うがどうのこうのと言うけれども残す」というようなことを言われたんですが、この事業については県のあれになりますので、農政課もですけれども、総務課と一体となって向うに要望して、何とか事業量を確保していただくように努力をお願いしておきます。

それから巡回バスについては町長の答弁で了解しまして、今後、鋭意努力をしていただきたいというふうに要望しておきます。

これで質問を終わります。

○宮之脇金次郎議員

建設課長と商工観光課長に一問ずつ質問をしたいと思います。

説明資料のほうで質問いたしますけれども、建設課関係の4ページ、昨年、17年度の分も4ページですが、平川地区の西川口線で昨年度、予算を3,000万円ということで確定予算を組んでありまして、今年が4,000万円ということで計上してありますが、いま見たところ、昨年度は全然道路の工事に着手していないようですけれどもそこらあたりの関係と、その3,000万円はどこに行ったのかその関係と、それから昨年度3,000万円のなかで距離的に100メートルということで、今年が4,000万円のなかで200メートルというような計画を組んであります。そこら辺の関連の説明をお願いしたいと思います。

それから商工観光課長に伺いますけど、説明資料の2ページですか、虎居のアーケードの撤去するというようなことでここにありますが、その理由です。我々が考えると、非常にためになっているというか、雨降りに晩に飲んでまわるとき雨よけになって非常にいいんですけれども、あれを全部なくしてしまうとなりますと、タクシーを待つとこ、あるいはバスターミナルですか、部分部分は残しておってもらえば、雨を待つときにいいような気がするんですが、地元の要望があつてそういう形になったんだと思いますけど、そこらあたりの説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

資料の4ページであります、合併特例債の関係の事業のなかで、西川口線を平成17年度から事業に着手しております。17年度の事業につきましては測量設計、それから補償、それと工事関係につきましては2月だったと思いますが、もう工事を発注しております、いま準備中でありまして、繰り越しで事業をするように考えております。場所につきましては、ちょうどあそこにため池があるわけですが、ため池からちょっと下り口が下のほうにあるものですから、そこら辺を含めて先ほど言われましたぐらいの延長の工事をやりたいということで、いま準備を進めております。

それから18年度事業につきましては、工事延長につきましてはここに書いてあるとおりでございます。それとそのほかに補償関係、それから公有財産購入費をしまして、平成18年度にため池の改修がございますので、そこにあわせた道路工事をやっていきたいというふうに考えております。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

虎居町の関係のアーケードの撤去の関係を今回計上いたしましたでしたが、これにつきましては確かに御指摘のような形で、アーケードにつきましてはメリット・デメリットがございます。現状を申し上げてみますと、これにつきましては虎居町の事業協同組合が設置いたしまして、そしていま管理のほうを虎居町の通り会が管理をいたしているところでございます。

なお、現在のアーケードにつきましては相当な老朽化が進んでいるということで、このままいきますと、近いうちに解体して新しいをつくるかということになるわけでございますが、いずれにいたしましても、年間の維持経費というのは通り会の方々が全部負担しているし、それから蛍光灯から外灯全部出しているわけでございます。

そういうことで、確かにメリットとしては御存じのような形で雨天時の通行とかいろんな面がございますが、デメリットの面もたくさんございます。そういうことで、これをどうしようかということで虎居町のほうでも相当事業協同組合あるいは通り会、アーケードの管理組合、検討がなされたわけでございますけれども、これを撤去することによりまして店舗がわかりやすいということと、それから駐車場がわかりやすい。それからお店に入りやすい。そしてアーケードがあることによって商店街のイメージ自体を暗くしているということです。そして、併せましてこの維持管理面、相当経費がかかるということもございます。

そういうことで今回撤去を計上いたしたところでございます。これについては補助事業でございますけれども、全国的な流れといたしまして、この中心市街地、こういったものにつきましては近いところでは小林市がございしますが、ここももうアーケードをいま撤去をいたしております。まず撤去作業をしてという形で、新しい町づくりに向かって取り組んでいくという姿勢が出てきております。

なお、今後におきましては、大きな問題としてアーケードが撤去された後、小売店舗の改造の問題、それから外灯の問題ここら付近が出てまいります。これにつきましては補正等でまた対応してまいりたいと。そして明るい、そして入りやすい、そういう店づくりを今後つくってきたいというような考え方でございます。

○宮之脇金次郎議員

建設課長の関係はわかりました。

私がさっき言ったようにアーケード関係ですが、年寄りの方なんかもバスを待ってるときとか、あるいはさっき言ったようなタクシーを待ってるときとか、雨降りのときに結構困る点が出てくると思うんですが、部分的に経費がかからない状態のなかで待合場所と言いますか、そこらあたりの導入はできないものか、考えていらっしゃるのか伺っておきます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

いま雨降りの関係、バス停の関係出てまいりましたけれども、撤去することによりまして店がわかりやすい分は先ほど申しましたけれども、今度は反面、ひさしの問題も出てまいります。ひさしの問題も西日とかいろいろな関係が出てまいりますので、これらにつきましても地元のほうで検討されまして、通り会のほうでも積立金がございますが、各個店等につきましてはひさしをつけるような形で、自由に各人ができるような形で、いま小林ですばらしいひさしをつけた景観づくりをやっておりますけれども、そういうのも地元がいま考えておりますので、一緒になりな

がら、ここら付近のところは利用者にも不便のない形で持っていかなくちゃならないと考えているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

了解です。

○川口 憲男議員

一般会計予算の件で総務課長のほうにちょっとお伺いしておきます。

221ページの給与明細の下のところの一般職の総括のところ、前年度に比べまして12人の減になっているわけですが、非常に努力というか、職員にも聞かれて、約1億円ちょっとの全体で支払いが残ったんじゃないかと思うんですが、そこでこの12名の内訳ですけれども、行革のなかでも共稼ぎとかいろんな早期対象というのが打ち出されておりましたが、この12名の内訳について最初お聞きしたいと思います。

○行政管理室長（日高 昭治君）

ただいまの平成17年度に対して12名の職員の減ということですが、これは一般会計の分だけということになります。総体的には、平成17年の4月から今回3月31日早期まで含めた形のなかでは16名ということで、計算上なります。そのうち勧奨退職の関係ですが、10名の方ということになります。この16名のなかには、これはその早期以外について、実質的な退職という方あるいは死亡退職等の理由に基づく退職の方がいらっしゃいます。このなかで、一般会計の分が12名という数字になります。

○川口 憲男議員

自然と含めて16名のなかという形で、12名のなかで早期退職者が10名というような認識でいいんですか。

それと職員が12名のこういう早期退職、いろんなこと自然退職の方もいらっしゃったということなんですが、そのなかにあって臨時の方々を各課でどれぐらい減らされたのか、そこあたりまでわかっておれば。

○総務課長（湯下 吉郎君）

いま平成17年の11月末現在では、臨時職員の方が59名ということでございまして、これらにつきましては予算の考え方から、当初予算においては削減をするということしております。職員ができることはもちろんやっていかんないかんという考え方のもとに、そしてまたこのような財政状況であるというようなことで、臨時職員の方には大変恐縮なんですけれども、その人数についても半減ぐらいを目標にして考えているというようなことであります。

ただ、補助事業に関連する部分につきましては、そちらのほうを活用しながら、できるだけ一般財源を抑制していくという基本的な方向に立って臨時職員の配置というのを考えているところでございます。

○川口 憲男議員

一番最初で聞き漏らしたんですが、この12名の早期退職勧奨のなかで、現在まだ夫婦共稼ぎあるいは親子関係というのは何組ぐらいあるものか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

現在のところではまだ当初と変わっておりませんで、19組という状況です。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

2点だけお伺いしますが、まず地元議員ということで秀作議員のほうも委員会所属が違

いますし、私のほうも違いますので質問いたしますが、集落排水事業の関係でございます。施設ができてちょうど今年でもう10年ということになりまして、時吉区の集落排水の共同借入れが約5,000万円、農協から借入れをいたしましてその返済が今年の3月15日で一応済むわけでございます。

そういう形のなかで、私たち地元受益者は、大変すばらしい施設のもとに快適な暮らしをさせてもらっているわけでございますけれども、その当時の公民会長なり区長さんなり、それから婦人会の役員の皆さん方、各それぞれのその当時の役員の皆さん方がそのままそっくり融資の共同借入れの関係で、農協との連帯保証人もございまして、ずっと役員をされてこられたわけでございます。

そういう形のなかで、今回この借入れが済めば全員、集落排水の役員の皆さん方は解散総会をしても役員を辞めたいというような考え方を持っていらっしゃるわけございまして、今後、町当局といたしましては今後、時吉区、もちろん佐志区も含むんですが、その役員の皆さん方が役員を解散されて、もう辞められた場合にどういう今後の指導をされていくものか、時吉区はまた新た役員体制をつくっていかならんというところもあると思いますけれども、そこあたりをまず1点伺います。

それと2点目は建設課の関係ございまして、公園費の關係の流れのなかでかぐや姫グラウンドの關係でございます。この關係につきましては、それぞれかぐや姫のグラウンドの維持管理費、それぞれ900万円程度の計上もしてあるわけでございますけれども、ラグビーをはじめといたしまして、スポーツコンベンションとして大変人気も出てきているわけございまして、大変うれしいわけでございますが、町民の方々のなかにあの施設を、大変スポーツの關係ではいいんだけれども、年に何回かぐらいは、それぞれの多額な経費を使うわけだから何か違った方向でもあれを有効活用できないか。一例を挙げて言われたのが、いろんな九州、県下にそれぞれ情報を流して、いまの何と言いますか、犬を、ペットを飼っていっぱやいます。血統書つきのいろんなすばらしい犬とか、そういうドックショーみたいなものを作って、子供たちとふれあいの場をああいうところで年に何回かしてもらえればなというようなふうの町民の声もあるわけでございますけれども、そういうのを今後考えられないものか。2点ほど御質問いたします。

○環境課長（桑園 憲一君）

集落排水のことなんですが、一応長い間、非常に地元の皆さんにおかれましては起債の償還、あるいはそういう借入れ等につき、あるいはまた未収金そういうものなんかにつきまして大変お世話になっております。また施設の維持管理につきましても、地元の方々の有志の皆さんによって、年数回草払い等もしていただいて、非常に健全な運営ができてきております。

また今後におきましても、当然まだ起債の償還あるいはまた施設の維持管理、特に周囲のやば払い、そういうことなんかにつきましても地元のまた協力を得ながらやらせていただきたいと考えております。

特に未収金が、特定の人ですけど、どうしても取れないのなんかもございます。これにつきましては足を何回となく運びながら、また理解をいただきながら少しでも、遅れて入るわけですけど、何とか納めていただきたいというようなふうで、全体的に公平性を欠くと、またいろんなところに影響が出てくるということで、職員一同、一生懸命、収入の確保に努めているのが現状でございます。そういうことなんかにつきましてもどうしても地元のまた協力が必要になってこようと、考えているところでございます。

○建設課長（前園 義広君）

かぐや姫グラウンドの關係でございますが、かぐや姫グラウンドにつきましては現在サッカー、

ラグビーを中心に非常に有効に活用されているところであります。ただいまありましたように、多目的にいろんなものができれば非常にいいというふうに思っておりますが、ドッグショーにつきましては今日初めて聞きましたので、今後いろんな制限もあると思いますので検討はさせていただきますと思います。

○新改 幸一議員

集落排水の関係でございますけれども、いま言われましたように地元としては大変すばらしい快適な関係で、みんな喜んでいるわけでございますが、何か地元としても協力はせんないかんと思っております。

ただ、いま言われました未収金の回収対策の問題にきますとなかなか、それぞれ区の役員の皆さん方がどこまで踏み込んで、どういう責任をとらないかんとか、そこあたりを明確にやっぱ示させていかないと、これがまたうやむやになっていってもまた困るということでございますから、ぜひそこあたりは明確に、そういう責任体制です。執行部はもう区の役員に任せたから、しゃいもその未収金は区のもので回収は済ませないかんたっどというようになるのか、そこあたりも大変区としては心配されていらっしゃると思いますので、そこあたりをぜひ、また今後とも地元との協議をしていってほしいと思っております。

それと、建設課の関係のかぐや姫グラウンドの関係でございますけれども、そういう町民の方からの声でもございましたのでおつなぎをしておきます。ただ、あそこのグラウンドが、真ん中あたりが相当へっこぼとって水が溜まるというひとつの、あれ何とかならんたろかいという声もございますので、そこあたりもぜひいい方向に行きますように検討していただきますようお願いいたします。

私の質問は以上で終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで一括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案２５件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第２６ 「議案第２５号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」、日程第２７ 「議案第２６号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」、日程第２８ 「議案第２７号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第２９ 「議案第２９号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第３０ 「議案第３０号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」、日程第３１ 「議案第３１号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第３２ 「議案第３２号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第３３ 「議案第３３号 さつま町さつま特産品直

売所の指定管理者の指定について」、日程第34 「議案第34号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について」、日程第35 「議案第36号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第36 「議案第37号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第37 「議案第38号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第38 「議案第41号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について」、日程第39 「議案第42号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第40 「議案第43号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第41 「議案第44号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第26 「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」から日程第41 「議案第44号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」までの、以上の議案16件を一括議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから一括して質疑を行います。お願いをしますが、こうして一括して議題にしますという大変たくさん、前の件でもでしたが、ひとつ質問をされるときは議案第何号と何ページというふうにいただければ、なお親切でよろしいんじゃないかと思いますので、それと予算資料の何ページというふうに言っていただければ答弁をする人もスムーズに答えられると思いますので、ひとつご協力方をお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

指定管理者制度についての質疑でございます。

この件については、私はこれまで健康ふれあいセンターについて何回も質疑をしてきましたので、これに関連しながら質疑をさせていただきます。

指定管理者についての公告及び公募を出し、応募者から選定するこの過程については第1次審査、書類審査をし、第2次審査、書類通過の人のプレゼンテーションを聞いて、そして審査委員で決定するという運びになるということは聞いておるわけでございますが、このなかで応募者からどういう企画案が出されて、その配点基準表もありますが、採点されておりますその部分がどういう点に異色があったのか、すぐれていたのか、注目されたのかそういう点を、確かに表はありますけれども、どういう点が特に目を引いたのか、すぐれていたのかということ、感じられたことでいいです。お答え願いたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今回、御提案を申し上げます指定管理者の関係でございます。選定の理由についての主要な観点と言いますか、選定に至った理由ということになるかと思いますが、今回の指定管理者の一番の目的でございますいわゆる住民ニーズの多様化に対応するための指定管理者制度、さらにまた経費節減という問題等もあるかと思っております。

これまで公共で、一定程度、株式会社をあび〜る館と滝の宿でやってきておったわけですが、100%出資の株式会社でございましたが、公共的な考え方の運営というのが、どちらかといいますとこれまで強かったということでございます。

現在のこういう類似の施設というのは民間でもあるわけですが、経費的な面あるいは利活用の面で非常に民間の場合は進んでおります。そういう部分を、国としてこの指定管理者制度に変えて、施設の利活用を促進をしていこうというのが一番の原点にあったかというふう聞いております。

今回の選定の主な点でございますが、一番注目になりましたのは提案をされた経費的な面でございます。年度当初では従来と余り大きく変わってない数字になるわけですが、この5年間のテーマを見てもかなりな経費縮減が図られるようでございます。そういうものが、この選定委員のなかでもいろいろ論議をされたところでございますし、また提案のなかで、いろいろ施設の利活用という面でも、最終的に決定を、今回提案をしております事業所については秀でていたというようなことでございます。

いわゆる経費節減とそういう施設の利活用という点で、今後、従来のような形での経営感覚ではなくて、民間のいい面でのそういうノウハウを生かして施設の活用をしていただくということが、一番選定の理由として上げられるかと思えます。

今後いろいろ問題等もあるわけですが、と言いますのは、提案者のなかで今回提案を申し上げております指定管理者のなかには、施設の一部改修というような提案もございますけれども、これらについては今後の検討課題というようなことで協議もいたしておりますし、詳細にわたっては、現在いろいろそれぞれ管理者のほうとも協議を進めておりますので、今後そういう従来御指摘があったような経費的な面での削減の関係あるいは利活用の関係、そこら辺についてはまた十分協議を進めてまいる必要があるだろうと、そのように考えております。

○平田 昇議員

私は先ほど申し上げましたように、ふれあいセンターについて関連して質問をさせていただきますが、地元の業者の方々のたつての希望である「今後は宴会をやめてくれんか」ということは取り入れてもらえなかったようでございますが、これは非常に、今後こういう民間業者が事業のノウハウを身につけた方がやるとなると、なおさら大きな脅威になっていくということを考えますと、非常に大きな、残念に思うわけでございます。これを申し上げておきます。

それと行政コストの縮減をどれだけ見込めるかということで、かなり思いを持っておられる説明でございましたが、これが、双方で協定した金額ということは言えるわけですか。幾ら幾らで協定したということは言えるのですか。これが一つ。

○企画広報課長（和氣 純治君）

今回、指定管理者の候補者ということで提案申し上げておりますが、今回の指定管理者の選定に当たりましては提案制度を採用させていただきまして、希望される会社のほうから管理運営の経費について、委託料のほうも提案をいただいております。

そういうことで提案いただきました額というのが、今後管理運営の委託の基本になるということでございます。特別な事情がない限り、その指定管理の提案いただいた金額の範囲内の委託料の支出ということになります。

そういうことで具体的には今後、毎年、毎年の委託料については年度初めに、年度ごとの契約をいたしますので、そのなかで確認をしていくということになります。ただ基本的な考え方は、提案いただきました5カ年についてはその金額で考えているということでございます。

○平田 昇議員

やってみて赤字だったと、この委託料では赤字だったということになれば、どうしても行政は動かざるを得ないのではないのでしょうかというのが、私の一つの不安です。

それともう一つ、例えば災害が起きた。河川でもなんでも災害が起きた。もう避難せざるを得なかった近辺の方々が。そこで、そのために営業ができなかった、できなくなったと。そのための損害賠償の責任は当然生じてくると思いますが、これなどが条例にうたわれていなくてもよろしいですか。この点をお伺いしておきます。

○企画広報課長（和気 純治君）

ただいま御質問がありましたような場合には、指定管理者のほうで新たな特別な事情で経費負担が出てくると、出てきたという場合には、この指定管理料の変更という形でしていかないといけないというふうに考えております。

それからいろんな想定されます責任分担と言いますか、リスクについては、協定書のなかでリスクの分担表という形で、それぞれどちらが責任を負うというのをすべて確認をしていくという考え方でございます。

〔「議長、特別条例にペイしないでもよろしいということですか」と発言する者あり〕

○議長（濱田 等議員）

3回までなんですが、特別にいきますか。

〔「はい、終わります」と発言する者あり〕

○議長（濱田 等議員）

いいですか。よろしいですか。

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

総体的なことをちょっとお尋ねしますけれども、「さつま町公の施設の指定管理者制度導入関係」という説明資料のなかに、3ページに柊野農村広場指定料0円。委託料0円というのがあります。0円が悪いというんじゃないです。同じような、このなかに指定しない直営とする施設も含めて、指定管理者制度を導入する公民館、公民会集会所、例えば柏原は5万6,000円とか、大野活性化センターは3万1,000円とかあります。これを、あくまでも町の施設だと思うからこういう委託料を払っているんだと思いますけれども、これをもうそう思わんで、すべて無償で貸与しますと、貸しますから使ってくださいと。そのかわり管理は自分たちでしてくださいよという格好ではできないものかどうかお尋ねします。

それともう一つ、議案の第43号、伝統工芸センターの関係ですけれども、これも委託されるわけですが、指定管理者制度になるわけですが、当初の建設の大きな目的である伝統工芸の伝承です。これについては指定管理者制度を導入された後、町としてこういう伝統をずっと守るんだ、伝承するんだという形としてはどういうふうに考えておられるかお尋ねいたします。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

まず公民館等の施設についてのその貸与ということでございますが、基本的には今回の指定管理者制度につきましては公の施設、いわゆる行政財産をこういう指定管理者として定めていくということでございまして、ただいま御指摘がありました貸与につきましては普通財産になるだろうと。行政財産と普通財産の取り扱いが若干違いますので、そこら辺については御理解いただきたいと思います。普通財産の場合は通常、一般的な法に基づきます貸与、貸し付けというのができるようになっております。

それから伝統工芸センターの問題でございますが、現在のこの地域におきますそういう伝統工芸のあり方ということがあるかと思います。今回はフレッシュ宮之城のほうにお願いをしたいと

ということで考えておりますが、今後こういう竹細工等を中心とした地域に存在します伝統工芸については、やはり町のほうも再度見直しを図りながら工芸センターとしての機能を生かすこと、あるいは地元それぞれにそれぞれで継承されておりますそういう伝統工芸、そういうものについては再度見直しを図っていきたいということで考えておりまして、フレッシュ宮之城のほうにもそういうお話は伝えてございます。

これまではどちらかといいますと、施設の運営としてはある程度任せっきりというようなことであったわけですが、やはり文化振興と、それから伝統工芸という非常に密接な関係もございまして、そういう意味で地域の振興策といいますと、そういう新しいものも当然必要でございまして、古いもののそういういい面を生かしていこうという意味で、この伝統工芸センターの活用方策というのはできるんじゃないかなろうかというように考えておりますので、そこら辺については今後十分検討させていただきたいというふうなふうに考えております。

○麦田 博稔議員

いま平八重議員のほうからちょっとありましたが、議案第27号と29号、旧鶴田町の施設の指定管理者に関連してですけれども、先ほど言われましたように区公民館的な役割をしている条例公民館、旧宮之城町と旧薩摩町にもあります。佐志とか。私はいま平八重議員とは全く反対の感じがするんです。そういう条例公民館があるところの、非常に先ほどちょっと中尾議員のほうからも話がありましたけれども手厚くなって、条例公民館が区公民館的な役割をしています。

それで、旧宮之城のときにそういう話をしましたら、自前で運営をしている区の公民館、合併のときの話をしたら、一応15万円ぐらいですか補助をやりますと。それじゃとてもじゃないけどもう合併処理浄化槽のそれと電気代と何だかんだしたら、保険料です火災保険。とてもじゃないけど手に負えないぐらいの金額です。それで、高齢者も増えてきまして公民館の運営が非常に厳しくなっていると。

だから反対に、私は各公民館に、これは条例公民館ですけれども、各区の公民館を条例公民館みたいにしてというお願いもしたいというぐらいの気持ちです。そして一般質問のときに言いましたけれども、やはり地域振興のためにマンパワーでもいいから1人ずつ張りつけるぐらいの気持ちで、各区にいろんな手助けをしてもらおうと。

だからみんなが言うのは、余りにも条例公民館がある地域と条例公民館がない地域の経済的な負担とそれから恩恵が、条例公民館があるところは館長さんは非常に楽です。いろんなのが来たら、そこに行って相談をしたらそこで作ってくれるし、それから印刷もしてもらえる。会の資料も作ってもらえると。

だから湯田なんかについては、私は湯田ですから、佐志のほうに行って使えということですが、1回も行かれたことはないと思うんです。町の駅伝があったときに初めてあそこに行って、みんなで最初の打ち合わせの会とか、真んなか辺の、試走をしたときのあれをしましたけれども、なかなかやはり使えないと。

その辺は今後、先ほど町長は歴史的なこともありますし、いろいろありますけれども、やはり町民が公平公正に町のサービスを受けるというんですか、ためにはやはり再考をする必要があると、今度の行政改革のなかで考えてもらわなければいけない問題だと思いますけれども、その辺どうお思いになるのか。

それから議案第36号、さつま町白男川紫陽館についてですけれども、この場合は条例との整合性について、施行規則2条なんですけれども、ここにお金を出すようにしてありますが、私は前も提案した話をしたんですけれども、「使用料は管理受託者の収入として紫陽館の維持管理に係る経費及び施設整備等の費用に充てる」と。ですから使用料は全部、白男川にあげますから、

あとの維持管理とかなんとかは全部そっちでしてくださいという条例があったと思うんですけども、だから今度はまた町の行政財産ということで、保険料だと思うんですけども、その他で払えるようになっていきますけれども、この辺はせないかんと思うんです。

そして反対に使用料を取らないかんのじゃないですか。そこをお伺いしますけれども、実際に財政状況がどうなっているのか調べられてこういう結果になったのか、貯金もあるというふうな話も聞いていますので、やはり経営が黒だったら使用料をとる工面もせないかんと思いますけれども、その辺を御答弁をお願いいたします。

それから先ほどありました伝統工芸センター、議案の第43号ですけれども、一般質問でもちょっと触れて、いまもありましたけれども、これもいま総務の助役さんが言われて、文化振興とか伝統とありましたが、これが、この設置目的に「伝統工芸の保存及び継承を行い地域住民の主体的な活動を支援する」と。そして「地場産業の振興及び発展を図ることにより、活力ある地域づくりに寄与するために伝統工芸センターを設置する」というふうになってるわけですが、果たしてフレッシュ宮之城に委託をしてこれができるかと。

だから伝統工芸ですけれども、これは先ほど答弁にもありましたが文化振興です。結局、伝統芸能と言いますか、いま中津川なんかであるああいう衣装とかいろんな道具、そういうのも今後維持していかないと、どっかでかつくってもらわないかんと。そしてそれを調達するためにいまの長老の方とかつくる方たちがいまいらっしゃるから、何だかんだちゅてできますけれども。何年も経っていきますと私は、果たしてそういう、かね、太鼓はですけれども、大きなもの。それもしくは、もとは地元にあったんですこの辺に。宮之城の川原とか、あの辺に太鼓をつくるところもあるし、そういういろんなのがあった。

ですからそういうためにつくった施設が、果たしてこういうふうにして、財政が厳しいから指定管理者でいくというけど、やっぱり行政が責任を持って行わなければ残らないものもあるのではないかなと。歴史研修センターにしてもしかりですけれども。だから、その辺のやり方を部内でいろいろ検討して、そして指定管理者を導入するということになったと思うんですが、その辺の基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの公民館のあり方の問題でございます。

御指摘のとおり、確かに条例公民館と各公民館につきましては、ほとんどが補助事業を導入しての設置になってるわけでございます。この補助事業の目的というのが若干条例公民館とは異なっておりますので、ここら辺を一挙に解決するというわけにはまいらないと。やはり管理のあり方として直接管理と、そういう地域が管理をされる分との格差というのは当然出てまいります。そこら辺についても公民館の運営補助のなかで若干見させていただいているところがございますが、これらが十分であるかないかという問題については、地域のそういう御希望等を当時踏まえての補助事業の導入での設置でございます。

そういう部分では紫陽館含めて、やはり地域の希望あるいはその施設に対する考え方、あるいは町との関係というのも十分協議をしながら、それぞれが設置を定めておりますので、ここら辺については、今後のあり方として当然町の公平なそういう行政サービスということから考えますと、再度ここら辺については検討する必要があるんだろうと。

ただ、いわゆる補助事業等の場合どうしても補助金等の適化法とのしぼり等もございます。耐用年数等の問題もあるわけですが、ここら辺については根本的な法律の改正というのも当然必要な部分もありますので、私どもとしてはそういう努力もしてまいりたいと、そういう解決方策については努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから伝統工芸センターのあり方の問題でございますが、フレッシュについてはそういう問題についてもお話をしております。これは理事長さんにもお願いをして、いろいろお話を申し上げているわけでございますが、先ほども平八重議員のほうにも答弁を申し上げましたように、伝統工芸のあり方あるいは伝統芸能という部分もございます。伝統芸能部分については文化面というの強いわけでございますが、特に伝統工芸の部分で、竹細工教室等についてはやはり県内からの従来はそういう教室生もたくさんあったわけでございますが、若干そこら辺が変動を生じているというようなこともございます。

地域のそういう文化的な拠点施設としては、当然今後の運営という面についても歴史センターを含めて検討しなければならないことだというようなことを考えておりますので、今後も努力はしてまいりたいというようなふうに考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

議案の27、29号に関連しては、非常にやはり公民館的役割をしている条例公民館と、もう繰り返しになってくどくなりますけれども、ないところとの差が非常に激しいです。これは湯田についても半額補助、6,000何百万円ですけれども3,000万円ぐらい補助をもらって、3,000万円は地元で工面をしたわけですから。だけど条例公民館があるところは公民館がないです。だからそれを利用してるんだから、そしてしかも維持管理費が要らないと。

これは非常に、これから高齢社会になっていくと苦しいです。ですから館長の手当を落したりして、役員手当を落したりしながら運営をしているという状況がありますので、今後、十分部内でやはり検討してやっていただくように、これはもう町長に指導を発揮していただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから36号の白男川の紫陽館についてですが、今後と言われましたけれども、やはり条例に違反じゃないかということには答弁がなかったんですけれども、その他の経費で2万6,000円ということになってます。いままでもそうしてあったんですが、結局もうスポーツコンベンションの関係がありますから余り言いたくないんですけれども、宿泊もしてるんです。条例ないです。休憩はあるけど。

だからその辺もつるだ荘のことも言いましたけど、前から指摘してるし、いろんなところで各係には相談してるんですけれども、スポーツコンベンションで来たところが自分たちです。ですから、私はそれでいいんですけど、やはりその辺も直してないと、やはり事故があったときには危機管理として非常にまずいんじゃないかなと。そしてそういうことで経営がよくなって、館長さんの手当とかいろんなことに使われてるんじゃないですか。

ですから、今後委員会で審議をされるわけですから、そのときにそういう資料も出して、やっぱり預金が幾らぐらいあるのか、しっかりして、そしてここの指定管理料とかそれも、だから実際はこっちがとらんないかんのかもしれないし、うまくいってるんだったら、入札にかけたらだれかが、私たちがやりますということになるのかもしれないです。だからその辺の公表をお願いしたいと。

ついでに、いろんな施設をこうしてしてますけれども、やっぱりその辺の財務状況を、委員会の場ではすべて明らかにして、それでこういう状況で話し合いをしてこうなりましたと、いうことをしていただきたいというふうに、これは議長のほうにお願いをしておきます。

それから43号の伝統工芸センターについてですが、非常に危惧しています。やはりフレッシュと相談してたと言われますけれども、なかなかやっぱり大変だと思うんです。

それで鶴田のほうにあります和紙なんかも、この前新聞に大きく載ってましたけれども、果たして、私は人のことですからわからないんです。やはり採算がとれて今後ずっと残っていく事業

なのかなと。ただ非常に大事な伝統工芸で、そして今度グリーン・ツーリズムなんかをすると、やはり一番最初に目玉になるような感じなんです。年間を通じてある程度つくっとればできるわけですから、和紙をつくるというのは。そしていろんな学校では、新聞記事なんかを見ると、それで卒業証書をつくったとか、いろんなのが出ています。

だから、今後さつま町のそういう何かについて、いろんな宣伝とかそういう特色ある学校をつくるとか、何かそういうのにも役に立つと思うんですけども、やはり伝統工芸センターか何かそういうのがないと、そこに集中して管理しないと、何かできないのじゃないかなと。

やはり今後それを仕事で飯を食っていかなければ、みんなが寂れていく。だからそのために、伝統工芸を残すために、やはり町がある程度金を出してでも残そうという腹を決めて、できたもんだと思うんですが、その辺の考えをちょっと町長に、伝統工芸センターについてはどのようにお考えなのか、基本的な考えで結構ですのでお願いいたします。

○町長（井上 章三君）

宮之城の伝統工芸センターは、旧宮之城において「竹のまち」ということを発信しながら、その竹細工教室を中心とした竹の町づくりの一つの拠点であったのかなというふうに思っているところでございます。

今回の新町におきましても、やはり竹を活かした町づくりというのはさらに推進を図ろうということにしておりますから、そういう面での拠点としての工芸センターの位置づけというのは、いままで取り組んできた竹細工ということにこだわらず、さらに発展的にこれを活かす取り組みを町としても期待もするし、また一緒になって取り組みたいという気持ちのなかでお願いをしているということがございます。

ただ、いま御指摘がありました伝統工芸という点で、鶴田和紙というような、こういう貴重な、県内でももうあとがなくなっているような貴重な分に関しまして、いま野元さんのほうで一生懸命、個人的に取り組んでいただきながら、協力をいただいているわけですが、これを町としてももう少し保存するためにどうしたらいいかという問題は残ってはいると思っておりますので、これはまた今後の課題として検討をさせていただきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

同じ系統ですけども白男川の紫陽館につきましては、やっぱりその辺を。だから、ほかのところも全部だと思んですが、やはり先ほど言いましたように、くどくなりますけれども経営状態とか、いろんなことを考えながら、使用料は。行政財産だからやはり保険とか、その辺を掛けるのは当たり前だという考えですけども、やっぱりあったら、それは掛けて、取るものは取ると。だから、その辺の分別をしっかりといただくように要望しておきます。よろしく願います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後 1 時 5 分とします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午後 1 時 0 5 分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案１６件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第４２ 「議案第２８号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４２「議案第２８号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由については説明済みです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第２８号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第４３ 「議案第３９号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４３「議案第３９号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由については説明済みです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３９号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第４４ 「議案第３５号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４４「議案第３５号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由については説明済みです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

議案第の第３５号についてお伺いします。私の知人がおふろのほうの管理にいま行ってるわけですが、非常に努力をして、先ほどもちょっと話をしましたがお茶を出したり、いろいろなことをして、入客数はふろに入る方は増えてます。だけど油というか重油が上がりまして、非

常に運営に苦慮してると。せっかく入湯客が増えて上がったのに、苦労しているというような話ですけども、その辺の現状を加味したところのこの平川郷の指定管理者の話になったのか、いまの実情をどのようにお考えなのか、まずお伺いしておきます。

○農政課長（久保蘭純隆君）

平川郷の指定管理に関しましての御質問でございますが、平川郷につきましては直売所と平川の温泉施設がございますので、両方ということになります。経営は一本化されておりますので一つの指定管理の契約ということになります。

そういうことで、議員の御指摘のとおり温泉の施設のほうは燃料をたいて沸かしてのということでもありますので、かなりの燃料代が必要です。いままでも燃料代にかかりますものを回して、委託料として払っておりましたので、今後5年間についてもこれを委託料として支払っていくということでございます。

○麥田 博稔議員

お湯を沸かしてということですけども、非常に機械が古くなって、設備というかそれが大変だという話も聞いてるんです。実際私も行って入ってみたりして、非常にいい温泉です。東郷の方なんかも見えてて、一緒にふろに入ったりしたんですけども、ただ温度調整をする何ていうんですか、沸かすところの機械がもう年数も経ってきて、非常に温度管理に苦労してるという話も聞きました。

私は前、課のところに行って1回、係の方にも提案をしたんですけども、この際、金をかけてピシッとして、そして平川に全部渡せばどうかという話もしたんです。それは金がかかるからできないという話だったんですが、やろうと思えばできるんじゃないかという話をしたんですが、何でと言われるから、保育園も相当金をかけて民間にバツとやったがねと。

それで平川の地域の方が、非常に要望が多くて、さっきの白男川のあれもですけども、要望が多くてつくったと。ただ、後でもう非常にその地域の方が入る人が少なくて、実際大きくいうと、紫尾なんかに入りに行ったりして、地元ののはつくってくれとは言ったけど、地元を愛用してないと。そういう話も聞きます。

ですからこの際話し合いをして、そういう機械も全部入れかえて、そしてもう今後はしてくださいよということを考えられなかったのかどうか、そういう話がなかったかどうかをお伺いしておきます。

○農政課長（久保蘭純隆君）

指定管理についてお願いする段階ではありますが、いろいろ理事会なり区会そういうものをお開きいただきまして、検討いただいております。結果として指定管理で行って行こうというような結論が出ております。

ただ、ボイラーの関係でかなり議論がなされております。ボイラーについては10年経過したということもございまして、耐用年数ぎりぎり、あるいはオーバーしたというような状況でございすけれども、そのたんに修繕料を入れて保守、修繕をいたしておりますので現在まで至っておりますし、平成17年度につきましても修理をいたしておりますので、今後修理をしなから行くということにしておりますし、特にもう改修等についてはいまのところは考えていないというようなことでございます。ただ、もし壊れまして修繕が必要であつたら、双方協議してやて行くというようなことにいたしております。

○麥田 博稔議員

やはり委託料なんかも150万円とか出すわけですから、理事の方とかいろいろいらっしゃいますけれども、理事の方でもまだ1回も温泉に入っていないという方もいらっしゃるそうですの

で、やっぱりその辺は、つくってくれと言った責任上、みんなでやはりある程度入って、利用して、それで町に負担を少しでも軽くしようという気持ちを出してもらえますようにまた、要らんことかもしれないけれども、会があったりしたときには要望をしておっていただきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第45 「議案第40号 さつま町紫尾温泉神の湯 ふれあい館等の指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第45「議案第40号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由については説明済みです。

これから質疑を行います。質疑はありますか。米丸議員。

○米丸 文武議員

ここで指定管理の委託をされるところが紫尾区の公民館になっておられまして、しかもこの5つの施設というようにございますが、これだけの施設を年間いろんな目的で利用されているわけですが、その維持管理をしていく経費をいままでの実績で積もられたんでしょうけども、しかしこれだけの仕事をする、やはりそれなりの人が常駐も必要になるんじゃないかと思うんですが、このなかでそれが賄っていけるような状態なのかどうか、もちろんそれがあったからこういう形で出され提案されてるんだと思うんですが、その辺の状況とかいうのはどのようなことになってるんでしょうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

紫尾温泉周辺の神の湯ふれあい館等の指定管理につきましては先ほど言われましたように、多くの施設を集中して管理をするというようにございまして、管理人を常時1名は配置しながら、そのお客様のニーズに応えていくという体制をとりながら運営をしていくということでございます。

○米丸 文武議員

と言いますのは、ここを見てもいろいろ管理で、それをする維持経費というのがかかるわけございまして、1名の常駐してもらって、ここいきますと400万円ぐらいちょっとなるんじゃないかと思うんですが、それで果たして向こうがやっていけるというふうに言われたからそうしましたということかも知れませんが、そこいらについては何かこう配慮はされなかったもんですか。どうなんですか。

○鶴田総合支所経済課長（小久保 優君）

この件の施設自体が4つですか、数がそういうことで多いわけでございますけれども、この件につきましては地区の公民館、それと役員の方々を交えて一応それぞれ話をするなかで理解をさせていただいて、委託そういった形での契約ということになってまいりました。

○米丸 文武議員

こうして紫尾区の方々がボランティアというか、ほんとに地域を守っていかうというようなことなかで引き受けていただいたというのは大変ありがたいことですが、やはりそういう方々が無理をしていくのは、今後の行き方というのはどうなのかということも、ある程度は配慮もやっぱり必要だったんじゃないのかなというような気もしますが、今後そういう皆さん方の了解のもとで、この運営が後からこれではというようなことのないように進めていっていただきたいというふうに思っております。終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時18分

○副議長（木下 賢治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第46 「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の
指定管理者の指定について」

○副議長（木下 賢治議員）

日程第46「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から17日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっています。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時21分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第４７ 「議案第６号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第４８ 「議案第７号 さつま町健康ふれあい公園条例の制定について」、日程第４９ 「議案第８号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の制定について」、日程第５０ 「議案第９号 さつま町薩摩農産物加工センター条例の制定について」、日程第５１ 「議案第１０号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の制定について」、日程第５２ 「議案第１１号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４７「議案第６号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第５２「議案第１１号 さつま町鶴田ダム公園等条例の制定について」までの、以上の議案６件を一括議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第６号から議案第１１号までの議案６件については、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、議案第６号から議案第１１号までの議案６件については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。

まず、議案第６号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第７号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第８号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第９号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第6号から、ただいまの議案第11号まで、以上の議案6件について一括してほかに質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

いまの条例改正に関連してお伺いしますけれども、非常に2万五、六千人の町において、いろいろな公園があるんです。そして町長の言葉を借りますと、歴史的に各町が思いがあって、いろいろな公園とか設備をつくってきたと。2万五、六千人の町にふさわしい、普通、最初から2万5,000人の町だったらこんなには公園もないし、キャンプ場もないし、だと思うんです。それを、今後やっぱり行政改革のなかでどのように行っていけるつもりなのか。基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

公園の数が多いということ、と言うことはそれだけ維持管理とかいろんな手間もかかるということ、有効利用がどれだけされるかと、いろんな課題があるというふうに思いますが、旧町のそれぞれの歴史のなかでつくられてきた公園でありますから、新町としてはこれを、特に観光振興という点におきましては我が町の資源の一つだというふうにとらえながら、これをどこまで効率的に、そしてまた相互を結びながら、観光振興のそれぞれの拠点として活かせるものかということについては最大限の知恵を集めて、また努力をしてみなきゃいけないと。

そういうなかで、これはどうしてももう非効率だとか、あるいは一緒にしたほうがいいのかという状況が出てきたら、またそういうこともあり得るのではないかと思います。本町の新たな観光振興というものに向けては総力を挙げて、そして全地域を挙げてこれを一体的に取り組んでみるという、これが振興計画あるいは重点プロジェクトに込めた我々の思いでありますから、そういう観点から見つめながらまずは努力をしてみたい。そして見直すところは見直すというふうに考えているところです。

○麥田 博稔議員

ただいま町長が言われたことに総論は賛成であります。確かに地域にも思いがあるし、各旧町にも思いがあります。ただ、やはりこういう財政状況を考えたときに、やはり住民の理解を得なくてはなりませんけれども、十二分にやはり検討しながら、内部でも検討されながら今後の運営方針をできるだけ早い機会につくっていただいて、そして理解を得て、私はある程度は廃止もやむを得ないのではないのかなと。そして地域の方が残してくださいと言われれば、やっぱり地域でボランティア活動でして下さるとか、掃除とか。やっぱりその辺まで踏み込んでいく必要があるんじゃないかなと思いますので、今後の検討を要望して質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

6から9までずっとありますが、利用料金について、使用料金について少しお尋ねいたします。

ほとんどの料金表が何円以内となっております。6の57は幾らとこう決まってる。決まってるというか以内がなくなっていますが、この以内の場合の料金ちゅうのはこれが上限で、ここにずっとこの金額でされてるのか、あるいはそのときのその人の裁量で、640円だったらもう500円でもいいとかなんとかなり料金になるのか。これが上限でこの金額ですよちゅう意味なのかお尋ねいたします。

○開発課長（北原 美義君）

利用料金の定め方でございますが、どの条例も利用料金制度を導入する施設にありましては、指定管理者が町長と協議をして、その範囲内で料金を定めるということになっておりますので、これが上限と、表に書いてあるのが上限ということになります。

施設によりましては、あるいは指定管理者の考えによりましては利用料金を安くして、たくさんの人でその施設をと申しませうか、たくさんの人に来ていただいてその施設の運営を、効率化を図ろうと。ある施設においては少しグレードを高くして、いい品物を提供してというような考え方が、指定管理者のなかにはそれぞれその施設の経営方針のなかであるでしょうから、それを上限として、町長と協議の上、利用料金を定めるということで、上限という定め方をいたしているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これからただいまの議案6件を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第6号から議案第11号までの以上の議案6件を一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号から議案第11号までの以上の議案6件は、いずれも原案のとおり可決されました。

△日程第53 「議案第13号 さつま町課設置条例の全部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第53「議案第13号 さつま町課設置条例の全部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第13号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

「議案第13号 さつま町課設置条例の全部改正について」お伺いします。

町長も機構改革のなかで、財政改革ということを打ち出されまして、今度、財政課をつくられると、私も賛成いたします。ただ、いままでは総務課のなかに予算その他財務に関することということで財務係があったわけですが、今度は分かれてつくるということになります。そして、行政一般に関することについては総務課で担当すると。その裏についてくる予算その他財務に関することを、財政課ですということになるんですけれども、その辺の整合性というか、対応策を具体的にどのようにとられるつもりなのかということを1点、お伺いします。

それから福祉課についてですが、いままで福祉介護課ということで社会福祉に関することというのがあったんですが、今度は福祉課とすこやか長寿課に分かれまして、障害福祉と児童福祉がうたってあります福祉課です。すこやか長寿課に高齢者の福祉に関することをうたってあります。

社会福祉と言いますと高齢者、障害者、それから児童だけではなくて普通一般の社会福祉と言うか、ものもあるわけですが、その辺の対応策をどのようにお考えになって、その福祉介護課を福祉課とすこやか長寿課に分けられたのか。いま流行でいきますと子供課をつくってあるところとか、いろいろありますけれども、その辺のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

まず、総務課と財政課の今回の改正案でございますが、御承知のとおり非常に財政的には厳しい条件が重なっております。従来、総務課のほうで人事、行政、一般行政を含めて財政も担当しておりましたが、なかなか業務的に、今後の運営の状況を見ますと、やはり単独で運営したほうがより細かい分析ができますし、またいろいろ事業等についても検証ができるということなので財政課を分離をさせていただいたということでございます。

総務課長はもう普段からも非常に忙しい身ですが、今回は給与構造改革等も非常に大きな改革になっておりまして、総務課のほうで担当しながら、また財政等は十分そういうお互いに牽制をし合いながらも、十分なお互いの連携というのはとっていくべきかというふうに考えております。

それからすこやか長寿課の関係でございますが、これにつきましては名称等の問題を含めて、今後包括支援センター等も入ってくるわけでございますが、いわゆる一般福祉については福祉課のほうで、それからいわゆる高齢者対策については、このすこやか長寿課のほうで担当して、明確にしていくということで、わかりやすく課を再編をさせていただいたということでございます。

○麥田 博稔議員

財政課をつくって、やっぱり財政を徹底して、それからこの前の質問のなかでも国が変わるからちょっと読めないとかいう話もありましたけれども、それじゃなくてやっぱりここに書いてありますように、しっかりとやっぱり財務に関することということで情報収集をして、そしてやはりそごがないように、ある程度組んだものを、3年計画で組んだのが1年目で読みが間違っ、間違ったというか国の政策がドッと変わるわけですからやむを得ない部分もありますけれども、情報収集を密にして、そしてみんながやっぱりああできて良かったなというような、そんな対応をしていただきたいというふうに思います。

それからこの福祉の問題につきましては、やはり一般福祉は福祉課、これはだろーとは思いますが、どこかに福祉全般にかかることとかなんかを書いてたほうがいいのではないか。具体的に民生委員のこと、それから障害福祉、児童福祉、保育の実施、少子化対策ですから、細

かく言えば一般福祉に関することとか何かそういうのがあったほうがいいのか、私は思うんですけども、その辺の考えはどうですか。網羅してると言えば網羅してるわけですけども、お考えをお聞きしたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

事務分担の、担当事務の主な事項について、ここには記載をしてございます。いまありました一般福祉費の表現等については、また今後、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

いま麥田議員の質問に関連して、その財政課のなかで工事検査に関することという所掌の事務がありますが、工事検査に関しましてはそれなりの、土木なり建設なりそういう技術者がやはり、技術職が当たることかなと思うんですが、そういう関係から、この財政課のなかにそういう技術職を配置、当然されるんだろうと思うんですが、そこあたりのところをちょっと確認をしておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今回は課の再編のなかで、この財政課のなかに工事検査に関することということと、それから入札及び契約に関すること、これについては、非常に大きな問題となっております公共事業等についての検証を、より徹底していこうという体制のもとに財政課のなかに入れたわけでございます。

いわゆる主な業務といたしましては、非常に契約事務も多岐にわたっておりますが、やはりこういうものについて、工事検査を含めてよりやはり徹底した検証制度というのを検討したいということで、今回こういう形に編成をさせていただいております。

さらにまた国が、現在もう実施しておりますが、電子入札制度等もございます。こういう契約事務に関わります一連の工事関係についても臨職を配置をして、こういう検証等についても実施をしていく、あるいはまたそういう電子入札等についても取り組みをしていきたいというようなことで考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

△日程第54 「議案第55号 さつま町総合振興計画の策定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第54「議案第55号 さつま町総合振興計画の策定について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

さつま町総合振興計画はさつま町の特性、個性をとらえております。さつま町民が力を合わせてこの特性に磨きをかけて、やがてすばらしい町にしようという夢のプランであると思います。この夢の実現に近づいていくにはどんな努力が必要か、それは、みんなが心を一つにして協力していく、これしかないと思うのです。協働の町で進むことだと思うんです。

この総合振興計画の母体となったのは合併協議会でつくったさつま町建設計画である。協議会には町内各地からの町民参加がありました。まことに貴重な町民参加という基盤の上にでき上がっていると思います。この参加方式をこれからも維持して進むのが大事なことだと思うのですが、執行段階の実施計画には毎年、ローリングシステムをもって臨むとされています。これは、各年度の経済情勢、財政状況、または突発的に発生した財政需要に即応しようとするもので、現実を認識した上で、当年度の予算と年度末の決算に、つまり実施計画と実績に大きな乖離をもたらさないための大事な努力であると思います。

このローリングシステムに町民も参加できないだろうかと、これが私の思いです。住民参加の体制を維持できないものだろうか。さつま町の皆さんが自分の町の実情を知った上で力を合わせていく。大事なことであると思いますが、総務担当の宮之脇助役に御答弁願います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

御指名でありますので、私のほうで答弁を申し上げます。

この振興計画の関係でございますが、ただいまありました「住民と行政が協働するまち」というのが大きなタイトルになっております。そういう意味で、今後も当然、実施計画を策定をして事業の取り組みを行っていくわけでございますが、特に現在はこの検証をして見直すということもあり得るわけでございます。当然、先ほどありましたローリングというのがあるわけでございますが、地域審議会等がそういうチェック機関としてももう既に設置をされております。ですから、そういう地域審議会等を活用しながら、そういう実績あるいは効果そういうのも検証を含めた上で、提言なり、またそういう見直しなりを提案を申し上げてまいりたいと、そういうことで住民の声を反映させていきたいというようなふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

振興計画についてこの前から一般質問でも数値目標をというようなことで言われてるんですが、観光については「交流人口200万人を目指して」とかいろいろ書いてあるんですが、やはり人口とかいろんなところに、今後の実施計画のなかでとられても結構ですけども、やはり数値目標を出して、なぜできなかったのか、やはり何でこれはここまでなのかというやっぱ、いま平田議員のほうから言われましたその検証をするためにも必要なことだと思いますので、やはり数値目標の設定ということを念頭に置いていただくように、これは要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいま議題となっています議案第55号については、3月28日の本会議まで審議を一応中止しておきます。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時42分

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成18年3月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(26名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
6番	木 下 敬 子	議員	7番	米 丸 文 武	議員
8番	麥 田 博 稔	議員	9番	平八重 光 輝	議員
10番	新 改 秀 作	議員	11番	楠木園 洋 一	議員
12番	宮之脇 金次郎	議員	13番	柏 木 幸 平	議員
14番	久 保 道 夫	議員	15番	別 府 静 春	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(2名)

5番	肥 後 紀 康	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
----	---------	----	-----	---------	----

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	永 田 清 信 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	水道課 長	楠木園 建 雄 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	税 務 課 長	二階堂 清 一 君
介護保険対策室長	小椎八重 廣樹 君	開 発 課 長	北 原 美 義 君
健康増進課長	中 村 政 己 君	環 境 課 長	桑 園 憲 一 君
福祉介護課長	福 永 城 君	消 防 長	田 上 泉 君
農 政 課 長	久保蘭 純 隆 君		
建 設 課 長	前 囿 義 広 君		
企画広報課長	和 気 純 治 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
商工観光課長	橋之口 幸 男 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 6 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 議案第 6 7 号 平成 1 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 3 議案第 6 8 号 平成 1 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 6 9 号 平成 1 7 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 7 0 号 平成 1 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 7 1 号 平成 1 7 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 7 2 号 平成 1 7 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 第 8 議案第 7 3 号 平成 1 7 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成18年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

5番、肥後紀康議員、16番、舟倉武則議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

本日の議事日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第66号さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第2 「議案第67号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第3 「議案第68号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第4 「議案第69号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第5 「議案第70号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第6 「議案第71号 平成17年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」、日程第7 「議案第72号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第5号）」、日程第8 「議案第73号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第66号 さつま町介護保険条例の一部改正について」から日程第8「議案第73号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」までの、以上の議案8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

まず、「議案第66号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これについては、介護保険事業計画の見直しに伴い、第1号被保険者に係る保険料率及び保険料の額の算定基準を改めようとするものであります。

次に、「議案第67号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

これについては、老人福祉費に要する経費及び財政調整基金費、税務総務費、乳幼児医療費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,175万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,802万円にしようとするものであります。

次に、「議案第68号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これについては、総務費に要する経費及び保険給付費、介護納付金、共同事業拠出金、保健事

業費並びに諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,049万円にしようとするものであります。

次に、「議案第69号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これについては、総務費及び医療諸費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,177万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,834万4,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第70号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これについては、保険給付費及び総務管理費、基金積立金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,379万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第71号 平成17年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これについては、医業収入及び総務費並びに医業費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ746万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,189万4,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第72号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第5号）」についてであります。

これについては、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。収益的収入において69万円を減額し、収益的収入の合計額を1億6,403万8,000円に、収益的支出において837万3,000円を減額し、収益的支出の合計額を1億5,063万7,000円に、資本的収入において51万9,000円を追加し、資本的収入の合計額を2,179万3,000円に、資本的支出において216万3,000円を減額し、資本的支出の合計額を5,419万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第73号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」についてであります。

これについては、収益的収入において1,670万9,000円を減額し、収益的収入の合計額を3億2,091万2,000円に、収益的支出において3,658万4,000円を減額し、収益的支出の合計額を3億842万3,000円に、資本的収入において2,268万1,000円を追加し、資本的収入の合計額を7,710万6,000円に、資本的支出において1,367万7,000円を減額し、資本的支出の合計額を1億6,255万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

おはようございます。「議案第66号 さつま町介護保険条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、「議案第67号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について内容の説明を行います。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第68号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

引き続きまして、「議案第69号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第70号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第71号 平成17年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長（中村 政己君）

まことに申しわけございませんが、議案第69号 老人保健医療特別会計補正予算書のかがみの部分で、第1条のところを、訂正をお願いいたします。

「歳入歳出予算の総額は、」となっておりますが、ここを「歳入歳出予算の総額に」ということで、「は、」をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水道課長（楠木園建雄君）

「議案第72号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第5号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

続いて、「議案第73号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号から議案第73号までの議案8件は、

会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号から議案第73号までの議案8件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

まず、「議案第66号 さつま町介護保険条例の一部改正」について質疑はありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

今回の改正に伴う4条の分ですけども、いわゆる町民税の非課税世帯分、ここあたりの対象人数によっては保険料にちょっと影響するんじゃないかと思うんですが、18年度の確定申告等も大体来てるわけですが、ここあたりの見込みをどの程度見ておられるのかちょっと伺っておきたいと思います。

それからもう一点だけ。全協でいただいた資料によりますと、今回の改訂では20年度まで3年間、介護保険給付費の伸びをほとんど見てないような数字で上がってるわけですが、ここあたり介護保険が始まった当初からすれば落ち着いて、こういう計画を立てられたのか。審議会と策定委員会で3回ほど会議をされていますから、この見込み額等の、どういう議論がされたのか、一応聞いておきたいと思います。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

今回、条例の第2条の関係、それから政令に基づいた4条の部分であります、いわゆる所得段階の部分の人数をどのように見られたかということでございます。

これにつきましては、一応保険料の設定につきましてはいろんな人口割合、それから第1号被保険者の人口割合、それから介護給付見込み、それからいま出ました第1段階から第6段階の被保険者の割合、それらを見込みながら厚生労働省が示しておりますワークシートに入れ込んで、全国画一的にそういう方法で保険料を設定しなさいというのがありまして、それで入れてあるわけですが、今回、第5段階から第6段階に政令が改正されまして、それに基づいて条例も改正したわけですが、いわゆる低所得者に対する関係でしておりますけども、一番本町で多い段階といえますのが第2段階でございまして、これを30.6割というふうに見ております。人数にしますと2,737名、次にその上の3段階が26.9割で2,404名というふうに見ております。

この率につきましては18、19、20、率については同じような形で見ておりますが、65歳から以上の高齢者につきましても18、19、20、微減という状態に入りますので、率是一緒ですが、人数については変わってくるというような形でございます。

今回保険料を設定するにしましても、新しいその所得段階が変わったことによって、本町はこの第2段階の部分、いわゆるその部分の人数が多いということで設定をしたところであります。

それから給付費の関係につきましては18、19、20、ワークシートにおいては若干の差はありますけども、23億3,000万円で見ているところであります。これにつきましても新しい制度に伴います在宅者との均衡を図りました居住費、食費等の個人負担とか、利用者負担とかそういうもの。それからこれまでの実績等も踏まえまして、一応横ばいという形で給付費については見たなかで設定して、保険料の算定をしたところであります。

○ 中尾 正男議員

人数と段階の割合はこの前いただいた資料のなかにあります。この4条の関係で、その設定をしてあっても町民税の非課税世帯の分が、ここで減免が出てくるわけです。この対象分が人数的にどれくらいあるのか。ここあたりが多ければ、この4億5,000万円の保険料にちょっと影響が出るんじゃないかと思ったものですから、そこあたりも算定のなかに一応試算をされたんじゃないかと思ったものですから、どれくらいあるのか聞いておきたいと思います。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

失礼しました。18、19年度における保険料率の特例のということでございました。失礼いたしました。

一応、激変緩和措置の対象者ということも、この厚生労働省の保険料設定のためのワークシートには入っておりまして、その分の見込みも上げているところであります。第4段階の部分で、細かく申し上げますと第2段階からの激変緩和措置の対象者を17名、それから第3段階からの激変緩和措置の対象者を16名、そういうことで、逆にまた税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く見込み数というのを2,443人、それと第5段階におきましてもそういう形にして対象者を見込みながら、第5段階に伴う税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く見込み数を547名というこういう形で、これらに関する対象者数も入れ込みながら設定をしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

ただいまのこの保険料率の関係で、第1号から第6号までそれぞれ金額の説明があったわけでございますけれども、わかっとれば教えていただきたいんですが、近隣の薩摩川内市あたりのこの1号から6号までの金額がわかっとれば教えていただきたいと思います。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

情報的にはまことに済みませんが、政令が閣議によって遅くなったために、全国各自治体急いでそれを設定しているわけでありまして、隣の薩摩川内市におきましては17年度の段階での基準額が4,500円ということで、合併によりましてそれは統一されておきませんので、それぞれ入来とか甑島とか違うわけですが、今回の第3期においては、市長のほうにおいては基準額4,500円については上回らない形で設定をしたいということで言われておりましたので、多分その額で設定をされるであろうというふうに思っております。

そういうことで合併されたこれまでの町村については、まあ急激な、いわゆるアップになるという形で4,500円に統一されると伺っております。

以上です。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

先ほどの課長の答弁に関連してお伺いしますが、この前もらった資料でいきますと、この第2段階2万2,800円。いままで3万2,400円払ってた方が2万2,800円になる。この割合が30.6%ですか、非常に多いんです。となると200円上げて平均的にいったときに、3年間のやった数字が、ここの保険料収納必要額が9億6,786万7,086円ですけど、この第2段階が3分の1ぐらい占めるとなると200円の上乗せ部分だけで足りるのかなという気持ちがあるんですけれども、その辺を決められた理由をちょっと。先ほどもちょっと触れられまし

たけれども、算定をしたということでお伺いしておきたいと思うんですけれども。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

介護保険料につきましては、いま申しあげましたような形で、いろんな数値を入れ込みながら設定をしているわけですが、麥田議員がいま言われました新しく設けた新第2段階の部分、本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人。ここが本町は多いということで、数字的にも30.6%を示しているということでもあります。

さっき申しましたように、この率については18、19、20、率については同じ形で設定しておりまして、対象者の高齢第1被保険者は少なくなってまいりますので、そこら辺はこの保険料には影響が出てくるのではないかとこの部分であります。

ただ、介護給付費もいろんな形で実績を出しながら23億円で、横ばいということで設定をしたなかで、出しているわけですが、今回新しく制度で地域支援事業が創設されまして、地域支援事業は介護給付費の2%以内で、上限として設定しなさいと。この地域支援事業費の額も設定するためには、入れ込んで保険料を設定しなさいということになっておる。

ですので、人数の関係、それから介護給付費の増高でいろいろ影響あると思いますが、介護保険制度の持続可能な部分を考えますと、介護保険給付費をいかにして見込みどおりの横ばいで進めさせるかという部分になりますけれども、今回創設されました地域支援事業のなかで、介護予防というのをやっぱり重点とした部分がありますので、そこらあたりで教室とかいろんな形の啓発とか、いわゆる要支援者に対するそういうものを働きかけながら、また利用してもらいながら、要介護に走らない形にやっぱりそのシステム、それからそういうものをつくり上げて、構築しなければならぬんじゃないかというふうに思っています。

そういうことで介護給付費を横ばいとして仮定したときにそういう形で、後は所得段階のリストを中心にしながら保険料を設定してきたということでもあります。

○麥田 博稔議員

いわゆるそこを抑えていくためには総給付費ですか、そこを抑えるのには、やはり今度新規にあったこの18年度の予算のときにお伺いすればよかったんですが、地域支援事業ここが新規にできたわけですが、各公民会に配付されたこの資料です。

ここで、結局非該当の方は一応介護の予備軍の方、失礼な言い方ですが、その人たちが健康でずっといられることが要支援とか、要介護に上がっていかないためにこのあれがあるんですけれども、その仕方が、こっちの介護のほうを使って地域支援事業を受けるとすると、結局、申請をしなきゃいけないんです。各高齢者が一人ひとり。それで、申請をしないとこっちが受けられんわけです。

そこになりますと、今度は健康増進課と健康づくり課、その国保の健康づくりとのタイアップ。そして、どうしてもこの介護に行く人を抑えたいという制度だと思うんですけれども、この申請の受け方をやはり町民に広く広報しないと、多分これが回っていてもわかる人はわかる。わからない人はわからないというか、その辺があると思いますが、老人クラブ、高齢者の会議、何かそういう会のなかで説明をして、そしてこっちのほうを受ける。ただそうしますと、多くなるとまたこっちが上がるという可能性もありますけれども、この要支援から介護のほうに上がっていかない健康づくりに力を入れると。

国もそういう制度だと思うんですけれども、その辺の対策をもう具体的にどのようにお考えなのかです。この18年度のあれを見ますと、いろいろ書いてあるんですけど病気の予防とか、そこをお伺いしておきたいと。地域支援事業についてです。どのようにお考えなのか。委員会では多分あったと思うんですけれどもお願いします。

○介護保険対策室長（小椎八重廣樹君）

介護予防事業を重視する形で地域支援事業が創設されたわけですが、それらの対象というのをまず把握しなきゃなりませんけども、この地域支援事業のなかに特定高齢者施策として、そのなかに特定高齢者の把握というのも入ってまいります。

まずいまの、ありました保健事業等の健診等の、もちろんデータ等も参考にしていかなきゃなりませんが、基本健康診査それから関係機関からの連絡、医療機関とか、民生委員とか、在宅アドバイザーとか、それから一旦申請はしたけども認定の非該当者とか、それから保健師等による訪問活動、それから在宅介護支援センターが町内にありますがそういうなかでの実態把握によるもの、それらをいろいろ連携を図りながら特定高齢者を把握していかなければならないというふうに思っております。

それとともに申請主義ですので、個人の介護保険の申請、それによって審査し、認定が行われますけども、それにまた非該当になった方々、そういう方々のなかで、この地域支援事業を含めて介護予防事業等をサービスする人を特定していくという形で進めていくということであります。

形的には現在高齢者は、8,900人程度おりますが、そのなかで現在の要介護者は900人程度であります。その後がそういう対象になる方というふうになってくるわけですけども、申請をしても該当にならない方もいらっしゃると思いますので、いわゆるその介護予防のスクリーニング、いま申し上げました特定高齢者を把握するための関係ですが、要支援、要介護状態の恐れのある人を数値的には、高齢者の5割程度をみているところです。450人程度。

それから、申請をしましても要介護認定にならなかった方々、現行の要支援と要介護の一部が1、2というふうになりますけども、この方々は新予防給付でありますので、5割、450人程度を地域支援事業の対象者とみております。

その地域支援事業につきましてはこれもいろいろ定めがありまして、介護予防事業は必須事業、それから包括的支援事業も必須事業、それと任意事業というふうにありますけども、そのなかで特定高齢者をまず対象としましたものに運動器の機能向上教室、それから栄養改善教室、口腔機能の向上教室、それから認知症予防支援等の、そういうものを計画をしております。

いま申し上げました運動器の機能向上教室につきましては、地域包括支援センターでは実施するのは無理でありますので、町内のいわゆる介護保険施設、それから居宅介護支援センター等にこの事業への参入という形で連携を図りながら、この事業を委託していくことによって事業を進めていきたいと。受けた事業者にとっては運動器の機能向上教室を図るために、包括支援センターでできたケアプランとか、それから専門職等によって個人のためのケアプランをつくりながら、一定期間においてそれを実施して、またそれを強化していくという形で進めていくと。

この教室等も事業者の施設じゃなくして地域の公民館とか、公共施設等を使いながら講師を呼んで、教室を行っていくとかいう形で進めていくという計画を立てているところであります。ただ、もちろん初めてでありますので、いろいろその専門職の意見等を聞きながら、そのプログラムを組み立て行くということでもあります。

○麥田 博稔議員

ちょっと長くなりましたけども、やはりこれから一番大事な事業だと思うんです。健康づくりとこっちと、タイアップしながら、結局、老人保健のほうも50億円くらいですか、50億5,000万くらい。こっちが24億幾らで、75億円ぐらい全体的には予算的にかかるわけですので、やはり介護のほうですけれども健康増進とタイアップしながら、何とか医療費の抑制というのですか、そっちのほう健康づくりに力入れていただきたいと、要望して終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんので、本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「議案第67号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について質疑ありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

今回の補正が最終ということでありますのでお伺いしておきますけれども、歳入の関係であります、11ページの10款の地方交付税、今回は特別交付税は出ておりませんが、3月交付が決定がなされたのかどうか。まだ見込みの段階であれば既定の予算計上との差ですか、どの程度見込まれてるのかお伺いしたいということと、それから先ほどの説明の19ページですか、県の補助金でありますけども15款2項8目1節農林水産施設災害復旧費補助金、農地・農業用施設等の災害について、激甚災害が適用になったということでありましたけども、農地で93.5から94.5、農業施設で97.3から97.7ですか、ここに記載をしてあるのは、説明欄ところは従前の率になっておるようですが、これの訂正をする必要はないのかということ。

それから全体的なことですが、今回の補正につきましてはこの1年間の予算の執行の実績等に伴う調整ということで、減額の関係で、減額で3億3,175万6,000円ということでございますが、この内には、説明にありましておりプラスの関係というのが、県の人事交流の負担金、財政調整基金の積立金、老人保健医療の特別会計繰出金、そのほかの畜産関係のいろんな補助金というのがございまして、追加補正というのが1億6,540万1,000円というふうになるようでございますが、これらを除きますと実質その減額分というのは4億9,715万7,000円に上がるようでございますが、私は去る9日の一般質問のなかで、今後の財政運営の円滑化等を図るためにできるだけ財政調整基金を積み立てるといふような努力を要請をいたしましたけれども、その時点においてはまだ予算の積み立ては考えていないというようなことで、決算だけだということではございましたけれども、今回このような大幅な減額のもとで一般財源のなかにも余裕ができたというようなことだと思いますが、財政調整基金に3,000万円積み立てがなされたことは非常に喜ばしいことではなかったかと思っております。

そこでお尋ねしますけども、実質この減額分というのは4億9,715万7,000円でございますが、合併後初めての予算編成ということもあって、旧3町の予算規模からしますと、当初で5億円くらいだったですか下回ったという努力もされたわけですが、やはり3町のバランスをとるという上からも予算が膨らんだということもあるかと思えます。

そういうことで、今回減額の幅というのが大きかったというふうに考えておりますが、この減額のなかで予算の効率的な執行とか、あるいは行革の推進上、節約の努力をしたんだというようなことで生み出された減額分というのはどのくらいあるのか、把握をされておりましたらお示しをいただきたいと思います。

それから、いままで3億円ぐらゐの黒字が出るというようなことでございましたが、その額に変動はないのかどうか、その辺も併せてお伺いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

交付税の関係でございますが、交付税は見込額を現在のところでは、予算計上額とは異なりまして見込額を5億3,400万円程度、この金額よりも5,700万円程度は保留という

ことで考えております。

それから特別交付税につきましては、現予算が6億4,500万円あるわけなんです、これにつきましても17年度は非常に豪雪地帯が被害を受けたということで、特別交付税については大変厳しいものであるということで、県のほうからも説明を受けておりましたけれども、これがつい先日7億2,400万円ほど参りました。ですから7,900万円ほどは補正財源ということで、最終補正であります。余裕を見ているところでございます。

それから19ページの災害の関係の補助率の関係であります、これは既定額の率でございます、激甚災害に指定されたために、旧町ごとに若干ではございますけれども率が違います。ということで、口頭説明のなかで激甚災害の指定を受けて93から97割台になったということで説明をいたしたところでございます。

それから合併後初めての予算ということで、日高議員が言われましたように効率的な予算の執行、それから節減努力によってどれだけの減額が見込まれたかということで、現段階では非常に難しいことですが、減額補正のなかで約2億6,000万円ほどは、普通建設事業が1億6,000万円ぐらい、それから災害関係が1億円ぐらいの減ということになりますけれども、それから物件費が9,500万円ほどの減額をしておりますが、特に節減努力をしたというものは、この物件費に係るのではないかなと思います、職員努力によるもの、それから単純に不用額によるもの、それから補助事業に関連するものということで3通りぐらい考えられるわけなんですけれども、この9,500万円の約半分ぐらいではないか、正確に分析はしておりませんけれども約半分ぐらいは職員の努力によって節減されたものではないかなというふうに思っております。この関係では昨年から非常に財政が厳しいということで、職員にも周知徹底をしながら節減努力をお願いをしておりましたので、そのような額で大変アバウトな金額でありますけれども御理解いただきたいと思います。

それからもう一点、繰越金の動きでございますが、現在のところでは前回説明いたしました約3億円から3億3,000万円程度ということで、いまのところ考えているところでございます。

○日高 政勝議員

この歳入の19ページの関係の災害についてはプラスで予算計上されておりますから、当然この説明も、高率補助の率に変えて記載をすべきであると思っております。そこはもう説明欄ですからあえて言いませんけど、改定になったそういう率で表示をすべきだというふうに考えます。

それから財政の、この減額の、職員の皆さん方の努力で9,000万円のうち4,500万円ですか、大変な努力をされていると思っております。町長は行財政改革は私に課せられた最大の政策課題であると認識をして、行革大綱を基本にしながら積極的な改革に努めたいとされておりますので、やはり予算の効率的な執行なり、あるいは節減の効果というものを数的に上げられて、その努力の成果というものを強くアピールすることも一つの方策ではないかと思っております。こうして職員の皆さんに呼びかけて節減の努力をされているわけですから、そういう結果については町民の皆さんにも数字を挙げながら、こういう努力をしておりますというのをアピールしながら、いろいろまた町民の皆さんにも行革のなかで協力をしていただくことが必要ではないかと思いますが、その辺の考え方を町長にお伺いして、終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

いい御指摘をいただきまして、ありがとうございます。また内容を整理をしながら、今後いろんな団体に、予算の決定の結果としていろんな声も出てくると思いますので、そういうときのまた説明の材料にさしていただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

19ページの災害復旧費の補助金の率でございますが、今後はこのようなことを留意しながら説明欄に記載したいと思いますので、おわびを申し上げます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

二、三具体的にお伺いしたいと思いますが、51ページですけれども4款1項8目高齢者のごみ処理支援事業なんです、当初200万円組んで110万円の減なんですけれども、私たちは地域で一体的にと、これは薩摩地区だけだったんですけれども、話したんですけれども、半分も消化されてないというのはどういう理由なのか。余り議会でごちゃごちゃ言ったから利用者がなかったのか、その辺をちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それからいろんなこの近代化資金ですけれども、55ページ、6款1項3目、当初の予算で農業の振興事務費ですが、農業の近代化の資金なんか655万円とか組んで、182万円のあれなんです。それから農業経営基盤なんか475万円で126万円の不用が出てるんですけれどもその辺の理由を、最初でやはりその辺はある程度算定があったものと思うんですけれども、お願いします。

それと57ページの6款1項5目、いろんなところに補助金を出してるんですが、果樹部会です。これなんかもう4万9,000円全部減額と。それから野菜価格差はまああれですけど12万で、9万8,000円の減。これは価格の差がなかったということでしょう。それから園芸振興会への育成補助丸々残ってると。それと原油価格のこの高騰のやつも714万円残ってる。先ほどちょっと説明がありましたけれど、使用がなかったのかです。入札の残だったのか、その辺をもうちょっと詳しくお願いします。それから次のページに梅の1次加工の施設、これも補助が211万円となっていたやつが170万円の不用となっているんですけど、その辺の理由をちょっと詳しくお願いしたいんですが。

それから10款2項1目、屋内運動場2億1,600万円組んでたやつが入札でいきますと2,276万円と、90万切ってるというような入札。それから備品購入費が700万円ぐらい最初組んでたと思うんですけど、それを274万円で済んだというその辺の積算の理由です。要らなくなった、不用になった理由をお願いしたいと。

それから先ほど総務課長が職員の努力で4,750万。確かに需用費とかそれから時間外手当、減が非常に出てます。ただ時間外手当ついては、課によってばらつきもありますし、その辺をどうするのか。

だから、いまよその自治体で平成十二、三年ごろからこの各課で努力して、そういうのを節約したら2分の1とか、3分の1をあくる年にその自由裁量というか、使えと。結局、需用費なんかを努力して縮めると、次の年に自分たちの課でみんなで何かの事業を起こすと。ただ町ですから、それが4,750万円ぐらいというような話です。職員の努力でやったやつが。その半分で二千何百万円ですから、全体で2,000万円か2,000二、三百万円の事業ができると思うんです。職員の方もそれだけ努力すれば、努力して自分たちが節約した分であくる年に何か新しい事業ができて夢があると。

もういまのところ予算をそれだけ詰めると、来年度は査定のとときに、去年はこれだけ要らなかったからもうスパッと切るとというのが、大体の来年度の予算を考えるとそのようになると思うんですけれども、いや再来年です19年度。ですから、18年度の予算は今度28日に一応なりますけれども、やはりそういう頑張って予算を詰めてきたら、あくる年にその分が職員の努力が報われるというか、金で来るんじゃないけど、町民のために何か新規の事業が起こされるという

ような制度が考えられないかです。その辺は町長、助役さんいらっしゃいますのでお考えをお伺いしておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

まず、予算の職員の努力によります不用額の問題でございます。

これについては各団体とも全国的に、いわゆる各課ぐるみでグループなり、あるいはその係単位ごとに努力をした成果というのについては、翌年度への予算に対してある程度調整を図っていくということで、いろいろ今後の行政の経営のあり方としての新しい手法というのが取りざたされております。

本町の場合にそれが可能かどうかというのは、非常に財政的に財源が厳しくなっておりまして、財調まで取り崩しておりますので、そういう活用方策ができるかどうかというのはいろいろ内部的に分析をする必要がありますが、確かに平成17年度はいわゆる旅費とか、需用費、あるいはまた時間外等についても非常に職員の方々が協力的であられたというのは、これはもう事実でございます。

アバウトな数字で4,500万円程度の数字ということでございますが、恐らく事業内容まで精査いたしますとそれ以上の数字が大きく出てくるだろうと。いわゆる職員の努力によるところが大きいわけでございますし、またひいては直接町民にかかわる部分については、町民の御理解というのも非常に深めていただいたと、意識を高めていただいたということでございます。

今後そういう努力については、極力そういう事業名を含めて、内部管理経費そういうものについても必要な経費については一定程度重点的に、あるいはメリハリをつけた予算の編成というのも必要であろうというふうに考えますので、それだけの努力はしてまいりたいというふうに考えます。

○農政課長（久保蘭純隆君）

55ページの関係でございます。制度資金の借入れの関係の御質問でございますが、農業近代化資金利子補給助成、それから農業経営基盤強化資金利子補給補助であります。これにつきましては、近代化資金につきましては186件の方が関係があります。それから農業経営基盤強化資金の関係が29件ということで計画的には変わらないんですけど、借入れの額が変わってきたというようなことで減額をしたということでございます。

57ページでございますが、負担金補助及び交付金の関係での果樹部会の補助ということで4万9,000円の減額でございます。これにつきましては、旧鶴田のほうで果樹部会があったわけですけど、これが解散されたということでの減額ということでございます。

それから町園芸振興会への補助ということであります。これにつきましても29万円の減でございますが、旧宮之城で組織いたしておりましたけど、その部会が解散ということで、新たに会を結成するということにいたしておりましたけど、これが結成に至らなかったということでございます。したがって全額が減額ということでございます。

それから原油価格高騰施設園芸緊急対策事業費でございますが、これは総務課長のほうからも説明がございましたとおり町内で5団体、さつま農協のキンカン部会、さつま町の鉢花部会、洋蘭部会、葉物部会ということで、ここが対象となったところでございます。部会員が全部で19名ということでございます。それぞれ事業主が、二重カーテン、三重カーテン、それから排熱改修装置というふうにあるわけですけど、当初の予定でおったものが少なくなったということでございます。それと併せまして入札執行残ということで減額になったということでございます。

それから58ページであります。梅の1次加工施設整備の関係であります。170万

4,000円を減額いたしております。梅につきましては各年で収穫の量が違うということで、平成16年度につきましては約1,000トン近くの収穫があつて、17年度が450トンぐらいと少なかった関係で、梅の加工タンクを補助するわけですけど、これの要望がなかったということで、これは4件があつたということで、従いまして170万4,000円減額したということでございます。

以上であります。

○環境課長（桑園 憲一君）

51ページの高齢者ごみ処理支援事業業務の110万円の減額についての質問でございますが、これにつきましては平成13年度から平成16年度にかけまして、旧薩摩町におきます緊急地域雇用創出特別基金事業というもので実施をされてきております。17年度から一般財源をもって旧3町が一緒になって実施することで予算をお願いしたわけですが、いろいろ御指摘がございましたものですから、とりあえず旧薩摩町につきましては急にこの事業をとめるということとはできないということで、旧薩摩町だけの約120世帯、金額にして約90万円程度の執行を予定をいたしております。そういうことで今回110万円を減額するものでございます。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

86ページになります。屋内運動場の整備工事の関係でございますが、本工事につきましてはまず本体、それから電気設備、それと給排水衛生のこの3つに分割して発注をいたしております。なお備品のほうでございますけれども、これは舞台の暗幕、あるいはまた体育用具とかそういったもろもろの備品の購入をいたしたところでございまして、いずれも入札執行の結果ということでございます。

○麥田 博稔議員

屋内運動場につきましては700万円が274万円で済んだということは60分ぐらいですか、入札というかその辺の節約が働いたものと理解します。

それからこの上にパソコン借り上げとかいろいろあるんですが、平八重議員が専門でいつも追及されるんですけど、当初で、上のパソコン借り上げです学校管理費。これも1,142万円が257万円とか、それから925万円が207万円残ったと。いろいろパソコンの借り上げについては非常に節約されてるという感じは、委託料が節約されているというか、その辺もやはり最初に見積もりから議会で指摘があつて、その業者との折衝の結果このようになったのかです。後の学校管理費のこの小学校のほうもそうです。パソコンなんかの保守点検と借上料が非常に圧縮が進んでるんですけども、その辺の基本的な考えを、どうだったのか、中身をお伺いしたいと思います。

○教委総務課長（上久保澄雄君）

パソコンの借り上げの関係について、それぞれ減額が出ておりますけれども、これにつきましては当初の見積もりの段階、当初予算を組む段階では台数がかなりの台数がございました。従いましてまたそれを精査いたしまして、台数のほうの調整をしたというのが一つの大きな要因だというふうに思います。

あと保守点検料とかそういうのがございますが、これは契約期間が途中からの契約といったのもございまして、こういう結果になりました。

以上でございます。

○麥田 博稔議員

助役さんに再度お願いしておきたいんですが、やはり財政が厳しくてたいへんだけれど節約したら何かやっぱりそういう、いまでもやってて、2分の1とか3分の1とかやってます。職員の

方もやはり新規事業を起こすとなると、県も厳しいし国もというようなことで、補助を打ち切られて大変ですけれども、みんなで節約した分がどっかで出てくると。多分残業手当も払ってないんだと思うんです。労働基準法でいくと。ただ残業で、サービスで。

だから、そういう努力をしてもらって詰めてもらった部分が、先ほども一回目に言いましたけれども何かで出てくると、我々がこうして協力した分がちょっとは生かされて、あの事業ができたとかあると思うんです。だから、全体で、各課ですれば少ない金額かもしれませんが、全体でみて、みんなの努力でこれだけになったと。例えば先ほどの答弁では4,000万円幾らということですけども、1,000万円でもあれば4分の1です。やっぱり新規の補助事業でもできれば、大きな事業ができると思いますので、次の年にかけては何かそういうふうにして、職員の方にも鼓舞して皆で話し合っってなんかの新規事業を起こすとかして欲しいと要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

一般会計の85ページです。金額は小さいですが、7節賃金の用務員7万円の減。これについて説明を願いたいと思ったんですが、時間がございませんで関連して質疑を急ぎます。実は最近、町民の方から厳しい声が届いているんです。行政は最近、消防署員の採用試験を行なったが、この受験対象者を小、中学校の用務員に絞って行なったと、我々には門戸を開かれなかったと。こういう質問をしていいですか。いいでしょう。

この件について、非常に厳しい抗議の声が届いていますからお尋ねしたいわけですが、実際、消防署員の欠員は本当にあったのか、これは消防署員が、消防長がいらっしゃらないので確認できないとして、不明ならば結構です。受験した人は用務員だけだったのですか。まずこれからお聞きしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね1時5分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをします。4番、新屋敷浩議員から、7番、米丸文武議員から、本日の会議に途中退席する旨の届け出がありましたのでお知らせいたします。助役。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

平田議員のほうから小学校管理費の用務員の賃金に関連いたしまして、職員の任用外の関係の御質問がございましたが、これにつきましては、いわゆる地方公務員法の第17条第1項、または同法第22条第2項及び第5項につきまして、職員の任用についての規定があるわけでございます。今回は、学校の用務員の2名を消防職員として任用外を行なうということでございます。

若干この地方公務員法の説明申し上げますが、この地方公務員法に基づきます第17条第1項の定めといたしますのは、任命権者が採用、昇任、降任、または転任のいずれかによって職員の任用をするということになるわけでございます。こういう場合に、単純労務職でございます用務員

をどういう形でやるかということでございますが、これにつきましては、本町はさつま町職員の任用に関する規則というのを定めてございます。この規則の第2条のなかで、任命の方法の基準というのがございますが、いわゆる職員の昇任及び転任、そういう資格または免許、勤務成績その他能力の実証に基づいて行なうというようなことが基本的に定められているわけでございます。

ただし、その技能労務職員、いわゆる単純労務職員とか技能職員につきましては、その職以外に転任あるいは配置がえを行なう場合には、採用の方法と同等の取り扱いによって、そういう配置換えとか転任を行なうことになっておりまして、今回の場合も、いわゆる条件としてごさいます採用の方法ということでございますが、採用の方法はいわゆる一般教養試験、それから面接の関係、これは口述試験も同じでございますが、それから作文試験そういうものを行なっているところでございます。

消防署の場合、特にまた身体検査等も行ないますし、体力測定等も行なっているわけございまして、それらをすべて実施いたしまして、消防職員としての適正な職員であるかということを試験を行なったわけございまして、単純に転入を行なったわけではないと。いわゆる職員の任用に関する規則に基づいて、採用に準じた形で試験をさしていただいたところでございまして、これが適正だったということで今回は2名ほど決定をいたしております。

何でこういう形で公募しなかったかということになります。いわゆる合併に伴いまして、御承知のとおり職員の抑制というのが非常に大きな課題になっているわけございまして、内部のこういう配置転換によりますそういう職の任用がえを行なう場合等につきましては、その行政職の場合には、消防職員としてはある程度そういう試験等を免除いたしまして、体力測定とか体力検査等で済ませるわけでございます。と言いますのは、同等な試験ということで見なしてそういう形でやるわけでございますが、やはり職が違うということがございしますので採用に準じて実施したわけでございます。

消防のほうも御承知のとおり1人死亡、それから消防長も当然消防職員のなかから承認を行ないまして、消防長として任命したわけございまして、実際には条例上は2名ほど欠員が生じておりまして、非常に通常の業務に支障があるということで、今回こういう形で転任という形で採用に準じた試験を行ないまして、消防職員としての決定を行なったということでございます。

行革で非常に職員数を、ただいま申し上げましたが、控える関係から、公募をすれば当然職員数としては増加という形になりますので、今後もこういう形で、場合によっては転任あるいは承認という形でする必要もあるだろうというふうなことでございまして、そのようなふうに御理解いただきたいと思います。

○平田 昇議員

お話を伺えば、行革という視点からかなり力を入れたんだと、そういうことでございます。それはよくわかります。この人員削減を課題としているこの時、できるだけ増やさないというその考え方はわかるわけですが、もうちょっと視点を変えて、職員、公務員を採用するとなると、それは確かな人材であると、将来町を背負う確かな人材であるということが一つの要件。そしてもう一つは、それを、私は採用された方が不適格とは絶対言いません。言いませんけれども、その対象とされた方が一部の限られていたと。限られた範囲から選ばれるということは、人材に限りがあると。だから私は広い範囲でいろんな可能性を秘めた人材を選ぶとなれば、そこはやはり門戸を開くべきだったと私は思えてならないわけです。

それともう一つ、こういうことを言われました。息子が公務員を志望していると。志していると。それなら親としても何とかしてこれを手助けしたいと。それでもって私も苦労してきたと。だからいいチャンスだと。これからはチャンスがあるんだろうかと思っているが、こういうよう

なことではぐっかりしてるんだと。恐らくその行政の、学校の用務員となると、そこには行政と日ごろのコネクションがあったんだろうと、こういう何と言いますか、ひずみを持った見方をされるわけです。私はこの場合はもうそこまでは言いなさんとは言えませんでした。そういった見方が出てくるわけです。

だから、こういう場合に、事前にかくかくしかじかの試験をしますけれども、今回はこういう事情でやむを得ませんのでという報告ぐらい出してほしかったと、こう言われるわけです。ひとつ今後公平な試験、職員採用という取り組み方を、助役、約束していただきたいんですが。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

確かに非常に就職も厳しい時代でございまして、公務員というのは注目をされておるわけでございます。今回の18年度の採用職員については試験を実施しなかったということもございまして、そういう御意見も数名から聞いております。

今回の場合のその配置がえの問題でございしますが、基本的にはいわゆる地方公務員法のその許容の範囲内で、そういう採用試験に準ずるいわゆる筆記試験、それから作文試験、それから面接試験、それから体力測定という身体検査等を実施して、そういう形で任用がえを行なうということでございますので、そこら辺については十分御理解をいただきたいものというふうに考えておりますが、今後こういう形で、いわゆる部内で、町長のほうが最終的には任命権者という形になるわけでございますが、当然その任用がえを行なう場合には単純労務職、技能労務職、あるいはまた一般行政職、消防職ということでいろいろ職種がございまして。こういうもので、その配置がえを行なう条件として、当然、本町の任用に関する規則のなかでは先ほど申し上げましたように、その技能労務職員についてはそういう一般行政職もしくは消防職として採用する場合は、採用試験に準ずる形で実施していくということが前提になるわけでございますので、そういう部分については何ら問題ないというふうに考えております。

今後の課題として、そこら辺が結果論として町民の方々に公表すべきかどうかという問題でございしますが、これについては部内の調整でございまして。いわゆる合併直後のそういう職員の調整になってるわけでございますが、極力地元からの採用というのも必要でございましょうし、今後、定員管理等を十分踏まえながら、できるだけ町民の方々にも御理解をいただけるようなそういう採用試験というのは実施をしていきたいというふうなふうに考えておりますし、また、今後こういう部内での調整等を行なった場合には、必要に応じて、そういうものについては広報媒体を通じながら、そういう結果については公表していくべきであろうというふうなふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、その行政改革でもって、いわゆる早期退職も募っているわけでございますが、ここら辺も18年度以降も当然、随時これらについては対応をしていく必要がございますし、またそういう職員等の採用等については当然そういう疑問等が生じないような形の対応というのは必要でございましょうから、そういう部分については十分検討をさせていただきたいというふうなふうに考えております。

○平田 昇議員

ただいま助役のおっしゃったように、疑問を持たれないようにしてください。そして私に言われた方は「じゃあ用務員がいなくなったんなら、用務員を受けच्छゅうこっじゃろかい」と。

「いや、そういうことじゃないんでしょう」と私は言うておきました。だから誤解のないように、しっかり説明の上で、そういうのを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

町長にちょっとお尋ねいたします。

午前中、名前を出していただいたもんですから一つは聞いとかなないと。職員の皆さんの努力で4千数百万円経費が浮いたといえますか、かからなくて済んだというお話があり、また教育委員会のほうでパソコンの、私はしょっちゅうやかましく言ってますけれども、別にやかましく言っとるんじゃないくて、予算が少なくて済むもんなら少なくやったださいちゅうことで言っとるんですが、いろいろほかの課の方の御意見やらお伺いして知恵をいただいて、予算よっか安く上がったというお話を聞いております。その働きは私は十分いいことだと思っておりますが、その課だけじゃなくて、この庁内全部、特に保守料とか委託料とかあります。これは、いままでは恐らく業者の方がこれだけでとくれば、わかりましたとされていた可能性も大いにあろうかと思えます。

だから、今から先は厳しいですから、やはり一つひとつ勉強もせにゃいかんけれども、精査されて、例えば100万円だったら何とか80万円でできませんかとか、70万円でできませんとか交渉をやりながら、できるだけその経費をかからない方向で。私は中身はよくわかりませんが、見た感じじゃ非常に高額だと。私もこういう仕事をしとるもんですから、見たときに高額に感じます。中身は詳しくは知らないからはっきりは言いませんけれども、保守料にしても委託料にしてもです。だから、その辺は十分これから交渉を精査されて、できるだけ予算が少ないなかでできるようなふうにお考えにならないかどうか、その辺をどのようにお考えになっとるかお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

保守料とか、修繕料とかいろんな施設も上がったりするなかで、たくさんのそういう分もあるんだろうと思っておりますが、御指摘のように公共でもってそういうのを、いままで取り組んできたのは高どまりになってるんじゃないかと。あるいは民間においてはもっと厳しく、そこらを査定しながら、交渉しながらということが十分あるわけございまして、そういう点の垣根というのをだんだんと民間のそういうスタイルに近づけていくということは、行政としても努力をしていく必要はあるだろうというふうに思っております。

どこらにどのぐらいの余地があるのかということは、今後、研究もしながら、そしてやはりそういうところの努力というのも積み重ねによって大きなものにもなると思いますので、これは今後の、行政のまた検討課題として勉強さしていただき、またそういう努力をさしていただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ありませんので、本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第68号 平成17年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第69号 平成17年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第70号 平成17年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第71号 平成17年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第72号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第5号）」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第73号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」について質疑はありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

水道課長に。

減価償却修正益が過年度分が950万円が出てます。補助事業にかかわる分を若干また落としたということだろうと、そういう説明だろうと思うんですが、この減価償却費については、議会に出てくる書類あるいは監査委員もだと思うんですが、なかなか数字がつかめないわけです内部の積算でいきますから。

それで、ここあたりのこの計数処理の問題で、こういう問題が出たときのチェックの機能、大きく金額が違ってくると、貸借対照表等の資産の数字と違ってくるわけですから、ここあたりの計数のチェック機能が働いてるからこうして出てきたんだろうと思うんですが、予算を組むときにこういう大きな金額が出たときに、ちょっと違うんじゃないかというようなそういう体制にはなっていないのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○水道課長（楠木園建雄君）

この予算で計上をいたしました過年度損益の修正益959万9,000円につきましては、鶴田中央地区の簡易水道事業のいままでの減価償却額にたくさん落とし過ぎておったと。たくさん経費化しておったということでございます。その原因としましてはこの国庫補助金、工事負担金等をもって取得した資産につきましては、これは方法は、それを差し引いて減価償却することも可能ですし、またそのまま取得した額そのままを耐用年数等で償却していくことも可能でございます。

ただ、国庫補助金とか工事負担金等は原価を抑制するための目的も一つあって、方法をされておりますので、それを減価償却費で落としていきますと費用化がたくさんされるということで、当然料金の高騰化というものがつな갑니다ので、それをなくするためにできるだけ料金を抑えていきたいということで、国庫補助金、工事負担金等をもって取得した資産についてはその分を

除いた額で減価償却をしていくということにいたしているわけでございます。

ただこれが、いままでの取り組みのなかで、今回見直しをいたしましたところが、工事負担金、国庫補助金等を抜かないで減価償却をしてあったものがあったということが一つございました。それともう一つは、耐用年数のとらえ方を間違ってたものがあったということで、これを修正をするということでございます。

こういったものに対するチェックというのをどういうふうしていくかということでございますが、取得したときにその年度の決算のときに減価償却は算定をしていきまして、そして固定資産台帳に登載をし、それを毎年落としていくということにいたしております。

ですから、今回は金額がたくさん上がってきておりますけれども、可能な限りこういった修正益が生じないように。また、小額の場合につきましては雑支出あるいは雑収益ということで経営に大きく影響しない範囲内のなかで、それを費用化していくということも可能だというふうにこの地方公営企業法のなかでなっておりますので、今回は金額大きかったですので、こうして過年度損益の修正益と。あるいはまた場合によっては修正損というものも計上する可能性もあるわけですから、そのようなことがあって、この経営に大きく影響がないように、正確なこの減価償却の算定に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○中尾 正男議員

先ほども言いましたけど、議会に出てきた書類あるいは監査でもだろうと思うんですが、なかなか台帳からはじいて積算をせんにゃいかん数字ですから、そこあたり大きな金額、決算書類もここ辺はわからなければ、ある程度言えばつくれる書類になることになりますから、そういうふうに、なかなかここで、審議のなかでわからない計数ですから、チェック機能を働かせ、そしてこういう間違いはできるだけ、できるだけじゃなくて、そういう計数違いの数字が予算に出てこないようなシステムを、当然その減価償却のあれですから、数字を入力したとき違った数字が出てくればマイナスが、だからそこ辺のシステムができないのかなと。私は専門家でないから、そこあたりのところを検討をしていただくように要請しておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第66号から、ただいまの議案第73号までの議案8件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、ただいまの議案8件を一括して討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号からただいまの議案第73号までの以上の議案8件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案8件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 6 号から議案第 7 3 号までの議案 8 件は、いずれも原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会時刻 午後 1 時 2 6 分

平成18年第2回さつま町議会定例会会議録

(第6日)

○開議期日 平成18年3月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(26名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
6番	木 下 敬 子 議員	7番	米 丸 文 武 議員
8番	麥 田 博 稔 議員	9番	平八重 光 輝 議員
10番	新 改 秀 作 議員	11番	楠木園 洋 一 議員
12番	宮之脇 金次郎 議員	13番	柏 木 幸 平 議員
14番	久 保 道 夫 議員	15番	別 府 静 春 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員(2名)

5番	肥 後 紀 康 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
----	------------	-----	------------

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	永 田 清 信 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	水道課 長	楠木園 建 雄 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	税 務 課 長	二階堂 清 一 君
介護保険対策室長	小椎八重 廣樹 君	開 発 課 長	北 原 美 義 君
福祉介護課長	福 永 城 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
健康増進課長	中 村 政 己 君		
農 政 課 長	久保蘭 純 隆 君		
建 設 課 長	前 囿 義 広 君		
企画広報課長	和 気 純 治 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 さつま町国民保護協議会条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 さつま町安心・安全まちづくり条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 12 号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について
- 第 6 議案第 14 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 15 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 16 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 17 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 18 号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について
- 第 11 議案第 19 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 12 議案第 20 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 13 議案第 21 号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
- 第 14 議案第 22 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 15 議案第 23 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 16 議案第 24 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 25 号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 26 号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 27 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 29 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 30 号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 31 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 32 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 33 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 34 号 さつま町柊野農村広場の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 36 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 37 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 38 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 41 号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 42 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 43 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第 32 議案第 44 号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について
- 第 33 議案第 46 号 平成 18 年度さつま町一般会計予算
- 第 34 議案第 47 号 平成 18 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 35 議案第 48 号 平成 18 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 36 議案第 49 号 平成 18 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 37 議案第 50 号 平成 18 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 38 議案第 51 号 平成 18 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算
- 第 39 議案第 52 号 平成 18 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算

- 第 4 0 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 4 1 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 4 2 議案第 2 8 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 4 3 議案第 3 9 号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 4 4 議案第 3 5 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第 4 5 議案第 4 0 号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について
- 第 4 6 議案第 4 5 号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について
- 第 4 7 議案第 5 5 号 さつま町総合振興計画の策定について
- 第 4 8 議案第 7 4 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 4 9 発議第 2 号 さつま町議会委員会条例の一部改正について
- 第 5 0 発議第 3 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について
- 第 5 1 報告第 1 号 平成 1 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 5 2 報告第 2 号 平成 1 8 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 5 3 議員派遣の件
- 第 5 4 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成18年第2回さつま町議会定例会第6日の会議を開きます。

5番、肥後紀康議員、16番、舟倉武則議員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」、
日程第2 「議案第3号 さつま町国民保護協議会条例の制定について」、日程第3 「議案第4号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について」、日程第4 「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第5 「議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、
日程第6 「議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」、日程第7 「議案第15号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第8 議案第16号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第9 議案第17号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第10 「議案第18号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」、日程第11 「議案第19号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第12 「議案第20号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第13 「議案第21号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、日程第14 「議案第22号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第15 「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第16 「議案第24号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第17 「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」、日程第18 「議案第26号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」、日程第19 「議案第27号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第20 「議案第29号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第21 「議案第30号 さつま町町民センターつる

だ荘の指定管理者の指定について」、日程第 2 2 「議案第 3 1 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第 2 3 「議案第 3 2 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第 2 4 「議案第 3 3 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第 2 5 「議案第 3 4 号 さつま杵野農村広場の指定管理者の指定について」、日程第 2 6 「議案第 3 6 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第 2 7 「議案第 3 7 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第 2 8 「議案第 3 8 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第 2 9 「議案第 4 1 号 さつま郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について」、日程第 3 0 「議案第 4 2 号 さつま町紫尾山きらの里キャンプ場の指定管理者の指定について」、日程第 3 1 「議案第 4 3 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第 3 2 「議案第 4 4 号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」、日程第 3 3 「議案第 4 6 号 平成 1 8 年度さつま町一般会計予算」、日程第 3 4 「議案第 4 7 号 平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 3 5 「議案第 4 8 号 平成 1 8 年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第 3 6 「議案第 4 9 号 平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第 3 7 「議案第 5 0 号 平成 1 8 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第 3 8 「議案第 5 1 号 平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算」、日程第 3 9 「議案第 5 2 号 平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第 4 0 「議案第 5 3 号 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計予算」、日程第 4 1 「議案第 5 4 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

日程第 1 「議案第 2 号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」から日程第 4 1 「議案第 5 4 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの、以上の議案 4 1 件を一括議題とします。

これからお手元に配付してある議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔平八重光輝議員登壇〕

○総務常任委員長（平八重光輝議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」「議案第3号 さつま町国民保護協議会条例の制定について」「議案第4号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について」「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」「議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」「議案第15号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」「議案第16号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」「議案第17号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」「議案第22号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」「議案第24号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算の関係分」以上、議案11件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」「議案第26号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」「議案第44号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」以上、議案3件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」であります。

本条例は、住民が自宅や職場からインターネットを利用して、町の機関に対する申請、届出その他の手続を行うことができるようにし、住民の利便性の向上を図ることを目的としたものであり、平成14年度から鹿児島県及び県内市町村で電子自治体運営委員会を設置し、開発検討がなされてきたとの説明であります。質疑のなかで、このシステムの業務範囲はどの程度まで対応できるのか質しましたところ、条例上では、全ての申請手続き等ができることになるが、運用面では未だ困難な面もある。需要が多いものとして、住民票の写しや納税証明などの証明書類が多いのではないかと予測しているとのことであります。

また、本制度の町民への周知方法は、どのように考えているのか質しましたところ、町のホームページに掲載し、町広報紙でも周知を図っていく。県下統一のリーフレットも作成されるので、それらも活用していきたいとのことでありました。

次に、「議案第3号 さつま町国民保護協議会条例の制定について」であります。

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、市町村国民保護協議会を組織及び運営するために制定されるものであります。

質疑のなかで、市町村の国民の保護に関する市町村計画を作成することになるが、その策定過程について質しましたところ、5月以降に国が示すモデル計画をもとに市町村計画案を作成し、第1回目の協議会へ諮問を行う。その後、第2回目の協議会で中間的とりまとめを行い、議会への説明、住民への啓発を進めながら、3月には計画書としてまとめて参りたいとのことであります。

次に、「議案第4号 さつま町安全・安心まちづくり条例の制定について」であります。

平成17年4月に、鹿児島県において策定された「安心鹿児島創造プログラム」に基づき、犯罪のない地域を目指した取り組みの一環として、地域ぐるみの取り組みを推進するために制定されるもので、昨年12月までに、県内20市町村で条例制定がなされたとの説明であります。町全体への普及啓発をどのように図っていくのか質しましたところ、地域のリーダーである公民館長、公民会長への説明、また、町内の各防犯組織の意見交換会の実施や統一的腕章の作成を行うなど、関係機関団体との連携を図りながら、安全安心のまちづくりを推進していきたいとのこと

であります。

次に、「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。

質疑のなかで、給与減額の割合の根拠について質しましたところ、県内の状況を把握し、財政状況等を考慮したなかにおいて、町政のトップとして自らの判断で行われた。本条例施行による減額の総額は、205万3,000円になるとのことです。

次に、「議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付け等に関する条例の一部改正について」であります。

これまでの3つの定住促進住宅団地に新たに佐志、湯田原、鶴田の住宅団地を加えるもので、来年度に3区画分の貸付けを予定しているとの説明であります。当面、対象者を勤労者、いわゆる生産年齢層に目標を定めた募集を行い、若者定住を目指していきたいとのことです。

次に、「議案第15号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

昨年の特別職の報酬等の改定に準じて行うもので、平均0.37%の減、金額にして10万3,200円の減額になるとの説明であります。1、2時間の会議等の場合の報酬の取り扱いは、検討しなかったのか質しましたところ、重要事項等の審議をしていただく職務等を勘案し、当面は現行どおりの対応をしていきたいとのことです。

次に、「議案第16号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

現行の給料表の見直しを行い、給料表水準を全体として4.8%、中高年層で最大7%引き下げるとの説明であります。新給料表への適用をどのようにしていくのか質しましたところ、本年4月1日で全ての職員給与を現行の給料の号級から本条例の附則に定める切替表に基づき、新給料表での適用を行っていく。

今後の職員の昇給に関しては、5段階の人事評価をもとに勤務成績を反映させていくとのことです。また、今回の給与改定による影響額を質しましたところ、年間3,500万円程度の減額、更にこれが5年間は続くと考えられており、1億7,500万円の効果があると試算しているとのことです。

次に、「議案第17号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

質疑のなかで、地下タンクの規模は規定があるのか質しましたところ、ガソリンの場合は、200リットル、灯油は1,000リットル以上を貯蔵等する場合には、市町村長の設置許可が必要である。新設設置または施設の変更を行う場合に審査が必要であり、その審査手数料として、来年度は12万4,650円を見込んでいるとのことです。

次に、「議案第22号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

本条例の改正は、土地開発公社が賃貸のできる土地に関し、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、所有権が最終的に賃貸の相手方に移行することを前提とした、10年以内の賃貸に限っては可能であることから、企業立地に関し、条件整備を図るために行うものとのことです。

質疑のなかで、土地開発公社の土地賃貸の取り扱いについて質しましたところ、これまで、前提を伴わない純粋な土地の賃貸については、土地開発公社が本来行う事業ではなく、構造改革特区の指定を受けて実施がなされていたが、平成16年12月の法令改正に伴い、定款変更により、契約期間満了で必ず土地を返還する契約である事業用定期借地権を設定した10年以上20年未満の賃貸借ができるようになったとの説明であります。

次に、「議案第24号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。

火災発生時における消防団員の現場活動の内容で、費用弁償額に差が生じる点について質疑がなされ、消火活動については、幅広く、かつ、弾力的に対応していく。全く消火活動を必要としなかった火災も実際あるので、厳しい財政状況のなかでもあり、そのような場合についての減額には理解を得ていきたいとのことであります。委員からは、深夜の出動など出動環境においても柔軟な対応を求める意見が出されたところであります。

また、本案については、特に町長の見解を求めたところであり、消防精神のもとに危険を伴う消防活動については、弾力的に運用を図るようにしていきたいとの答弁でありました。

次に、「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」であります。

本案対象施設には、指定管理者として民間事業者4社から応募がなされ、町内の学識経験者5名及び行政側5名で構成された「さつま町公の施設の指定管理者選定委員会」において、5つの基準項目、24からなる選定基準細目を設け、特に、経費の節減、管理を安定して行うことができる経営規模や経営能力に重点を置きながら慎重なる選定作業を進めた。審査に当たっては、過去3年分の税務申告された決算書、財産に関する調書、登記簿謄本、事業計画など指定申請に関する関係書類を詳細に精査を行ったとの説明であります。また、管理経費の面については、指定管理候補者の提案に基づき、平成18年度町からの支出額は2,095万円で、平成17年度と比較すると776万2,000円の減、平成19年度には、1,060万5,000円の減、平成22年度には、1,360万5,000円の減額になるとのことであり、大規模な災害など特別な事情がない限り、申請計画に基づく額の範囲内で行っていただくとの説明であります。

株式会社ヘルシーランドつるだの今後の取り扱いについて質疑がなされ、本年6月までは、従来の会社が運営することになり、その後については、残務整理等を行い休止にするか、株式会社パーク観音滝と合併して1社にするか、あるいは清算し解散するかなど様々な検討を行っている。平成18年度中には方向を見出していきたいとのことであります。

また、民間との競合する点について質しましたところ、民間に委託することで経営努力が一層進み、競争の機会が増えることになる。当該施設は、プール、レストラン、温泉などの複合施設であり、単独では採算の取れない分野も抱えているが、それぞれがお互いに影響しあって現状を支えている状況である。指定管理候補者からは、リニューアルの考え方も出されているが、施設改修については、指定管理者の負担において実施されることになり、仮に委託期間終了後において、指定管理者が入替わり場合には原状に復していただくようにしているとのことであり、指定管理者においても経営面では、ある程度のリスクを伴ったスタートであることを認識しているとのことであります。施設で働いている職員の取り扱いについて質しましたところ、公募の段階から要綱や仕様書において、更には説明会やヒアリングにおいて、現職員や地元雇用について、十分な配慮をお願いしてきているとのことであり、委員からは、配慮を求める意見が出されたところであります。

次に、「議案第26号 さつま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」であります。

当該施設の指定管理についても、民間事業者4社から応募がなされ、健康ふれあいセンター等の指定管理候補者の選定作業と同様に指定管理者選定委員会において慎重な検討の結果、選定されたとのことであります。指定管理者候補である株式会社ビルメン鹿児島グループは、株式会社ビルメン鹿児島、社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会、特定非営利法人鹿児島NE T総研の3者で構成されている団体であり、この団体は、薩摩川内市の観光施設の指定管理者の指定を受け、本年6月から業務開始を行う予定であるとの説明であります。

また、管理経費の面については、平成18年度町からの支出額は3,367万6,000円で、

平成17年度と比較すると19万5,000円の増、平成19年度には、1,460万2,000円の減、平成22年度には、1,913万2,000円の減額になるとのことです。

質疑のなかで、選定基準の項目はどの点も重要な事項であり、項目の配点や採点の仕方について質しましたところ、今回の選定基準では、経費節減と安定的管理運営に重点をおいて配点し選定作業を行った。施設によっては、収益性よりも基本的技術や文化の伝承といったもの等が必要な施設もあるので、施設の目的、運営の実態によっては、選定基準、配点方法等について検討を行う必要があると考えているとのことでもあります。また、事業計画に関する実施状況のチェック体制について質しましたところ、町に対し指定管理者は、管理運営の体制、事業の概要、実施時期、管理運営経費などを含む次年度の事業計画書の提出を行うこととしている。毎月の業務報告や年度における半期の業務報告、事業年度終了後の業務報告書等も提出することとしており、これらに基づき確認作業を行いながら、条件を満たしていないものがあれば、行政側からは業務改善勧告、立ち入り調査を行うことができることとしているとのことでもあります。

町長には、議案第25号及び議案第26号に関連し、特に次の点について見解を求めたところでもあります。

まず、公募によらない施設を従来の受託団体に指定管理者として指定する場合においては、選定の基準や指定に至った経緯について明確に示すべきではないかと質しましたところ、選定委員会には外部の民間委員も入って検討していただいているので、公平性・透明性は確保されていると考えている。選定判断については、施設ごとに議論、検討を行い結論を導き出しており、内容は整理されているので、情報公開の開示請求など必要に応じて公開していきたいとのことでもあります。また、既存民業との競合する点についてどのように考えるか質しましたところ、より広域から多くの観光客を誘致し、経済活性化に役立てていくために、町として総合振興計画においても重点プロジェクトを掲げ、観光・交流資源を活用した交流人口の増大を目指すために、様々な取り組みを関係者と一体となって行っていきたい。このような取り組みのなかで、受け入れ態勢としてもお互いが相乗効果を発揮していただきながら充実、向上していくことをお願いしたいと思っているとのことでもあります。

次に、「議案第44号 さつま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」であります。

まず、薩摩びどろ工芸株式会社のこれまでの建物使用料及び備品の賃貸料の滞納分の納付状況について質しましたところ、現在の月々の使用料は順調に納付されており、滞納に係る分については、延滞金も含め平成19年度までには返済計画に基づき納付されると見込んでいるとのことでもあります。また、当該施設に関する委託料や使用料収入等について質しましたところ、目的外使用料として月額3万円、年間36万円納めていただくこととしている。指定管理料については、消防保守点検、浄化槽維持管理費など施設の管理費のみ47万1,000円を予定しているとのことでもあります。

次に、「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費のなかで、出張所の今後の体制について質しましたところ、従来どおり2名体制で実施し、うち職員を1名、嘱託員を1名の体制で行う。職員については、常駐ではなく、社会教育課に配置しながら、随時出張所に出向く体制を考えているとのことでもあります。法制文書事務費の通信運搬費が昨年より大幅に減額されている点については、これまで公民会への発送文書を業者に依頼していたが、平成18年度から職員で手分けして配付することになったためとの説明でありました。また、無線放送施設整備事業補助に関しては、公民館長会及び公民会長会等で詳しく説明を行い、地域からの要望にも柔軟に対応し、機種の選定についても地域の特性を含め専門家等の意見も参考にしながら進めていきたいとのことでもあります。

2款2項徴税費で、滞納整理指導官を配置しての徴税効果について質しましたところ、差押えをこれまで128件、うち不動産を77件行った。その結果として4,700万円の効果があったと見ていたとのことであります。また、7項地籍管理費において、地籍事業の進捗の状況及び筆界未定についての今度の取り扱いについて質しましたところ、平成18年度に平川、紫尾地区を継続して実施する予定で進捗率87.63%になる。筆界未定地が222件あり、該当者に対しては再度話し合いを行っていただく努力をしていかなければならないと考えている。平成18年から始まる筆界特定制度等も参考にしながら進めていきたいとのことであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

○平田 昇議員

総務委員長の報告のなかの「議案第25号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」質します。

委員長は、昨年6月は私のふれあいセンターについての反対討論に対して、関係住民の方々、これは主に湯田地区の旅館業者を指すものと私は受け取ったが、この方々の気持ちは拝察できる。今後町当局はもちろん、地域社会や我々議会が知恵を出し合い、よりよい方向に持っていくための議論が必要であると強調された。何らかの改善がなされたことを委員会は確認されたのかどうか。今回、議案第25号を可決すべしと決定するに際し、特に論点となった報告外のものにはどんなものがあったか質します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○総務常任委員長（平八重光輝議員）

まず、1番目の対策についてであります。特に質疑等も出ず論議は行っておりません。

他の論点についてであります。これはいろいろ出ましたが、いまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、詳しくは申し上げられませんが。

25号については特に出してありませんでした。26号についてはありましたけれども。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」「議案第18号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」「議案第19号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」「議案第20号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」「議案第21号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算の関係分」「議案第47号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」「議案第48号 平成

18年度さつま町老人保健医療特別会計予算」「議案第49号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計予算」「議案第50号 平成18年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」「議案第51号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計予算」「議案第52号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上、議案12件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第27号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」「議案第29号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」「議案第30号 さつま町町民センターつるだ荘の指定管理者の指定について」「議案第31号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」「議案第41号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定についての関係分」以上、議案5件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、つるだ荘の利用料金について、町内・町外居住者の利用料金を同一料金とし、温泉入浴の利用料金を大人1人当たり100円以内、小人50円以内に改め、町内に居住する70歳以上の老人及び身体障害者手帳1、2級所持者からも温泉入浴の利用料金を徴収しようとするものである。また、宿泊利用者のみ温泉入浴の利用料金を無料にしていたものを、食事及び宿泊利用者について休憩室等及び温泉の利用料金を無料にしようとするものであるとのことであります。

質疑のなかで、温泉入浴の利用料金を100円以内に設定することにした経緯について質しましたところ、施設が老朽化していること、上がり湯・シャワーがないという状況のなかで、高い利用料金を設定した場合、入浴者数が減るのではないかということで、入来・樋脇・祁答院等の公衆浴場が100円であることなどを参考にして、利用料金を設定しているとのことであります。

次に、「議案第18号 さつま町すこやか子育て支援手当支給条例の一部改正について」であります。

改正の内容は、これまでの支給手当の額を半額にしようとするものであるとのことであります。

質疑のなかで、厳しい財政状況のなかではあるが、現状を維持することについて検討しなかったのか質しましたところ、行財政改革を進めるなかで、財源不足による町単独事業の見直しをせざるを得なかったことや国の児童手当支給対象児童が小学校3年生から6年生まで引き上げられたこと、それに伴い町の負担率が6分の1から3分の1に増加することなどから、最終的にこういった判断をせざるを得なかったとのことあります。

次に、「議案第19号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

改正の内容は、これまでの助成額が、医療機関に支払った一部負担金の全額であったものを、町民税非課税世帯以外の世帯については、一部負担金の支払額の毎月分から3,000円を控除した額とするもので、旧宮之城町の条例の内容と同様にするものであるとのことあります。

質疑のなかで、今回の改正のねらいについて質しましたところ、財政改革の下で、制度を以前のものに改めるものであるとのことあります。

次に「議案第21号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」であります。

改正の内容は、クリーンセンター及び最終処分場使用手数料について、1回の搬入量50キログラム以下が200円であったが、100キロ以下300円にし、これまで50キログラムを

増すごとに１００円加算していたものを１００キログラムにつき３００円加算しようとするもので、改正されると歳入で４５０万円程度の歳入増が見込まれるとのこととであります。

質疑のなかで、手数料を３００円に設定することにした経緯について質しましたところ、県内を調査し、薩摩川内市、いちき串木野市、鹿屋市、曾於南部、大根田のごみ処理施設が１００キログラム３００円、国分地区が２１０円であることを参考にして、３００円に設定しているとのこととあります。

次に、「議案第２７号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」及び「議案第２９号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」であります。

本案は、「鶴田地区コミュニティセンター」の指定管理者に「鶴田区公民館」を、「柏原地区集会施設」の指定管理者に「柏原区公民館」を指定し、地域活性化活動の推進に関する業務を行わせようとするもので、指定期間をいずれも平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日までの３年間としようとするものであるとのこととあります。当委員会では、建物の現状を把握するため現地調査を行い、審査を行ったところとあります。

質疑のなかで、管理運営に関する仮協定書を締結しているとのことから、その協定書で定めているリスク分担について質しましたところ、リスク分担については、予期されないことが起きた場合の町と指定管理者の負担区分を定めている。主には、町の要請による業務変更、洪水・地震・火災等の災害による施設の修復に必要な経費は町の負担とし、物価変動による物品等の経費増があった場合は指定管理者が負担するなど、１２項目を定めているとのこととあります。

次に、「議案第４６号 平成１８年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、歳出予算の４款１項６目老人保健事業費のなかの各種検診のうち基本健康診査ほか５件について、受診料を上げる予定であるとのこととから、１８年度の申請状況に影響はないのか質しましたところ、申込書に料金改定の見込みであることを記載し、現在検診の申込みを受け付けている段階であるとのこととあります。

次に、４款２項２目し尿処理費の生物膜改造費の内容について質しましたところ、現在、し尿処理施設では生物膜による処理機８基で稼働している。旧組合時代から年次的に生物膜の交換を行っており、現在４基を取り替えている。この膜は１基に１４４枚必要であり、１基分を取り替えると１，３００万円かかる。耐用年数は５年と聞いているが、外国製の特許製品であり非常に高額である。今回歳出予算に計上している改造機を取り付けることにより、電気料や生物膜更新の経費も若干減ることになる。また、処理能力が高くなることから、現在の８基での運転を２基ぐらい減らせないか検討しているとのこととあります。

次に、１０款２項１目学校管理費について、校内ＬＡＮ整備及び今後の学校施設の改修計画について質しましたところ、校内ＬＡＮは、宮之城地域だけが未整備であったが、今回で全部が完了する。学校施設の改修については、旧町時代の総合振興計画にあげられていた薩摩中学校・宮之城中学校の校舍改築がある。このほか緊急を要するものについては、適宜対応していきたいとのこととあります。

次に、１０款５項３目自治活動推進費の区公民館・公民会活動補助の算定基準について質しましたところ、１８年度は、２０地区の公民館、１５４の公民会への活動補助として４，８７２万８，０００円を歳出予算に計上している。区公民館活動補助の算定基準は、均等割２０万円、世帯数割１戸当たり１００円で算定している。また、館を自主運営している公民館には施設割として１５万円を加算している。公民会活動補助は、均等割５万９，０００円、世帯数割１戸当たり３，３１０円を基準として算定しているとのこととあります。

次に、１０款６項３目学校給食費について、薩摩給食センターには米飯施設がなく、米飯を

委託している関係で給食費が月額で小学校１００円、中学校１８０円高くなっていることから、宮之城センターで対応できないのか質しましたところ、宮之城センターの炊飯施設の食缶、コンテナ、給食運搬車の関係が薩摩センターのものと違うため、現在のところ対応が難しく、今後の検討課題であるとのことであります。

次に、歳入予算の１３款２項６目の保育料督促手数料について、保育料未納・滞納者の対策とその入所条件の取扱いについて質しましたところ、期限までに納入されなかった場合は翌月に督促を行い、３カ月後に催促状を出している。今後においては、戸別徴収等も検討している。１７年度で２００万円を超える額の滞納がある。未納・滞納者の新年度の入所条件等の取扱いについては、特別に規定を定めていないが、１８年度は誓約書により計画的に納入されることを確認し、決定する場合には短期入所等を検討しているとのことであります。

次に、「議案第４７号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

１７年度の高額医療の支給実績について質しましたところ、１６年度で１，１３７件の９，１４９万４５２円、１７年度の２月現在で１，１１６件の８，９８４万２，７２７円であるとのことであります。

次に、「議案第４９号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

介護保険制度の大幅な改革により、歳出予算の大部分を占めていた保険給付費に、従来の老人保健事業及び介護予防・地域支え合い事業を再編した事業や地域包括支援センターの設置運営などの地域支援事業費が加わっている。歳入予算の介護保険料は、現行の第５段階の保険料基準額３，６００円で編成している。第３期介護保険事業計画において第６段階における保険料基準額が確定されたので、補正予算で調整するとのことであります。

質疑のなかで、平成１８年４月から要介護認定の区分が変わるが、認定をすでに受けている人の有効期間について質しましたところ、現在要介護１に認定された人が更新の申請をすると、要支援２・要介護１という２つの区分に分かれることになる。要介護１の人が要支援２に認定されると有効期間は６カ月となり、要介護１の人が同じく要介護１に認定をされると有効期間は１２カ月となるとのことであります。

次に、「議案第５０号 平成１８年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」についてであります。

介護保険制度改革に基づき、新設した特別会計であり、要支援１・要支援２を対象とする地域包括支援センターで行う新予防給付に係るケアマネジメント業務を実施するための指定介護予防支援事業の会計であるとのことであります。

質疑のなかで、この特別会計で対象となる要支援１・要支援２に認定される対象者数の見込みについて質しましたところ、現在、さつま町の高齢者数が９，０００人程度である。その約２０分の１の１，７００人程度が現在認定を受けている。内訳として要介護１以上が１，０００人程度、要支援１・２に認定される見込み数が７００人程度と想定している。また、新規で要支援・要介護になる恐れのある人を４００～５００人程度と想定しているとのことであります。

次に、「議案第５２号 平成１８年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

質疑のなかで、農業集落排水の事業区域で合併浄化槽を設置しているところがあるのか質しましたところ、事業区域内では合併浄化槽の設置届があっても許可していない。平成８年から供用を開始しているが、それ以前に設置された合併浄化槽・単独浄化槽については現在も稼働してい

る可能性もあると思うが、現状は把握していないとのことであります。

このほか、次の4点については、特に町長の見解を質したところであります。

まず、「条例公民館の平準化」について質しましたところ、条例公民館の平準化という問題に関しては、合併協議に基づき、平成20年度を目標にして平準化を図ることを検討しているところである。これからの時代においても当然公民館活動は大切であり、また、コミュニティをどう形成していくかという課題もある。

宮之城地域の山崎・佐志・虎居の3つの条例公民館、鶴田・薩摩地域の一つずつに主事を配置し、社会教育の拠点としての活動を推進しながら、各区の公民館においては、地域活動支援事業を十分活かした取り組みを進め、役場窓口職員を有効に活用しながら公民館活動を推進していくという体制が整えば、ある程度均衡がとれることになるのではないかと考えているとのことであります。委員から、できれば18年度からそういう地区で説明会を開き、住民に十分理解を求めながら、早期に取り組みを進めるよう意見が出され、これに対し、別の委員から慎重にするべきではないかとの意見も出されたところであります。

次に、「宮之城屋内温泉プールの指定管理者制度導入」について、平成18年度から制度の導入がなぜできなかったのか質しましたところ、温泉プールと併設のトレーニングセンターについては一体的な取り扱いのなかで指定管理者制度の導入について検討してきている。建設年度が昭和62年度で約20年が経過し、老朽化が進んでいる状況である。

指定管理制度に向けては専門部会で検討してきたが、施設の老朽化の事実と、管理費が年間2,100万円程度かかるが、使用料収入が年間430万円程度であり、民間のメリットがどれくらいあるか危惧される。また、本町は「水泳の町」という特色も歴史的にあり、民間に完全に移行した場合、水泳の競技力を高めて行くということが削がれる面がないかという懸念がある。また、建設時の補助金関係の取扱いがどうなっていくのかということも問題としてあげられる。

このような現状と課題を検討していくなかで、制度を導入するということまで整理がつかなかった。18年度にもう少し調査・検討を進めたいと考えている。

老朽化の問題については、大規模改修をして制度へ移行するということは財政的に難しいと考えている。必要に応じ補修で対応したいとのことであります。

次に、「町民センターつるだ荘」について、施設の老朽化の問題を含め、今後の施設のあり方について質しましたところ、危険性という点からは、特殊建築物定期検査を3年ごとに受けており、構造的には大丈夫だとされているが、老朽化については、雨漏り等の補修が必要な面がある。また、温泉の泉温が低く、加温しながら運営せざるを得ないことから、燃料代がかかるという課題もある。

こうした施設の現状から、旧鶴田町でこれまで取り組んできた町民センターつるだ荘の役割は、合併したことにより基本的に役割を終えた。宿泊施設をどうしても残さなければならないという義務もなくなった。災害等により大規模な修理が必要になったとしても、補修しながら続けなければならない必要性も薄れてきたと考えている。

ただ、身近にある温泉入浴施設という点で、地元ではできるだけ続けてもらいたいという希望がある。

現在、指定管理者に鶴田振興協会を指定しているが、経営をしていけるのかどうか非常に微妙であるとのことから、今回の指定期間を1年としている。無償譲渡の件については、譲渡を受けて当面の経営は考えるとしても、あとの解体の責任が出てくるとなると、とても受けられないということであった。

このような状況であることから、指定期間の1年が経過した段階でまた意思を確認し、建物

の状況を見ながら、更新するかどうか廃止も含め慎重に検討しなければならないと考えているとのことであります。

次に、「子育て支援」について、町の重要課題として取り組むべきと考えるが、具体策はあるのか質しましたところ、今回提案している議案、そして18年度の予算的なものからすると、子育て家庭に対する直接の支援という点では減額的な部分が出てきて申し訳ないという気持ちを持っている。これは財政が非常に逼迫しているなかで、予算配分をどうするかという総合的な考えのなかでの結果である。

子育て支援は、子供を増やしたいという少子化対策の一つであり、「子供が増える環境づくり」と「子供を育てやすい環境づくり」の2つがあると考えている。若者の定住を促進するなど子供が増える環境づくりと、教育・医療関係など子育てをしやすい環境づくりを総合的に推進していく必要があると思っている。

今回提案している総合振興計画のなかでも、少子化対策を重点プロジェクトとして採り上げ、子育て支援という文章表現もしているところであるが、少子化対策を含めた意味で18年度は企業誘致・定住促進対策に力点を置いて取り組み、子育て家庭の金銭的支援については、本町の財政状況や国の少子化対策の動向を見ながら、来年度はまた十分検討したいとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ここでお知らせします。17番、日高議員から本日の会議に途中退席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

ちょっとお伺いしますが、4ページの歳入予算の13款2項6目保育料の督促手数料について、当局の説明が「期限までに納入されなかった場合は翌月に督促を行い、3カ月後に督促状を出している」ということになっていますけれども、これは町の条例に違反している可能性はないんですか、私の間違いかもしれませんけれども。

町の条例にいきますと、納期内に完納しないときには期限後20日以内に納付の期限を設定して、督促状を出すとなってるんです。片一方で、私たちは総務委員会の2款2項の徴税費で、滞納整理指導官を配置しての徴税効果について質したところ、4,700万円ですか差し押さえしたり片一方ではそうして的確にやっていると。ただ、経済状況はこうしてリストラになったとかいろんなことがありますから、いろんな問題があると思うんですけれども、その辺の質疑がなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

先ほどの麥田議員の質問でございますが、４ページが一番下の段、翌月ということでございますが、委員会の報告といたしましては、概要を申し上げた上で、内容としては２０日以内とらえてもらえばありがたいと思います。

以上です。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○麥田 博稔議員

大事な問題なので、ちょっと当局のほうにも質しておきたいと思うんですけれども、議長の発言の許可をいただきたいと思うんですが、ダメですか。

○議長（濱田 等議員）

委員長に対して質問をすると、質疑をするということですから、この際ひとつ御理解ください。

○麥田 博稔議員

はい。それでは、委員長にお伺いいたします。

やはりこの督促を、いまわかりました。それで３カ月後に催促状を出しているということですが、やはり条例ではここでピシッと決まって、先ほども言いましたけれども滞納整理官等を、くどくなりますが、してやってる。私も前監査委員をしてるときに何回も指摘もしたことはあるんです。やはり条例どおりにピシッとやらないと、片一方では条例どおりに条例をたててある。片一方でそういうのが出てくると。そうすると「あん人のときは来んかったけど、あたいげんときにはもうすぐ来た」とか、やはりそういう問題がありますので、公平感とか一体感のためにはやはりそういうのを、委員長にお願いですけれども、委員会の場でやはり質していただいて、そして指摘もしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も、一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重なる審査を行った結果、「議案第２３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」「議案第４６号 平成１８年度さつま町一般会計予算の関係分」「議案第５３号 平成１８年度さつま町水道事業会計予算」「議案第５４号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計予算」以上の議案４件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第３２号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」「議案第３３号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」「議案第３４号 さつま町杵野農村広場の指定管理者の指定について」「議案第３６号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」「議案第３７号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」「議案第３８号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」「議案第４１号 さつま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定についての関係分」「議案第４２号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者の指定につ

いて」「議案第43号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」以上の議案9件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第23号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、宮之城東谷団地住宅12戸の完成による戸数変更と広橋団地2戸を用途廃止しようとするものであります。質疑のなかで、広橋団地の用途廃止による入居者移転の状況について質しましたところ、4月1日付けで一般住宅の別府原団地に移転することになっているとのことであります。

次に、「議案第32号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「つるだ特産品出荷協議会」を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑のなかで、「つるだ特産品出荷協議会」の収支状況について質しましたところ、平成16年度決算で11万2,000円の当期純損失であったとのことであります。

次に、「議案第33号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、「さつま特産品直売所利用協議会」を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑のなかで、同様の施設である「つるだ特産品販売所」と「さつま特産品直売所」で指定期間に違いがあることについて質しましたところ、この施設は平成9年度に設置され、当時8,000万円から9,000万円の売り上げがあったが、現在では6,000万円台と大きく落ち込んでいる。今後、高規格道路などの道路交通体系の変化により、売上げの減が懸念されることから、3年間としたとのことであります。

次に、「議案第36号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「白男川区公民館」を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑のなかで、「白男川紫陽館」の収支状況について質しましたところ、平成16年度末で447万6,875円の積立金があるが、これには施設の修理費及び更新費に充てるための地元積立金327万6,875円も含まれており、大きな黒字とはなっていないとのことであります。また、宿泊については、スポーツコンベンションタウンということもあり、さつま町白男川紫陽館条例第6条第2項の規定を適用し、合宿だけを受け入れているとのことであります。

次に、「議案第37号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「さつま農業協同組合」を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑のなかで、指定管理料が予算計上されていないことについて質しましたところ、合併浄化槽の維持管理及びトイレ清掃業務の委託料と施設使用料を相殺することになることから指定管理料は予算計上されていないとのことであります。

次に、「議案第38号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

今回、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間、「さつま町梅振興会」を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑のなかで、指定期間が1年間となっていることについて質しましたところ、今後、二次加工施設の誘致に向けて梅振興会の組織体系が変わることが予想されること、また、二次加工工場建設に当たっては、進出企業から、施設引き取りの

話しがあることから、1年ごとの更新にしたとのことであります。

次に、「議案第43号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、協同組合「特産品フレッシュ宮之城」を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑のなかで、「特産品フレッシュ宮之城」が設置目的にある伝統工芸の伝承、継承まで出来るのか質しましたところ、宮之城伝統工芸センターが開館以来20年になるが、多いときで年間6万8,000人あった入館者数も昨年は1万8,000人まで落ち込んでいることから、竹細工だけでなく町内にある伝統工芸について「特産品フレッシュ宮之城」の持っているノウハウを最大限に活かして交流人口及び経済効果の増を図るとのことであります。

次に、「議案第46号 平成18年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、6款、農林水産業費についてであります。農産園芸振興費のなかで、食の安心、安全の付加価値を付けるため、「かごしまの農林水産物認証」の取得について質しましたところ、現在、イチゴが鹿児島ブランドの指定を受け、また、新生地区の「温州ミカン」が平成17年12月に「かごしまの農林水産物認証」を取得している。現在、新生地区の「かごしま早生」についても、平成18年度中の取得に向けて努力をしているとのことであります。このほか、トマトなどについても認証取得に向けた取り組みを今後も行っていきたいとのことであります。

畜産関係であります。繁殖雌牛更新対象を5歳以上の母牛としているのか質しましたところ、高齢牛の子牛については発育、肉質が落ちることから8歳以内での更新が望ましいとの肥育農家からの声もあり、5歳以上の低能力牛を更新対象とした。また、更新に当たっては、自家保留を中心に推進していきたいとのことであります。

耕地関係であります。県営土地改良事業費のなかで、中山間地域総合整備事業により薩摩地区の整備が計画されているが、宮之城地区、鶴田地区及び薩摩地区の水田整備率について質しましたところ、宮之城地区が95.2％、鶴田地区が82.6％、薩摩地区が73.1％とのことであります。

次に、7款、商工費についてであります。虎居町のアーケード撤去後の商店街の基本的な概念について質しましたところ、街路灯の設置や商店街に合った景観づくりが求められるが、地元としても実施するとなると、店舗改装などに資金が必要となることから、詳細については今後、地元と協議していくとのことであります。

次に、8款、土木費についてであります。道路維持費のなかで、道路補修材料は本庁、両総合支所間でどのような使い方になるか質しましたところ、作業班による側溝改良、舗装等に使用し、総合支所の一部についても本庁の作業班が補修等を行うなど本庁、両総合支所間で連携をとり進めていきたいとのことであります。

次に、「議案第53号 平成18年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。質疑のなかで、組織体制の見直しにより本庁に一元化していくとのことであるが、夜間の漏水、断水への対応など生活に密着した水道事業の保持ができるのか質しましたところ、平成18年度から直轄方式にし、平成19年度からの本庁方式への移行に備える。平成18年度中に漏水、断水等の監視も本庁及び総合支所で出来るようにし、住民に影響がないようにしていきたいとのことであります。

次に、「議案第54号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてであります。質疑のなかで、営業収益を上げるための対策について質しましたところ、料金改定をして初めての年度でもあり、料金収入の確保が平成18年度経営において大きな課題である。給水受益者に

料金改定を理解してもらうためのチラシを2月に配付した。また、値上げとなる大口受給者の水道離れが生じてくると経営にも大きな影響がでてくることから個別訪問をしながら理解を求めている。未加入者については、引き続き加入促進を図っていくとのことであります。

最後に、次の3点については、町長の見解を求めたところであります。

まず、第1点目は、「担い手育成と集落営農組織の育成について」であります。平成19年度から品目横断的経営安定対策が導入されるが、集落営農等におけるリーダーの育成について質しました。この問題については、ワンフロア化した推進室を役場内に設置し、推進を図ることで農協と協議をしている。集落営農組織の育成については、リーダーの育成が必要であることから一ツ木、神子、久富木、園田、白男川及び時吉の6地区において集落営農育成確保緊急支援事業を導入し、リーダー育成を図ることにしている。今後、重点地区として20地区を目標に推進を図っていききたいとのことであります。

次に、第2点目は、「指定管理者制度についての今後の考え方について」であります。指定管理者制度により施設の管理を行うが、今後、施設の譲渡又は廃止の考え方について質しました。今回は、本年の9月までに指定管理者制度を推進しなければならないことから、関係課で調整しながら指定管理者の選定を行っているところである。先ずは、これを精一杯進めてみるということが前提になるが、指定管理者という形のなかで、老朽化によって維持管理費、修繕料等が高くなっていくようであれば、その段階で判断をせざるをえないが、管理をやってみたいという方がある限りはできるだけ施設を活用してもらいたいと思っている。また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」もあることから、譲渡又は廃止の判断をしなければならないとのことであります。

次に、第3点目は、「業務委託の在り方について」であります。平成18年度の委託料関係の予算審議において、専門的知識を有する職員が多数いることから、策定委託している業務を職員でやることはできないか質しました。基本的にマンパワーを出来るだけ活用したいということを職員にも伝えている。これからも清掃業務の委託していた部分、あるいは災害などの簡易的な工事にかかる設計の委託など職員で出来るものは職員で行うということを基本にしていきたいとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議題となっております議案41件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、「議案第2号 さつま町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」から「議案第5号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」まで、「議案第12号 さつま町町民センターつるだ荘条例の一部改正について」、「議案第14号 さつま町定住促進住宅団地の貸付等に関する条例の一部改正について」から「議案第24号 さ

つま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」まで、「議案第26号 つま町観音滝公園等の指定管理者の指定について」及び「議案第27号 つま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第29号 つま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」から「議案第34号 つま町柊野農村広場の指定管理者の指定について」まで、「議案第36号 つま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」から「議案第38号 つま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」まで、「議案第41号 つま町郷土文化保存伝習館等の指定管理者の指定について」から「議案第44号 つま町ガラス工芸館の指定管理者の指定について」まで、「議案第47号 平成18年度つま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第54号 平成18年度つま町簡易水道事業会計予算」までの以上の議案39件を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案39件について一括して採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決及び可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立全員です。したがって、ただいまの議案39件については、いずれも各委員長の報告のとおり可決されました。

次は、「議案第25号 つま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。平田議員。

○平田 昇議員

私は、つま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の管理についての議案第25号を可決することに反対です。

まず、これまで私が強調してきたこと、公の施設という名の施設で宴会という営利事業を営むことは違法である。これが1点です。公の施設とは、住民がその施設を直接利用する。その利用そのものが住民の福祉につながるものでなければならないこと。営利の目的で住民の利用に供する施設、例えば競輪場、競馬場が公の施設でないのと同じように、健康ふれあいセンターという施設が宴会という営利事業に利用される限り、公の施設とは言えない。言いかえれば、町民の福祉の向上を目指す条例が明記するこの施設で、宴会という営利事業を行うことはできない。いままで合法としてきたことが、他町でもやっていることだとして、間違いに目をつむってはいけない。間違いは正さないとはいけない。公の施設での宴会という営利事業は、違法である。これが1点。

また一方、民間社会での事業を起こすとすれば、まず自分で施設、店をつくるか、既設のものを買い取るか、または賃借するかなければならない。当然、投資したことになる。投資することになる。借金という負担あるいは賃借料という形の負担が追いかけてくることになる。台風、地震などによる損害も自分持ちである。固定資産税の課税義務も負う。これらは民間業界で共通していることです。しかし、第20号議案で指定を受けた業者は、1,350万円の指定管理料

と５７５万円の補助を受ける。施設に対する投資の必要がない。固定資産税も課されることはない。災害により施設に損害が出たら行政でこれをみる。このように競争する土台が違う業者間の競争での勝敗は初めから明らかである。各事業者が同じ条件のもとで市場競争にかかわり、後は各事業者が持つビジネスノウハウと努力によって勝敗が決まるという本来のマーケット競争原理とは、遠くかけ離れている。

以上２点を理由に、私は議案第２５号に反対します。

○議長（濱田 等議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。川口議員。

○川口 憲男議員

原案に賛成の立場からの討論をいたします。

「議案第２５号 さつま町健康ふれあいセンター等の指定管理者の指定について」、御承知のように、公の施設の管理については民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の縮減を目指すために指定管理者制度の導入が図られようとしています。この施設については新町発足前、発足後と多くの議論が繰り返されてきました。行政は当然のこと、議会としての我々もこの町をよりよい方向へともっていく責務があります。そのための一歩がこの指定管理者制度の導入と考えます。

先ほどの総務常任委員会の審査報告にもありましたが、この施設はプール、レストラン、温泉などの複合施設であり、単独では採算のとれない分野もあります。お互いに影響し合って現状を支えている状況であり、指定管理者自身もある程度リスクを伴ってのスタートであることを認識されているとのことであります。

町当局も、既存民業との競合する点については、より広域から多くの観光客を誘致し、経済活性化に役立てていくために総合振興計画の重点プロジェクトに掲げ、観光、交流資源を活用した交流人口の増大を目指すためのさまざまな取り組みを行い、受け入れ態勢としてもお互いに相乗効果を発揮し、充実・向上していくことを願っている。管理経費についても指定管理者の提案に基づき、平成１８年度町からの支出額は２，０９５万円で、平成１７年度と比較すると７７６万２，０００円の減、平成１９年度は１，０６０万５，０００円の減、平成２２年度は１，３６０万５，０００円の減額となるということです。

こうしたことから、議案第２５号については、原案どおり可決すべきものと考えます。町をよりよい方向にもっていくためにも、ぜひ議員各位の御賛同を賜りますようお願いしまして、原案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。

これから採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数です。したがって、議案第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次は、「議案第４６号 平成１８年度さつま町一般会計予算」について、討論を行います。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立全員です。したがって、議案第４６号は各委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第４２ 「議案第２８号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４２「議案第２８号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第２８号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

本案については、「神子地区コミュニティセンター」の指定管理者に「神子区公民館」を指定し、地域活性化活動の推進に関する業務を行わせようとするもので、指定期間を平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日までの３年間としようとするものであるとのことであります。当委員会では建物の現状を把握するため、現地調査を行い審査を行ったところであります。

「神子地区コミュニティセンター」は、延べ床面積２７９．７７平方メートルの木造一部鉄筋コンクリート平屋建ての建物である。コミュニティ助成事業を導入し、昭和６０年４月に竣工し、現在まで約２１年を経過している。現在、管理を委託している「神子区公民館」と平成１８年３月３日に管理運営に関する仮協定を締結しているとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり、可決されました。

△日程第43 「議案第39号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第43「議案第39号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

建設経済委員長の審査報告を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第39号 さつま町大野活性化センターの指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「大野公民会」を指定管理者に指定しようとするものであります。慎重なる審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり、可決されました。

△日程第44 「議案第35号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第44「議案第35号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第35号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

付託されました議案については、現地調査を踏まえて慎重なる審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「平川郷管理組合」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑のなかで、平川郷の施設の管理範囲について質しましたところ、食堂は平川区公民館が自力で建設し、民間委託をしている施設であり、町としてはこれまで平川温泉とひらかわ屋を一体として管理委託をしており、引き続き同様の管理をお願いしようとするものであるとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり、可決されました。

△日程第45 「議案第40号 さつま町紫尾神の湯ふれ
あい館等の指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第45「議案第40号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第40号 さつま町紫尾温泉神の湯ふれあい館等の指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

今回、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「紫尾区公民館」を指定管理者に指定しようとするものであります。慎重なる審査を行った結果、可決すべきものと決定

した次第であります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

委員長に1点だけお伺いしたいと思います。いままでにもいろいろあったんですけども、指定管理者になってますけれども、もう紫尾区に移譲というんですか、やろうかというような話はなかったものかどうか、その辺の検討はされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

ただいまの質問は、もうこの際、紫尾区に渡したらということだと思うんですが、その件については審議はなされておられません。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり、可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○副議長（木下 賢治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第46「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の 指定管理者の指定について」

○副議長（木下 賢治議員）

日程第46「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」を議題といたします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第45号 さつま町鶴田ダム公園等の指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

付託されました議案については、現地調査も踏まえて、慎重なる審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

今回、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人「ひっ跳べ！奥さつま探検隊」を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑のなかで、設立されて間もない「ひっ跳べ！奥さつま探検隊」を選定した経緯について質しましたところ、鶴田ダムをいま以上に観光地として、あるいは活性化を図ろうと「ひっ跳べ！奥さつま探検隊」が設立されたが、設立以前から鶴田ダム周辺の豊富な緑と水資源を生かした湖面利用の推進などの活動実績もあることから、適任者ではないかという判断をしたとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり、可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第47 「議案第55号 さつま町総合振興計画の策定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４７「議案第５５号 さつま町総合振興計画の策定について」を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

振興計画がこうやって策定されるわけですが、細目については、前からいろいろ意見も出てますように、それから議会のほうからの、総合振興計画の特別委員会のほうからも、町民に計画の具体性が見えにくいといったような指摘もあるわけですが、やはり後で検証するためにも、ここには書かなくても具体的な数字を、交流人口は２００万人と決めてありますから、イチゴとか梅とかそういうことについても各課で具体的な数字をつくって、そして計画の検証ができて、町民にも一年一年公表ができるような体制にもっていただきたいと、要望しておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり、可決されました。

△日程第４８ 「議案第７４号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４８「議案第７４号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第７４号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

これは、さつま町教育委員会委員のうち、西之園智保氏が平成１８年５月９日付けをもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を委員に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第 7 4 号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいまの議案 7 4 号については、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 4 号は委員会付託を省略することに、決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから議案第 7 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 4 号は、同意することに決定しました。

△日程第 4 9 「発議第 2 号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第 4 9 「発議第 2 号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

さつま町議会委員会条例の一部改正についてですが、これについては、さつま町課設置条例の改正により、さつま町議会委員会条例第 2 条の総務常任委員会及び文教厚生常任委員会の所管に係る課の名称の変更をする必要が生じたため、改めようとするものであります。

附則としましては、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で提案の趣旨説明を終わります。

〔木下 賢治議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議 2 号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議 2 号については、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり、可決されました。

△日程第50 「発議第3号 道路整備の促進及び道路財 源の確保等に関する意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第50「発議第3号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

ただいま議題となりました「発議第3号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書を昨年9月関係大臣に提出しましたが、依然として道路特定財源の一般財源化を含めた見直しへの方向性が報じられています。このようなことから、お手元に配付してあります案のとおり、地方における道路の実情と重要性を再認識し、全額道路特定財源を確保し、道路網の整備を一層推進し、道路の計画的整備を進めるよう関係大臣に対して再度意見書提出しようとするものであります。議員諸兄の賛同をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第3号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議3号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第３号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議の提出先は記載のとおりです。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにします。

△日程第５１ 「報告第１号 平成１７年度さつま町土地
開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第４号）
について」、日程第５２ 「報告第２号 平成１８年度
さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算につい
て」

○議長（濱田 等議員）

日程第５１「報告第１号 平成１７年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第４号）について」及び日程第５２「報告第２号 平成１８年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。

報告の内容については説明済みです。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで報告を終わります。

△日程第５３ 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第５３「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２１条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生

ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第５４ 「閉会中の継続調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第５４「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成１８年第２回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時４８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会副議長 木 下 賢 治

さつま町議会議員 高 嶺 実樹雄

さつま町議会議員 木 下 賢 治

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会副議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員